

平成27年第 1 回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成27年第1回伊仙町議会定例会会期日程表

平成27年3月10日開会～3月20日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
3	10	火	本会議	<p>○開会</p> <p>○会議録署名議員の指名</p> <p>○会期の決定</p> <p>○諸報告</p> <p>（1）諸般の報告（議長の動静・経建委員会所管事務調査報告）</p> <p>（2）行政報告</p> <p>○陳情 1件（総務文教厚生常任委員会付託）</p> <p>○承認 2件（提案理由説明～質疑～討論～採決）</p> <p>○報告 3件（第5次総合計画 他2件）</p> <p>○同意 1件（提案理由～質疑～討論～採決）</p> <p>○条例制定、一部改正・補正予算、計画変更、指定管理者指定</p> <p>町道認定 23件（提案理由～質疑～討論～採決）※一部上程のみ</p> <p>○平成27年度施政方針</p> <p>○当初予算議案上程 7件（提案理由の説明）</p> <p>○当初予算審査特別委員会設置、付託の説明</p>	
〃	11	水	本会議 本会議終了後	<p>一般質問（平議員・美島議員・永岡議員・美山議員 4名）</p> <p>○陳情審査（総務文教厚生常任委員会）</p>	
〃	12	木	午前 本会議	<p>（町内各中学校卒業式）</p> <p>○一般質問（牧議員・上木議員 2名）</p>	
〃	13	金	休 会	終日休会	
〃	14	⊕	休 会		
〃	15	⊕	休 会		

3	16	月	委員会	○当初予算審査特別委員会（補足説明～質疑～討論～起立採決）	
〃	17	火	委員会	○当初予算審査特別委員会（補足説明～質疑～討論～起立採決）	
〃	18	水	委員会	○当初予算審査特別委員会（補足説明～質疑～討論～起立採決）	
〃	19	木	休 会	※当初予算審査特別委員会委員長報告作成日	
〃	20	金	本会議	○当初予算審査特別委員会委員長報告（質疑～討論～起立採決） ○委員会陳情審査報告（質疑～討論～採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建委員会） ○閉会	

平成27年第 1 回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成27年 3 月10日

平成27年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月10日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 陳情第1号 「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第5 承認第1号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに組合規約の変更（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第6 承認第2号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第7 報告第1号 伊仙町第5次総合計画の策定（報告～質疑）

○日程第8 報告第2号 伊仙町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の策定（報告～質疑）

○日程第9 報告第3号 伊仙町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定（報告～質疑）

○日程第10 同意第1号 伊仙町教育委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～起立採決）

○日程第11 議案第1号 伊仙町長期継続契約とする契約を定める条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第2号 伊仙町保育の必要性の認定に関する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第3号 伊仙町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第4号 伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第16 議案第6号 伊仙町長等の給与の特例に関する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

- 日程第17 議案第7号 伊仙町行政手続条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第18 議案第8号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第19 議案第9号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第20 議案第10号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第21 議案第11号 伊仙町観光公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第22 議案第12号 伊仙町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第23 議案第13号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第24 議案第14号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）
- 日程第25 議案第15号 伊仙町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第26 議案第16号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第27 議案第17号 伊仙町有機物供給センターの指定管理者の指定（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第28 議案第18号 町道の認定（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第29 議案第19号 平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第30 議案第20号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第31 議案第21号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第32 議案第22号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第33 議案第23号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 日程第34 平成27年度施政方針（町長朗読）

- 日程第35 議案第24号 平成27年度伊仙町一般会計予算（提案理由説明～特別委員会設置・付託）
- 日程第36 議案第25号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（提案理由説明～特別委員会設置・付託）
- 日程第37 議案第26号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算（提案理由説明～特別委員会設置・付託）
- 日程第38 議案第27号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（提案理由説明～特別委員会設置・付託）
- 日程第39 議案第28号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（提案理由説明～特別委員会設置・付託）
- 日程第40 議案第29号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算（提案理由説明～特別委員会設置・付託）
- 日程第41 議案第30号 平成27年度伊仙町上水道事業会計予算（提案理由説明～特別委員会設置・付託）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	當吉郎君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	西吉広君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		
	仲島正敏君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成27年第1回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、上木千恵造君、美山 保君、予備署名議員を永田 誠君、福留達也君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月10日から3月20日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日3月10日から3月20日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成26年第4回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

したがって、主な項目についてだけご報告いたします。

1月16日、平成27年第1回伊仙町定例会全員協議会を開催しました。改選されて丸1年が経過いたしました。町民の皆様からの信託を得た当時と変わることなく、今年も年間を通じて議会活動を活発化させ、町民の福祉向上に寄与することを目的として開催いたしました。

2月2日、伊仙町第5次総合計画第4回策定委員会に出席し、今後の10年間を見通した上で、前期3年、中期4年、後期3年と区切り、時代の変遷や財政計画との整合性を図るため、ローリング方式を採用するなど、計画の随所に工夫された跡が見受けられ、また、地方創生や奄美群島成長戦

略ビジョンとも連動した計画書であるところ、大変評価するところであります。

2月26日、奄美群島広域事務組合会議において、奄美群島の当面する諸問題について審議し、奄美群島の自立的発展に向けた振興開発の推進について、奄美群島振興交付金の拡充や、奄美琉球の世界自然遺産登録に向けた調和のある発展を目指し、さらには、奄美関連予算の確保などに関する審議も行われました。

また、同日開催されました大島郡村町議長の定例会において、役員改選が行われ、新たな会長として、瀬戸内町の安和弘議長、副会長に私が選任されました。

任期は2年間ですが、今後は、本町の発展並びに奄美群島のさらなる活発化を目指す上で、会長を補佐し、議長の役員として、また町村会長である大久保明町長とも連携を図り、奄美群島島民のために与えられた職責を全うしていく決意であります。

今後とも、皆様方のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2月27日、伊仙町水道審議会に出席し、今後の水道行政に関する諸課題について、担当課より具体的な説明がありました。水道使用料の徴収に当たっては、滞納分の徴収に課を上げて努力する姿勢が見受けられました。

以上で、議長の動静等について報告を終わります。

伊仙町監査委員より、定期監査及び平成27年2月分までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善される点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、所管事務調査報告であります。経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（前 徹志君）

経済建設常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

経済建設常任委員会が閉会中に実施した所管事務調査事項のカット野菜市場動向並びに農産物の流通についての調査の経過と結果を報告いたします。

まず、本町における農産物の流通状況について、現在はJAによる共販体制において流通販売している状況が大多数を占めており、流通コストについても、改正奄美群島振興措置法における奄美群島振興交付金を活用した農林水産物移送支援事業において、販路生産拡大等のための戦略産品の移出にかかわる移送費を支援している現状であります。

しかしながら、現下の農産物の販売、流通の出口となる販路が未だに安定、拡大せず、特にJAの共販体制における仕組みについて、昨年の第4回定例会において可決された陳情、JAの自己改革に関する議会の意思に基づき、積極的な販促活動が実施されているかを考慮した場合、生産農家の所得向上に向けた抜本的な改革を断行する必要があると言えます。

また、近年、各自治体により財政支援や人的支援をしているにもかかわらず、効果的な農産物の販売、流通が実施されておらず、特に赤土バレイショの価格においては、鹿児島県よりブランド指定を受けましたが、本来得られるブランド効果が市場において全く反映されておらず、市場価値自

体が年々悪化の一途をたどっていると言えます。

また、バレイショのB級品の取り扱いについても、6次産業の施策は全く機能しておらず、生産すればするほど経営は悪化し、ひいては本町の主産業である農業分野の衰退から端を発し、経済全体がますます悪循環していくことが予想されます。

これらの件について、当常任委員会として流通や加工に関する先進地を調査するため、去る1月28日に熊本県を中心に国内外で青果物の取引やカット野菜の加工を行う株式会社光正を訪問し、今後の市場動向を踏まえた聞き取り調査と現地調査を行いました。

なお、質問事項について、あらかじめ当常任委員会において、総務文教厚生常任委員会、並びに経済課からの質問事項を集約した上で、代表の坂口社主より以下のとおりご教示いただきましたので、質問別にご報告いたします。

1、移送コストについて。中国などを初め、海外業者とも取引されているとのことですが、その際の移送コストについて、どのような形で契約がなされているのかとの質問に対し、輸送に伴うコストとして、博多・門司・下関港までは海外の業者が移送コストを負担しており、それ以降の輸送費は会社負担である。

主に取引されているタマネギについては、中間施設から工場まで25t当たり45万円であり、消費税は外税である。品質保証の点については、中国産は残留農薬検査が徹底されているので、検品の上、合格しないものに関しては、中国へ返品し、経費は中国の企業負担となる。

輸出に関しては、消費税の8%が会社に還元されており、単価が高い品物になるだけ消費税分の収入で商売が成立している。

今後、香港の企業と熊本産の苺を取引する予定であり、JAから苺を買いつけて中間業者を介さずに直接取引することとしている。輸送ルートに関しては、新鮮な状態で翌日香港の155店舗の洋菓子屋に分配する必要があることから、福岡空港から空輸で香港へ輸出するとのこと。

2、現在徳之島から出荷可能な青果物はバレイショがあるが、もし取引していただくとしたら、どれくらいの量が必要であるか。

また、市場として年間を通じて必要とされているのかとの質問に対し、徳之島と沖永良部のジャガイモについては、北海道の残量があるのになぜ早出しをするのか疑問である。

また、コロッケの原料に適した品種についても北海道産が適しており、ニシユタカは水気が多いことから、加工には適さない。また地元で加工する場合や原料輸送する場合においても、コストがかかり過ぎるので採算が合わない。特に、加工して販売する金額から逆算して農家から買い取り価格を考慮したら農家手取りは減収である。

現在、同社で取り扱っているジャガイモにおいても、月5tあるかないかであり、学校給食や弁当業者へ納品しているとのことでありました。

3、カット野菜の工場を徳之島で運営される考えはないかとの質問に対し、運賃コストがかかるため、そのような考えはないとのこと。

4、株式会社光正の概要に関する質問に対して、創業25年目であるが、カット野菜においては22年目である。売り上げは、約6億円を見込んでおり、雇用者数については、社員9名、パート31名の総勢40名で運営しており、人件費については、売り上げの15%以内に抑えるよう、各工場の責任者に指示している状況である。

取引状況については、ニンジンなどの現在安値で取引されているが、契約農家、(農業法人組合)に対しては、契約金額どおりに取引して、農家に迷惑がかからないように心がけている。

ただし、品質や量の問題で不測の事態があった場合は、地元の青果市場より仕入れる場合もあり、特にセブナイレブンへ納品している。ちゃんぽんの具材のキャベツについては、毎日1,500kgから多いときで2,000kg仕入れている状況である。また、量の関係で卸し先の工場での加工が追いつかない場合は、同社で加工して納品する場合もあるとのことでした。

5、この後の青果物の需要動向については、同社の売り上げを参考にすると、タマネギが月に中国産100t、国産50tを仕入れており、主に根物を中心に1,000万円から2,000万円の売り上げがある。

タマネギについては、水っぽい商品は長持ちしないため、乾燥させないと商品価値がない。

そのことを踏まえて、同社としては、熊本県人吉市に2町歩ほどターザンという品種のタマネギを生産し、試験的にJAの空き施設において乾燥機械等を導入し乾燥させている。

このようにタマネギにこだわる理由としては、近年国産品に対する需要が高まりつつあり、このような消費者ニーズに応えるために、企業努力を事前に行っている。

さらに価格面においても、東洋水産のタマネギの仕入れ先が以前はアメリカと国産を利用していたが、アメリカ産の価格が、単価が上昇したため、中国産に切りかえた事例もある。

このことから、国産のタマネギの価格が安定すれば全て国産に切りかえることも考えられる。

また、同社が青果物の流通に関して安定した取引ができている要因として、安全・安心な青果物並びにカット野菜等を販売するための設備投資をしたことで大手企業に認められた。

また、安全・安心な商品を担保するために、取引先に月1回の工場点検も行われているとのこと。

6、カット野菜として、市場に流通する際に品種によって適、不適があるかとの質問に対し、根物関係はカット野菜の原料として適しており、葉物においてはキャベツが適している。

ちなみに、コスモ薬局が熊本に進出する際に、1袋50円でカット野菜を販売する旨の依頼があったが、コストを考慮して断った。衛生面においても、スーパーなどに納品した場合、保健所の抜き打ち検査があり、工場で検品して合格しても何らかの理由で大腸菌などが検出された場合、工場自体が指導や操業中止となるため、それらを勘案して、一般向けから企業向けの方針転換を行ったとのことでした。

7、同社の抱える今後の課題に関する質問に対しては、人材育成が課題であり、機械を導入しても、機械を操作する人材がいなければ意味がないとのことでありました。

その他、事項としては、ショウガの取引についてのお話があり、清水物産株式会社に相談したところ、取引に関して相談に乗っていただけるとの情報提供がありました。

以上を踏まえて、以下のとおり提言いたします。

1、農業立地町として、今後基礎となる伊仙町農業振興計画をもとに、農家所得向上の推進に積極的に努めること。

2、基幹作物への影響を最小限にとどめるため、自然災害や病害虫に関する対策を強化し、推奨品目や新品種等に関する指導を徹底すること。

3、農家が安心して農産物を生産できるよう、関係各団体と連携し、販売戦略の協議を行うこと。

4、上記3点の提言に鑑み、農家救済策に検討し、財政支援については、行政だけでなく、各関係機関との協議を行うこと。

以上、4点について町執行部へ提言いたしますが、農業立地町として、農家の所得向上なくして、町政発展はなし得ません。さらに、財政状況の悪化は、年々深刻化していくことが予測される中、改めて財政健全安定化に向けた合理的かつ効果的な一石を投じることを大きく期待し、所管事務調査報告といたします。

平成27年3月10日、経済建設常任委員会委員長。

○議長（琉理人君）

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

お手元の資料にありますとおり、去年12月議会以降の主な項目について補足説明をしていきたいと思います。

12月19日に鹿児島県主催の奄美離島航空路線協議会がございまして、これには、県の企画部長、JAL、JAC、RACの責任者が参加いたしまして、バニラ航空についての報告等、そして、これに関しまして、沖永良部、与論の首長のほうから、アクセスが全くできないという状況に対する対応の要請がございました。またRACと奄美、与論間の沖振事業の今後の活用を要望したところでございます。

12月22日に、徳之島かんかんファームの関係者の一行が来町いたしまして、2期工事等についての意見交換会がございました。

年明けまして1月5日、成人式におきまして、79人の新しい新成人の方々の式典がございました。

1月8日に、徳之島3町におきまして、徳之島ビジョンが島田城のオープンを行ったところでございます。

1月11日に、これは初めての試みでありますけれども、新しく30歳になる方々が、3町合同の三十路の成人式を行いまして、島にいらっしゃる方々が、今後連携をとっていくという新しい試みが生まれました。

1月15日に、衆議院選挙のためおくれておりました27年度予算が決定いたしましたので、朝山市長とともに自民党奄振委員会に参加して、お礼と要望を行ってまいりました。

1月16日におきましては、奄美群島市町村会を緊急開催いたしまして、地方創生と、それから奄美群島の成長戦略ビジョンの整合性について議論をいたしまして、そして島ごとでの骨格策定の提案がございました。

1月20日に、鹿児島県町村会理事会で、青森県のリンゴジュースでまちおこしをしている板柳町の視察を行いました。

1月22日、出張の合間を縫って、全国町村会長の藤原会長が頑張っている奇跡の村と今評価されております長野県川上村を視察いたしました。

1月26日から、今回は奄美・やんばる交流推進協議会が最北端の国頭村で開催されまして、世界遺産との、奄美・やんばるの連携強化を約束してまいりました。

翌27日には、奄美群島、奄美市にドクターヘリが今回配備されるという状況の中で、沖縄の浦添総合病院、南部医療センター、そして、沖縄県庁、そして、陸上自衛隊を表敬訪問いたしまして、今後とも沖縄県のドクターヘリの継続を要望いたしました。

1月29日には、これは台風で延期されておりました知事含め県の幹部と町村長の振興促進懇談会の中で、財政問題とドクターヘリについての2つの医療問題についての要望を行ったところであります。

1月31日、これは、今後の鹿児島県の僻地離島医療対策といたしまして、市町村長と医師会、鹿児島大学の教授陣との初めての意見交換会がございまして、今、僻地離島医療の医師を養成するための地域枠の研修生、生徒たちがしっかりと僻地離島に赴任できるような体制を強化していくということでありました。

先ほど、議長からもありましてとおり、2月2日には伊仙町第5次総合計画の最終審議会がございまして、今までなかったぐらい、かなり突っ込んだ議論をした中での計画書の作成が決定いたしました。また、同日は、春植の出発式がございまして、4年連続のサトウキビ不作に対する危機感と、そして春植の増進を出発式でいただいてまいりました。

2月3日は、農業振興計画の策定委員会、第3回が行われまして、最終、第4回をもちまして、これも50億達成に向かったの細かい形での計画が今回はつくられていくと思います。

2月4日、先ほど申し上げました全国町村会の藤原会長と、地方自治の最先端でいろいろ意見をなさっている、お2人の方々の講演がございまして、徳之島3町の課長、課長補佐が合計80人ほど、この講演に参加いたしまして、大変好評でありました。

2月6日には、議員大会で、平土野の今後の改修等の要望がございました、また、地方創生本部の佐村知子様が来町いたしまして、地方創生についての勉強会がございました。

2月17日に、鹿児島県市町村会離島振興協議会において、瀬戸内海を巡回して回る診療船済生丸に乗りまして、瀬戸内海の離島医療を視察してまいりました。

その視察を活用いたしまして、2月18日に兵庫県の豊岡市長に表敬訪問いたしまして、この豊岡市にありますコウノトリ但馬空港と、出雲の縁結び空港、徳之島子宝空港の連携を電話では申し込

んでおりましたけれども、大変前向きな発言をいたしまして、襟裳市長とも電話で会談いたしたところでございます。

2月22日に、鹿児島大学でセミナーにパネリストとして参加いたしまして、今後、大学がいかに関域貢献していくかということで、そのフィールドを奄美群島で行っていただきたいというふうな要望も行いました。

2月24日に、鹿児島県町村会定期総会において、前総務事務次官でありました岡本保様を講師としてお招きして、地方創生についての勉強会も行いました。

2月26日、大島郡町村会、そして各種協議会議長との合同会議がありました。先ほど議長から報告があったとおり、安議長会会長、そして伊仙町琉議長が副会長ということで、選任されました。

3月7日に自由民主党の党大会の一環といたしまして、例年行っているシンポジウムに全国から3人の方が推薦されまして、私も伊仙町が出生率日本一ということで頑張っているということなどの報告を依頼されまして、この中で、小規模校を存続するために、小規模校周辺に住宅を建設していくということの経過と、それから、高齢者祝い金を子供の出生祝い金に回すということなどを中心に、伊仙町の取り組みを報告しました。

この小規模校を存続するという点に関しては、全国の方々、大変強い思いがありまして、伊仙町の取り組みに非常に目からうろこが落ちるような形になったということで、多くの方々がこの点に関しては、非常に強い関心を持っているということが明らかになったところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第1号 「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議」の採択を求める陳情書

○議長（琉 理人君）

日程第4 陳情第1号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議の採択を求める陳情書を議題とします。

平成26年12月定例会閉会后、これまで受理した陳情は、陳情第1号の1件のみです。

お手元にお配りしたとおり、陳情第1号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回決議の採択を求める陳情書については、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第5 承認第1号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに組合規約の変更

○議長（琉 理人君）

日程第5 承認第1号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同

組合の共同処理する事務の変更並びに組合同規約の変更について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成27年第1回伊仙町議会定例会に提案いたしました承認第1号、及び第2号についての提案理由の説明をいたします。

承認第1号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

承認第1号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について補足説明をいたします。

地方自治法286条第1項の規定により、平成27年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、肝属東部衛生処理組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部にかかわる組合市町村を変更することに伴い、同組合同規約の変更を地方自治法179条第1項の規定に基づき、平成27年2月25日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第1号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更を採決します。

お諮りします。本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更は、承認すること

と決定しました。

△ 日程第6 承認第2号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第6 承認第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

承認第2号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。
ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（益 一男君）

伊仙町税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。
この条例改正は、納期限後の納付または納入による税金または納入金に係る延滞金の率に対しての第19条中「14.6%」を「9.1%」に、「7.3%」を「2.8%」にそれぞれ改めるものであります。
ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第2号について、質疑を行います。

○9番（明石秀雄君）

確かに、179条においては、専決処分ができるというふうになられておりますけれども、96条では、議会の議決事件に、とされております。179条の町が客観的にこれを専決する理由というのは、客観的にあるのか、ご説明をお願いします。

○税務課長（益 一男君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。
各年の特例基準割合の告示が1月1日を基準でございますので、専決処分に至った次第でございます。

○9番（明石秀雄君）

議会が開会できない客観的な理由です。2月5日には、議会は、私は開催できたと思いますし、専決ができる理由の中に議会が議決しなかったとか議会が開会できない緊急を要する場合ということが特定されているんです。特に税条例のような町民全体に影響のある問題については、できるだけ議会を開会し、議論をして議決をすべきではないかと思われるんですが、本当に議会が開会できなかったのか、ご説明をお願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

確かに、明石議員の指摘するように専決する場合は、議会が開会できなかったとか、あと緊急を要したとかいうことになるんですけども、今回、2月5日に専決処分してあります。あと、承認いただいた第1号に関しましても、してございまして、これからしっかり議会ができない理由というんでしょうか、結局は、1件出ても議会が専決をしていけないというものであれば、1件でもあるときに議会を招集して、しっかり対応してまいりたいと思います。

○9番（明石秀雄君）

専決をしてしまってから、これ言っても効果には何も影響はないんですが、ぜひ、こういう問題については、議会で議論をして、町民にも納得できるような環境をつくっていただきたい。

それともう1点、この条例の施行はいつなのか、これを見る限りでは、我々にはわからないんですが、いつなのか、ご説明いただけますか。

○税務課長（益 一男君）

この条例の施行は、平成27年1月1日でございます。

先ほど申しましたように、各年の特例基準割合中の告示が1月1日から同年の12月31日までとなっておりますので、訂正をいたします。よろしくお願いをいたします。

○9番（明石秀雄君）

この条例には施行日は書かなくてもいいんですか。

○税務課長（益 一男君）

附則において、この条例は、平成27年1月1日から施行するということに、訂正をしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○9番（明石秀雄君）

それで、出されてないと、これ有効ですか、この条例が。休憩をして、指導受けてください。

○議長（琉 理人君）

しばらく休憩をします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時04分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（樺山 誠君）

今回、伊仙町税条例の一部を改正する条例に関しまして、施行日等が抜けていたということでございますけども、これに関しまして、これからこのようなことがないように、しっかりチェックしながらやってまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

承認第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は承認することに決定しました。

△ 日程第7 報告第1号 伊仙町第5次総合計画の策定

○議長（琉 理人君）

日程第7 報告第1号、伊仙町第5次総合計画の策定についてを議題とします。

報告第1号について、報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第1号は、伊仙町第5次総合計画を策定しましたので、報告をいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○企画課長（池田俊博君）

報告第1号について、第5次伊仙町総合計画策定について補足説明をいたします。

伊仙町では、平成17年から平成26年度まで町政運営の指針として、町民がまちづくりの主体という理念のもと、健康長寿癒しの伊仙、第4次伊仙町総合計画を策定し、健康で生きがいのある豊かな地域社会の形成を目指して、施策事業を推進してきました。

本町を取り巻く社会環境は、少子高齢化の急速な進展に伴う全国的な社会問題により、大きく変化してきており、その変化に対応する柔軟性が求められてきており、近年、国の重点施策となった地方創生の推進により、地域の活性化策を講じ、問題解決を実行する能力も自治体に求められています。

このような時代背景の中で、雇用、定住、所得増に挑戦する活気あふれるまちをキャッチフレーズとし、さらに、町の将来像である保健、医療、福祉が充実し、赤ちゃんからお年寄りまで、健康に暮らせる町、農業の振興を中心に産業が立ち上がる町、世界自然遺産定住促進に取り組み、交流

人口を増やす町の実現を目指して、町政全般にわたる施策を実行していくため、第5次伊仙町総合計画を策定しました。

この計画をこれから10年間のまちづくりの指針とし、これに基づいた各種施策の推進を官民一体となって積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

町議会並びに町民の皆様にご理解をいただき、計画実行に際しては、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（琉 理人君）

報告第1号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

第5次伊仙町総合計画について質疑、要望と思いますけども、行いたいと思います。

今、企画課長のほうから説明があったとおり、第4次長期計画が、17年度から26年度まで立てられておりました。

この結果から、また今後の10年の総合計画が策定されるわけでありましてけれども、この10年でこれらを有効活用した様々な取り組みを行い、着実に成果を上げているというふうに書いてあります。文書で書くのは非常にたやすいことでもあります。実行することは非常に難しいことでもあります。

私は、第4次計画においてこの伊仙町がこの成果が上げた、一部上げられた点もあると思いますけれども、成果の上がった部分だけを非常に取り上げる、大体的にも評価されているとか、よく言いますけども、深く根をおろして考えれば、私は、この成果というのは、町民全体への経済効果があって、そして町民が潤うことが私は成果だと思っておりますので、この10年計画、5カ年計画が27年度から36年まで実行されるには、長期、中期、適宜見直しながら、いけば毎年その計画に沿った実効性があるのかどうかということを確認しながらやっていくのが、私は計画だと思っておりますので、そのことを踏まえて、また議会にも報告ができるように希望しております。

○町長（大久保明君）

要望でございますけれども、今、美島議員が話したとおり、10年間、前期、中期、後期等でのチェックということは必要でございます。

この策定委員のメンバーを継続して、これは、今後毎年1回、費用対効果などを検証する場を持っていくか、数年に1回などは、今後とも検討していくことが、着実に実行しているかどうかをしっかりと具体的に検証することは、大変重要だと思っております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○3番（牧 徳久君）

今、美島議員からも質問がございましたが、以前、一般質問でも私がしましたとおり、この計画においては、非常にすばらしいものができておりますが、10年すれば一昔ということになりますの

で、順次、5年ごと、これを見直して、するという一般質問の報告もありましたとおり、ぜひこれを実現していただきたいと思います。

それと、今配付されたこの資料が完成版なのか、これをもっと手を加えて校正するのかお伺いしたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

牧議員の質問にお答えします。

見直しに関しては、前期3年、中期4年、後期3年という形で、各期に総合計画策定委員と、また審議委員等に諮問をし、諮っていきたくと思っています。

また、この今の冊子は、写真と、そういう訂正等は少しございますので、またこれが3月の末までには完全に完成版ができてきますので、そのときにはまた議員の皆様の方にも配付し、参考とさせていただきますと思います。よろしくをお願いします。

○3番（牧 徳久君）

なぜかと申しますと、例えば、これを見ますと、空白のところが多々見られると、あちこちに、これがもったいないというか、ここに写真を取り入れるなど、工夫もできるものだと思いますが、こういった考えと、再度これを読み合わせしていただきたいということは、例えば58ページの写真の説明書きですが、土砂流出防止ということを描いてありますが、これは流失の間違いと思いますが、こういった字の再度点検、もう1カ所どっかあったと思いますが、こういったのを再度確認して、これを製本、印刷に回していただくようご要望いたしたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

今、現在においても校正関係、チェック関係をやっております。また、写真関係においても、こういった写真が有効な効果があらわれるのか、その写真のほうの訂正等も考えております。

また、写真の説明書き等、抜けているところもございますので、そのほうにおいてもまた、写真の説明書きと、また字句の訂正と、これからやっていきたいと思います。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

この総合計画も非常によくできているということは今、さっきの同僚の皆さんからもお話があったんですが、今後、財政状況が非常に厳しくなっていくという中で、今、私の手元には、平成の21から35年度までの財政状況の見通しというものを見てるんですが、普通建設事業が27年度、28年度がちょっと大きくなるんですが、その後が29年度あたりからずっと減っている、あとは同じ額で下がってきてるんですが、この計画つくるときに財政と裏づけはちゃんととってあるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。お伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

この財政との関係ですけど、これは審議委員会のほうからもありまして、財政とちゃんと裏づけ

をとり、整合性を持って計画を立てなさいということで、事務局として財政担当課と協議をし、この計画を作成してございます。

○9番（明石秀雄君）

財政との整合性はとれているということでもありますので、非常に膨大な量の計画を今、どこが悪いとか、いいとかいうわけではありませんけれども、ぜひ、毎年度検討し、評価をしながら、今後の活動については十分な注意をして、財政の負担かけないような状況を勘案しながら今後進めてほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○企画課長（池田俊博君）

各年度の当初予算編成作業の時点において、また財政課とも調整をしながら、この総合計画が推進できるように、またこれからやっていきたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

報告第1号、伊仙町第5次総合計画の策定について、これで終結します。

△ 日程第8 報告第2号 伊仙町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の策定

△ 日程第9 報告第3号 伊仙町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定

○議長（琉 理人君）

日程第8 報告第2号、伊仙町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の策定、日程第9 報告第3号、伊仙町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定の2件を一括して議題とします。

報告第2号から報告第3号までを一括して報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第2号は、伊仙町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画、報告第3号は、伊仙町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画をそれぞれ策定いたしましたので、報告をいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、報告第2号、伊仙町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の策定についての報告をいたします。

この計画は、平成27年から平成29年度までを期間とする伊仙町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画を策定したので、ご報告いたします。

目的として、障害者基本法第11条第3項に基づく伊仙町障がい者計画に関する基本的な計画の策定及び障害者総合支援法第88条に基づく伊仙町障がい福祉計画に関する基本的な計画を策定するとされております。障がい計画の基本事項の検証及び相互調整、必要なサービス量や必要な事項の策定などであります。

策定委員構成は、福祉関係者、識見者、議会議員とし、今回は特に鹿児島国際大学地域総合研究所高橋信行教授をオブザーバーとして、策定委員会を組織し、徳之島3町合同でアンケートや研修会、意見交換会や必要事業量分析を行ってきました。

その結果、皆様に配付してあります計画書でありますけれども、概要を申し上げます。

計画の基本理念について、これまで、障がいがある人など、全ての人々が社会の中で普通の生活や活動ができるようなノーマライゼーションの理念に基づき、お互いが支え合い、生き生きと暮らせる施策の推進に努めることから、障がいのある人もない人も共に生きる島づくりを基本理念としました。

伊仙町障がい者計画基本目標として3つうたっております。

一つに、安心して生活できる支援体制づくりとして、各障がい、これは3障がいになります。

精神、知的、身体です。各障害の特性を十分考慮し、障がいの起因となる疾病の予防や早期発見、リハビリに関する健康維持を目指した保健医療サービスの充実。

2点目、自立と社会参加の促進として、障がい者が適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう目指す。

3つ目に、人にやさしい地域社会づくりとして、障がいのある子供も一人一人の個性を尊重し、適した教育が提供できる体制の充実。

以上の3つの柱に主として作成いたしました。伊仙町は障害福祉計画についてですが、サービス提供における基本的方針は、国の基本的理念をもとに、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定と自己選択の尊重、市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施、地域生活履行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備等に配慮して、障がい福祉計画を作成いたしました。

よろしくご理解をお願いしたいと申し上げます。

続きまして、報告第3号、伊仙町高齢者福祉計画及び第6期介護保険計画の策定に補足説明いたします。

皆様のほうには、概要版ということで配付してございます。差し替えするには一部字句修正があるため、本議会中で完成する予定にしておりますけれども、完成次第に皆様のほうに計画書を配付したいと思っております。

平成27年から平成29年までを期間とする伊仙町高齢者福祉計画及び第6期介護保険計画を策定したので、ここにご報告いたします。本計画は、老人法第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定による介護保険事業計画として策定することを義務づけられた法定計画で

あり、上位計画との整合性を保ち、一体的に策定するものです。

また、県の地域包括ケア体制整備構想、医療費適正化計画、医療計画その他の法律の規定による計画であって、要介護者等の保健、医療または福祉に関する事項を定めるものと、調和が保たれたものとする事となっており、3年を1期とし、平成27年度初年度とする平成29年度までとなっており、また、2025年の団塊世代が押し寄せる介護保険も見据えながらの計画としました。

概要版についてご説明いたしますが、この中で、計画の中で保険税が出てきますけれども、これは、後ほど議案第13号において提案してございますので、その中で触れさせていただきたいと思っております。

概要版は皆さんのほうに17ページのつづりがありますけれども、この中に計画書の概要をうたっております。計画策定の趣旨、地域包括ケアシステム構築の方向性、そして計画の体系、あと介護予防日常生活支援総合事業、この日常生活総合事業が本年の4月1日から施行されます。この事業については、平成30年度までを計画するという事になっておりますけれども、徳之島3町においては、日常生活総合事業をまず取り入れるということで、県下でも、進んでいるというふうの評価を受けております。

この総合事業については、4ページから6ページのほうに書いてございますけれども、一般介護予防事業についての取り組みとか、事業についての説明であります。

8ページについては生活支援サービスの体制整備ということで記載しております。

あと、9ページに書いてあります在宅医療、介護連携の推進なんですけれども、在宅医療、介護連携についても、病院にいる方たち、医療関係のところが将来的には地域に帰ってくるという事業の推進の中です。

これも平成30年度には、市町村が主体となって推進する事業となっておりますので、今、在宅医療関連については、医療機関と福祉関係、について今協議を行って、来るべき2025年度問題も見据えながら進めていくということになっております。

在宅医療、他にまた認知症の施策ということで、近年、認知症の方、増えているということで、10年後には700万人に達するという事、今の状況の2倍の方が認知症の発症するのではないかとということで危惧されております。

これについても、介護保険の中で、また包括支援センターの中で事業を推進して認知症に対する施策を進めていきたいと思っております。

11ページからは保険については、先ほど申し上げたとおり、議案13号のほうで条例改正があります中で、その中でまたご説明いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

報告第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

報告第2号、伊仙町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の策定について、これを終結します。

報告第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

報告第3号、伊仙町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定について、これを終結します。

△ 日程第10 同意第1号 伊仙町教育委員の選任

○議長（琉 理人君）

日程第10 同意第1号、伊仙町教育委員の選任について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

同意第1号は、教育委員1名の欠損に伴う補充でございます。

新たに、教育委員の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により選任いたしたく、提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

同意第1号、教育委員の選任について補足説明をいたします。

伊仙町教育委員として、住所が伊仙町大字犬田布426番地4、前元辰廣氏でございます。

生年月日が昭和27年11月5日生まれです。

任期は平成31年2月26日までとなります。学歴、職歴につきましては、お手元にお配りのとおりでございます。

ご審議賜り、同意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

同意第1号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号、伊仙町教育委員の選任を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本件に賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、同意第1号、伊仙町教育委員の選任は可決されました。

△ 日程第11 議案第1号 伊仙町長期継続契約とする契約を定める条例

○議長（琉 理人君） 日程第11 議案第1号、伊仙町長期継続契約とする契約を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第1号は、伊仙町長期継続契約とする契約を定める条例の制定でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第1号、伊仙町長期継続契約とする契約を定める条例について、補足説明をいたします。

この条例は、地方自治法第234条の3及び、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例でございます。

条例に関しましては、資料のとおりでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第1号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町長期継続契約とする契約を定める条例について質疑をいたします。

この長期継続契約というのは、リース事業だと考えられますけれども、先般説明のあった、県の財政診断によって指摘のあった契約、あるいは債務負担行為に当たる契約ではないかなと思いますけれども、もしそうであれば、このリース代等は、債務負担行為に当たるのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

今まで、伊仙町にこの条例がなかったということで、それぞれのリース契約だとか、そういうものに関しまして、債務負担行為を起こしていかなきゃいけないということだったんですけども、こ

の条例があることによって、債務負担行為を起さなくていいということになります。

ですから、特にこの（３）の部分なんかも、（３）のイ、役務の提供を受ける契約だとか、こういうのに関しましては、町の電気代だとか、そういうものも含まれるということですので、こういうものに関しましても、本来であればしっかり債務負担行為を起していかなきゃいけないというようなとり方をしてございますけども、こういうのもこの条例を制定することによって、必要がなくなるということになりますので、今までの債務負担行為が起きてなかったという財務診断の指摘の中で、こういう条例をちゃんとつくってやっていけば、こういう指摘した事項もクリアできるということですので、こういう条例を整備しながら、事務処理をまたしっかりしていきたいと思えます。

○14番（美島盛秀君）

例えば、今までにリース契約を結んだ重機とか、あるいはダンプ、あるいはユニック車とか、相当額のリース契約があったわけなんですけれども、こういうのはこの中に含まれるのですか。

○総務課長（樺山 誠君）

そういうものに関しまして、単年度の1年1年の契約をしてございますので、含まれないということでございます。

例えば、含まれるのが、うちの事務コピー機のリースだとか、ああいうものに関しましては、単年度毎の5年契約でやっているんですけども、ああいうものに関しましては、こういう条例があれば債務負担行為を起さなくていいというふうなことになります。

ですから、我々が借りている車だとか、そういうものに関しましては1年間の契約をしておりますので、この条例には含まれないんですよということです。あと、債務負担行為も起す必要はないんですよということなんです。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、今後、こういう事務処理をきちんと区分的に分けて、できるもの、できないものとしっかりと精査をして、事務処理をしていただきたいと思えます。終わります。

○総務課長（樺山 誠君）

これからの、一般質問にも出てきているんですけども、やはり事務処理、今までできてなかった部分あります。

しかし、今日、指摘された明石議員からの指摘もあります。それも含めて、しっかりしたチェックができるように、職員の研修等も含めながら、適正な事務処理に努めてまいりたいと思えます。また、ご指導よろしくお願いたします。

○9番（明石秀雄君）

ということであれば、今現在、単年度で契約しているものについては、無効になるんですか。

これがないのにやってあるものは。

○総務課長（樺山 誠君）

単年度で契約しているものに関しましては、この条例全く関係ないということです。

今までどおり単年度で契約していいと。結局は、これをつくることによって債務負担行為を起さなくていいということになるということです。

○9番（明石秀雄君）

債務負担行為も起こしていない、条例もなかった、にもかかわらず単年度、例えば5年とか、10年とか、3年とか、契約したものについては無効になるのって聞いている、今現在です。

○総務課長（樺山 誠君）

契約が成立しているわけですから、無効にはならないと考えております。

○9番（明石秀雄君）

全部今からこれは、例えば、4月1日で施行、4月ですので、切り替えをスムーズに行われるということですね。

○総務課長（樺山 誠君）

この条例に当てはまる分に関しましては、債務負担行為を起さなくていいと。

しかし、これから、利子補給とか、こういうものに関しましては、これからしっかり整理をしながら、債務負担行為を起さなければいけないということです。

それ以外のもののリース契約等に関しましては、この債務負担行為を起さなくてもいいんですけども、今起こしている部分に関しましては、そのまま有効ってことです。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、伊仙町長期継続契約とする契約を定める条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号、伊仙町長期継続契約とする契約を定める条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第12 議案第2号 伊仙町保育の必要性の認定に関する条例

○議長（琉 理人君）

日程第12 議案第2号、伊仙町保育の必要性の認定に関する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第2号は、伊仙町保育の必要性の認定に関する条例の制定です。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

議案第2号の伊仙町保育の必要性の認定に関する条例についてご説明いたします。

伊仙町保育の必要性の認定に関する条例とは、子ども・子育て支援法及び法令に基づき、保育の必要性の認定、その他の基準について必要な事項を定めるものといたします。

保育の必要性の認定に当たりましては、給付の対象となる教育、保育の適切な提供等に当たっての事由と区分の基準を国が選定いたしまして、事由といたしましては、保護者の就労、疾病、妊娠、出産などであります。

区分といたしましては、保育の標準基準、月曜日から土曜日まで1日11時間と設定していきまして、保育短時間が同じく1日8時間の2区分です。

あと、保育の必要量になります。

なお、この条例に伴いまして、伊仙町保育の実施に関する条例、平成11年3月31日、条例第2号は廃止いたします。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第2号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号、伊仙町保育の必要性の認定に関する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号、伊仙町保育の必要性の認定に関する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第13 議案第3号 伊仙町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例

△ 日程第14 議案第4号 伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例

○議長（琉 理人君）

日程第13 議案第3号、伊仙町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例、日程第14 議案第4号、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第3号及び議案第4号について提案理由の説明いたします。

議案第3号は、伊仙町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例、議案第4号は、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第3号と議案第4号については、国からの権限移譲ということで、説明します。

中身的に同じであります。

平成25年6月14日付で交付、一部施行されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律においては、介護保険法が一部改正され、従来、厚生労働省令等で定められていた居宅介護支援、これは県の条例となります。

介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準、これが町村の条例で定めるということになっております。

この2つの基準について、地方公共団体の条例で、平成27年3月31日までに定めることとされております。そのため、新規に条例制定の必要があり、今議会に提案した次第であります。

今まで地域包括支援センター等、指定介護支援等の人員、運営等に関する基準は、厚生労働省令等で定められておりましたが、先ほど申し上げたとおり、地域主権改革により権限が移譲され、町の条例で定める必要が生じましたが、国のほうから今までの基準に従うように条例を作成するようにとのことですので、条例の内容としては今までと同じと、事業も同じということになります。

同じように厚生労働省令等の基準に従うという形になっております。自由なサービスについては、変わるということではなく、権限移譲に伴う町の条例ということになっておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第4号の伊仙町指定介護予防支援等の事業についても同じでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（琉 理人君）

議案第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号、伊仙町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号、伊仙町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

議案第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。午後は1時30分より再開します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時30分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第15 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- △ 日程第16 議案第6号 伊仙町長等の給与の特例に関する条例
- △ 日程第17 議案第7号 伊仙町行政手続条例の一部を改正する条例
- △ 日程第18 議案第8号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第19 議案第9号 伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第20 議案第10号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第15 議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例、日程第16 議案第6号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例、日程第17 議案第7号、伊仙町行政手続条例の一部を改正する条例、日程第18 議案第8号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第19 議案第9号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第20 議案第10号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第5号から議案第10号までについて、提案理由の説明とします。

議案第5号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定です。

この条例は、地方教育行政関連の法律改正に伴い、関連する4つの条例改正をこの条例の1つにまとめた条例です。

議案第6号は、伊仙町長等の給与の特例に関する条例、議案第7号は、伊仙町行政手続条例の一

部を改正する条例、議案第8号は、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

議案第9号は、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

以上、議案第5号から議案第10号までの6件についての提案理由の説明としました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について補足説明をいたします。

この条例改正は、教育長と、従来の教育委員長とが一本化され、教育委員とは別の職となることから、教育長と委員を分けて規定するために、所要の条例改正を行うものであります。

附則のところを経過措置とありますが、この中で、附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しないとあります。現在の教育長の任期は、平成30年2月7日までとなっています。

この条例が適用されるのは、それ以降となります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第6号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例について、補足説明をいたします。

この条例は、平成27年4月1日から、平成28年3月31日までの間、町長、副町長、教育長の給与の月額を20%カットするという条例でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号、伊仙町行政手続条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

この条例は、行政主導に携わる者は、当該行政主導とする際に、町の機関が許認可等をする権限または許可等に基づく処分をする権限を行使する旨を示すときは、根拠を示してくださいということを、根拠に関しての条例でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議案第8号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

給与の総合的見直しによる改正でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議案第9号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

1週間の勤務時間、第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により、同

条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い任命権者が定めるということで、本町にも現在3名の方が育児休業をとっているわけですが、小学校就学前の子供がいる方々にとっては、この育児休業の条例を適用して、1週間当たり31時間まで勤務するだとか、そういうことを町として設けることができるというような条例でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、議案第10号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを補足説明いたします。

嘱託職員については、現在AからEまでありますが、これにFからJまでを追加するものです。平成27年度においては、バスの運転手が1名減となります。

また、嘱託職員の方で2名の方がバスの免許等取得しております。

今後は、嘱託職員のローテーションを組み直し、運転手の有給休暇、公休の際には、運転もするようになります。今後、免許をとられた方、もしくは、資格等をとられた職員の報酬の変更等によるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第5号について、質疑を行います。質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について質疑をいたします。

この条例で教育長を48万1,000円に増額する条例ですよ。一部を改正するでしょ。

その旧教育長の報酬が43万9,000円、それで以前の副町長の報酬が46万5,000円、そうしますと、今度改正されますと、教育長と副町長の給与の差額が逆転する形になっているわけなんですけれども、これは報酬審議委員会などでどのような審議がなされたのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

お答えします。

平成26年の6月20日に、6月議会のほうで議案第30号のほうで伊仙町教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、伊仙町の教育長が43万9,000円から48万1,000円に変更となっております。議決をいただいております。ですから、教育長先生の給与は48万1,000円ということで、現在、副町長の給与は、6月議会のときに46万5,000円から50万7,000円に改正がされております。ですので、現行の給料は教育長先生が48万1,000円、副町長の給与が50万7,000円ということでございます。給与額に関しての質問に関しては以上です。

この6月の議会の前に審議会等を開きまして、議案を提案して、給与の改正がなされているとい

うことです。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

去年の6月に報酬審議会を開いて、町長の給与の増額は、報告はあったと思います。しかし、条例には載っていないということでありますけれども、副町長の50万7,000円のこれは条例に載っていますか。私が確認したところでは、46万5,000円しか載っていないんですけども。

○総務課長（樺山 誠君）

例規集の追録がまだなされていないと思います。6月議会の追録がまだなされていないということで、確かに、条例のほうの差しかえがまだされていないということですので、26年の6月20日にこの議会において議決を得ております。

○議長（琉 理人君）

しばらく休憩をします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

今、説明をされたら、わかることはわかるんですけども、やはり大事なことは事務処理ですから、きちんとした事務処理をして、透明性のあるみんなが見てもわかるようなことをしないと、ただ議決を得ているということだけでは、一般町民はわからないわけです。こういう例規集の中に載せてないと。ですから、早急に例規集に載せるように希望して終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第5号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第6号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

町長等の給与の特例に関する条例について質疑を行います。

一般質問でも出してありますけれども、20%カットすると、減額するということなんですけれども、町長、副町長、教育長の20%カット、そして、これによる期末手当等の減額などで、幾らの年間想定されるのかお尋ねいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

すいません。しっかり試算してなくて申しわけございませんけども、今計算して、400万程度の減額ということでございます。

○14番（美島盛秀君）

正確な数字ではないと思いますが、400万ぐらいの減額になると予算が見込めるということなんですけれども、非常にいい決断をしたと思います。

私は一般質問では、50%ぐらいはできないかと言うつもりだったんですけれども、前もってこういう、自分からやっていただいて、一般質問も取り下げたいと思いますけれども、ちなみに、私はこの20%でも少ないと思うんです。

3年に一度の町民の所得が、統計が出てくるわけなんですけれども、ちなみに平成23年度の伊仙町の町民の平均所得が約39万1,000円なんですよ。

このことは、この県民手帳にも載っています。

県民手帳にも伊仙町の1人当たりの町民所得が出ております。そういうことから考えますと、私たち議会も含めてなんですけれども、あるいは、職員、行政に携わる人たち、余りにも優遇されているのではないかなという思いがいたしますので、今回20%という改正案が出ておりますけれども、今後、さらに突っ込んだ行財政改革に取り組んでいただく上で、報酬カットなど、あるいはいろんな給与等のカット、改正を考えていただきたいと思いますが、どのような考えを持っているか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

伊仙町の財政が非常に厳しい状況であります。それは、議会のほうでもたびたび指摘されています。

平成29年度の徳之島ダムの一括償還6億円を考えてみますと、27年度、28年度は、29年度も含めて大変厳しい状況の中で、優先すべき事業はしますけれども、延期してもいい事業は延期していくとかいうことだけでも乗り越えることはできない厳しい状況ですので、町長、副町長、教育長の自

ら身を切って始めていくと、隗より始めよということでございますので、今後ともさらにあらゆる事業もそうですけれども、いろんな経費、備品、そして今まで当たり前のようになされていたいろんな経費も含めて、厳しくチェックをいたしまして、今回の平成27年度の予算を決定いたしました。

それでもまだまだ不十分だと思っていますので、さらに28年度は、今まで以上に厳しい状況での予算編成になります。

職員給与に関しては、これは、過去2年、3年、厳しい状況で、職員の給与カットを行ってまいりました。

職員組合との約束で、今後は、当分の間は職員給与カットしないというふうに約束していますので、それは、約束でございますので、当分の間は職員給与カットは行わないこととなります。

他にもいろんな扶助費とか、また臨時職員の数、職員定数など、これは毎年職員採用試験を行うということも公言いたしておりますので、ただ、試験をしても数名の職員採用しか行わない状況になります。今、140人の定員の中で、現在仕事している職員が4月からは129名になりますので、その後も、退職した数だけ採用するという状況には、当分の間はできないのではないかと考えております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

聞かたびに、29年の6億を大きな借金を出してくるわけなんですけれども、ちなみに、さっきも言った139万1,000円というのは、県下で最下位なんです。町長の13年間でいつも最下位なんです。だから、少しでもこういうことを町民に理解してもらえるような報酬にしていきたいと。

6月の報酬審議会の件で、よその町とかに比べたら低いと、平均、標準並みにしたという答弁でしたけれども、それはそれとしてわかります。しかし、伊仙町は他の市町村に比べて極限状態に来ているというわけでありますので、他の町村と比較して他の町村並みというのは、私は考えるべきではないと、これは報酬審議の皆さんにも理解をしていただきたいわけでありますけれども、やはり、一般町民の所得が139万1,000円、この2位と3の、その上の差とも大分あるわけなんです。

だから同じぐらいの額でも最下位というのであれば、話も理解できますけれども、こういうことを町民にはちょっと理解できない点がありますので、ぜひ、町長が今言ったように今後努力をする必要があると思いますので、実行していただきたいと思います。

今後、町民との差があまりないような方向転換、シミュレーションあたりをして、経済効果もたらされるような方策等も必要じゃないかと思っておりますので、町長の見解をお尋ねいたします。

○副町長（伊喜 功君）

今、市町村民所得との関係で質問、あるいは見解等問いただすわけですありましたので、市町村民所得について、誤解のないように、少し私のほうから、知り得る限りで説明させていただきます。

市町村民所得は、あくまでも大人から子供まで全ての人口で割った額でございますので、例えば131万であると、4人世帯であれば、五百何十万の1世帯当たりの所得になるということをまず頭に

入れていただきたいというのが1つあります。

それから市町村民所得はどうして割り出すかと言いますと、やはり総生産からいろいろな経費、そういったものを差し引いた、いわばほぼ純所得になるわけですが、そうしますと、その総生産というのは、例えばあそこに大きな事業所があれば非常に法人のGDP生産が上がるわけですが、そういったものを含めて、それを人口で割るので、必ずしもそれがその市町村の所得水準にぴったりと一致しているわけではございません。

例えば、ここに大きな事業所が1つ、2つと出れば、そこで生産を上げるわけですから、それを人口で割ると、非常に高くなるわけであります。

したがって、似たような隣の町の天城町と伊仙町は大体130万から140万の市町村民所得ということで、県下で下から1位、2位を常に争っているわけでございます。

それに対して、例えば徳之島町などで見ると、やはりいろいろな事業所が多いわけですので、そういったところの生産が1つの分子になってそれを人口で割るとたしか百八十万か九十万ぐらいになるということでございますので、市町村民所得という数字だけが全てその町、市町村の所得の水準をしっかりとあらわしているかということ、なかなかそういうわけではないというのが市町村民所得の前提でございますので、そういったこともひとつ念頭に置いていただければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第7号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第7号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号、伊仙町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号、伊仙町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第8号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

まず、この条例の昭和28年条例第8号とありますが、これ29年じゃないですか。わかりますか。

○議長（琉 理人君）

総務課長のほうから訂正を。

○総務課長（樺山 誠君）

29年の条例第8号でございます。すいません。訂正方よろしく願います。

○議長（琉 理人君）

提案する議案については再度確認をして、十分確認をして提出をお願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

この条例は、単身赴任手当の2万3,000円を3万円に上げるもの、それと交通費の4万5,000円を7万円にするということなんですけども、この理由について、お尋ねします。

○総務課長（樺山 誠君）

この条例の改正においては、人事院勧告によるものでございまして、そのようにご理解いただければと思います。

○14番（美島盛秀君）

それでは、伊仙町にこういう相当する職員が何人いるのか、お尋ねいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

本町の職員には対象者はいないということです。

○14番（美島盛秀君）

単身赴任、事務組合とかにいるんじゃないですか。あれは例外ですか。町職員の派遣、あれは赴

任じゃなくて向こうからの、その町村の違いをちょっと説明してもらえますか。町から出向ですか。出向とか単身赴任、その内容について、それは値しないの。

○総務課長（樺山 誠君）

単身赴任っていうのは、夫婦の場合、1人単身で行くというような状況でございますけども、現在、うちのほうで、奄美群島広域事務組合と、奄美パークのほうに出向に行っているんですけども、2人とも独身でございますので、単身赴任というのには当たらないということでございます。

○14番（美島盛秀君）

単身赴任というのは、夫婦がおって、別々で行くのが単身赴任、そうすると、独身にはそういうのはないというわけですね。そうすると、その次の交通手当等についてもおなじことですか。

○総務課長（樺山 誠君）

この距離に関してでございますけども、これは通勤距離の問題でございますので、この距離でやっている人はいないということです。

○14番（美島盛秀君）

2項目とも値する人はいないと。そうすると、例えば町内でも交通手当が支給されるわけなんですけども、距離によって、徳之島町とか、ところがこれは、島外からの相当の距離だと思うんですけども、こういう例えば帰省するとか、あるいは出張で帰ってくる、行ってきたりするときの交通費は、規則で決められているんですか。

○総務課長（樺山 誠君）

今回この条例に関しては、まず職員が夫婦の職員で、単身赴任をするとき、結局は例えば伊仙に住んでながら旦那さんが転勤で奄美大島に転勤すると、単身で赴任するという方々に当てはまると。

ということは、今さっきの説明がまずかったんですけども、旦那さん、結局は単身で赴任している人の帰る旅費とか、こういうものに関しての部分言っているわけですが、この条例に対しては。

ですので、単身赴任でしているときに、帰ってくる費用は、今までは4万5,000円を超えない範囲で支給しなさいということだったんですけども、今回は7万円を超えない範囲で支給できますよという言い方です。

○14番（美島盛秀君）

妻帯者と独身というのの区別が、交通費の支給の方法が理解しにくいわけなんですけども、じゃあ、妻帯者は優遇されて、単身赴任行ったらもう全部自己負担ということになるわけですか。そういう受けとめ方でいいですか。

○総務課長（樺山 誠君）

妻帯者は、生活拠点がある場所、結局は伊仙町の職員であれば、妻帯者が島外に転勤を命じられたとします。そのときに、夫婦一緒に行くか、あるいは単身で行くかどっちかを選択するわけです。

その中で、単身っていった場合は、単身赴任者に月額3万円を出していいんですよっていう条例です。

もし独身であれば、生活拠点は、奄美に勤務しなさいといったら奄美に生活拠点が移るわけです。なので、結局は、二重生活にはならないということなんです。その二重生活にはお金がかかるんでこういう単身赴任する人たちには、こういう措置をしていいですよっていう条例なんです。

○14番（美島盛秀君）

わかったようなわからないような説明ですけれども、なかなか理解がしにくいんですけれども、なるべくこういうこれから先、県や国に出向させて勉強させるという、一つの職員の資質向上にもつながりますので、こういう単身赴任をさせたりする場合でも、なるべくそういう負担をかけないようなこともぜひ検討していただきたいと。そして、喜んでいって一生懸命勉強して帰ってこられるというような条件づくりも必要かと思しますので、ぜひお願いいたします。

終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第9号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号、伊仙町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第10号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第10号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この条例改正は、ほーらい館の嘱託職員の報酬改正ということをお説明がありましたけれども、バスの運転手を一人減して新たに免許を取った人に昇給するための改正というふうに受け取ってよろしいですか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

現在、3名体制でバスの運転をしておりますが、1名についてはもう60を過ぎまして退職という形になります。

また、先ほどもお話ししましたが、嘱託職員の方でバスの運転免許を2名の方が取得しておりますので、この方々がローテーション組み、休みの際には運転をすることになります。

また、現在は嘱託職員については15万、18万、20万、23万、34万とありますが、これに16万、21万、25万、35万、35万5,000円を加えます。

また、15万の方については次に行くときに18万、3万ほど上がりますので、16万を入れまして1万ずつ上げていきたいというふうに考えております。

○14番（美島盛秀君）

旧条例を見ますと、ABCDE、5人で18万、15万、34万、23万、20万で1カ月で110万、それで今度改正をしてFGHIJというふうにして計算すると、135万5,000円、これ額が多くなりませんか。人件費が増額にならないですか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

決して、バスの運転手1名で年間230万ほどかかります。一番上げても年間12万ですので、その分

は浮くかと思います。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、年間で、総額でどれだけの減に、人件費が落とせますか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

給料はまた保険等で230万、1名の方でかかりますので、一人1万上げても年間12万円、二人上げたとして24万円になりますので、200万ほどの減にはなるかと思います。

○14番（美島盛秀君）

運転手を3人体制から2人体制にして交代で運転をさせて運転手の給料を削減すると、報酬を削減できると。そのために200万程度の減額見込めるといことなんですけれども、一般会計からの繰り入れ等を含めて毎年3,000万、4,000万の赤字を出しておりますので、もっともっと突っ込んだ改革をできると思いますので、もっと検討をして200万程度削減ができましたので、もっともっと努力をしていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第10号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第21 議案第11号 伊仙町観光公園の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第21 議案第11号、伊仙町観光公園の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第11号は、伊仙町観光公園の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○企画課長（池田俊博君）

議案第11号、伊仙町観光公園の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

この条例は、本年度において犬田布岬観光公園の休憩施設関連事業の完成に伴い条例を改正するものであります。

主な改正点は、旧条例第5条、第6条の有料の公園内施設、休憩所内売店の廃止、さらに新条例第3条施設の名称、第4条、第5条の管理の方法、第8条資料展示室、この資料展示室は戦艦大和関連の資料を有志の方から町へ寄贈されたものを展示するものであります。

また、その使用料として今なくさみ館の展示室の入館料と合わせて高校生以上200円、中学生、半額の100円、あと乳幼児・幼稚園生等は無料という、徳之島地域文化情報発信施設設置条例施行規則になったものであります。

さらに、この使用料は観光公園施設設置及び管理に関する条例の施行規則により、これからしていく予定であります。さらに、屋外展望休憩所に関しては来年度施行にかかる関係上、附則として平成28年4月1日施行とする改正でございます。

また、施設の管理にあたっては公募を行い、伊仙町公の施設にかかる指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則を準用し、選定を行います。

維持管理費が財政への負担とならないよう努めてまいりたいと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（琉理人君）

議案第11号について、質疑を行います。

○3番（牧徳久君）

1点だけ企画課の方へお尋ねしたいと思います。

この炉つきの野外ダクトを3基設置するわけですが、今現在、瀬田海公園でも非常にバーベキューの集まりになると、夕日を眺めながらバーベキューという形で無料で開放しているわけですが、これの管理作業等、非常に職員は四苦八苦しているところありますので、これについても1基当たり幾らか、町外からもいっぱい来るわけですが、1基当たり幾らかという料金設定はできないのか。

また、2階の展望広場においては、今後夏場にバーベキューとか結構いらっしゃった場合、多く

いらっしゃると思いますので、オープンにできないのか。5時15分でこの展望広場においても閉めるのか、2点だけお願いします。

○企画課長（池田俊博君）

今現在、瀬田海の中浜公園においての炉つきのバーベキューセットですけど、この借り入れに関しては無料で一応やっておりますので、また犬田布岬公園のほうにおいてもそれにならって無料で開放していきたいと思っております。

さらに、屋内の施設の2階のほうの展望施設になりますけど、5時15分で終わるということではなく、それは外階段のほうから上がれるようになっておりますので、そこら辺のところはまた十分気をつけながら、野外でも展望をできるような状態にはしておきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

夏場になると今先ほど申し上げたとおり、大勢のお客さんが来て、予約でいっぱいということはわかりますが、両方ともこれから先、夜になると10時までですので電気代も発生するわけですから、ただで貸すというのはいかがなものかと今考えているところですが、同時に両方とも500円なり、1基当たり500円なり、1回500円なり、これは徴収するのが利用する人もそうすればきれいにもするし、1基当たり500円ぐらいいは、電気代含めてという形でいかがなものでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

今、即答することはちょっと控えさせていただきますけど、これはまた財政のほうとかいろんな方々に協議しながらまた、こういうふうの使用料をそこで取ってこれで運営していくというような方向性も、またこれから考えていかなければならないと思っております。またこれで、これから先少し検討させていただければと思います。

○3番（牧 徳久君）

非常に財政が厳しい中でありますので、ぜひこういった町費のかかるものにおいては、電気代も11時までですとより高額な電気料になりますので、これを含めて今使用料で払っても使用する人はこれであらうわけですので、ぜひ今後検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

今の質問にも関連はすると思っておりますけれども、この施設に管理人を置くということになっておりますけれども、まして管理者制度を利用して公募するということでもありますけれども、旧休憩所は喫茶店がありました。

年12万だったと思っておりますけれども、使用料が入っていました。

こういうことを考えると、人件費等出して管理人を置く必要があるのかなど。こういう人たちに喫茶店なりあるいは簡単なコーヒーでも飲めるようにして貸し出して、そしてここを管理までして

もらうというような方法が、私はいいのじゃないかなと思いますけれども、以前のようなこういう方法をとる考えはないでしょうか。お尋ねいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この施設を整備するにあたって、観光連携整備の奄振の交付金事業を受けておりますので、交付金を受けた事業関係でちょっとその件に関してはできないということで指導を受けております。

また、そのために相当程度の維持管理費を抑えるために管理人を募集するというので、そこら辺のところはこれから次期考えていかなければならない点だと感じております。

○14番（美島盛秀君）

資料展示室、戦艦大和の資料を置いて大人200円、小人100円という入場料を取るということでありますけれども、大体今までのこの入園者あるいは観光客、こういうようなのでどれぐらい想定できるのか。あるいは、さっき言ったこの喫茶店を開店すると十分私は運営可能だと思うわけなんですけれども、今まで貸しとった人たちからしてみれば人件費は自分でやってきちんと運営が成り立っていたわけですので、そのようなことを利用して、そこで管理者をとというような方向が得策だと思いますので、ぜひ条例等できちんとした条例を定めて、また議会にも早急に報告をしていただきたいと思いますけれども、4月7日には戦艦大和の慰霊祭もありますので、ぜひ早急な検討をされて議会に提出をできるのかどうかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問でございますけど、以前に関してはこのように公園内の施設として売店を置いてありましたが、今回はその売店のほうは許可が出なかったということで、これはこれから先時間が経過することによって何らかの考え方はしていかなければと考えておりますので、早急にこの結論がすぐ議会のほうに報告できるということは少し差し控えていただきたいと思います。

さらに、今まで観光客が何名来ていたとか、そういうのがある程度の数値的にはわかってはいるんですけど、それが何名これからこの展示室のほうに入館していただけるか、これはまたこれから先、統計等とっていきながらやっていきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

4月7日にはもうさっきも言ったようにオープンしていなければならないし、4月1日からは年度も変わってオープンすると思いますけれども、ぜひその7日の大勢のお客さんが来るときに、こういう条件を皆さんにお知らせできるような体制を早急にやっていただきたいと思います。

終わります。

○企画課長（池田俊博君）

管理人に関しては、4月のオープンにあわせるぐらいまでには何とか管理人を募集し、選定の作業を行っていきたくております。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、伊仙町観光公園の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号、伊仙町観光公園の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第12号 伊仙町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

△ 日程第23 議案第13号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第22 議案第12号、伊仙町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例、日程第23 議案第13号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第12号及び議案第13号について提案理由の説明をいたします。

議案第12号は伊仙町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例、議案第13号は伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例の制定であります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、議案第12号、伊仙町の敬老祝金支給条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

これはまず子育て支援金への財源移行ということでもありますけども、その前に出生率関係でちょっとご紹介いたします。

厚生労働省は、全国市町村別合計特殊出生率の中で、平成15年から平成19年度において出生率が

2.42ということで、全国1位であります。平成20年から24年の間においても2.81ということで、全国1位ということであります。

このことを踏まえて、町長が方針として少子化対策ということでの財源確保ということに、この条例改正をつなげたということでもあります。

この条例改正については、議員に皆様に新旧対照表をお配りしてありますけれども、新旧対照表の中で見ただけであれば主な改正点がわかりますけれども、まず改正条例の中で第2条中の「居住する」の次に見込みでなお数を加えて「で」を「であり」に改めると。こういった文言をいくのが一番大事なところでは。支給額の変更であります。

要するに、従来の85歳と88歳にしていた祝い金についてを削除し、90歳以上99歳までという項目と100歳以上の年額の支給額についての改正ということでもあります。

何とぞご審議くださいませ、この財源確保についての審議をお願いしたいと思っております。

支給対象表と添付されました大島郡内の高齢者の祝い金の支給状況について添付してありますけれども、郡内で90歳以上の支給対象をされている市町村が3町村あるということでもありますけれども、これも参考にしていただければと思っております。

次に、議案第13号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、これは先ほど報告の中にありました介護保険計画の概要書の中で説明を申し上げたいと思います。

概要版をお開きください。

概要版の11ページから介護保険料についての流れが書いてございます。

費用の負担構造ということで第1号保険者、第2号保険者ということで、支給割合が書いてございます。

その次の12ページ、第1号被保険者の介護保険料についてが一番大きな保険料の算定基礎となるものでございます。

第6期の1号介護保険料は所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直されました。これにより、世帯全員が市町村民税非課税となる低所得者に対し、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、さらなる負担軽減が図られましたということで、要するに低所得者に対しては、さらにきめ細やかな低減を行いながら、所得のある方についてはこれをあるべき姿で負担していただくという流れであります。標準額が6段階から9段階に入ったということでもあります。

次のページの第1号被保険者の介護保険について、第1から第9までその対象者についての項目が書いてございます。

第1段階が、生活保護者受給者及び町民税世帯非課税の老齢福祉年金の受給者ということであります。同じく町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方については、標準額の、5段階が標準額なんですけれども、これの保険料が0.45に抑えられるということでもあります。約2分の1ということでもあります。

第2段階が、町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の方とこういふふうに来て、標準までは0.9まで保険料率が抑えられているということでもあります。

第5段階標準額でございます。

第6段階が本人が町民税課税で、合計所得金額は120万円未満の方、第7段階が本人が合計所得金額が190万円未満の方、第8段階が合計所得金額が290万円未満の方、第9段階が合計所得金額が290万円以上の方というふうになっております。

その次のページが14ページ、サービスごとの給付の見込みということで、平成27年度から現実的には3年間ですけれども、今回の国の方針で2025年度の団塊の世代が一気に介護保険に移るときのシミュレーションということで、これも国のほうからそれを見込んでの施策を組み合わせということで、一応組んでございます。

平成27年度には、総計で8億8,484万1,000円という給付費の見込みであります。

これが、平成12年の介護保険の始まったときは4億4,400万余りだったんですけども、これが約給付費が2倍に伸びているという現状であります。

こうして毎年減額ということではなくて、27と28、29、29で9億5,027万6,000円ということで、対前年度28年と比べてさらに4.6%右肩上がりの給付費の見込みということであります。こういったもろもろの試算を入れながら、保険料を算出したわけでございます。

次の15ページ、これが介護保険についての地域支援事業費を見込みながら試算していくわけなんですけれども、16ページ、これが一番大事なものです。

第1号被保険者の介護保険料について、もろもろ試算しながらこの中で第1号被保険者が負担すべき事業費はどれくらいか、そして介護保険料が現実にならざるかということになりました。

第6期介護保険料の基準額を月額6,200円、年額で7万4,400円という試算になりました。

ここまで保険料を上げなければ介護保険の運営が難しいということのあらわれであります。

前回は5,800円でありましたけれども、約400円のアップということとなりました。

これは、今現在介護保険の準備基金で3,900万ほど準備基金がございまして。

これを取り崩して、なるべく保険料を抑えるということで査定をしております。試算しております。

所得段階区別の保険料率に基づく介護保険料は、下記に書いてのとおりで、先ほど申したとおり基準額が6,200円となっております。

前回は5,800円ということで、今回は6,200円にならざるに極力抑えに抑えて介護予防をつぎ込みながら介護保険料を抑えていくということの数値でございます。

伊仙町全体で見ますと、ほぼ8割の方が5段階以下であります。それ以上の方は約残りに2割から3割の方が、保険料が若干標準基準額より上がるということの、今国保のデータから推計しますとそういったふうな割合構成になっております。

1段階が生保と年収所得が30万円以下の方につくと年額で3万7,200円、月額で2,790円というこ

の表の見方でございます。

こういうことを踏まえて、介護保険の介護条例を改正したわけでありまして。それを介護保険の条例の中で文言の修正の中で一部改正ということで条例を挙げましたので、よろしくご審議のほどを賜りたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

それでは、議案第12号について質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号、伊仙町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号、伊仙町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第13号について質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第24 議案第14号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第24 議案第14号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第14号は、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（中熊俊也君）

伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の中身について説明いたします。

伊仙町町営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第21号）の一部を、次のように改正する。

別表、伊仙コシヨネ団地及び目手久大久団地の項を削り、同表に次のように加える。

まず、団地名が馬根団地、戸数が5戸、住所が馬根439番地の105棟で5戸であります。

建物区分が平成26年度建設、一般公営であります。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものとします。

どうかご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第14号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について、審議を中止します。

△ 日程第25 議案第15号 伊仙町歴史民族資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第25 議案第15号、伊仙町歴史民族資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第15号は、伊仙町歴史民族資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○社会教育課長（西 吉広君）

議案第15号、伊仙町歴史民族資料館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。

伊仙町歴史民族資料館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。資料館の展示を観覧しようとするものは別表に定める入館料を納入しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、入館料を減額・免除することができる。附則の次に別表を加える。

別表、入館料の一覧を掲載してあります。一般個人200円、団体20名以上、1名につき150円、高校、大学生、個人100円、団体で70円、小中学生、個人で50円、団体で30円というふうに設定をしております。この入館料の設定につきましては、県内の資料館、そして郡内の資料館から入館料の条例等資料をいただいて設定をしております。

どうぞご審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長（琉 理人君）

議案第15号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、伊仙町歴史民族資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号、伊仙町歴史民族資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第26 議案第16号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更

○議長（琉 理人君）

日程第26 議案第16号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君） 議案第16号は、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について提案してあ

ります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○企画課長（池田俊博君）

議案第16号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、補足説明をいたします。

この変更契約は、過去自立促進市町村計画の最終年度でもあり、今年度事業実施する箇所等の事業料、事業費を変更するものであります。

事業中止とあるのは、本年度予算委計上されず、次年度以降の計画に再掲される予定の事業であります。

第5次伊仙町総合計画、財政計画とも整合性を保ち、事業を円滑に進めてまいります。

平成27年度中に、過疎地域自立促進計画を見直す予定にしており、平成28年度から平成31年度までの伊仙町総合計画を税政計画、また本年度予定のまち・ひと・しごと総合戦略とも整合性を図り、実質公債比率、将来負担比率の増高を招かないようにしたいと思います。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第16号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

過疎地域自立促進市町村計画変更について質疑をいたします。

3ページの畑地帯総合整備事業担い手支援型の木之香阿権地区133haについて、2億2,000万の予算が計上されておりますけれども、26年、27年と計画されておりますけれども、この畑かん事業だと思っておりますけれども、伊仙、木之香、阿権はモデル地区になっておりまして、何回か、幹事委員会あるいは推進委員会等をかけあっているわけなんですけれども、なかなか同意が得られるような動きが見られないということなんですけれども、今後、同意に向かって努力をするわけなんですけれども、早急に水がほしいと。町長も農業政策の中で畑かんが、水が降ればいい作物ができて、農家の所得も上がってくるということをたびたび言っているんですけども、もし県の事業が増えてこの町の負担金が必要なときには、増額する考え等はあるのかどうか。

例えば、5年計画なんですけれども3年計画で進めるというような場合になったときに、町予算措置は可能なのかどうかお尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

畑総事業においては33年改正を目指しているわけでございますけれども、この33年が30年になるとかそういうことを避けていただきたいと。財政面からはっきり言って厳しい状況ですので避けていただきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

なぜ、私がそういう早急な、なるべく1年でも引き寄せて完成をさせなければいけないかという思いは、今非常に農家は厳しいんです。厳しい状況の中で早くこの畑かん事業を完成させて、1年でも早く所得の上がる農業にしなければいけない。今、農業振興計画も策定されておりますけれども、こういうようなところにもっともっと予算を投じて基幹作物であるサトウキビやバレイショ、あるいはその他の品目を上げて農家所得を向上させて、申告などさせて、税金もきちんと納めてもらうというような何か手助けをしてあげて、税金等もまたくださいというような手法といいでしょうか、そういうやり方をやれば、私は町民も納得してくれるのではないかなと思いますので、ぜひ早急な予算措置をして早目に、1年でも早目に水がこれるような、そうしないともう高齢化が進んで後継者が育たないというような現実もありますので、1年でも早く予算措置をしていただきたいわけでありまして、余裕がないというようなことでありますけれども、私は一般質問でも通告してありますけれども、誘致企業の問題に関しても、もうちょっと検討して1年先延ばしするとか、そしてこういう地元にあるものを先に手助けをしてあげて、そして所得向上に結びつけることこそが町の経済効果に結びつくと思いますので、そこらあたり再度検討する必要がないのかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

畑かん事業が37年から35年、今33年という状況で、これは圧縮してきた経緯の中で、徳之島3町においても、沖永良部においても地元の対応が非常にできております。それは、いろんな同意の問題など、これ今最大限努力して35年ということですので、それを圧縮する、さらに圧縮ということは非常に厳しい状況です。

なぜこうなったかという経緯に関しては、民主党政権のときに農業土木がかなり縮減されて、その3年間の間、いろんな建設業者の方々も大分少なくなってきたという中で、増やしたら今度はその建設業者の方々も対応できないと。そして、自治体の農家の方々の計画もまたし直さなければならぬとか、もちろん町の自主財源の問題もあります。

それと企業誘致は、これは過疎債で全部やるわけですから、この町のいろいろ土地改良事業の地元負担が増やすことのほうがはるかに自主財源がかかるということですので、企業誘致に関してはこれは県といろいろ交渉して、そして国交省とも交渉した中で決定したことでございますので、事業は28年4月にオープンということは、これはまた延ばすということは、いろんな国県等また会社との信頼関係を大きくまた損なうこととなります。

ですから、そういう全体も含めてダムが完成して水ができるまでの間に、農家の方々のモチベーションをどのようにして維持していけるか、そしてそのための準備をいろんな作物をこの間に、水ができたときのためにいろいろな作物に挑戦しながら、どういうものが、どういう作物がいいかなど、今6次産業化も含めて、また最近経済課でもJAギャップという国が推薦するこのような優秀な作物を直接販売すると、大手のデパートなど開催販売するとか、そういう間に準備できることは準備していく期間だというふうにも考えていくようにまた農家の方々とも経済課を中心に考えてい

っていますので、これはいろんな、町が単に財政が厳しい、これは財政に余裕があっても農家の問題、そして奄振全体の予算の問題から圧縮するというのは非常に無理がある状況であると考えております。

○14番（美島盛秀君）

理解はできるんですけども、例えば地方創生交付金に係わる、今、今後年度に向かって計画が策定されるわけなんですけれども、こういうのに組み入れて新しい事業として何か計画をして農業生産額を延ばすための策、そのためにこの地元負担金を増やして県の予算も獲得できるというような何かいい手だて等はあると思うんですけども、そこらあたりの今後5年間の計画の中に組み入れられるということは考えられるのかどうかお尋ねをいたします。

○副町長（伊喜 功君）

土地改良、畑かん、これについて地方創生で組み立てられないかということでございまして、それができれば私ども大変ありがたいと感じるんですが、実は地方創生はこういう一般の通常の既存のインフラとか、そういったものについては地方創生という形での特別の支援策はございませんので、地方創生のこれからつくる計画、戦略の中で直接的にこの土地改良を交付するというのでは、ちょっと事業としては成立しないのではないかと考えております。

そういう中から農業を中心として、どういった価値を生み出すあるいは新しい物を生み出すとか、そういった観点からまさにひと・もの・しごとですので、そういったものをつくり出すというような場合には、何かの施策はあるかもしれませんが、例えば道路であるとか畑かんであるとか、そういったものに直接的に地方創生の事業が適用されるというわけではないですので、別な観点からそういうものが生かされること地方創生では探っていくということになるかと感じております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

午前中の経済建設常任委員長の報告の中にも提言がありましたけれども、4項目ほど提言がありましたけれども、こういうことを踏まえてぜひ農業所得が上がるような、そして農家の皆さんが申告をして、負担金等が払えるような、そういう政策をもっと真剣に取り組んでいただきたいと思っております。お願いをして終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更を採決します。

お諮りします。本件を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更は可決されました。

△ 日程第27 議案第17号 伊仙町有機物供給センターの指定管理者の指定

○議長（琉 理人君）

日程第27 議案第17号、伊仙町有機物供給センターの指定管理者の指定について議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第17号は伊仙町有機物供給センターの指定管理について議決を求めるものでございます。
ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（上木義一君）

議案第17号、伊仙町有機物供給センターの指定管理者の指定について、補足説明をいたします。
施設名、伊仙町有機物供給センター、団体名所在地、大島郡伊仙町伊仙3530番地、名称、有限会社徳洲清掃社、代表者宮島尚子、指定期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第17号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町有機物供給センターの指定管理者の指定についての質疑をいたします。

これ6月だったですか、5月だったですか、副町長のほうから機器類が作動しなくて予備費で補修するという報告があったんですけども、補修が終わっているのかどうか、どれだけの予算がかかったのか、そしてまたこの状況を把握して、承知の上でこの会社が指定管理を受託したのかお尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

年内に、皆さんに全員協議会のほうでコンピューターのほうで不具合が起きてストップしたとい

うことで、全員協議会で説明をして、そして承認を得て、それから見積もり等を徴収して大体160万ぐらいですか、今、予備費のほうから予算のほうは支出しております。

説明をした中でも、コンピューター本体が故障しているということで、指定管理者のほうともその当時いろんな方と協議を、最善の方法はないかということで、まず人力でタンクのほうに直接網を設置して、そしてその中で除去しながらするという作業を今現在もしています。

また、一般質問も美島議員のほうから出ていますので、そのときにまた詳しくは説明をしたいと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ここで理解できれば、一般質問はもう取り下げますけれども、160万ほどかかったということでありますけれども、160万ぐらいの応急措置で今後影響等はないのか。

また、影響が出て新たに整備をしなければならない可能性があるのかどうか。

また、その本体の制御作動装置等は幾らぐらいかかるか、見積もりなどはさせてあるのかどうかお尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

質問に答えます。

それでは、一般質問の内容と一緒にですので、一般質問の内容を述べさせていただきます。

10月の13日にコンピューター故障を、指令とコントロールが機能しなくなったということで、指定管理者、電気の高圧管理者の方々やと相談、今後の対応についてした結果、約1,000万はそのコンピューター部分にかかるんじゃないかと。はっきりした見積もりはしていないけど、1,000万ぐらいじゃないかということ。

そして、部分的に修繕をしてもあと、耐用年数がもう20年ほど経過していますので、あとの機械等に不具合が出るということ、また次にそういう修繕費がかかるということで、修繕等は余り好ましくないということ、その後またそういった事業と当時4億ぐらい、平成8年度建設された当時の予算が4億ぐらいじゃないかということで今聞いておりますけど、事業等がないかということで、今県やら聞き取りしたんですけど、この建設費のできる事業はないということでしたので、今後この今人力のゴミ取りの金属製の網を使った作業で、今後も作業をしていくということで、承知の上で今回の指定管理も募集をして、そして27年度のほうの予算を計上はしております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

これ大事な施設でありまして、また今応急措置をしたものがファンとかいろんな機具が動かなくなったらまた一時ストップをしなければならないということが懸念されるわけでありますから、1,000万ぐらいはかかるということなんですけれども、この全体のオーバーフォールというんですか、補修、そういうような見積もりをさせるためには、また見積もり代とかお金がかかるんですか。

もし、その見積もり等ができて幾らぐらい予算がかかるというようなことがあれば、基金でも積み立てて何年後には絶対やるんだという計画をしていかないと、またこれ何年後かに金がないからできないというようなことで、大変な環境問題にも影響してくるという思いがいたしますので、そこらあたり見積もりをぜひやってほしいんですけれども、どうでしょうか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

この機械はほとんど本土のほうでまた今製作していますので、見積もりを取るとなれば本土から来て見積もりしてもらいますので、やっぱり旅費等とかいろんな諸経費がかかりますので、無料ではできませんので、その点もまた聞き取りをしながら、そして見積もりをして本体がスムーズにいくか、稼動ができるかというのも検討しながら徴収のほうはやってみたいと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この契約をする業者さんにとっては、町との裁判問題もあります。こういう問題のある施設、そして行政とのかわり、今後非常に懸念する点もありますので、ぜひここらあたりをきちんと整理をしながら、また何年ぐらいでこの補修ができるか、きちんと目標を立てて予算等の処置を今後していただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第17号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号、伊仙町有機物供給センターの指定管理者の指定を採決します。

お諮りします。本件を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号、伊仙町有機物供給センターの指定管理者の指定は可決されました。

△ 日程第28 議案第18号 町道の認定

○議長（琉 理人君）

日程第28 議案第18号、町道の認定について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第18号は町道の認定であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（中熊俊也君）

補足説明をいたします。

補足説明に入る前に、地図がコピーされて渡されていると思いますけど、それを見ながら話したいと思います。お願いします。

道路法第8条2項の規定に基づき、下記の路線を町道として認定したいので、議会の議決を求めますということです。あと、その内容を説明します。

路線名が掘割線、起点が中山字堀割65の11番地から終点が同じく中山字当祢川62の1番地、長さが69.5m、幅が9.5m、備考といたしまして、これは旧県道の糸木名亀津線の払い下げの分です。

かなり前にこれはされていたんですけども、こういう町道のほうに払い下げ手続きを県がされていなかったということで、今年になって徳之島事務所のほうから来ましたので、それを受けて町道認定をお願いするものであります。

ご審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第18号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第18号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、町道の認定を採決します。

お諮りします。本件を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号、町道の認定は可決されました。

しばらく休憩をします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時38分

○議長（琉理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- △ 日程第29 議案第19号 平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）
- △ 日程第30 議案第20号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第31 議案第21号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第32 議案第22号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第33 議案第23号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）

○議長（琉理人君）

日程第29 議案第19号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）、日程第30 議案第20号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第31 議案第21号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第32 議案第22号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第33 議案第23号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第19号から議案第23号について、提案理由の説明をいたします。

議案第19号は平成26年度伊仙町一般会計、議案第20号は平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第21号は平成26年度伊仙町介護保険特別会計、議案第22号は平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第23号は平成26年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

以上、議案第19号から議案第23号の5件についての提案理由を説明いたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第19号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額54億6,530万8,000円に歳入歳出それぞれ2,959万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を54億9,490万6,000円とするものです。

6 ページをお開きください。6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

11款分担金及び負担金、補正前の額5,466万円に286万1,000円を増額補正し、5,752万1,000円とするものです。

主な理由といたしましては、私立保育所保育費負担金の増額によるものでございます。

12款使用料及び手数料、補正前の額5,012万5,000円に34万7,000円を増額補正し、5,047万2,000円とするものです。

主な理由といたしましては、社会教育使用料の増額によるものでございます。

13款国庫支出金、補正前の額6億4,578万9,000円に4,755万9,000円を増額補正し、6億9,334万8,000円とするものです。

主な理由といたしましては、地域住民生活と緊急支援交付金の増額によるものでございます。

14款県支出金、補正前の額5億2,982万2,000円に699万2,000円を減額補正し、5億2,290万円とするものです。

主な理由といたしましては、農業委員補助金と社会教育費委託費の減額によるものでございます。

16款寄附金、補正前の額535万8,000円に264万9,000円を増額補正し、800万7,000円とするものです。

主な内容といたしましては、きばらでえ伊仙応援寄附金の増額によるものでございます。

17款繰入金、補正前の額1億3,480万5,000円に1,108万2,000円を減額補正し、1億2,372万3,000円とするものです。

主な理由といたしましては、財政調整基金からの繰入金の減額によるものでございます。

19款諸収入、補正前の額6,294万9,000円に511万4,000円を減額補正し、5,783万5,000円とするものです。

主な内容といたしましては、畜産基盤再編総合整備事業個人負担金の減額によるものでございます。

20款町債費、補正前の額5億3,236万3,000円に70万円を減額補正し、5億3,166万3,000円とするものです。

主な理由といたしましては、航路航空路運賃軽減等事業費と防災無線施設整備事業費の減額によるものでございます。

歳入合計、補正前の額54億6,530万8,000円に2,959万8,000円を増額補正し、54億9,490万6,000円とするものです。

7 ページをお目通しください。歳出についてご説明いたします。

1 款議会費、補正前の額9,293万4,000円に73万7,000円を減額補正し、9,219万7,000円とするものです。

2 款総務費、補正前の額7億8,296万8,000円に3,450万7,000円を増額補正し、8億1,747万5,000

円とするものです。

主な理由といたしましては、地域消費喚起生活支援等交付金事業費と地域地方創生交付金事業費の増額によるものでございます。

3款民生費、補正前の額13億5,425万9,000円に2,743万8,000円を増額補正し、13億8,169万7,000円とするものです。

主な理由といたしましては、障害者福祉費と私立保育所費の増額によるものでございます。

4款衛生費、補正前の額5億5,785万2,000円に177万1,000円を減額補正し、5億5,608万1,000円とするものです。

主な理由といたしましては、簡易水道会計への繰出金の減額によるものでございます。

5款農林水産業費、補正前の額5億4,792万6,000円に1,224万3,000円を減額補正し、5億3,568万3,000円とするものです。

主な理由といたしましては、畜産振興費と農地集積協力交付金事業費等の減額によるものでございます。

7款土木費、補正前の額3億8,704万5,000円に26万3,000円を減額補正し、3億8,678万2,000円とするものです。

8款消防費、補正前の額1億7,492万3,000円に240万7,000円を減額補正し、1億7,250万6,000円とするものです。

主な理由といたしましては、防災まちづくり事業費の減額によるものでございます。

9款教育費、補正前の額4億4,116万6,000円に1,492万6,000円を減額補正し、4億2,624万円とするものです。

主な理由といたしましては、県営畑総地内遺跡等発掘調査事業費の減額によるものでございます。

11款公債費、8億7,780万6,000円は元金と利息の組み替えで増額となっております。

歳出合計、補正前の額54億6,530万8,000円に2,959万8,000円を増額補正し、54億9,490万6,000円とするものです。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

第2表、地方債の補正についてご説明いたします。4ページ、お開きください。

起債の目的、(1)過疎対策事業債、補正前の限度額2億3,560万円に航路航空路運賃軽減等事業費と防災無線施設整備事業費510万円を減額し、補正後の限度額を2億3,050万円とするものでございます。(3)公営住宅施設整備事業費、補正前の限度額6,490万円に公営住宅建設事業費440万円を増額し、補正後の限度額を6,930万円とするものでございます。

合計、補正前の限度額5億3,236万3,000円に70万円を減額し、補正後の限度額を5億3,166万3,000円とするものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

5ページ、お目通しいただきたいと思っております。

第3表、繰越明許費についてご説明いたします。

地方自治法第213条第1項の規定により、繰り越しして使用できる経費は、2款総務費1項総務管理費、事業名、企業誘致促進整備対策事業費1,350万円、消費喚起生活支援等交付金事業1,973万8,000円、地域地方創生交付金事業2,365万6,000円、5款農林水産費1項農業費、事業名、地方創生農業支援整備計画策定事業700万円、7款土木費2項道路橋梁費、事業名、社会資本整備総合交付金事業3,000万円、10款災害費2項公共土木施設災害復旧費、事業名、河川災害復旧事業840万円でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第20号、21号、22号をご説明いたします。

議案第20号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額12億108万7,000円に歳入歳出それぞれ274万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額12億383万4,000円とするものでございます。

5ページのほうをおあけください。

歳入ですけれども、8款1項2目保険財政安定化事業交付金ということで、この事業は一般被保険者の療養の給付に要した費用の1レセプト30万超えて8万円までの合算額の分にかかる交付金ということでございます。

既定の予算に274万7,000円を増額補正し、1億6,743万4,000円とするものでございます。

次の6ページ、歳出お開きください。

7款の共同事業拠出金1項4目保険財政共同安定化事業拠出金ということで、既定の予算に同じく274万7,000円を増額補正し、1億6,604万円とするもので、保険財政安定化事業拠出金ということでございます。

続きまして、議案第21号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額9億7,859万1,000円に歳入歳出それぞれ11万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9億7,870万6,000円とするものでございます。

5ページのほうをお開きください。歳入でございます。

2款2項2目介護保険事業費補助金ということで、介護報酬改定に伴うシステム改修ということで、既定の予算はなかったんですけれども、補正ということで9万増額補正して9万円とするものでございます。

6款諸収入2項雑入2目雑入ということで、介護給付費審査支払い手数料返納金ということで、既定の予算2万5,000円増額し、109万8,000円とするものでございます。

次のページお開きください。歳出でございますけれども、主なものについてご説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費ということで、負担金補助のシステム改修負担金ということで18万4,000円上げております。補正額は一般管理として11万1,000円を増額補正し、425万2,000円とするものでございます。

5 款の諸支出金 1 項償還及び還付加算金ということで、2 款の償還金過年度補助金の清算償還金に伴うものでございます。

続きまして、議案の第22号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億8,232万3,000円に歳入歳出それぞれ51万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億8,283万4,000円とするものでございます。

同じ5ページ、歳入の主なものをご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 2 目普通徴収保険料ということで、滞納繰越分の8万8,000円を既定の予算の増額し、694万2,000円とするものでございます。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金、主なものをご説明いたします。療養給付の繰入金ということで、既定の予算に55万3,000円を増額補正し、9,456万2,000円とするものでございます。

4 款繰越金 1 項 1 目繰越金ということで、前年度の繰越金27万3,000円を既定の予算に増額し、151万3,000円とするものでございます。

歳出について、次のページお願いします。

主なものをご説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目同じく、療養給付費ということで197万3,000円を増額補正し、基盤安定化負担金減額40万3,000円、被保険者保険料滞納繰越分8万8,000円増額ということで、既定の予算に165万8,000円を増額補正し、1億7,960万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第23号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額3億9,095万5,000円に歳入歳出それぞれ29万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9,065万9,000円とするものです。

5ページをお開きください。

歳入は、1 款使用料及び手数料 1 項使用料及び手数料 1 目水道使用料、既定の予算に補正額203万9,000円を増額補正し、4,674万円とするものである。

3 款繰入金 1 項繰入金 1 目繰入金、既定の額から233万5,000円と減額補正し、7,491万5,000円とするものでございます。

歳出については、6ページ、最終ページでございます。

1 款水道事業費 1 項一般管理費 1 目一般管理費、既定の額より29万6,000円の減額補正であり、合

計3,583万2,000円とするものでございます。

続きまして、1款水道事業費3項配水給水費3目東部地区基盤改良事業費は、需用費1万3,000円を旅費に組み替えする補正で、補正するものでございます。

以上、審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉理人君）

議案第19号について質疑を行います。

○3番（牧徳久君）

まず、13ページをお願いします。

地域消費喚起生活支援等交付金事業費についてお尋ねをいたします。

19の負担金及び交付金の中の、消費喚起プレミアム商品券発行事業についてお尋ねいたします。

従来で、昨年来でありますと約200万円の町単独事業でこれを商工会のほうに補助しておったんですが、この莫大な8倍、従来の年の8倍の額が国からいただけるわけ、100%事業としていただいて、これを予算措置してあるようですが、町内においては商工会が担当しておったんですが、商工会加盟店のみにこれを適用するということでありましたが、これほど8倍の金額になると他に加盟していない商店、いろいろな形で多々あると思いますが、これを拡大して消費者に、農家の皆さんとか一般消費者に振ることはできないものかお伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。

今回は、金額的に膨大な金額となって、商工会のほうに委託はする予定にはしておりますが、商工会自体でもさばききれないということもありまして、大型店舗、Aコープ、大丸といったような大型店舗のほうにも募集をかけ、このプレミアム商品券販売に参加していただける商店事業者を募集して、それぞれの商店のほうにこのプレミアムつき商品券で買い物ができるようにということで、さらに消費者のほうにはこのプレミアムつきですけど、従来は10%とかしてはいたけど、今回は20%の割引つきということで、1万円分で1万2,000円の商品が買えるということで、消費喚起について十分に喚起できるものだと思っております。

○3番（牧徳久君）

もし消費できそうでない場合には、さらにこの20%をアップする考えはないかお伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

かつて、福岡のほうで説明会のときがあったみたいですが、そのときに50%のプレミアがつけられないかというような質問があったみたいであります。

国のほうから言われたのが最大でも30%あたりまでではないでしょうかという話で、それぐらいはできると思いますが、皆さんに完売できるように商工会の執行部のほうとしても全て販売できるようにやっていきたいと思っております。

○3番（牧徳久君）

一般の消費者には、この額面とかこういったのがわからないわけでありますので、このパーセントが町のホームページなり、町の広報誌なりで強く広報していただきたいと思います。

そうすれば、この完売のほうも早まると思いますし、またこの30%、ぜひこれはあと10%引き上げていただきたいと思います。

それと、その下の伊仙っ子応援商品発行事業補助金というのはどういうことですか。

○企画課長（池田俊博君）

これも同じようにプレミアムつき商品券なんですけど、一般に販売するのが1万円で1万2,000円分が買えると。

この全戸応援商品券補助金というのは、多子世帯家族、子供が3人以上いる世帯のほうについては、1万円で1万3,000分の商品券が買えると。これが、補助が一番高いやつで33%ぐらいの割引率になるということです。

さらに、また住民への周知に関しては、町のホームページ等にも掲載する予定であります。

さらに、このプレミアム券が利用できる商店においても、ここではこれが利用できますよというような何らかの意思表示ができるような形で、商工会のほうにお願いしておきますので、そのように広報に関しては十分にできるものだと思っております。

○3番（牧 徳久君）

これは、国の補正事業だと思いますが、これは単年度ですか。

○企画課長（池田俊博君）

この事業は国の単年度事業で、できるだけ早い時期にしてくださいということで、国の26年度補正に計上された事業でございます。

○3番（牧 徳久君）

次に、その下にありますが、この策定する、5年間計画を策定するわけですが、この商品券は引き続き、この5年間の中に組み入れることはできないのでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

これから先また、これは戦略ビジョンの策定の中でまた検討していく課題となっていくと思いますが、できる限りいろんな方面の方からいろんな意見を聞きながら、この総合戦略をまとめていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ伊仙町商店街活性化のため、町外流出防止のためにもプレミアム商品券は100%事業でございます。国の地方創生総合戦略に位置づけているわけでありますので、ぜひプレミアム商品券は組み入れていただいて、5年間継続してほしいと思いますが、よろしく申し上げます。

○企画課長（池田俊博君）

でき得る限りは、そこに割り振りしていきたいとは思いますが、何せ地方創生のほうの交付金のほうは地方交付税のほうに中に入って来るものですから、金額的に枠がございます。

それで、優先順位を決めながら、どういう事業にこれからあてれば一番地方創生のためになるというような事業を選定していきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

この策定にあたっては真空タンク基幹を設けるとか、広く役場だけでなく、民間の意見も聞いたりして事業計画を練っていただきたいと思っておりますし、また5年間は交付金としてより国が力を入れているわけですので、計画にわたってはすばらしい伊仙町の計画ができるように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

14ページ、負担金補助及び交付金の中にふるさと留学支援補助金というのがありますが、これは町長がこの前東京で学校跡を廃校しない、しなくてもということを演説したわけですが、これは小規模校にふるさと留学生を募集するということですか。

○企画課長（池田俊博君）

この事業についてですけど、この事業は昨年まちづくり座談会の中で、東部地区の住民のほうから話が出まして、伊仙町のほうにはじいちゃん、ばあちゃんいっぱいいると。

都会のほうに子供たちがいて、孫を伊仙町のほうで、自然豊かな伊仙町の中で生活し、さらにそこで生活して、将来において伊仙町のほうにふるさとのほうに、また住みやすく、その下地づくり見たいな形で使用という考えでやっております。

じいちゃん、ばあちゃんのところに都会のほうから子供を留学させて、祖父母のところから学校へ通わせると、そういう方々に補助金を出して1年間やっていただきたいというような気持ちで、各方面にまたこれから募集をかけていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

それについても、町民はまだ予算を計上したばかりで、わからないわけですので、ぜひこれについても広報はきちんとしていただきたいと思っております。

前後しますが、この上の観光施設支援掘り起こし委託料というのは、これどこに委託するわけですか。

○企画課長（池田俊博君）

この観光資源掘り起こしということでございますけど、これはなくさみ館のほうに今回11月ですか、国民文化祭で闘牛フォーラムがありますので、そこでこの委託料を使いながら、そこにオブジェとそういうのを作成し、観光の掘り起こし等を行いたいと。

さらには、町の観光連盟に委託して闘牛の実況放送みたいな形ができないかということで、今なくさみ館のほうでも、闘牛連合会のほう、またビデオ作成の関係の会社とも打ち合わせをしております。

そういったような形で、観光連盟のほうにこれは委託してやりたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

闘牛ということですが、私も闘牛連合会事務局をしていますので、ぜひこれについては主催者側と

かいろいろありますので、闘牛連合会のほうとも綿密に一般質問でも行いますが、綿密な打ち合わせしてしていかないと、やたら宣伝を行い、テレビを見て実際に入場者が来なければ興行も成り立たないのでこういったのを十分闘牛協会側と話し合いをしてから、補助金なりこういったものを詰めていただきたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

事業を推進するにあたりましては、関連する闘牛連合会、闘牛連合会事務局ともまた綿密に打ち合わせし、またそれあたり利用権を得ているビデオの製作会社等とも十分協議をしながら、また事業を進めていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、17ページ、お願いします。

17ページの臨時福祉給付金事業費の中の負担金補助及び交付金1,172万5,000円減額になっていますが、これは昨年、突然政府がした1万円ずつの全町民への補助金だと思いますが、これは執行残ですか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

19節の1,172万5,000円を減額してございますけども、これはおっしゃるとおり実績によるものがあります。

ちなみに、1,778件が対象になりまして、支給人数が3,191名ということと、加算分が1,631人ということで、4,006万5,000円ほどの支給実績がありまして、その分あとの残りの分が減額ということがあります。

当初の見込みより件数が少なかったということもありますし、何名かですけども不支給ということで対象になっておりません。実績であります。

○3番（牧 徳久君）

次に、19ページをお願いします。

14青年就農給付金事業費の中の、これも国庫全額補助ですが、300万円ほど給付金が減額されておりますが、実際この青年農業者がいなかったのかお伺いします。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えします。

当初予定としては、4名の方々に進めていたわけですけど、非常に採択要件が厳しく、なかなか満たされなかったということで、それを満たすために27年度にその方々は引き続き採択できるように、要件が満たされるように今一緒に取り組んでいるところでございます。

それで、今回継続者1名と新規1名の2名で300万ということで、あとの300万は減としたわけでございます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

農業立町としてこのようにすばらしい国からの補助金が出ているわけですので、これをクリアできるように増額して来年こそ、この300万をまた青年就農給付金という形で予算化して、ぜひ農業青年を育てていただきたいと思います。

また、その下の地方創生農業支援整備費用策定事業費の中の先ほどと同じですが、これについてもいろいろ策定するにあたっては各方面から意見を聞いて、策定していただきたいと思います。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

今回、ソフト面でまた予算を計上しましたが、非常に伊仙町としても50億達成に向けては非常にいろんな情報等が少ないということと、あと先ほど牧議員が質問にありました青年就農の皆さんの情報提供、こういった勉強の場もないということで、今回伊仙町農業支援センター学びの場を中核すると、する人材育成支援プログラムメニューとして、立ち上げたわけですが、目的、事業概要としては農業生産額50億を目指す当町にとっては、農業に関する減収や情報提供、農業者の交流等、農業研修等を通じた人材育成や技術向上、新規就農の確保、効率的な農業経営の推進等により農業生産力の底上げや活性化を図ることが、伊仙町としては喫緊の課題となっているということで、いろいろ施設面としては要望があります。旧診療所跡地を何とか、そういった等の跡地、ハウスとそういったもろもろの有効活用もできないかという要望もありまして、今後これはまた財政面とも財政が絡むわけですので、あと耐震強のほうも今調査をしているということですので、そういうのも勘案しながら、今後また旅費等に関しては、申請地、先進地視察をしながら沖縄から千葉、福岡、宮崎といったその辺の視察をしながら、また策定をして、そして情報を提供しながら生産額50億に向けて取り組みたいと考えております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ50億達成に向けては努力していただきたいし、また農業についても昨年パパイヤを植えた皆さんは、冷害で全部枯れて水の泡になったという話も聞いておりますので、ちゃんとした経済課の努力、指導員を置いてちゃんとしないと農家は大変ですので、ぜひこれをよく見てから営農指導をよろしく願いいたします。

あと、次の20ページ、1の林業振興費の中の委託料、カラス駆除費45万円をしているわけですが、以前よりは少なくなったんですが、いまだにカラスというのはいっぱいおるような状況でありまして、この委託料が落ちた理由と以前一般質問をしたからカラスの小島地区にまたおり等はどこに持っていったんですか。まだそのままなのか、放置してあるのかをお伺いします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

まず被害報告がまだ今年はなかったということと、今伊仙町に3期、喜念、河内、犬田布と3期今設置してあるわけでございますけど、そのうちの2基は牧議員からの6月議会ですか、質問があり

まして撤去、今1カ所は撤去して岬の町誘致跡地のほうに今設置する方向で今撤去して、作業するように今1基してます。あと1基はまた撤去して堆肥センターの横の路面の道路の残地がありますのでそこに設置したいと考えております。

あと、そのために45万円は減額してしたわけでありませうけど。27年度においては、この設置後は管理を委託する方向で今、協議会のほうとも今話を進めているところでございませう。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

このカラスのおりに1年ぐらゐしてすぐやめたんですが、現在天城町のほうで大量にこのおりに使って捕獲しているという話を聞いておりますので、ぜひ天城町に聞いて、今度こそ大量に慎重に捕獲していただきたい。

あと23ページ、13の県営畑総地内遺跡発掘調査事業費の賃金とか使用料を減額しているわけですが、これは実際は発掘しなくてよかつたのですか。

○社会教育課長（西 吉広君）

ただいまの質問にお答えいたします。

当初、3カ所発掘調査をする予定でしたけど、皆様もご存じのように「前当り遺跡」が非常に発掘、遺跡が大分出ました関係で、26年度中には発掘できない箇所が1カ所出まして、次年度27年度に県のほうとも話し合つて変更申請をしてあります。27年度にまた事業が組んであります。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

こうすれば、一時期だけは畑総事業ができなくなったという事ですか。

○社会教育課長（西 吉広君）

そこはまだ畑総が入っておりませう。この調査が終わつた後に入る予定です。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、こういったのは予算を県からつけてあるわけですので、完全に発掘して、早急に畑総事業を決めていただかないと。面縄の上あたりはすばらしい整備ができるわけですので、農業振興上もこの県営畑総は人事でありますので、ぜひこの発掘は予算計上した場合は、完全に消化して、畑総事業を進めるようお願いしたいと思ひます。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませうか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度一般会計補正予算書（第6号）について質疑をいたします。

まず、12ページ、歳出の12ページ、総務費の節13委託料、弁護士委託料が100万減額になっていませうけども、たしか160万だつたと思ひますが、60万の使い道についての説明をお願いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

環境課のし尿処理関係での裁判での弁護士の着手料と報酬という形で、着手料が100万円、報酬が100万円という形で、12月議会で予算を措置したわけでございますけども、今回の裁判で着手料の60万円だけを使ったということでございます。

あと残りの100万円の予算を落とすということでございます。よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

わかりました。この件については、あともって説明があるということでありますので、よろしいかと思えます。

続いて13ページ、目12の企業誘致促進整備対策事業費の節22の200万、工事物補償費、どこなのかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

節22補償補填及び賠償金の工作物ということでございますが、これは糸木名の土地のほうに電柱の施設が4本立っておりまして、その移設費でございます。

○14番（美島盛秀君）

電柱の移転費用ということでありますけれども、この企業誘致については次々補正がされてくるわけでありますけれども、起債をつけてやる。あるいは、これまで一般財源で予算措置されておりますけれども、今後こういうような工作物移転とか、いろいろ工事の追加とか出てくる可能性があると思えますので、そのあたりは設計上、計画上しっかりと精査をして、余り予算の無駄遣いをしないように計画的な事業進行をしていただきたいと思います。そのことについて、今後の予算措置と厳密にできるかどうかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

現在、既設の設計委託等を委託しておりますが、そこで綿密に計算し、私でのほうでもチェック体制を入れながら、これからの事業の計画、執行にあたっていきたくと思っております。

○14番（美島盛秀君）

なぜ私がこういうことをいうかといいますと、製糖工場加工工房、あそこにおいても明許繰り越しをして無駄な予算が2,000万余り出たおったというようなことなど、あるいはまだ他にもあります。ですから、こういう計画をされたらしっかりと事業主体の課のほうで、定期的に行って検査をするとか、あるいは技術者に言って相談をするとか、やるような方法、進捗状況を確認しながら進めていただきたいということをお願いしたいわけでありますけれども、この今設計を委託してあるということなんですけれども、綿密なその設計受託者と打ち合わせはできる技術者が役場の職員の中にいますかどうかお尋ねします。

○企画課長（池田俊博君）

とにかく専門家というわけではございませんが、過去にこういったような工事関係等をやっていた部署にいた方が今企画のほうにおいて、その職員と設計士さんとが綿密に協議をしながら事業を

進めています。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ後々いろんな追加補正とか、設計上のミスとかそういうことが出ないように綿密な計画を進めていただきたいと思います。

次に、その下の地域消費喚起生活支援等交付金事業、先ほどありましたけれども、大型店舗にもできるというようなことなんですけども、やはりこれは外部から来た大型店舗に適応するというのは、私はどうかなと思います。

公募してこのプレミアム券を活用したいということであれば、商工会に参加していなくても、あるいは例えば地域にいろいろな加工、6次産業化に向かって加工している人たちもいますから、こういう人たちもぜひ活用させて、町外の大型店舗に私はやってはいけないというふうに思っておりますで、そこらあたりどう検討されるのかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

先ほど牧議員のほうの質問に答えたように、町内の各事業者にてこの商品券の販売に関する参加を呼びかけて募集をかけます。

ですから、全ての、伊仙町の中にある全ての事業者にてこれが適用できるようにしていきたいと思っております。

さらにまた、商工会とのほうの打ち合わせの中においても、大型店舗には1万2,000円の商品券ですけど、7,000円が大型店舗で使える商品券と、あとの残り5,000円は商工会というか、小さい小規模のところでは使えるというようなそういうふうな仕分けの仕方もまた商工会のほうと協議していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ新しい事業でありますし、単年度事業だということですので、町民全体にこの結果、成果が上がるような取り組みをしていただきたいと思います。

その下の負担金補助及び交付金、3人以上の子供は30%ということでもありますけれども、伊仙町内にこの子供用図書券なり、あるいは洋服とか、あるいは学用品等々含まれると思いますけれども、これについてもぜひ3人の子供以上でなくてもこれから子供を育てる家庭に対しても私はやっぱりどうかなと思うんですけども、それだけの予算、余裕があるのかなのかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの質問ですけど、これから育てていく3人以上という方で小学校とかそういうような町内のほうに約180世帯ほど、調査したらございました。

今、これは国のほうと協議をして、協議した結果こういうふうな事業の選択になっておりますけど、これからそれが可能かどうかはまたさらに国のほうに協議しなければならないところでございますが、そこら辺のところはまたこれから検討してまいります。

それと、さらに先ほど町民全ての方にこの恩恵が行き渡るためには、どうしてもやっぱり大型店

をこの券が使えないと、全ての方がやっぱり必要としているのが大型店で買い物をするということだと思っておりますので、そういうふうにならざるに全ての事業者のほうに募集をかけ、その全ての事業者でこの商品券が使えるような仕組みをまた模索したいと思います。

○副町長（伊喜 功君）

プレミアム商品券の先行応援商品券でございますが、これはもともと多子世帯対策ということで、国のほうが示しております、要するに子供がたくさんいるところの世帯の消費を支えるということでございまして、一人、二人というのは多子ということにはいかないと思いますので、私どもとしては3人以上ぐらいは多子世帯だろうということで設定いたしました、実はこの補助事業について補正予算対応の事業については、いろいろ自由に当初は組み立てて設定したんですが、だんだん国のほうからこういうふうにと、だんだん縛りも大分きつくなりまして、これをぎりぎりのところで協議、調整した上での事業といえますか、組み立ててございますので、本日の補正でお認めいただいて、直ちに国のほうに交付申請をして交付決定を受けて、なるべく早く実施するというのが一つのスキムになっておりますので、現在のところ3人以上ということで、またご理解いただければなと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

3人以上が180世帯いると、見込まれているわけなんですけども、これこの補正が通ったらすぐ申請をして補助金申請をするということなんですけども、これ期限はいつまでですか。使える発行した期限は、お願いします。

○副町長（伊喜 功君）

国の示したスキムというか、スケジュールによりますと、おおむね8カ月から9カ月間ぐらいということでございますので、仮に4月あるいは5月から始まりますと、12月あるいは1月といえますので、比較的小中元商戦と年末商戦には十分使えるということでございますので、そういう形で商工会等調整していきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

なるべく早く申請をして許可がおりたら、入学式、高校入学あるいは大学入学と非常に費用のかかる時期でもありますので、なるべく早急に補助金が受けられるように進めていただきたいと思います。

それから、14ページ、先ほどの観光施設資源掘り起こし委託料ということでありましたけれども、この徳之島なくさみ館は徳之島3町のこういう伝統文化継承事業だということで、徳之島なくさみ館と名づけられたと思います。

そういう観点からすれば、伊仙町だけでこの300万を観光協会に委託するのではなくて、天城町あるいは徳之島町にも呼びかけて、ぜひ徳之島が一体となってこの闘牛は徳之島の一つの文化でもありますので、ぜひ徳之島町、そして天城町と一体となってやるのであればこういう300万ぐらいじゃなくて、徳之島町にも、天城町にも出してもらって、1,000万ぐらいの規模で全国的に発信できるよう

なそういうことをやらないと、こんな小さなことをやっていると思しぼみして余り結果は得られないと思いますので、ぜひ徳之島町、天城町にも呼びかけていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

この事業に関しては、伊仙町独自ということで、なくさみ館の観光客の掘り起こしということになり、伊仙町のほうで一応取り組んではいっております。

観光協会のほうに委託するというので、3町でき得るんでしたらそうしたいところではありますが、それぞれ各町においての思惑がございます。うちのほうでは、なくさみ館を一番の売りに行っているところがございますので、そのようにしていきたいと思っております。

それと、11月に国民文化祭があって、その前にオブジェ等作成し観光客または歴代の横綱とかの写真とかの張り出しとか、技の写真とかのオブジェ等を張り出してやっていきたいという事業でございます。

○町長（大久保明君）

先ほどの牧議員が話ししましたけれども、このいろいろ発信することに対して、今まで何回か闘牛協会と話をしました。

私が多くの意見を聞いた中で、興行をする方々の意向を相当闘牛協会は気にしていますけれども、この役員会の中で若手のほとんどは発信を希望しているということはわかりました。

これを全国的に編集して発信するか、リアルタイムにしたら島の人でも来なくなるとかいう、そういう心配もしていますけれども、若い人たちの発想はこれを見た人たちが島にやってくるだろうというふうな意見が圧倒的に多いわけです。

これはいろいろ他のスポーツ、例えばボクシングの興行などもなかなか発信しないということで、その価値を上げようとしたことが余り成功はしてないと思いますので、今後とも、闘牛協会の役員の方々、これ何回説明しても反対するんですけど、それはやっぱり若手の方々がそういうふうには持っていけるようにできると、私は思っとるし、また公営ギャンブルもこういう形でやっていったほうがいいんじゃないかという、島外からの意見も相当今出てきていますので、この事業は、先ほど話したように、国民文化祭の中でそういうことをまずは発信していこうというふうにできたらと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、これ、伊仙町の単独でやるということなんですけども、やはり伊仙町とか、徳之島町とか、天城町とかいうことじゃなくて、やはりこれからは、島ごとのこういう計画も必要だと思いますので、これは島に共通した問題でもありますので、ぜひ徳之島町、天城町にも呼びかけて、3町体制で進めていただきたいと思っております。

というのは、たとえこの、こういう、国民文化祭、闘牛、こうやっても、その日はいっぱいお客さんも来て、観戦客も、闘牛ファンが来ますけれども、やはり外部の人たちは徳之島町に泊まった

り、あるいは天城町に泊まったりということで、その日しか伊仙町には効果がないということも考えられますので、ぜひ、そこらあたりは真剣に考えて、これからの観光資源の掘り起こし、寄与できるような計画を立てていただきたいということをお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

美島議員に、質問の途中でありますが、教育長が5時からまた教育関係の会合があるということで、教育委員会にまず質問がある方、なければ退席をさせていただきますが、よろしいですか。

それでは、教育長退席します。

それでは、質疑を続けてください。

○14番（美島盛秀君）

17ページ、民生費の目3、市立保育所費468万3,000円、保育士等処遇改善臨時特例負担金、これも地方創生交付金だと思うんですけども、どうでしょうか。そしてまた、その保育士等のこの内容についてどういう特例負担金なのか、お尋ねをいたします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

この事業は、県の鹿児島県保育緊急確保事業補助金といたしまして、7月の中旬に県のほうから要請がありまして、これに伴いましての事業です。

町には、市立の保育所がありまして、この保育所に勤めています、保育士の方々のこの事業の目的ですけど、保育士の人材確保対策の推進と、それと一貫として、保育士の処遇改善に取り組む保育所への資金の交付ということになります。

○14番（美島盛秀君）

要するに、県の補助金で人材を確保する、ということは、安定して、その保育士が働ける場所ということであると思いますけれども、そのために、保育士を助成してあげるとか、ということに受け取ってよろしいでしょうか。

それとも、この規模によって割り当てて、その3、保育所で自由に使えるお金なのか、そこらあたりをはっきりと区別してお願いいたします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

今、全国的に保育士不足ということで、今3園とも毎年生まれる新生児に係ります保育士が1人に対して3名とか、その枠があるんですけど、その中で保育士が少ないということで、それを改善するために、この緊急でこの特例事業が盛り込まれておりまして、これ来年、今年だけなのか、来年がまたあるのか、確認をもう一回とってみたいと思います。

○議長（琉 理人君）

今の質問は、保育士が自由に使えるかという質問です。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

保育士のためのお金ですのでその仕事に対する対価ですね。

○議長（琉 理人君）

質疑の途中であります。本日の会議時間は、伊仙町会議規則第9条第2項の規定により、会期日程どおり、議事進行を行うため、あらかじめ延長します。

しばらく休憩をします。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 5時17分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

先ほど、美島議員からの質問にお答えいたします。

保育士等処遇改善臨時特例事業のお金ですけど、これ、4月1日の保育園の園児の数によって金額が決まります。幸徳保育園が4月1日で81名、わかば保育園が76名、いせん保育園が63名ということで金額が単価によって、その当時の4月1日のゼロ歳児から5歳児までの子供たちの適用単価によって金額は異なりますけど、その金額の中で、その3園の園長先生以下の人たちの処遇改善に伴う助成金、一時金ということになります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今の説明だとこれは月々ですか、一括でやるんですか、どうですか。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

一括です。

○14番（美島盛秀君）

こういう、子育て支援にも役立つ保育士を育てると、人材育成による、こういう交付金、県からの交付金などがありますし、また、他にもいろいろ、こういう、100%補助の県・国の交付金などがあると思いますので、今後ともぜひ、こういう補助金を活用して子育て支援に役立てていただきたいと思います。

次に、18ページ、農林水産業費の目2、農地制度実施円滑化事業費の減額の264万円、この減額の原因をお願いします。

○農委事務局長（益岡 稔君）

美島議員の質問にお答えをいたします。

これは、相続に当たる、いわば相続図の作成を予定していましたが、県の説明会のたびが変わって調査がなかなかできない状況にありまして、2月から調査を開始したばかりで、この委託を本年度中には執行できないということで減額をしたところでございます。

○14番（美島盛秀君）

これ、今年度の補正でマイナスなんですけども、来年度は、またこれは復活できるという可能性

はありますか。

○農委事務局長（益岡 稔君）

27年度予算に計上をしてございます。

○14番（美島盛秀君）

相続に関する調査ということですが、ぜひこれを進めないと、「人・農地プラン」あるいは農地中間管理機構への集積事業、こういうあたりも影響すると思いますので、ぜひ来年度は、来年度予算を消化して、この農地中間管理機構への「人・農地プラン」の計画が進むように努力をしていただきたいと思います。

次に、19ページの目14、青年就農給付金事業費、先ほどもありましたけれども、300万円の2人分マイナスになっていますけれども、条件が整わなかったということなんですけれども、その条件を整えるための今後の施策、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

青年就農給付金経営開始型には、8項目ごとの採択要件がありまして、1つ目は45歳未満かつ独立、税収納ができる方、2つ目、該当地区の「人・農地プラン」で中心となる策定済みの方、3番目として、就農後の所得が250万円未満の方、4つ目、農地所有権、主に、親族以外からの利用権を有している方、5つ目、主要な農業機械・施設を所有、また借りてること、6つ目、生産物・生産資材をみずからの名義で出荷・取引している方、7つ目、売り上げや経費等の経営収支を通帳及び帳簿で管理している方、8つ目、農業経営開始5年後までに生計が成り立つ方ということで、この中で、今年度の方々が本人名義の通帳とか、そういう出荷名義等、あと農業機械とそれと農地の所有、自分名義の所有がなかったということで、今年度の300万円の2名の方は減額したということになりますけど、やっと農業委員会の局長のほうからも説明、答弁がありましたように、非常に名義が、登記名義が、死亡して相続が非常に多いということで、その方々からは、全員から、誰に契約するかというのを確定した中で、あと、我々経済課のほうで契約、そして銀行のほうに提出するわけですが、その確定者がなかなか決まらないということで、また、借り手は、いっぱい今、申し込みが来てるんですけど、貸し手のほうがなかなか固まらないということで、引き続き、農業委員会のほうと連携をとりながら、また一人でも多くできるように、また進めて、そしてまた、青年給付金の若い皆さんも、農業で生計が成り立てるように、連携をとっていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

この件と、先ほどの農地制度実施円滑化事業とは一体化しなければならないと思うんですけども、来年はぜひ一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

これ、2人分300万円、300万円の5年ですから1,500万円、1,500万円というのは大きいですよ。

ですから、この8項目が何かできなかったというのであれば、人のかえ、物のかえてやるという

ようなことも考えてやらないと本当にもったいないです。1,500万円の金が農業振興に使われるわけですから。

ですから、こういうことも農業委員会と、あるいは経済課あたりを真剣にこう連携をしながら取り組めば、私は必ずできると思います。

土地の登記問題とか、いろいろできなかつたら、またできる人を探すとかいう工夫をしていただきたいと、努力していただきたいと思います。

○経済課長（上木義一君）

この事業は会計検査がまた伴いますので、非常に慎重に精査しながら、しないと、もし引っかかった場合は、本人が、補助金は返納となりますので、この辺はもう慎重に、我々経済課としてもちゃんと理解をさせながら給付できるように今努めていますので、まずはもうちゃんとした書類作成から、そして日々、日誌つけながら、そして150万円支給する前にはちゃんと作業日誌、いろんな、またそれに伴う書類があるわけですので、それを提出した中で再度また審査が、農業課の皆さんと、県の皆さんと審査した上で継続ができるかできないかと、まあ、そこまですべてなっていますので、補助金が返納がないように、慎重に行きたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

慎重にやるのもいいですけども、余り慎重になり過ぎて事業を見逃す、予算を見逃すということも考えられますので、そこらあたりはやっぱり、法的根拠などを踏まえながら、あるいは国や県のその事業の目的等を踏まえて、しっかりとこの事業が推進できるように努力をしていただきたいと思います。

その下、目20の地方創生農業支援整備計画策定事業ですけども、先ほど賃金と、それから旅費で大分予算を消化するみたいなんですけども、この旅費、研修に行くということ、さっきあったと思いますけども、その研修に行く、そういう内容等を含めて、今、町が策定している農業振興計画5カ年計画に絡めたその予算の事業への活用ができるのかどうか、お尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

農業振興計画策定委員会を実施し、18日、美島議員も一緒に参加して最終の確定にするわけですけど、それも踏まえて、今回、地方創生のソフト予算で旅費とか、アンケート、事務賃金、こういった項目しか予算が組めないということで、今回はまた振興計画のいろんな計画等に基づいて、また先進地の視察の中で新規品目や土づくり等とかのノウハウを取得するために先進地の事例とか、あと町内の優良農家の、直接訪問して実地調査をしたりとか、アンケートをとったりとか、そして、その成果を町内の農家、生産農家の皆さんに普及させるということと、あと専門家の皆さんを講演会で呼んだりとか、そういう予算を計上したわけですけど、あとはまたちゃんとした精査をして、生産額向上につなげていくという考えです。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

節7のところは賃金302万4,000円が入っていますけれども、これ、恐らく2人分だと思いますけれども、この事業を進めるのに、この2人の賃金、この内容、どのような仕事をするのか、もう一度お願いします。

それと、その研修の目的、旅費、290万8,000円と、これはさっき言った、農業振興計画の事業の中のそういうのに絡めて研修等ができると思うんですけども、そこらあたりもう一度、できるのかできないのか、お尋ねをいたします。

○副町長（伊喜 功君）

このたび計上したこの事業は地方創生で取り組むわけですが、美島議員がお話ありましたとおり、これまで農業振興計画を策定する中で、いろいろなニーズ、要望等の考え方が示されました。

そういう中で、やはり先ほど上木課長からもありましたように、町内の農業者の方々に、情報提供とか、あるいは研修機会とか、あるいは交流とか、そういったことを提供するような場づくりや、新規作目とか、戦略作目、こういったものを、より具体的に技術研修等をしていただいて、それを町内の農家の方々に、全体的に波及させるべく、そういった事業を考えております。

そういったことで、やはり、これは少し大々的に取り組まなきゃいけないということで、そういったことのコーディネートとか、あるいはいろいろな連絡調整、そういったことをつかさどるために賃金を充ててやるということでございます。

そして、特に、できたら、そういう情報提供とか研修の場、交流の場をできる施設を、どこというのは、先ほど少し、上木課長からもありましたが、できたら町内の既存の施設の有効な利用という観点から、具体的に、そういったことの基本的な整備計画、そういったものまで、できたらつくっていききたいなというふうに考えております。

これにつきましては、策定委員会のメンバーの方々を中心にして、そういう、どういったことをやればいいのか、どういった機能を整備すればいいのか、そういったことをより具体的に深く、皆さんで検討していただいて、いい計画をつくって、そしてそれを、次のステップとしては、恐らく地方創生の総合戦略の中で具体的な整備計画まで、整備計画といいますか、実施設計含めて、そういった、中核的な施設整備まで持っていければいいというぐあいに考えていますので、美島議員のほうも、また来年度も引き続き、いろいろなところからご助言いただきたいというぐあいに考えているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

ありがとうございました。その予算が農業振興計画に使われるということで、本当に今後の農業生産額50億円に向かっても弾みができたというところでありました。

そこで、この策定等もやるということなんですけれども、ぜひ、目手久の上にあります農協の競り市場跡と、あの古い施設を活用できる可能性があると思います。

あそこを、例えば、先ほど言いました、新規就農支援資金を使う若者をあそこに就農させるよう

な組織づくりをすると、あるいはそこを畜産団地にするとか、あるいはもう屋根を張ればハウスのにも活用できますので、土地も大きいし、建物も広いし、活用できると思いますので、ぜひあそこの活用もやっていただきたいと思いますけれども、そこらあたりの調査等やったことがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○副町長（伊喜 功君）

大変貴重なご提言ありがとうございます。そういった中核的な施設については、どこにするかについては、私どもはいろいろ腹案的には持っておりますが、やはりその建物を再利用、有効活用するためのしやすいところ、そしてやはり、徳之島農業高校跡地もありますので、そういったところとの連携もとれるところ、そして何よりもやはり利用される方々の利便性がいいところとか、そういった観点から、恐らく場所的なもの、施設のなものも検討させていただきたいと思っておりますので、それにつきましても、また、今度の策定委員会の中でも皆さんのご意見を拝聴できればいいなというぐあいに考えているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

今、競り市場跡については、町有地に建てている建物でありまして、町に恐らく固定資産税が入っていると思います。

そういう関係上もあって、町の譲り受ける条件はそろっていると思いますので、計画をしてみたいと思います。

あとは、他の皆さんが質問しましたので、これで終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第19号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

議案第20号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第21号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第22号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第22号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第23号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第23号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第34 平成27年度施政方針

○議長（琉 理人君）

日程第34、平成27年度施政方針について、説明を求めます。

○町長（大久保明君）

施政方針をやる前に、本日、議案第1号から23号まで、補正予算、そしていろいろな形で全ての議案を採決していただきましてありがとうございます。

それでは、平成27年度の施政方針を述べてまいります。

本日、伊仙町議会平成27年3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参会を賜り、平成27年度予算案をはじめ当面する町政の重要課題につきまして、ご審議いただけますことに感謝申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、平成27年度の町

政運営に関する基本的な考えを申し上げます。

本町は、昭和37年の町制施行以来、これまで、第1次、第2次、第3次、さらに第4次伊仙町総合計画(平成17年度～平成26年度)に基づき、様々なまちづくり施策を推進して参りましたが、本年度に計画期間が終了するにあたり、平成27年度～平成36年度まで10年間の町政運営の指針となる「第5次伊仙町総合計画」を策定しました。

本町を取り巻く社会環境は、少子高齢化の急速な進展に伴う全国的な社会問題により大きく変化してきており、近年、国の重点施策となった地方創生の推進により、地域の活性化策を講じ、課題解決に即対応できる能力が自治体に求められています。

このような時代背景の中で、「雇用・定住・所得増に挑戦する活気あふれる伊仙(まち)」をキャッチフレーズとし、さらに、町の将来像である「保健医療・福祉が充実し、赤ちゃんからお年寄りまで健康に暮らせるまち」「農業の振興を中心に産業が立ち上がるまち」「世界自然遺産・定住促進に取り組み、交流人口を増やすまち」の実現を目指して、町政全般にわたる施策を実行していくための第5次伊仙町総合計画を策定するにあたり、町委嘱の委員15名に、それぞれの観点から、町の将来等について熱心にご討議いただきました。

また、「町民がまちづくりの主体」という理念から、町民の皆様や各種団体・集落の方々からの意見募集、また、郷友会並びに町内赴任教職員へのアンケートを実施し、本計画策定の参考といたしました。

この計画をこれから10年間のまちづくりの指針とし、これに沿った町民総参加型の町政に全力で取り組んで参ります。

また、政府は昨年12月に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するために、今後5か年の目標や施策の基本的な方向を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を取りまとめました。

この中では、世界に類を見ないスピードで進行している「人口減少・超高齢社会」の原因を、少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げています。あわせて、地方創生を国と地方が一体となり、中長期的視野に立って取り組むため、全自治体に対して具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定を要請しているところであり、平成27年度からは、地方創生への取組みが、全国1,788の自治体において一斉に動き出すこととなります。

伊仙町においても、地方における安定した雇用を創出するため、企業誘致・主幹産業の農業力強化を進め、地方への新しい人の流れをつくり定住促進に繋がります。公立小中学校の統廃合に関する基準を、文部科学省が約60年ぶりに見直し、学校をなくすことが人口流失に拍車をかけ、地域の衰退を招くような事態は避けなければならない、学校存続の選択も尊重されるべきだと記されており、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、若い世代の結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行い、長寿と子宝の双方が、相乗効果をもたらすまちづくりを推進してまいります。

本町の財政については、年々増え続ける公債費で大変厳しい財政状況ではありますが、「中長期財政計画」に基づき、町民ニーズや社会経済情勢の変化等を見極め、事業を必要性、効果、優先度の観点から厳選し、重点的な投資を行うなど時代を的確に捉えながら目標を明確にし、将来的に持続可能な財政構造の確立を推進します。

以上の事を踏まえ、主要施策を述べて参ります。

1. 「保健医療・福祉が充実し、赤ちゃんからお年寄りまで健康に暮らせるまち」

我が国において、少子高齢化、人口問題など喫緊する課題が山積する中、平成26年4月発表の全国市町村合計特殊出生率により、本町は2.81と群を抜いて高い出生率を実現し、全国1位の子宝のまちとして国を始め対外的に注目を受けております。

①子宝のまちづくり

本町では、「子ども宝」という精神文化が根付いており、親・家族・親戚・地域一体が子育てを応援する基盤が存在します。このような風習を今後も引き継いでいき、更に子育てに優しいまちづくりを目指します。

(妊娠期支援については)

妊娠期支援においては、妊婦のニーズを把握し、マタニティ教室の内容を見直します。

母子栄養食品(牛乳券)支給の機会を利用し、必要に応じた個別指導を実施します。

すべての妊婦が安心・安全に出産が迎えられるよう支援していきます。

(子育てについては)

出産時の祝福、児童福祉の向上を目的として「子育て支援金」事業を引き続き実施し、かごしま子育て支援パスポート事業等の利用促進を図ります。また、平成27年度から施行される、「子ども・子育て支援法」に基づき、「子ども・子育て支援会議」を立ち上げ、共に基本理念に従い、子どもの育ちを支える環境づくりに邁進し、地域社会の中で一人一人の子ども達が健やかに成長していける社会を造り出して行くように努力します。

(学校教育については)

子供たちに確かな学力をつけさせ、そして自分が生まれ育った徳之島・伊仙町を誇り、島を愛し、ふるさとの自然・歴史・文化・島の産業である農業を守り育てようとする人材育成に努めます。

また、本町の目指す教育として、「生きる力」の育成を基本とし、知識を一方的に教え込むことであった教育から、子供たちが、自ら学び自ら考える教育への転換を目指します。さらに、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を育てていく、こどもの育成に取り組んでいきます。

幼稚園及び各学校においては、基礎・基本の定着に向け、個に応じた指導の徹底及び教員の指導力向上により学力向上を図ると共に、特別支援教育にも積極的に取り組んでいきます。具体的な取り組みとして、伊仙町学力向上推進協議会及び東部・中部・西部地区幼小中連携部会研修会において、幼稚園・小学校・中学校と家庭・地域が一体となって学力向上・生活指導・健康の保持増進等

の課題について研究協議し、得られた成果を日々の教育活動に反映させていきます。

平成27年度から児童生徒一人一人の生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成等を目指し、月1回程度、原則第2土曜日に授業を実施します。

各学校での特色ある教育活動において「島唄・島口・美ら島運動」を重点的に実施し、郷土の歴史・文化への関心を高めさせ、郷土意識の醸成を図ります。また、校区住民等を講師に迎えてのサトウキビやじゃがいもの栽培・黒糖作り等の体験活動によって、土に触れ自ら生産する喜びと先人に学ぶ姿勢を体得させます。このような活動をとおして故郷に自信と誇りが持てるようにすると共に、自ら気づき・考え実行する、「生きる力」の育成を図ります。

近年、心の教育を中心とした生徒指導が、ますます重要性を増しています。いじめの早期発見、解消のために、各学校の生徒指導体制を充実させ、教職員一人一人の生徒指導力を向上させると共に、本年度も「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」を定期的に配置して、児童・生徒の一人一人が安心して過ごせる環境づくりに努めます。

外国語教育については、招致外国青年（ALT）の活用により、各小学校の5・6年生を中心に楽しみながら英語に親しむ授業を実施しています。また、中学校英語科における授業についてもALTを積極的に活用し、生徒のコミュニケーション能力の育成に努めていきます。

「開かれた学校づくり」については、学校評議員制度と11月に実施する「学校を見に行こう週間」を基軸に、老若男女が交流の場として集える地域に根差した学校づくりを推進します。

毎年恒例となった子ども議会においては、将来を担う子ども達の視点から見た環境問題や観光振興、地域の活性化など活発な提言がなされます。これらの貴重な意見を踏まえ行政にも積極的に反映させます。

また、幼稚園におきましては子育て支援の一環として今年度も、預かり保育を実施し、就労支援を行っていきます。

学校施設整備については、子供たちが安全に学ぶことのできる教育環境の整備、教職員の町内居住を推進するため教員住宅整備に努め、教職員の生活環境の改善を図ります。

（学校給食については）

食品事故を起こさないための安全管理を徹底し、健全運営に向け衛生管理・栄養管理をより一層充実していきます。

また、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するため次の目標達成に努めます。

○日常の食事について、正しい理解を深め望ましい食習慣を養うこと。

○各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深め活用すること。

地元徳之島の野菜は、子供たちの成長過程において必要なカルシウム、マグネシウムの含有量が多いことから、これらの良質な食材の確保に努めます。

（社会教育行政については）

「あしたをひらく心豊かなたくましい人づくり、生涯学習の観点に立って人間性豊かでたくまし

く生きる町民の育成と教育・文化・スポーツの振興を目指すとともに地域の連帯性の醸成と自治意識の高揚をはかる。」平成27年度、鹿児島県で初めて「国民文化祭・かごしま2015」が、開催されます。本町では闘牛フォーラム in とくのしまを開催いたします。徳之島に古くから伝わる闘牛文化に焦点を当て、闘牛文化についての基調講演や、有識者と地元の闘牛文化に携わる方々とのパネルディスカッションを行います。

文化財行政につきましては、国指定の史跡の徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画策定後に史跡整備を行い、文化財の詳細な調査、記録保存を図るとともに、町民の貴重な宝として文化財に位置付け、学校教育、生涯学習に活用していきたいと考えています。また、面縄貝塚も国指定史跡を目標に取り組んでいます。将来的には、町が策定を予定している歴史文化構想とも整合性を保ちながら反映されることとなっています。伝承文化であります、目手久地区の八月踊りにつきましても、現在、県の無形民俗文化財指定に向けて取り組んでいるところであります。

生涯学習につきましては、「第13回大島地区ふれあい読書フェスタ」が本町で開催されます。

また本年度より図書室の開館時間を延長し町民が利用しやすい方向にしていきます。

社会体育関係につきましては、第56回大島地区大会（ゲートボール大会）が本町で開催されます。町民の健康づくりやスポーツ少年団・各種スポーツ団体の活動を支援していきます。

（ふるさと留学については）

少子化の進む本町で、現在町外に子や孫がいる世帯に、町内の祖父母や親類の家から小中高等学校に通わせ、自然環境の中で学び、地域に根ざした体験活動をとおして心豊かな児童生徒の育成を図るため、伊仙町ふるさと留学を実施し、町の活性化と教育の振興を図ります。

②長寿のまちづくり

保健医療・福祉事業は、平成26年度に策定した伊仙町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、必要なサービス量確保のために健全に運営し、医療費適正化の取り組みを進め健康なまちづくりを推進していきます。

我が国の超高齢社会を特徴づける最大の現象は高齢者、中でも75歳以上のいわゆる「後期高齢者」が著しく増加することです。内閣府による平成25年度高齢社会白書によれば、平成24年度での65歳以上人口は3,079万人、総人口に占める割合は24.1%となっており、伊仙町は33.5%と高い数値であります。

（国民健康保険制度・後期高齢者医療保険制度については）

被保険者の高齢化や高度医療の進展による医療費の高額化により、財政運営は大変厳しいものとなっております。このことから、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進やレセプト点検の充実を図るなど、医療費の抑制を推進します。

病気の早期発見と予防のため、特定健診・長寿健診・特定保健指導による疾病予防や生活習慣病予防及び健康増進を図る各種保健事業を積極的に推進し、健診未受診者への受診勧奨を引き続き行い、医療費適正化に努めます。

(介護保険については)

社会保障制度に関連して、「高齢者の介護を社会全体で支えるシステム」として定着してきましたが、介護認定者や介護給付費は年々増大し、様々な課題が顕著化してきております。

そうした中、介護保険法の改正により、本年4月より新たな制度をスタートいたします。介護保険制度の予防給付の地域支援事業への移行における新たな総合事業の給付管理業務は、複雑かつ多様化することが予想されることから、業務が円滑に行えるよう努めます。

本町では、この制度改正も踏まえながら、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」を策定し、その中で、介護保険料について第5期介護保険事業（平成24年度～平成26年度）では、標準基準額が5,800円でしたが、第6期介護保険事業では6,200円となり介護保険の事業運営については保険料を上げざるを得ない現状であり町民の皆様のご負担を軽減するため、基金の取り崩しや包括支援センターの予防事業などで給付費の抑制を進めている所でもあります。

制度改正により第6期介護保険事業では、保険料率の多段階化（6段階から9段階）や低所得者に対する軽減措置など設けていきます。

高齢者が介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するため、①在宅での医療と介護の連携、②生活支援・介護予防の基盤整備、③認知症施策の推進、④地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し、⑤マンパワーの確保等に力を入れ取り組んでいきます。

(福祉事業については)

平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法に基づき、生活保護受給者支援策等との連携の下、生活困窮者の自立をより一層促進します。

低所得者に対し、消費税引き上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を引き続き行うこととし、円滑な事業推進を図ります。

ひきこもり対策推進事業では、相談支援・早期の把握にむけた支援センター設置やサポーター養成派遣事業を推進します。

また、寄り添い型相談支援事業として、生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を推進します。

2. 「農業の振興を中心に産業が立ち上がるまち」

全国規模で、戦後1,600万人を超えていた農業人口は現在200万人です。この70年間で8分の1にまで減り、農家の平均年齢は66歳を超えています。

伊仙町でも、総農家数は平成12年からの10年間で約30%減少しています。また、農業従事者を年齢別にみると、65歳以上の割合が60.2%となっており、農家の高齢化が顕著となっています。

当町の農政改革も待ったなしの状況です。

農業は、土地から農畜産物を産み出すだけでなく、生き物の住処となる機能、癒しや安らぎをも

たらず機能など多面性を持っており、私たちの美しい故郷を守ってきました。

この農業を守り育てると共に、強い農業を構築し、農業生産額の向上、農家の所得増を目指していかなければなりません。

こういう中で、本町では平成26年度に、「農家の所得向上」や「夢の持てる豊かな農業生産」を目的に、平成27年度～平成31年度を計画期間とする「伊仙町農業振興計画」を策定しました。

本計画においては、「強く、高付加価値のある伊仙町農業の構築」を図ることを基本理念に、「人づくり」「環境づくり」「情報・技術の向上」を施策の基本方針として謳っています。

この振興計画に基づきながら、各種の施策を積極的に実施し、農業生産額50億円の達成並びに農家の所得アップを図ってまいります。

特に、本計画を着実に推進するために、「農業振興戦略会議(仮称)」を設置し、本町の農業振興策について戦略的に議論します。会議では、農家の思いを汲み取る、関係諸機関・団体との連携を深めるとともに、新規品目を選定・奨励するなど、本町農業のあり方を抜本的・多面的に検討します。

①担い手対策

地域における持続的な農業を確実に行うためには、担い手の育成・確保や将来の伊仙町農業を担う新規就農者の育成・支援が極めて重要です。加えて、土地利用促進、施設の充実、情報及び農業技術の向上も非常に重要な課題です。

今後は、平成26年度までに策定した各地区における「人・農地プラン」について適宜見直しを進め、「農地中間管理制度」を有効に活用して、中核農家への農地集積を進めていきます。

また、各地区における農業の担い手に関わる将来ビジョンの話し合い活動や「青年就農給付金」の事業説明を重ねるなど、新規就農者の育成に力を入れます。

さらに、「認定農業者連絡協議会」、「4Hクラブ」及び「担い手女性グループふぁーみんぐ」などの組織をより活性化するために、役員会での話し合いやメンバー間の意見交換や他地域の仲間との交流を進めるとともに、土作り・技術向上・情報共有などに対する研修会の開催を通じて、実践的な組織作りに繋げて行きます。

②農地対策

営農計画と土地の貸し借りに関する意向を調べるための農家全戸調査を「機構集積新事業」を用いて実施し、今後の「人・農地プラン」見直しや町農業振興計画推進に資する基礎資料として活用します。また、平成26年度から始まった「農地中間管理事業」に関しては、農地の出し手に対する「機構集積協力金」を活用して農地の流動化を促進するなど、制度の運用を本格化させ、担い手への土地の集積を図ります。

③糖業振興

平成24～26年の3カ年の台風襲来や病害虫の影響もあり、作付面積、収量共に向上させる必要があるため、さとうきび増産基金事業によるきび苗及び植付資材(肥料・除草剤など)への助成を行い、

春・夏植えの推進をより強化するとともに引き続き、緑肥・病害虫防除への助成も行い、収穫量の回復を図ります。

また、ハーベスター営農集団育成のために、各種の研修会を開催し組織体の強化を図るとともに、ハーベスターの機能向上への助成などに取り組みます。

さらに、反収向上のために、優良種苗の提供・欠株補植の奨励など、多面的に施策を講じます。

④園芸振興

平成27年度末の国営徳之島用水農業水利事業(徳之島ダム)の一部通水開始に合わせ、「徳之島地域畑地かんがい営農ビジョン」に基づき、水利用効果の高い品目の選定と推進を行います。

基幹品目であるバレイショは、新機能を備えた選果機を活用し、ブランド名に恥じない品質の向上と単収向上を目指します。また、輪作体系を確立するために春期以降の落花生、ゴマ栽培を推奨し、所得の安定化を図ります。

その他、にんじん・カボチャ等についても、重点品目として面積を維持しながら生産拡大を図っていきます。

施設園芸に関しては、「農業創出緊急支援事業」を活用し、防風効果の高い平張りハウス導入を推進します。また、農業の基盤である土作りに関しては、「強い農業作り交付金事業」を活用し、土壌分析を元にした堆肥施肥を推奨します。同時に土壌分析を徹底し、基本的な土作りを全ての農家に奨励し、実践して頂きます。

⑤畜産振興

子牛価格が高水準で推移しているという市場状況を反映して、伊仙町では飼養戸数433戸、繁殖雌牛3,015頭と群島内最大飼養頭数となっていますが、いずれも減少傾向が続いています。

今後は、飼養頭数の確保や、生産牛のさらなる資質向上を図るため、優良素牛事業の導入による血統改善や子牛の管理を徹底させます。また品質の良い飼料作りに取り組むため、粗飼料生産を奨励し、より良い経営感覚を持つ畜産農家の育成に努めます。

また、平成26年度に再開した「伊仙町家畜導入事業(町有牛)」を継続して行い、飼養戸数・頭数の確保につなげます。

さらに、時宜に適った情報提供、技術向上のための研修会を増やし、畜産共進会への積極的な参加を促すなど、畜産振興への機運をより高める施策を講じます。

⑥販路開拓と付加価値化

「農林水産物輸送コスト支援事業」を最大限に活用し、赤土ばれいしょ：鹿児島ブランド「春一番」等の流通コストを削減し、農家の所得増を図ります。同時に直売所百菜を拠点として、本町農畜産品の島内外への発信力を強め、より多くの品目の販路開拓を目指します。

平成25年度に完成し、26年度から稼働を開始した「伊仙町特産品加工工房」については、管理・運営を委託した指定管理者との連携により、現在、製造・販売中の「純黒糖」や新たな特産品の開発・製造による町の産業振興及び地域活性化に繋がります。

このような機運の高まりを追い風に、農商工連携と6次産業化を引き続き推進し、より付加価値の高い農産物の販売手法を探ります。

⑦食育・地産地消の推進

保健センターやほーらい館、直売所百菜と連携し、病院、福祉施設等における伊仙町農畜産物の利用拡大を図るなど、各世代に促した食育と地産地消を推進します。食を通じた健康づくりと地元産野菜や果物、特産品の消費を推進し、その効能を町内外へ発信します。

⑧水産業・林業

水産業に関しては「離島漁業再生支援事業」を引き続き実施し、直売所百菜における地元産魚介類の宣伝・販売によって、漁業の活性化を図ります。

林業に関しては、松くい虫の発生が確認されたことから、本年度は被害の拡大防止策を講じていきます。

⑨有害鳥獣対策

近年イノシシやカラス等による農産物被害が拡大の一途を辿っています。集落住民との緊密な連携を図りながら、効果的な侵入防護柵の設置、捕獲従事者の育成確保、猟友会に対する国からの補助を増額する等、被害の防止に努め、安定した農作物の栽培環境を整えます。

⑩農業農村整備事業

今年度も畑地帯総合整備事業を推進し、農作業の効率化を進めるとともに、農地中間管理機構制度等を利用し担い手農家への農地集積を進め集落営農のさらなる発展を図ります。

徳之島ダム通水後に向けて現在、徳之島地域営農推進本部で収益性の高い作物を検討しており、水を利用した施設農業に対応すべく畑地かんがい事業を推進し農業生産額50億円達成を支援いたします。

本年度より基幹水利施設ストックマネジメント事業により伊仙中部地区農業水利施設（パイプライン等）の改修を実施し、併せて伊仙東部・中部・西部ダムの耐震性調査を行い順次、老朽施設の改修を進めてまいります。

高齢化等の進行をふまえて集落営農を支える体制強化と農用地施設の維持管理に多面的機能支払交付金を活用し支援してまいります。

（収納対策については）

昨年は本町の基幹産業であるさとうきびの不作、又、馬鈴薯の価格低迷により所得の向上に結びついていないのが現状です。町税滞納の解消は、税負担の公平性の面からも重要であり今後、地方税法に基づく毅然とした収納対策による収納向上と税収入未済額の圧縮を目ざしていくと共に、未納者に対する夜間徴収・個人資産の差押えの実施・平成27年度課税分より延滞金を課するなど、自主財源の確保に努めます。

3. 「世界自然遺産・定住促進に取り組み、交流人口を増やすまち」

日本の地方における人口減少の波は、地域の自治力低下および自主財源の減少に直結し、地域自

治に深く影響を及ぼしており、定住人口を増加させる政策が求められております。

さらに、現状では観光客の受入態勢や整備が整っておらず、今後の体制づくりが必要となってきます。そのためには、伊仙町内にある拠点施設をさらに充実させ、島内から交流人口の受け入れはもとより、島外からの観光客も視野にいれ、様々な取組みを行っていく必要があります。

(世界自然遺産については)

平成25年に「奄美・琉球」が世界自然遺産登録の国内暫定リスト入りし、奄美大島、徳之島、沖縄県やんばる地域、西表島の4地域が候補地として選定されました。また、環境省が中心となって進めている国立公園への指定に加え、各種関係団体とも連携して、自然保護の啓発及び登録推進の取組を強化します。

また、飼い猫条例やポイ捨て条例などの自然保護や保全に関する条例の見直しを図り、住民の環境配慮やモラルの向上を目指すための啓発活動を活発に行います。さらに、教育委員会や学校とも連携した環境教育の充実や講師派遣などを行い、自然を活用した教育の在り方を確立することを目指します。

以上のことを踏まえ、伊仙町の町並みを美しく保つために、景観や美化活動にも継続的な支援や関係団体とのさらなる連携強化を図り、奄美・琉球世界自然遺産登録に向けての問題解決へ努めます。

(定住促進対策については)

「伊仙町公営住宅等長寿命化計画」を基に整備されています。現在、町営住宅の空き室待機者は、50名を超えています。また平成26年度の馬根団地は騒音の苦情対策として一戸建て住宅を5戸整備しました。今年度は、喜念団地を整備するための用地購入と設計を行い平成28年度に整備を計画していきます。その後は、この整備計画の見直し順次計画に沿って整備します。

この立て替え工事に併行して、既存住宅の整備も行っています。

さらに、本町の空き家対策として、平成24年度より「伊仙町空き家バンク制度」を導入し、町内賃貸物件の公開及び貸借の仲介を行っていて、これまで7件が成約しています。

今後、更に町内の空き家情報を集約し、空き家バンク登録件数を増加させ、定住希望者に提供できる住宅の確保に努めます。

平成26年度には、駐在員の協力による全集落の空き家調査を実施し、106件の空き家が確認されました。

これらの空き家を有効活用し定住人口の増加につなげるために、家主や関係者へ交渉を行い、1件でも多くの空き家が活用されるよう働きかけて参ります。

また、検福集落の空き家を改修したゲストハウス「あむとう」が昨年11月にオープンしました。

この施設は、国の「過疎集落等自立再生対策事業」により改修が行われ、開業後はNPO法人与集落の方で管理運営し、島外からの移住希望者や地元住民が宿泊や宴会、その他で利用しています。

今後とも官民一体となり「あむとう」を積極的にPRし、島内外問わずお客様に利用していただ

き、町の交流人口増につなげたいと考えます。

更なる展開として、移住希望者に伊仙町の良さを伝える場として「あむとう」や農家民泊に宿泊してもらい、将来的に移住してもらえるようにするため、国において、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が示され、本町においてもこの指針のもと、町内空き家の整備を進める所存です。

(企業誘致・商工については)

昨年は、消費者の町外流出防止策として、誘致に努めてきたAコープ伊仙店がオープンしたことで、町内の活性化・雇用の確保へと繋がりさらに、平成28年4月伊仙工場開業を目指し日本マルコ株式会社の誘致に努めており、町内出身者を中心に100人規模の雇用を見込んでおります。

商工業の振興策については、商工会組織の運営を更に充実させるための運営補助や購買者の町外流出を抑制し、購買意欲を高めるため20%プレミアム付き商品券発行を地方創生先行型として実施し、地元商店街の活性化を図ります。

(消費者行政については)

消費者トラブルが複雑化・多様化している状況を踏まえ、今後とも消費生活相談窓口の機能を維持し、弁護士による無料法律相談会を継続して行い、安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

(観光振興については)

平成25年度より3カ年計画で観光地連携整備事業を実施し犬田布岬施設内園路及び安全柵の改修・休憩施設の改修に着手し、観光客の利便性の向上を図りました。休憩施設の改修に伴い、戦艦大和の資料を休憩室に展示し、観光客の集客を図ります。

(町道の整備については)

わが伊仙町の産業・経済の重要な社会基盤である町道は、民家が散在していることもあり総延長が327Kmと長く、その殆どが一部または全部の補修工事が必要であります。

平成26年度社会資本整備総合交付金事業においては、伊仙馬根線の用地買収・用地境界測量及び建物移転補償を行いました。また、第二西下線は終点部の農免道路までの改良工事及び舗装工事を行い、残りの舗装工事(176m)で完了となります。

伊仙馬根線は、平成27年度引き続き改良工事を進めていきます。

また、平成26年度防災・安全社会資本整備交付金においては、町道鹿浦線・町道東伊仙東線・町道穴川前泊線の舗装補修工事を実施しました。

今年度においても、町道面縄中山線外4路線の舗装補修工事を計画し、整備していきます。町道の安全性・利便性の向上に努めます。また、次年度ごとに老朽化の著しい道路から順次整備を計画します。

平成26年度過疎対策事業では、中伊仙線の側溝敷設換え工事を行いました。引き続き今年度も県道へ向け同工事を行います。

平成26年度基金繰入事業においては、町道大郷線・町道古里西伊仙線・町道西目手久喜念線・町

道阿権島権線・町道西ハンタ坂水線の舗装工事行いました。

(橋梁の整備については)

橋梁について、平成24年度に実施した橋梁長寿命化計画に基づき、調査結果で最も危険であるとされる第二鹿浦橋の架け替えを前提としたボーリング調査及び設計を行っており、平成27年度に架け替え工事を計画しています。今後、橋梁は5年ごとに点検が義務づけられ、この点検結果に基づき補修及び架け替え工事を順次行っていきます。

(港湾の整備については)

港湾事業に於きましては、平成23～24年度に行った長寿命化計画策定結果に基づいて行います、また面縄港の港湾海岸保全施設長寿命化策定業務にて、防潮堤229mを調査いたします。

(安心・安全な水の安定供給については)

水道事業は、水質改善・安定した水の供給が最大の課題です。それにより平成20年度から実施している西部地区簡易水道事業の配水管布設替工事、又、水質改善に向けて老朽化した河地浄水場の整備、杉原川原水の整備も、平成26年度には、ほぼ完成となりました。それにより、西部地区は安定した水の供給・水質改善が期待できるものだと思われます。又、東部地区簡易水道事業面縄地区から喜念地区の老朽管の更新事業、又、面縄浄水場の新設工事を計画的に進めます。それにより東部地区も安定した水の供給が期待できます。

東部地区・西部地区の事業完了後には、東部・西部地区それぞれの簡易水道特別会計を上水道事業会計への統合も義務付けられており、統合に向けて準備を始めます。

なお、中部地区については、年次計画を立て水量水圧不足地区の発生防止、基幹本管の整備などを実施し、安定供給の堅持を図ります。

水道事業は、「その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく」独立採算制が原則とされています。

貴重な水資源の有効利用と事業運営に必要な電力の消費に係る電気料金や薬品等の経費の節減を図るため、漏水箇所の早期修繕を行うなどの措置を講じ有収率の向上に努めます。需要者の水道水に対してのニーズは、高度な要求に変わっています。今後、施設・管路の更新に多くの費用を要することが予想されるため、長期的な更新計画と財政収支見通しのもとで、水道使用料金の見直しを行いながら、将来負担を先送りしないように徴収対策もあわせて実施して経営の健全化を図りながら町民の皆様に「安心・安全な水の安定供給」に努めます。

おわりに、以上、町政運営の所信の一端と施策について申し述べてまいりました。

第5次伊仙町総合計画のテーマである、「雇用・定住・所得増に挑戦する活気あふれる伊仙（まち）」の実現と100項目のマニフェストの実現に向けて、厳しい財政状況であります、長期財政見通しを踏まえた上で、様々な財源を調達することにより、健全財政を維持しつつ、全力を傾注して町政運営に取り組んでいく所存であります。

また、今年には戦後七十周年という歴史に残る年でもあります。この節目の年に行われる戦艦大和

を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭は、戦争の悲惨さを後世に伝えるため、また多くの先人たちが日本の発展・平和に心血を注いできたことに深く感謝と敬意を表し、戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦士慰霊塔を世界平和のシンボルとして全世界へ発信するためにも盛大に執り行います、多くの方々のご臨席を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、町民の皆様並びに議員各位の町行政全般に対するなお一層のご理解とご協力を賜りますよう申し上げ施政方針とさせていただきます。平成27年3月10日、伊仙町長大久保明。

○議長（琉 理人君）

これで、平成27年度施政方針についての説明を終結します。

- △ 日程第35 議案第24号 平成27年度伊仙町一般会計予算
- △ 日程第36 議案第25号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- △ 日程第37 議案第26号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算
- △ 日程第38 議案第27号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- △ 日程第39 議案第28号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- △ 日程第40 議案第29号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- △ 日程第41 議案第30号 平成27年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（琉 理人君）

日程第35 議案第24号、平成27年度伊仙町一般会計予算、日程第36 議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、日程第37 議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第38 議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第39 議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計予算、日程第40 議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算、日程第41 議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算の7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。大久保町長。

○町長（大久保明君）

議案第24号から議案第30号について、提案理由の説明をいたします。

議案第24号は、平成27年度伊仙町一般会計予算、議案第25号は、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第26号は、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第27号は、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号は、平成27年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計予算、議案第29号は、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算、これら予算につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案してあります。

議案第30号は、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項の規定により提案してあります。

以上、議案第24号から議案第30号までの7件の提案理由を説明しました。ご審議賜りますようよ

ろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

質疑に入る前に、提案理由の説明があった議案第24号から議案第30号までの7件については、後ほど当初予算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑をお願いします。

これから質疑を行います。

○1番（平 博人君）

平成27年度の予算書の9ページの第3表、債務負担行為の変更、こちらについて詳しい説明をいただけないかと思いますが、お願いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

平成27年度一般会計予算書の9ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の変更についてご説明をいたします。

国営徳之島用水事業徳之島用水一期地区の町負担金の債務負担に関しまして、変更前の期間が平成27年から平成43年でありましたものを、平成29年から平成45年へ変更するものであります。

限度額に関しましては、5億5,934万5,000円を5億1,797万7,000円に変更するものでございます。

限度額の内訳を申し上げますと、変更後の内訳を申し上げますと、元金が3億3,524万円でございます。利息が1億8,273万7,000円の利息ということでございます。

下段のほうに行きます。国営徳之島用水事業徳之島用水二期地区の町負担金の債務負担に関しましてご説明申し上げます。

変更前、平成28年から平成40年を、平成29年から平成45年へ期間の変更をしたいと思います。あと限度額が4億3,706万円を4億1,231万4,000円へ変更をするということです。

4億1,231万4,000円の内訳を申し上げますと、元金が2億6,685万2,000円でございます。利息が1億4,546万2,000円でございます。

以上、ご説明いたしましたとおりです。

○議長（琉 理人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第30号までの7件は、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成27年度伊仙町一般会計予算から議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算までの7件は、議長を除く13名の議員によって構成される当初予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

これから、当初予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行っていただきます。

委員会の場所を議会委員会室に定めます。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 6時44分

再開 午後 6時45分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

当初予算審査特別委員会の委員長に樺山 一君、副委員長に前 徹志君が互選されましたので報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次の議会は3月11日、午前10時から開議いたします。

日程は一般質問です。

なお、本日予定いたしておりました全員協議会は、あすの午前9時より議会委員会室において全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様はご参集願います。お疲れさまでございました。

散 会 午後 6時47分

平成27年第 1 回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成27年 3 月11日

平成27年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年3月11日（水曜日） 午前10時10分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（平 博人議員、美島盛秀議員、永岡良一議員、美山 保議員）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	當吉郎君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	西吉広君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		
総務課長補佐	仲島正敏君		

平成27年 第1回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	平 博人 (議席番号1)	1. 老朽化施設の安全性並びに再利用について	伊仙町総合体育館に隣接する旧町営プールが老朽化しており、現在もまだ水を張った状態である。転落防止等の安全性を考慮しての事だと理解は示すが、やはり水を張った状態でも公の施設としての危機管理は免れません。さらに、水は腐敗し不衛生でもあるので、早急な対応が求められる。そこで、老朽化したプールを再利用する為の方策として、フットサルのコートとして用途変更をし、最小限の投資(電気代・網設置等)で、町民(特に若年層)の健康増進に役立つ新たな施設として、活用する考えはないか問う。	教育委員長
		2. 第5次総合計画に関わる情報発信業務の拡充について	平成27年2月19日付けの奄美新聞に、奄美群島12市町村のホームページの中で、伊仙町、天城町、瀬戸内町の3自治体のみ「議会専用」ページが制作されていないと掲載されていました。これに関しては、日頃から町民の皆様より「議会活動の透明性」について、厳しいご意見を頂いております。また執行部においても、第5次総合計画のなかの情報発信分野の基本方針として、「開かれた行政(情報公開)」という方針も立てられています。そこで、議会並びに執行部が、ともに情報発信を円滑に実行するための方策として、情報収集から発信に至るまでのフローチャートを策定したうえで情報発信を行い、さらにこの業務を企画課だけで担当するのではなく、各課の事務分掌に反映させて、各課長の責任において活きた情報をリアルタイムに発信するなど、各課へ情報分野における業務を拡充される考えはないか問う。	町 長
2	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 伊仙町財務診断結果報告について	①県の財務担当による伊仙町の財務診断が、平成26年11月19日～20日に実施され、その報告を受けたが、そのなかの予算編成において、収支の見通しなどの積算根拠を明確にせず、感覚的に設定しているとの指摘であるが、どのような根拠に基づいて設定しているのか問う。	町 長

2	美島 盛秀 (議席番号14)	②すべての事務事業について、「年1回一斉に効果・達成状況・必要性等について点検する事務事業見直しを実施することを検討して頂きたい」と指摘されているが、関係法令並びに財務規則等に沿った事務処理を行っていないのか問う。	町	長
		③町財務規則第10条並びに第11条に基づく事務処理並びに予算配当がなされていないとの指摘であるが、今日までに適正な事務処理を行っていないのか問う。	町	長
		④繰越明許費については、過去に3月31日付けで専決処分を行い、予算執行されていたが、この件について適切であると認識しているのか問う。	町	長
		⑤リース契約において、債務負担行為の設定が必要であると指摘されているが、リース契約並びに全体予算における債務負担行為額について問う。	町	長
		⑥財政運営の状況と将来の見通しについて、平成29年度に基金が枯渇し、厳しい財政状況となるが、今後の財政運営上、町税・使用料等の値上げや助成金の削減案等があるが、具体的なシミュレーションを行っているのか。また、3役・職員の給与、報酬カットは考えているのか問う。	町	長
		⑦条例、規則等に基づく事務処理が適正に執行されるよう、全庁的な指導や研修を実施して頂きたいとの指摘であるが、通常の事務処理に関しても予算執行同様に適正に行われていなかったのか問う。	町	長
		⑧指名競争入札において、指名推薦委員会会議録に、指名する者の選定理由を明確にされるよう指摘されているが、選定基準を示せ。	町	長
		⑨徴収率が低いとの指摘であるが、例年議会においても決算審査の際に指摘している。今後の徴収に関する取り組みについて問う。	町	長
		⑩以上の9項目における指摘事項を踏まえて、法令通りの事務処理ができていない事を考慮すると、町長の責任は重大であるが見解を問う。	町	長

2	美島 盛秀 (議席番号14)	2. 日本マルコ(株)の誘致について	企業誘致は、定住促進や雇用促進等、多方面で将来的な経済効果が期待され、本町の喫緊の課題であるという事は理解できます。しかしながら、財務診断の結果を考慮した場合、貸工場建設に対して5億円を起債で賄うという考えは時期尚早だと考えるが、町長の見解を問う。	町	長
		3. 業者との裁判について	し尿処理業者との裁判で、弁護士委託料が昨年の12月議会で160万円計上されていたが、裁判の経緯はどうなっているのか問う。	町	長
		4. 有機物供給センターの管理運営について	有機物供給センターに設備されている装置等が、作動しないとの報告を受けたが、その後の対応について問う。	町	長
		5. 農業振興施策における今後の取り組みと進捗状況について	①農林水産物輸送コスト支援事業(事業費:1億3,200万円)の進捗状況について問う。また、今期の輸送コストに関する見通しについても問う。	町	長
			②特産品製造販売プロジェクト事業におけるキビシロップ、キビジュース、黒糖スイーツ等、贈答品などで利用される商品製造に関する計画について進捗状況を問う。	町	長
③農業生産額50億円を達成することは、農家所得向上にも直結します。土地基盤整備も進み、今後は畑かん整備事業と土づくりに関する事業の推進が重要となってくる。この件について、過疎地域自立促進計画で立案し、予算措置される計画は考えられないか問う。	町		長		

3	永岡 良一 (議席番号11)	1. 樟南第二高校の校舎建て替えに伴う支援について	全国離島唯一の私立高校「樟南第二高校」は、昭和41年4月1日に開校し、48年の歳月を経過しております。同校は今日まで、建学の精神に立脚し、新しい時代に対応した特色ある教育を展開しており、公教育の発展に大きな役割を果たしています。しかしながら、48年を経過した今日、校舎は塩害による鉄筋の腐食及び老朽化に伴う教室内の雨漏りや、平成26年2月に発生した地震が原因で壁や天井の崩落・亀裂等が生じ、教育現場としての安心・安全な環境を確保することが困難な状況に陥っております。このことを踏まえて、現在校舎の建て替え工事を行っておりますが、天城町では昨年12月議会において、長年の地域経済、人材育成などへの貢献度から支援を検討しているとの方針を示しておりますが、本町における支援策について問う。	町	長
		2. 町税等の滞納者対策について	①徳之島町では、2月11日に税金滞納者から差し押さえた物品を入札にかけて、売却する公売会を実施しています。これは、徳之島では初めての試みということですが、本町では滞納者対策（特に悪質な滞納者）について、伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例に則した制限措置の実施を含む対策を講じているのか問う。	町	長
			②町長は、例年施政方針における徴収対策について、貴重な自主財源である町税等の確保が、行政サービスを行ううえで重要な課題であると位置づけています。また、この課題を解決するためには、法に則して滞納処分を厳正に遂行し、町民へ税の公正・公平な負担等を周知、徹底することにより収納率を上げていくと方針を示しておりますが、具体的にどのような措置を講じていくのか問う。	町	長

3	永岡 良一 (議席番号11)	3. 成人式に関する町民の要望と開催時期について	①奄美群島における成人式の開催状況について、1月2日に喜界町、天城町、和泊町、知名町、与論町、3日に瀬戸内町、5日に奄美市、名瀬地区、笠利地区、徳之島町、伊仙町が実施している状況であります。しかし、5日に開催することに関して、新成人や保護者の方々から、仕事や学校の都合により出席できないとのお話が出てきており、近年においては、欠席される方が数名見受けられます。そこで、今年開催された本町の成人式で行ったアンケート調査の結果並びに来年度以降の開催時期について問う。	教育委員長
4	美山 保 (議席番号5)	1. 新路線開拓に伴う主な要請活動について	徳之島全体の活性化施策として、観光客並びに帰省客の航空運賃の軽減を図ることで、島の発展に寄与することは、航空各社の搭乗率で示されているとおり、今後も大きく期待される所です。しかし、更なる交流人口増加に資するためには、徳之島三町が連携して航空各社へ要請活動を継続的に行っていくことが重要だと考えます。特に、奄美・成田間を就航しているバニラエアについては、今後の利用率を注視しつつ、徳之島と本土間の新路線を開拓して頂き、帰省客や観光客に向けて大々的にPRすることが可能となります。さらに、世界自然遺産に登録された暁には、交流人口増加による地域経済への相乗効果が一層高まることも期待されます。そこで、徳之島三町並びに奄美群島航空・航路運賃協議会が連携して、国・県等へ新路線開拓に伴う財政支援に関する要請活動、また格安航空会社「バニラエア」に対して誘致活動を行うことは考えられないか問う。	町 長

4	美山 保 (議席番号5)	2. 自然保護に関する施策について	徳之島の林道を車両で通行すると、ノネコが繁殖して、クロウサギの死骸が見受けられ、このことが起因して、クロウサギの生息数が200頭足らずとの新聞報道がなされていました。現在、そのような被害を防止するために、行政が中心となってノネコの不妊手術を行っていますが、その後野山に帰してしまうと、また被害が及ぶことも懸念されます。このような悪循環を断つためにも、住民への自然保護に対する啓発活動の一環として、希少動植物の観察を行うことや、琉球・奄美群島の自然遺産などを観光客や子供たちに触れさせるための「自然保護センター」の建設について、地方創生に関わる交付金を活用していく旨、国や県に要望できないか問う。	町	長
		3. 自然災害に対する町の危機管理対策について	昨年の9月議会において、豪雨災害による集落排水路の設置について質問しましたが、その際の答弁では「建設課、耕地課で協議して対応していく」と答弁されていましたが、今年も梅雨時期や台風などの影響で、雨水や土砂が宅地に流出することが想定されながら、なぜ対策を講じないのか。今後の災害対策についての見解を問う。	町	長
5	牧 徳久 (議席番号3)	1. 「国民文化祭・かごしま2015」闘牛フォーラムINとくのしま開催における闘牛協会との連携について	施政方針に、鹿児島県で初めて「国民文化祭・かごしま2015」が開催され、本町では「闘牛フォーラムINとくのしま」が開催されるが、闘牛協会側との綿密な打ち合わせや協議を行い、徳之島の闘牛文化を更に発信するチャンスと併せて、今後も闘牛文化を衰退させないよう行政側の支援も必要と考えるが、町長の見解を問う。	町	長
		2. 水道行政における今後の方針について	平成29年度までに東部地区の老朽管更新事業を終える予定と思いますが、財政的にクリアできるか。また、今年度も約1億5,600万円も基金を繰入し、公債費も約8億8,000万円と上昇している。これを踏まえて、水道料金の見直しを行うとあるが、近隣自治体との比較した結果はどうか。	町	長

5	牧 徳久 (議席番号3)	3. 土木工事・畑かん工事、その他工事で発生する土砂の扱いについて	近年、徳之島用水事業の管布設工事や県道拡幅工事、県営畑総事業のスプリンクラー布設工事などで発生する、土砂や石を町外に廃棄しているが、町内で発生した建設副産物は、町内に廃棄場所を指定し、処理すべきだと考えるが、関係機関への働きかけはできないか問う。	町	長
		4. 農業政策について	基幹作物である、さとうきびの増産に対し、昨年度は国の増産基金事業を導入し、種苗、堆肥、肥料等を3分の2補助するという形で行った結果、さとうきび生産農家は、生産意欲が高揚し、さとうきび増産につながっている。この効果を踏まえて、次年度以降も農家に直接恩恵のある事業を継続できないか問う。	町	長
		5. 前泊漁港の整備について	政府が進める「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」の策定にあたっては、唯一伊仙町にある前泊漁港の未整備箇所を整備することを盛り込み、悪天候時に備えた対策として、前泊漁港を漁船の緊急避難港として指定する考えはないのか問う。	町	長
6	上木 千恵造 (議席番号4)	1. 生活排水処理施設の整備について	①町道西朝戸具線の排水路の整備について、同線は役場南側駐車場から町道古里西伊仙線に通じる道路で、中伊仙東西の境界線に位置し、中伊仙集落における主要道路です。また、児童生徒の通学路としても利用しており、生活路線としても極めて重要な路線でもあります。しかしながら、当路線の排水路は道路改良と同時に老朽化がひどく、一部区間ではコンクリート壁が決壊し、使用不能な所もあり大変危険な状況であります。さらに側溝においては、蓋板が設置されていないため、衛生状態も非常に悪く早急な改善が必要と思われれます。そこで、本年度から始まる「第5次総合計画」において、平成30年度の計画として盛り込まれていますが、危険度を考慮して、前倒しで事業を実施し、地域住民の抱える不安を解消する考えはないのか問う。	町	長 教育委員長

△開 会（開議） 午前10時10分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、平 博人君の一般質問を許します。

○1番（平 博人君）

おはようございます。1番、平 博人でございます。

今回も一般質問を通しまして、町執行部の皆様と政策論議を交わし、暮らしに優しいまちづくりに全力で頑張っていこうと思います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成27年度第1回定例会において、ただいま質問の許可がありましたので、通告書に従いまして順次質問をさせていただきたいと思っております。どうぞ答弁者の明快なる答弁をお願いいたします。

まず初めに、老朽化施設の安全性並びに再利用についてお尋ねいたします。

伊仙町総合体育館に隣接する旧町営プールが老朽化しており、現在もまだ水を張った状態である。転落防止等の安全性を考慮してのことだとは理解を示すが、やはり水を張った状態でも公の施設としては危機管理は免れません。さらに、水は腐敗し、不衛生でもあるので、早急な対応が求められる。

そこで、この老朽化したプールを再利用するための方策として、フットサルのコート等として用途変更をし、最小限の投資、電気代、網などの設置で町民、特に若年層の健康増進に役立つ新たな施設として活用する考えはないのかお尋ねさせていただきます。

続いて、第2問目です。第5次総合計画にかかわる情報発信業務の拡充についてお尋ねいたします。

平成27年2月19日付の奄美新聞に、奄美群島12市町村のホームページの中で、伊仙町、天城町、瀬戸内町の3自治体のみ議会専用ページが制作されていないということが掲載されておりました。

これに関しては、日ごろから町民の皆様より、議会活動の透明性について厳しいご意見もいただいております。また、執行部においても、第5次総合計画の中の情報発信分野の基本方針として、開かれた行政、情報公開という方針も立てられています。

そこで、議会並びに執行部がともに情報発信を円滑に実行するための方策として、情報収集から発信に至るまでのフローチャートを策定した上での情報発信を行い、さらにこの業務を企画課だけで担当するのではなく、各課の事務分掌に反映させて、各課長の責任において生きた情報をリアルタイムに発信するなど、各課へ情報分野における業務を拡充される考えはないのかをお尋ねさせて

いただきます。

1 回目の質問を終わりました、後は自席にて行いたいと思います。

○教育長（直章一郎君）

平議員の質問にお答えします。

町営プールの老朽化、水を張ったままで衛生上早急な対応が求められるということはおっしゃるとおりでございます。学校のプールの場合は防火用水として使用する学校もあると聞いています。

詳しい答弁は社会教育課長の西課長に答弁させます。

○社会教育課長（西 吉広君）

ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

老朽化施設の安全性並びに再利用についてのご質問です。答弁をいたします。

伊仙町町営プールは平成4年度完成しまして、現在23年目を経過しております。

昨年度までは稼働しておりましたが、機械の老朽化が激しく、現在は稼働しておりません。

ポンプの修理費用やその他の機具の交換など、多額の費用がかかるために稼働を中止しております。

学校水泳教室は現在ほーらい館で対応をしております。

現在、町営プールは安全面に考慮して鍵をかけてあります。水を張った状態でありましたが、現在は全部抜き取っております。

老朽化したプールの再利用につきましてですが、町の公共施設等総合管理計画書を作成いたしまして、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（平 博人君）

プールの件についてなんですが、何日か前に水のほうは抜かれているのを確認させていただきました。

本当に体育館のほうを増設されて、各町から、他町からたくさんの方が来る伊仙町総合体育館になっているわけではございますが、本当に入り口の前等も、中に入っても、本当にせっかくきれいな建物の横にあるのに、あのままの状態で置いてしまうと、体育館のイメージまで悪くなってしまうんじゃないかと、本当、景観上問題があると、このように思っております。

本当にこの辺の危機管理も、この辺の管理も徹底して使用しないなら使用しないでしていただく方向に行っていたきたいと思います。

また、最近若者の皆さんがフットサルや、またMBXやスケートボード、こちらの競技場のほうに変えていただきたいと、またそのような施設が欲しいという意見も多々出ております。

なるべく低コストで行われるのがフットサルではないかと、このようなふう感じてはおります。

また、そのような感じで新たなものを作成して、珍しいものをつくって他町と差をつけることによって、多くの、より多くの皆さんがこの伊仙町に足を運んでくれるのではないかと考えておりま

す。

また、今後のコンパクトシティー化に向けて、このような計画を進めていく方針をとられるかどうか、町長のほうからお話をお伺いしたいと思います。

○町長（大久保明君）

平議員のご質問にお答えいたします。

この老朽化施設の再利用は、今アベノミクスの中の成長戦略の最大の課題は規制緩和であります。JAの規制緩和も行われまして、今後この国が考えていることの一つは、今ある施設をいかに規制緩和をして活用していくかということに、もう書いてありますので、私たちは今話したように、町にも、他にも多くの老朽化した施設がありますので、それをいろんなアイデアを駆使して、今まさに話したようにオンリーワンの施設に変えていく、そういう知恵がこれから重要になる時代が来ると思います。

いろいろこのよそ者を、若者ばか者という形が地域おこしのキーワードになるわけですが、平議員のように、そういったばかになるというのは別に優秀だという意味ですか、今ある課題をどうしたら解決できるかを考えてアイデアを出して、それに向かって一生懸命やるということが、ばかに成り切ってやるということが地域のこれからの発展のために重要だというふうに考えておりますので、老朽化施設について、いろいろ知恵を出して、地域の発展のためにつなげていくような時代が来ると考えております。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

本当に現状のままでは大変よくないような感じがしております。また、先ほど課長のほうからも話がありましたように、プールのほうも機材のほうを修理するのにも莫大な金額だというお話がございましたが、実際、あのプールも稼働していたときには滑り台があったり、小さい子供たちが遊ぶ浅いプールがあったりとか、結構夏場のほうはにぎわっていたんじゃないかと、このように考えております。

また、ほーらい館ができたことで利用者のほうも減っているとは思いますが、本当に現状のままにしておくのではなくて、修理に幾らかかるのか、また莫大な金額がかかって、また利用者等も減ってきている。そしたら、新たにフットサルなりいろいろお話しはありますが、スケートボードとかありますが、そこに変換したときに幾ら予算がかかるのか、そういったのも1回検討していただきまして、この件につきましては、そのまま置いとくのではなくて、もうすぐにでも何か対応をとっていただけるように、執行部のほうにお願いいたしまして、この件についての質問は終わらせていただきたいと思っております。

○町長（大久保明君）

平議員の2問目の質問にお答えいたします。

情報発信業務の拡充ということでございます。詳細については、課長のほうから答弁をしていた

だきますけれども、この前、課長会の中で、この奄美新聞の内容に関しては、これはよく精査した形での報道かどうか少し疑問点もありました。

といいますのは、伊仙町が今議会だよりもかなり刷新されてきて、非常に魅力ある議会だよりになっております。そしてまた、伊仙町のホームページの中に議会のいろんな情報は入っているわけですので、現時点郡内においてはかなり情報を発信しているほうだとは、今考えております。

この今まさに町全体として、郡内で比較するのではなくて、全国的にいろんな情報発信、情報収集を、私あちこちでかいま見たときに、ある報道関係の方から、日本で今一番広報紙が優れている市は、自治体は3年連続広報の日本の優秀賞をもらったのが鹿児島県の霧島市だそうです。

霧島市のホームページを一度見てくださると、霧島市の市長から名刺をもらったとき驚きましたけれども、名刺がアコーディオンのようになって、このくらい厚くて、それで開けるようになっていましたけれども、ここまでやっぱり本気になったらやるんだなという思いがいたしました。

今、情報は世界を一瞬にしてめぐります。

伊仙町も報道関係の方々にあらゆる情報を提供して、いろんなイベントとか、それから会議などは、もう報道もそういうものを求めていますから、後で知らなかったと言われないように、行政のほうも必ずそういうところには連絡をしていくということで、今計画書の中にも副町長が報道を呼ぶべき欄をつくって今やっています。

報道が、情報がいかに大事かということは、これは情報戦略が全てであります。今日ちょっと日経ビジネスという雑誌が町に来ていまして、それは子宝企業というテーマでありましたけれども、それで徳之島がもう載っているわけです。

ああいう今民間の、日本経済新聞のほうで徳之島に注目しているということがわかりました。

その中で、面縄校区の子供が今度7人目が生まれるある方の写真が載ってまして、これは私が地方創生本部に招かれたときに、コマツの最高顧問の坂根さんにお会いして、あつかましくも、伊仙町にコマツの部品工場でもできないかと言ったときに、断られましたけれども、そうでないことが今日わかりました。

その紙面にコマツの会長が徳之島に非常に関心を持っているという記事が出ていました。

ですから、伊仙町を一人一人がセールスマンだと思って、もちろん私はトップセールスだと思っ
ていろいろやっていきますけれども、この情報戦略室を立ち上げて、それが立ち行かなくなっている状況での情報発信業務の拡充ということを、システムを、組織をつくることが大事ではなくて、一人一人がセールスマンだと思って発信していくと、そして常にアンテナを高くして収集しよう、発信しようという気持ちを持っていくことが大事ではないかと思っております。

今、例えば企業誘致にしても、農業の6次産業化にしても、グリーンツーリズムをやっていくとか、そういうことを農家の方々もこうすればもっともともうかるんだということを発信していくということが、時代が交流人口、増えていくために最も重要だと思っております。

あの集落はいろんな評価をこれまでも、平さんが受けましたけれども、あれはまさに集落自らが

情報発信しているということになるわけでありますので、いろんな農業問題が常に課題になっていきますけれども、解決策の一つは、やはりあちこちでやってる体験、農業体験、修学旅行、そういうものをいかにして発信して、その子供たちにキビの収穫作業、バレイショの収穫作業をやっていかせるようなことも同時にやっていくという意味において、あらゆる分野で観光、昨日も申し上げたとおり、闘牛を自分たちだけのものにするのではなくて、発信するればその何十倍も効果があるということは、そろそろ気がついてくる時代になるんじゃないかと思っております。

ちょっと話長くなりましたけれども、思いのたけを述べましたので。

○企画課長（池田俊博君）

ただいま町長が思いのたけ、答弁したと思っておりますが、担当課のほうからも少し。

今回第5次伊仙町総合計画の中においても重点施策として観光交流情報発信プロジェクトとして現状、課題、目標等を掲げております。

町の情報発信は、町の公式サイト、ホームページ、または広報等各媒体を通じて行っております。議会関係においても、議会中継等議会だよりのホームページへの掲載、議会の開催案内等を行っており、町内外の方に広く伝えております。奄美群島他市町村のホームページを確認しましたが、他市町村の活動報告と遜色ない状態であり、むしろ情報発信は充実していると思います。

これからも議会の皆様の協力を仰ぎながら、本当に求められている情報発信を円滑に進めてまいります。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

前回の定例会でも質問させていただきましたように、本当にこのホームページ、伊仙町のホームページの充実というのは本当に急務だと、このように私はまだいまだに思っておるところでございます。

第5次総合計画の中でも公開できる情報は常に公開していくと、このようにおっしゃっております。本当にいかに見ていただく方に興味を持っていただけるかの勝負だと、このように思っております。どうせ見る人しか見ないんだからいいみたいな考えではなくて、やはりいかに目を引くか、そういったような内容にしていく必要もあると思います。

伊仙町のホームページの暮らしの部分をクリックすると、各課のお知らせ等の画面に飛んでいて、建設課なら建設課、耕地課なら耕地課というふうにクリックしたら、その課のお知らせが出るようになっているんですけど、充実したお知らせと内容等を載せてらっしゃる課もあれば、何も載せてない課もあるというような状態でもあるようでございます。

本当に今後、この情報発信については、本当に各課の情報を町民の皆様にわかりやすく提供するためにも、代表で1人ずつでも専門に、ホームページを専門にかかわっていただいて、それをまとめて1つのセクションとして情報発信していくようなことが今後できないかどうか、ちょっとお尋ねさせていただきます。

○企画課長（池田俊博君）

確かに町長がおっしゃったように、前回も情報戦略室として各課に情報発信の担当者というか、担当を置いておきました。しかし、異動とかそういう関係でなかなかそれが充実できなかった点もございます。

これからまたそういうような各課において情報を発信できるセクションといいますか、担当を置きまして、各課の情報を十分に充実できるように、また体制を整えていきたいと思えます。

○1番（平 博人君）

ぜひ、そのようにご検討いただきたいと思えます。

続きまして、第5次伊仙町総合計画重点プロジェクトの情報発信プロジェクトのほうで少し質問させていただきたいと思えます。

特に発信すべき、発信したい情報のところに、出生率1位、子宝の町を全国にPRとありますが、どのような形で発信されていく予定があるのかお尋ねさせていただきたいと思えます。

○企画課長（池田俊博君）

現在においてですけど、各雑誌社、新聞社等々から伊仙町のほうへ取材が参っております。

各週刊誌等のほう、新聞のほうにも掲載されている部分と、全てに関してまたうちのほうで紹介して、取材を受けた点々等をまたホームページのほうに載せられるような体制をつくって、全国のほうに出生率日本1位、長寿、子宝の町、そういう情報を発信してまいりたいと思えます。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

それと今そのPRの件だったんですが、27年度は鹿児島国民文化祭が開催されるということで、我が町伊仙町は闘牛を課題として文化祭を行っていくということでございますが、この辺のPRに関しても先ほどおっしゃられたような内容で検討されているのでしょうか、お尋ねします。

○企画課長（池田俊博君）

鹿児島国民文化祭において、また伊仙町においては闘牛フォーラムが開催されます。

私も幹事のほうとして文化会のほうに入っておりますけど、そこの中では、もう既にパンフレット等、3町で作成をし、それをその発送先等にもう配付している状況等もございます。

これは担当課のほうの公民館のほうで、もう既にその計画等はやっております。

また、企画のほうにおいても、この開催が伊仙町にあるということをもっと充実して広告、情報公開していきたいと思えます。

○町長（大久保明君）

先ほどの件について、補足説明をしていきたいと思えます。

先般、全国町村会長と、それから大森彌先生ともう1人、経済学者が来たんですけれども、大森先生から宿題があったのは、これだけ注目されているわけですから、その出生のデータをもう少し細かくとってほしいということがありました。

それは初婚の平均年齢、それから第1子が生まれる年齢とか、第2子が生まれる年齢を保健センターで分析をしている状況ですので、そういった根拠をもう少し明らかにしていけば、もっともつと多くの人たちがその情報を見て、関心を寄せてくるということです。

そういった意味において、自民党本部でも小規模校の存続と近隣に住宅をつくっていくということなど、これはどこもやってない政策ですので、そういうことをアピールする。それは子宝の根拠にもなります。

ですから、そういうことは今いろんな方面から出てきて、報道が我々も、保育所も全部保育所を紹介したり、それから前は琉議長の家ばかり紹介してましたけど、もう子供が大きくなりましたから、あと続く人たちも取材を受けることがまた喜びであり、そして次は私のところを取材してほしいという人たちも出てきている、そういう相乗効果もこれから生んでいけるように、よりその根拠を明確に示していくということと、ホームページの中にそういうことをしっかりと打ち出していくと。

海士町のホームページなんか見たら驚きますけれども、ああいうふうなことをパンフレットなどつくって、これから視察に来たときにちゃんとしたデータが出せるようにしていきたいと思います。

この前、東京で発表したときに、伊仙町のデータ、他の町のデータと比べたら相当貧弱だったんで反省もしておりますけれども、そういったことをやっていけるといいますし、闘牛に関しては、今若い方、闘牛愛好家の方からやっぱり情報発信をしたいという意見が相当出てきていますので、後は牧議員が中心になって闘牛協会の体質を、体質とは別に悪くないんですけども、改善していくことも重要ではないかと思います。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

ホームページ上で子育て支援ということについてのPRということですので、保健福祉課管轄の中で子育ての支援の概要ということでホームページでは掲載はしております。

ただ、中身についてはちょっと町長言われたとおり貧弱かもわかりませんが、この前の大森教授との中でも、そういったもう少し中身を濃くしてほしいということもありました。

一応子育て支援ということで、第1子、第2子、第3子ということで、こういった条例も書いて、21年度から各年度における出生数とか支援金とかいうことも書いてございます。

ただ、この中で大森教授からいただいたのが、評価いただいたのが長寿の子宝シンポジウムアンケートとか、こういったデータも今後載せたほうがいいのかということ、部内のほうでは検討しております。

いい情報については、各担当と連絡とりながら、ホームページ上で掲載していきたいと思っております。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

本当に各課で町民の皆様は、これからもどんどん情報のほうを提供していただきたいと思います。

それと、この総合プロジェクトに書いてあります、前回の議会でも質問をさせていただきましたが、ふるさと納税をお願いする等のPR用に観光スポットを投影したCMをつくり、議会中継の合間に流していたり、ネット配信で活躍しますと、このように書いておられますが、これはもう計画が進んでらっしゃるのか、また、いつごろからどのような内容で、どのような、話が進んでいるんでしたら伺いたしたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

今のところはまだ情報の分科会のほうで検討をしている段階であり、これから27年度予算執行等入りながら、どういうふうな方向でやっていくのかまた実際の方角を示してまいりたいと思います。

○副町長（伊喜 功君）

ふるさと納税につきましては、ご案内のとおり、新しく控除額が2倍になるということで、いわばこれまで1万円しかできなかった人が2万円になる、5万円しかできなかった人が10万円になるということで、要するに、ふるさと納税できる額が2倍になるということでございますので、これはやはり伊仙町としても、さらにその対策を進めなければいけないのではないかなと考えております。

また、一方で総務省のほうからございますが、各地域におけるお礼の品とかそういったものの過剰な競争というものに対して、少し抑制的な方針を打ち出しております。

この月末に県のほうで、このふるさと納税に関する県全体の協議会が開催されますので、そういう中でどういうふうな体制、あるいは方針を持って来年度臨むべきかというのもまた教示されるものだと思いますので、そういったことを踏まえて新たなふるさと納税の体制を来年度はできるだけとっていきなという具合に考えております。

また、昨年は町民の皆様方にふるさと納税の案内先リストの提供をお願いしまして、残念ながら少しはかばかしくなかったんですが、町の職員に対して同様のことをしたということで、前回は、昨年の議会でも述べましたが、ある程度の効果があったと認識しておりますので、そういったことを通じてふるさと納税の強化といいますか、充実、強化に来年度は努めていきたいと考えております。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

ぜひ、ふるさと納税のほうにも力を入れていただきたいと思います、このように思います。

それと最後に、本当にこのホームページというのは町の顔、町の情報を気軽に世界各国の人たちに見ていただけるという、本当に便利なツールでございます。

そこで、これ県民手帳なんです、鹿児島県で23団体がこのようなイメージキャラクター、マス

コットですかね、ゆるキャラとかいろいろ今世間では言っているみたいでございますけど、まだこの鹿児島県で23の自治体のほうでしか多分作成されてないと思うんです。この徳之島からお隣の天城町があまぎくんっていうキャラクターを設定されているようでございます。

今後このようなことも検討をされて、情報発信にさらなる目玉じゃないんですけど、結構こういったものを作成することによって町の顔となり、また広報紙であり、ホームページであり、観覧のほうが増えるんじゃないかと、このように考えますが、最後にそういったものを制定することができるのかまでちょっとお尋ねさせていただきます。

○企画課長（池田俊博君）

たしか、町制50周年の記念の関係でマスコットキャラクター等を募集した経緯がございまして、そのときの中で、ちょうど天城町のあのマスコット関係とかぶるということで、少し見送られたような記憶がございまして、イメージキャラクターとして伊仙町を大いに売り込んでいくためには、そういったのが必要になるとは思っております。

これからまたそういうふうにキャラクター等を作成できるようにまた検討を重ねていきたいと思っております。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

本当に元気な町伊仙町ということで新たに町内外、また国内外に発信できる最大な最高なまたツールだと思いますので、どうぞ力を入れていただいて、ホームページの充実を図っていただきたいと、このように思います。

それでは、すいません、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（琉 理人君）

これで平 博人君の一般質問を終了します。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

おはようございます。平成27年度第1回定例会におきまして、議長より一般質問の許可がおりましたので、質問をまいります。

質問の前に、町民の皆様にご挨拶を申し上げたいと思います。

第1回定例会は、伊仙町の1年間の町政における財政運営上、最も大事な議会であります。

今後の伊仙町の将来を見据えた議会でもと考えております。本年度は第4次総合計画が終了すると同時に、第5次総合計画が新たに策定されまして、これからの10年間のまちづくりが進められてまいります。議会も執行部も地方行政におけるリーダーとしての姿勢が問われるときでもあります。

奄振という国の政策、財政支援に甘んじてきたと言っても過言ではない現状であろうかと思いますが、過疎債の有利性の名のもとで、ハード面の整備は進んでまいりました。

しかしながら、教育や文化面、あるいは歴史的大切な町の財産が、今までの行政の中でしっかりと見詰められてきたでしょうか。

また、地場産業の低迷や人口流出で疲弊してしまった現状をどう克服していくのか課題は残っております。

伊仙町では、箱物行政が中心になり、このことが地域経済への貢献が果たしてあったのだろうか。残念ながら私はその経済効果は乏しいと言わざるを得ません。

それは大久保町政13年間の町民1人当たりの平均所得が県下最下位であるという、その差を見ても、このことは明らかであります。

大久保町政13年を検証しながら、平成27年度の予算計画状況、あるいは精査をしてみたいと思っております。

大久保町長は実現力ということでマニフェスト100、出しておりますけれども、町長も13年間もしますと、答弁等、あるいは話が上手になりまして、すばらしい将来に向けての計画を話されておりますが、しかしながら、その中であって、町長は社会情勢等に起因する結果があったと言っています。しかし、私は言葉では表現できないような政治の貧困がもたらした結果が、今の伊仙町の姿ではないかと考えております。

今、頻繁に言われております地方創生を、かけ声だけにしないためにも町民の目線で公平、公正、平等の町政刷新に今後も一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

町民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、一般質問を行いたいと思います。

通告してあります順に質問をいたします。多岐にわたりますので、明快に、短めに答弁をお願いいたします。

それでは、まず、伊仙町財務診断結果報告についてお尋ねをいたします。

内容は、①県の財政担当による伊仙町の財務診断が平成26年11月19日から20日に実施されました。その報告を受けましたが、その中の予算編成において収支の見通しなどの積算根拠を明確にせず、感覚的に設定しているとの指摘があります。どのような根拠に基づいて設定しているのかお尋ねをいたします。

②番目に、全ての事務事業について、年1回一斉に効果、達成状況、必要性などについて点検する事務事業見直しを実施することを検討していただきたいと指摘されておりますが、関係法令並びに財務規則などに沿った事務処理を行っていなかったのかお尋ねをいたします。

③番目に、町財務規則第10条並びに第11条に基づく事務処理並びに予算配当がなされていないとの指摘であります。今日までに適正な事務処理を行っていなかったのかお尋ねをいたします。

④番目に、繰越明許費については、過去に3月31日付で専決処分を行い、予算執行されていたが、この件について適切であると認識しているのかお尋ねをいたします。

⑤番目に、リース契約において、債務負担行為の設定が必要であると指摘されているが、リース契約並びに全体予算における債務負担行為額についてお尋ねをいたします。

⑥番目に、財政運営の状況と将来の見通しについて、平成29年度に基金が枯渇し厳しい財政状況となるが、今後の財政運営上、町税、使用料等の値上げや助成金の削減案などが考えられますが、具体的なシミュレーションを行っているのか、また三役職員の給与あるいは報酬カットは考えているのかお尋ねをいたします。

⑦番目に、条例、規則等に基づく事務処理が適正に執行されるよう、全庁的な指導や研修を実施していただきたいとの指摘ですが、通常事務処理に関しても、予算執行同様に適正に行われていなかったのかお尋ねをいたします。

⑧番目に、指名競争入札において、指名推薦委員会会議録に指名する者の選定理由を明確にされるよう指摘されていますが、選定基準を示していただきたいと思います。

⑨番目に、徴収率が低いとの指摘ですが、例年、議会においても決算審査の際に、指摘している今後の徴収に関する取り組みについてお尋ねをいたします。

⑩番目に、これらの財政診断結果を受けたこの報告について質問をいたしました。この9項目における指摘事項を踏まえて、法令どおりのことが事務処理できていないことを考えると、町長の責任は重大なものがあると思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

大きな2番目に、日本マルコ株式会社の誘致についてであります。

企業誘致は定住促進や雇用促進など多方面で将来的な経済効果が期待され、本町の喫緊の課題であることは理解しております。しかしながら、財政診断の結果を考慮した場合、貸し工場建設に対して5億円という起債で賄うという考えは時期尚早だと考えるが、町長の見解をお尋ねいたします。

3番目に、業者との裁判についてであります。し尿処理業者との裁判で弁護士委託料が昨年12月議会で160万円計上されておりました。裁判の経緯はどうなっているのかお尋ねをいたします。

4番目の、有機物供給センターの管理運営につきましては、昨日の議案審議の中で議論は尽くされたものと思っておりますので、取り下げをいたします。

5番目に、農業振興施策における今後の取り組みと進捗状況についてお尋ねをいたします。

まず、農林水産物輸送コスト支援事業、昨年の事業費で1億3,200万円、この推進状況についてお尋ねをいたします。また、今期の輸送コストに関する見通しについてお尋ねをいたします。

2番目に、特産品製造販売プロジェクト事業におけるキビシロップ、キビジュース、黒糖スイーツなど、贈答品などで利用される商品製造に関する計画について進捗状況をお尋ねいたします。

3番目に、農業生産額50億円を達成することは農家所得向上にも直結いたします。土地基盤整備も進み、今後は畑かん整備事業と土づくりに関する事業の推進が重要となってまいります。この件について、過疎地域自立促進計画などで立案し、予算措置がされる計画は考えられないかお尋ねをいたします。

以上、通告してありますが、多岐にわたりますので明快に明確な答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

一問一答ということでございますので、①についてまず答弁していきます。

その前に、美島議員の冒頭の挨拶の中で大変すばらしい指摘がございました。

今、これからの時代は教育、文化、歴史などを大事にするという時代になるということは私も全く共感しております。

またちょっと弁明ですけれども、箱物行政そのものの効果がないということであるし、今の伊仙町の財政状況が悪化した最大の要因であるという指摘でございます。

費用対効果は長い歴史的な中でまた評価もしていかなければならないと私は考えておりますので、ほーらい館、百菜、なくさみ館など、またいろいろな学校の整備などは、このことはしなければならなかった行政だというふうに理解をしております。

政治の貧困ということでございますけれども、政治は私は13年間やってきて、まだまだ力がないと、伊仙町の行政も町民も含めて、この町はもっともっと大きく発展する潜在力があると、それがまだまだ十分発揮されていないという意味においては、政治が確かに貧困であったとは思っております。

県の財務診断におきましては、これは副町長が県のいろんな方々の知恵をかりていこうということであります。いろんな行政経験がない町長と、助役、副町長という形が伊仙町では約30年間続いてまいりました。これもまた他の自治体に比べると異常な状況でもあったと思います。

そのために私は、行政の技術能力、スキルアップのために、三顧の礼を尽くして副町長を招聘いたしました。そしてこのような形で、すぐに県と交渉して効果が出てきたと、伊仙町が遅れている分をこれからもっともっと取り戻していかなければならないと考えております。

各質問に関しましては、担当のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（樺山 誠君）

美島議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

本町のまず1番目の予算編成の方法でございますけれども、本町の予算編成においては、国からの地方財政対策の概要をもとに、一般施策経費においては平成26年度の、これは27年度の予算編成の状況の答えですけれども、平成26年度の当初予算の90%ベースにさせていただきたいということの指示をしております。あと各種単独補助金等においては20%カットしてくださいと。あと事務的な経費に関しましては、平成26年度当初予算のベースの90%にさせていただきたいというふうな形で、予算要求の上限額を設定しております。

設定した上で予算編成方針というのを示します。これは各課に予算編成の方針を示しまして、まずは予算の要求書を提出していただきます。

その中で提出後に副町長、総務課長、総務課の財務担当で、まずは前年度並みに、あるいは前々年度の実績と各種事業においては緊急性、必要性を考慮して優先順位を決定していきます。

その中で第1次の査定が副町長、総務課長、財政担当という形でヒアリングを行って1次査定をします。

その後、2次査定では、町長を交えて予算の確定をしていきますということです。

また、本町の予算編成においては、前年度並びに前々年度の実績と各種事業においては緊急性、必要性を考慮した優先順位を設定して予算編成を行っている。

あと、平成27年度の予算編成に当たっては、今回の財務診断での指摘事項を考慮して、予算編成方針に具体的に何%ですよという数字を示して要求をしていただくということでやっております。

あと、我々、26年の11月19日から20日まで、県の市町村課の財務係に25年度の事務事業について財務診断をしていただいたわけなんですけども、やはり市町村課が指摘をした項目に関して、27年度にしっかり改めるべきを改めるということをやっぴり念頭に置いております。

それが財務診断をしていただいた方に対しての礼儀でもあり、あるいは町民に対しての、町民の負託にこたえるという意味でも、この財務診断を真摯に受けとめて、しっかりやっていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

先ほど町長が、今までにかつてない30年間、思い切って自分よりも行政に詳しい副町長を任命することができたという反省の面もあったわけなんですけれども、こういう過去における人事関係、いろんなこういうことを踏まえながら、町長も3期目には、政争の町から政策の町へという思いで頑張ってきたことは私も十分認めております。すばらしい結果だったと思っております。

そしてまた、6月議会に就任されました伊喜副町長におかれましては、9月の一般質問の中で答弁がございました。

私、この新聞まだ持っておりますけれども、このことは新聞でも報道されましたので、その指摘がこの伊仙町の財務診断結果報告と同じようなことを申し上げているわけでありまして、伊喜副町長が取り組むこれからの伊仙町への思い、ふるさとへの思い、その気持ちを十分酌み取りながら頑張っていただければなど、そういう思いをいたしております。

今、総務課長からの説明でありましたけれども、もう私はこの、今までは感覚的に設定していると、今までにも先輩の杉並議員がよく指摘をしておりましたし、私も議会で足元を見直さなければいけないということをよく言ってきたんですけれども、町長以下、余り聞く耳がなかったということについて町長、どういう思いをしているのかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

私は政治に携わっていた中において、杉並前議員から10回は言われましたね、行き当たりばったりだと。私はこの言葉は好きです。

それは、計画を立てて、長い時間かけて計画を立てて実行しようとしたら、計画というのはまともでないことが多いです。

そういったときに、決めたことを行動しながら考えると、そしてまた状況が変化したら、それは

また対応するように行動していくということは大変重要なことです。これはまさに危機管理においてもそういうことは重要です。ですから、いろんな固定観念、先入観にとらわれていきますと硬直した状況になり、物事が決まらないというのは、今の日本の政治を見ても全てそうです。

ですから、行き当たりばったりという表現は、この前、日本食研の大沢会長が言ったとき、びっくりしました。

あれほどの企業をどうして立ち上げられたかと、それは行動しながら考えたということ、行き当たりばったりだということと言ったとき、驚きましたけれども、ですからいろんな柔軟に対応していくということをやってきたつもりでございます。

いろいろ伊仙町の町全体の行政の中において、足りないところはいっぱいありましたけど、それを行動しながら変革、改善していくというふうな考え方であります。

助役、副町長に関しては、当初やはりそれは政争が激しい中で、いろんな政治的な判断でやってきたこともありますけれども、今、伊仙町は政治的には安定してきた中で、今このタイミングでやはり県の幹部であった伊喜副町長が来たということは、これも決断が要ることでありましたので、そのことに今はしっかりと、十分過ぎるぐらい対応していただいていると。

職員は今まで理解できなかった、判断できなかったことに関して短い言葉で、目からうろこが落ちるような形で指導をしていただいておりますので、まさに美島議員が言っているとおりの行政体制をこれからつくり続けていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの総務課長の答弁内容からいたしまして、やはり過去における職員の指導力、資質、これが今まで問われてきたのではないかなと思います。その結果がこの半年間で伊喜副町長の指導が浸透しつつあるのかなという思いがいたしておりますので、このことに関しては今後しっかりと指導をして、職員の資質向上に努めていただきたいと思います。

はい。1番目は終わります。2番目をお願いします。

○町長（大久保明君）

9問目までは各担当課長に答弁していただきます。10番目につきましては私のほうから答弁いたします。

○総務課長（樺山 誠君）

美島議員の2番目の質問に関しましてお答えします。

年1回、一斉に効果・達成状況・必要性等について検討する事務事業の見直しを実施することを検討していただきたいという指摘でございました。

予算の効果あるいは節約の観点から、年1回一斉に効果・達成状況・必要性について点検する事務事業見直しを実施することを検討していただきたいという指摘であります。

平成27年度事務事業においては、指摘のとおり点検を実施してまいりたいと思っております。

あと、使用料、手数料においても、シミュレーションをしながら、見直しのできる部分に関しま

しては見直しの作業に着手してまいりたいと思っております。

あと、県のこの指摘の部分に関しましては、財務規則等に見直しを年1回しなさいとかいう項目はないんですけども、こういうことをすれば節約につながりますんで、やっていただければなというような要望でございましたので、やはりこういうのも、ちゃんと財政シミュレーション等作成しながら、27年度においては進めていきたいというふうに思っております。

○14番（美島盛秀君）

27年度からは慎重にやるということでもありますけれども、今までのこういうしっかりした事務処理ができてなかったということについて、後もって町長の答弁もいただきますけれども、例えば、昨日の予算審議の中でもありましたけれども、農業関係の円滑化事業がマイナスになっておりました。これは農業政策においては非常に大事な予算でありましたけれども、こういう予算がマイナス、落とす前にどうすればいいかということを考えて、国の100%補助ですけれども、補助金が来なくても町でもう事業を進めると、さっき町長は行き当たりばったりということは非常にいいことだと言いましたけれども、こういう予算もやっぱり行き当たりばったりでやればいいんですよ。

私はそう思います、農家のために。町民の所得向上のために。そして前倒ししてこれを実行して進めていけば、やはりいずれは補助金が出るわけですから。

そういうような決断も私は必要ではないかなという思いがいたしますけれども、こういうことに対して3月補正になってマイナスで落とすんじゃなくて、これを先行して活用していくという考えが持たれるのかどうかお尋ねをいたします。

○農委事務局長（益岡 稔君）

集積事業につきましては、県の説明のほうが一転、二転、三転をしまして、調査に入るのが2月に入ってから調査になったわけです。もうあと1カ月しかありませんので、その予算を執行する時間がなくて、本年度は落としました。そのかわり、来年度のほうで予算を組んでしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○14番（美島盛秀君）

私が言いたいのは、そういう予算を、二百何十万円だったんですけど落としたり、もう必ずやらなければならないことなんですから、人・農地プランの事業を推進するために。そして農家の所得向上に向けてやらなければならない事業でありますので、これを町単でも組んでそして事業を進めていくと。そうしないと農業委員会に申請できない、地籍調査が進んでいない関係上できないという、時間はかかりますけれども、そういうことをやっていくことが私は政策じゃないかなと、政治の力じゃないかなと。

町長は、さっきも言ったようにこういう計画をもう前もってやったら、これはどんだん進めていくんだと、予算の関係、国や県の補助金の関係もありますけれども、それを先取りして町がやるぐらいのことをやらないと、せんだって長野県の川上村の村長さんですか、というような話がありましたけれども、先取りをするというようなことを考えていただきたいと思うわけがあります

けれども、そういう件に関して町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

政治の役割にはまさに、今まで常識的に考えられていたことと、それから県の職員、町の職員もそういうことは判断できない状況が多々あると思います。

そういうことをこの予算が何らかの知恵を出して、今、美島議員話したように、農地集中改革プランの中で頭を、しっかり知恵を出して考えに考えたら使えるようなアイデアを出して、それで県、国を説得していくと。そしたら逆に、藤原村長の話聞いて思ったのは国も、この前話をしていたのでびっくりしたのは、農水省が予算を使い切らなくて余っていたと。それをちょっとした農業関係に名前を変えて、これ福祉関係の施設つくってあるわけです。それは地元の木材を使用すると。ですから、どこに中央官僚の方々が、その人たちも国の予算を幾らくさんとってくるかがまず仕事ですから、何に使うかはそれこそ行き当たりばったりで彼らも考えていると思いますよ。

予算をとってきた地域から、あ、こういうことがあるんだなということを提案したら、それは渡りに船であるわけです。

私は、前企画課長の牧議員も一緒でしたけども、なくさみ館をつくる時、あれは猛反対されたわけです、財務省も国交省も。何でそんな、ギャンブルとは言わなかったですね、闘牛のためにそんなものつくったら、まず話にならない状況です。

しかしそれでも、そのときの振興官が知恵を出して、情報伝統文化発信施設ということであれば財務省を説得できると。ですから、闘牛ということを一言も書くなと言われたんです。

終わってから、なくさみ館というのは闘牛とは発音が違いますからね、いいわけですけども、そういったことが私たち政治に求められている大きな力ではないかと、私も藤原会長とつき合いながら最近そのように考えていますので、今、農業委員会の局長も県の方々も、上から決められたらそれを守ることが仕事であるわけですから、そういうことを政治家である我々もしっかりと見逃さずに、今後もやっぱりやっていくことが大事だと思います。

○14番（美島盛秀君）

町長わかっているじゃないですか、そういうことを。わかっておいたらちゃんと指示してやる、そういうコミュニケーションが職員内にはないんじゃないですか。

私は普段から、オール伊仙町、オール役場でやりなさいということを常日ごろから私は言ってきました。そういうコミュニケーションがとれてないからこういうような、頭でわかっておっても行動に移らなかったと。

これは私が先ほど言った政治の貧困という言葉で言いましたけれども、そういうようなことができてないというのが原因じゃないかなと思います。真剣に考えれば知恵が出るという言葉聞いたことがありますけれども、やはり物事に対して真剣に考えていけば必ず知恵は出る。

今、町長も私から言われて真剣に考えて知恵が出たと私は思っていますけれども。

そういうことで、普段の心がけが必要だということを申し上げたいと思います。

これを申し上げて2番目を終わります。次、3番目をお願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

3番目の質問でございますけれども、町財務規則第10条並びに第11条に基づく事務処理並びに予算の配当がなされていないとの指摘の関係でございます。

財政運営を計画的、効率的に行うために、財務規則第10条並びに第11条は、歳入歳出予算執行計画を作成し、予算の配当を実施しなさいとの項目でございます。

本町で今使っている財務会計システムの中で、歳入歳出予算執行計画が反映されないと、この反映されないということは、結局は予算の配当をしても、配当した中で各課のほうで予算の支出をする場合、ロックがかからないというような状況でございますので、こういうことも含めて、長年こういう実施をされてない状況が続きましたけれども、平成27年においては、うちの財務の担当と各課の庶務担当の連携を密にとりながら配当していきたいと。配当した中でもやはり急遽出さなきゃいけないのとかいろいろ出てくるんですけども、そういうものにも柔軟に対応しながらしっかり配当してまいりたいと思っております。

あと、先ほどの美島議員からのご指摘の中で、やはりこういうのがしっかりできて年1回の見直し作業、予算の見直し作業、そういうのも検証作業でしっかりできてくれば予算の使い方、使われ状況は途中でしっかりわかってくるわけですから、やはりこういうのをちゃんとしながら進めていくことによって3月で落ちる予算が少なくなるとか、あるいは無駄に使えないシステムをちゃんとやっぱりとらなきゃいけないと思っておりますので、またご指導よろしくお願ひいたします。

○14番（美島盛秀君）

1番、2番、3番とも大体的には同じような内容でないかなと思っておりますけれども、やはりこういうことは、この10条、11条というのは町長の決裁、指示、そのもとでやられるわけでありますので、しっかりと町長がそういうことを認識しておかなければならないと思っております。

そこで、私は、なぜこういうことがしっかり、当たり前前のことができていなかったのかというのは、なれ合いになっているから。なれ合いが行政をやってきた結果ではないかなというふうに思っております。なれ合いというのは、指導できない状況を自らつくり上げてきたという思いがしてなりません。

町長は議会のたびごとに、また質問等の中で、職員の異動、人事においては適時に適材適所に異動し、職員の資質向上に努めている、また職員の採用につきましても、優秀な職員であると答弁をしております。

こういうことを自信を持って答弁する以上は、またそれなりの指導も發揮していただかなければならないと私は思いますがそういう、規則に即したこういう行政事務処理等ができなかったことに対して、町長はどう認識しているのかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

徐々に改善はしてきていると確信をしております。なれ合いという、確かにこれは悪でございます

す。町職員、公務員は、例えば行政にかかわる官僚の方々は、あのエリート軍団は、事務次官になるための熾烈な競争をしていくわけです。

また県においても、以前、副町長から聞いたんですけれども、部長、支庁長とかなるために、入職したときから全て競争です。そういったことを考えたときに、役場の職員は総務課長になるとか、その後将来町長になるとかいう目標が薄いんじゃないかと思います。

これは競争心というのはある意味絶対必要な、人間一人一人が全部持っている資質であります。それをいかに生かしていくかということで、今庁舎内で話をしているのは、これも何年も私は人事考課はこれやっということうことで、課長の方々と相談しましたがけれども、それはやはり、ある意味ではみんな同じ護送船団のような形でいったほうが問題は起こらないわけです。

そこでいろんな方々の評価をするということは、みんな逃げたいわけです。

しかしそれを、これも総務課長と話しして、あえてもう町長の独断でもやっということう。

私は民間におったときにそういうことを、5段階評価を各部署の長を集めて評価していきました。それは基準はないわけです。

今、評価制度を決めようとしたらいろんな細かい評価する事項を決めていくことが今なかなかできないことでストップしますが、そうでなくて、もっと単純にシンプルな形での評価制度ということは絶対に必要だと思います。そのことが仲よし軍団、なれ合いをなくしていくことにはつながっていると最近考えておりますので、個々の職員の能力を十二分に生かしてないというのは、リーダーとしてまだまだ未熟だとは思っておりますので、今後、全力で取り組んでいきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

町長の苦しい立場はわかります。これは私は原因は選挙にあると思うんです。4年に一度の選挙で、今年も7月に23人採用したわけなんですけれども、隣の町でも騒動が今起きてるような感じがしますけれども。だから、町長が言った政争の町から政策の町づくりへというこの目的に私は沿っていないと私は感じます。

そういう中でいろんなしがらみや、あるいは私は非常にすばらしい職員がいる、非常にすばらしい町民がいっぱいいる、そういう中で職場の少ない伊仙町でありますので、私はある面では駆け込み寺的な考えがあるんじゃないかなと、そういう根本的なことを、小学校あたりから教育をして、一生懸命自分の夢を達成させるために頑張るんだというようなそういうことも考えてこれからは町長の指導力を発揮していただかなければいけないと私は思うんですけれども、そういうことに対して今後の子供たちの教育面、教育長、お考えがあればお尋ねをいたします。

○教育長（直章一郎君）

答えになるかちょっとわかりませんが、私、38年間学校で教員をしておいて、今ご指摘があったとおり、やっぱりいろいろな面で子供たちを指導していくわけなんですけれども、私たちが指導していく中である反面、こういう子供に育ててほしいと、そういう思いをしても、それに反するような子供たちもたくさんいますので、やはりその辺は学校の教員として全ての面を見通して指導してい

かなければいけないと、このように考えています。

○14番（美島盛秀君）

こういう質の高い職員採用とあるいはこれからの指導、これはまた長い時間をかけてやらなければならない問題だと思いますので、これから時間をかけて町長の実現力とっておりますので、一つ一つ解決をして指導力を発揮していただきたいと思っております。これで3番は終わります。

○総務課長（樺山 誠君）

4番目の繰越明許費について過去に、3月31日付で専決処分を行い予算執行されていたが、この件について適切であると認識しているかという質問です。これは昨年の明石議員の予算審議の中の質問でも出たことを指摘されておまして、今回、県の指導に基づいて、繰越明許費については、議案の提出後に判明した繰り越し事業に関しましては事故繰越で処理をしなければいけないという指導がありました。その中で我々としてもこのような、この指導を受けながら適切でなかったというようなことでございますので、今後、このようなことがないようにしっかり勉強しながら進めてまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

この繰越明許費について私が一つ気になるのが、25年3月定例議会において特産品製造販売プロジェクト事業において、会期を延長して3月の30日まで会期を延長しました。

そして会期を30日まで延長して30日は土曜日で、そして31日は日曜日でした。そしてその中で議論がありました。いろんな議論が出ましたけれども、最終的には予算が通過をしてこの予算が繰越明許費として執行されたといういきさつがあるわけなんですけれども、このことについて指摘はなかったでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、私のほうで答弁したことが昨年の3月議会の分で、今美島議員が言っている部分がこの指摘項目です。ですから、美島議員が言ったようなことがこの指摘に当てはまるって、こういうときには、議案の提案後に判明したのものに関しては明許繰越という形ではないで事故繰越という形をとっていただきたいという指導でございました。

○14番（美島盛秀君）

その議会の中でもその当時は一旦取り下げて、会期もあったわけですから、提案もできるわけだったんですから、その中で、予算を取り下げてまたやればというようないろんな議論もあったわけなんです。そういう事務的な、そういうことをやらなかったおかげでこういう結果、指摘が出てきた。

そして明許繰越をして慌ててやったりして、まだまだこの特産品プロジェクト事業は私は完全に事業が終わっていないと思っておりますけれども。要するに、この特産品製造販売プロジェクト事業においては、明許繰越あるいは一般会計からの二千何十万円の追加予算等も出ています。

そして竣工式さえしてないのに、これが今、指定管理をして事業が始まっている。なぜ竣工式が

できなかったのかお尋ねをいたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

時間の都合上、5番目から順次、1回目の質問に対しての答弁をいただきたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

5番目のリース契約関係のご質問に答弁いたします。

利子補給やリース契約については、債務負担行為の設定が必要であり、特にリース契約については、長期継続契約にかかわる条例の設定が必要とされています。

債務負担行為の設定は、平成27年と予算の99ページに債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額または支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、99ページに記載されているところでございます。

また、長期継続契約にかかわる条例の制定につきましては、昨日の本議会のほうで、議案第1号として提案可決されている状況でございます。

以上です。

国営徳之島用水事業第2工期分が5億1,797万7,000円、国営徳之島用水第2期地区が4億1,231万4,000円、戸籍総合システムリース料が2,204万7,000円、戸籍総合システム保守委託料が1,107万2,000円、有機物供給センターの指定管理者委託料4,965万円という額でございます。

合計金額10億1,306万円でございます。

○14番（美島盛秀君）

条例は昨日、制定されたわけでありましてけれども、今の債務負担行為のリース契約と長期にわたる契約等の合計が、10億1,306万円ということなんですけれども、これは債務負担行為として起債に当たるわけなんですけれども、これを起債に入っておりますか、全体の借金の額に。

○総務課長（樺山 誠君）

起債に入っているということじゃなくって、将来の負担する分ということでございます。

将来的に負担する部分ですよということです。

○14番（美島盛秀君）

将来的の借金でしょう、これ。借金とみなしてもいいわけじゃないですか、負担行為ですから。そこらあたりの考えの認識のことなんですけれども、そうなってくれば、先ほど言っているような、財政シミュレーション等をきちっとしてやらないといけないということになるわけなんですけれども、いかんせん、財政が厳しい状況でありますので、こういうことを考えながら、しっかりと事業に、

やるべき事業ができないというようなことにならないような、計画性のある、実行性のある予算編成をこれからもやっていただきたいと思います。

次に、6番目。

○議長（琉 理人君）

6番目の答弁を。

○総務課長（樺山 誠君）

6番目の財政運営の状況と将来の見通しについて、平成29年度に基金が枯渇し、厳しい財政状況となる。今後の財政運営上、町税・使用料等の値上げや助成金の削減等があるが、具体的なシミュレーションを行っているのかと。

あとまた、三役、職員の給与の報酬カットについてどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

税・使用料・手数料等の見直しについては、各課へ具体的シミュレーションを実施するよう指示をしているところでございます。シミュレーションの作成が終わりましたら、各課との協議を行い、また、議会とも相談をしながら、町民の理解が得られるよう努力をしてみたいと思っております。

負担金並びに助成金につきましては、平成26年9月に、各種団体へ担当課を通じまして削減依頼を実施しましたが、思うような成果が得られないような状況でございました。これはなぜかという、各種団体におかれましては、平成26年度の総会等も終わりました、その中では、ちょっと遅いかというようなことでもございました。

その中で、今、考えていることは、平成27年度においては、徳之島3町の総務課長並びに財政担当で、もう合意をされているんですけども、負担金補助金及び交付金のセンサス事業を実施する予定でございます。この会議を開きまして、この会議は4月に開催をする予定で、今、日にちも、4月の何日というのが決まっております。

徳之島3町、町長の連名で、各種機関へ、負担金の削減について要望してみたいというふうに思っております。

あと、町長、副町長、教育長の報酬におかれましては、昨日の議会でもありましたように、平成27年度の予算においては、本人の希望により20%カットで予算措置をしている状況でございます。

○14番（美島盛秀君）

町税あるいは使用料等を値上げしなければならないという状況ではないかと思っておりますので、町民に十分説明をして、納得のいくような方向で値上げをするということになれば、値上げしていただきたいと、このように思っております。

それと、具体的なシミュレーションをやっているということでもございますので、ぜひきちんとしたシミュレーションを全体的に行ってやっていただきたい。助成金の削減等をあまりしないように、

いろんな人から聞くんですけども、例えば文化協会あたりから、一般質問でも言いましたように、先ほども言いましたように、文化的なそういうような歴史的なそういうことを削っていくというのは、私はどうかなということを思いますので、こういうような助成金等はなるべくカットしない、十分活動が今後、できるような方向にしていきたいと思います。

三役の報酬カットについては、結果的にいい結果じゃないかなと、個人からの申し出もあったということですので、町民の皆さんも納得することじゃないかなと思っております。

とにかく、何回も言うように、職員の皆さんが力を合わせて、各課連携をしながら、こういうシミュレーションをしていただきたいと思います。

次に、7番目、お願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

7番目の質問でございます。条例、規則等に基づく事務処理が適正に執行されるよう、全庁的な指導や研修を実施していただきたいとの指摘に関しましての答弁でございます。

今回の指摘事項は、伊仙町補助金等交付規則に基づく指摘でございます。今後、指摘事項を詳細に検討いたしまして、職員への研修会を実施することは、もちろん当然であります。毎日の決算においても、しっかりと指導してまいりたいと思います。

あと、担当課長におかれましても、決算においてしっかりしていただくように指導してまいりたいと思っております。

なお、伊仙町補助金等交付規則の見直しも含めて、この規則に決められた様式に基づき、適正に事務処理が行われるよう、しっかり行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ条例や規則等に基づいて、事務処理が適正に行われるように処理していただきたいと思えます。

そのお考えは今、総務課長が答弁でありましたけれども、今後とも、こう言っているときには、もう危機感を持ってやるんですけども、時間が過ぎてくると、気が緩みがちでありますので、再度、副町長のもとで、こういう事務的に関する指導等をお願い、また研修等をやっていただきたいのですけれども、そういうこと等に従って、副町長の決意を今後、今まで、この半年間、指導してきた効果、あるいは今後の見通し等をお尋ねいたします。

○副町長（伊喜 功君）

決意ということでございますが、新たに決意をするまでもなく、条例・規則等については、適正な執行が必要でございますので、先ほど総務課長からありましたように、まずは日常的な決裁で、そういった指摘・指導をしていくところであり、それをさらに意を強く持ってやりたいと、まずは考えています。

例えば、決裁を見てみると、なぜ、こういう内容の伺いなのかと聞いたら、前のとおり、今まで

のとおりやっておりますというのが、大体の根拠でございますので、そういったところを今までの、それでは今までやっていったのは絶対間違いないのかって言ったら、それは大体わかりませんという回答が返ってくるわけでございますので、前例踏襲はある程度、間違いないわけですけど、その前例が間違っていることも、かなりあるわけでございますので、前例ということではなくて、何々条例の何条の何々によって、こういったことを処理するんだと、そういうふうな考え方を常に求めていくというか、植えつけていくことをまずはしたいと考えています。

そして、さらに、全庁的な指導・研修ということでございますが、なかなか全庁的に、その機会というものはなかなかとりづらいものがありますので、これはまだ、私の頭の中の考え方でございますが、これから毎月、朝礼をいたしますので、そういう朝礼の中で、こういった事案を具体的に取り上げて、こういう課題あるいは問題点があるという。そのためには、こういうふうな処理が必要ではないか、適正ではないか、そういったことなど、毎月の朝礼などで紹介するなり、あるいはみんなでディスカスするなりやっていけば、少しかなり浸透するのではないかなというふうに考えております。

研修につきましては、いろいろまた、いろんな方面に呼びかけながら、職員が常にそういった意識が持てるような場づくりをさらに深めて、つくっていきたいという具合に考えているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

私がこう言うと、職員の皆さんも考えるところがあるかと思えますけれども、決して、職員いじめということではないということをお願いしたいと思います。ぜひ頑張って、プロとしての子や孫にまで誇れるようなまちづくりのために頑張ってくださいという気持ちからでありますので、ぜひ今後、一生懸命研修・研鑽をされて頑張ってくださいと思います。

次に、8番目、お願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

指名委員会の事務局が建設課になっておりますので、建設課のほうから、指名委員会がどのような内容で行われているのかを説明したいと思います。

まず、入札対象となる事業が、町内の業者で対応できる場合は、入札しようとしている各課からの推薦をいただきまして、その業者を指名委員会にかけて、資格一覧表というのがつくってあるんですが、それに基づいて選定していきます。

また、町内業者で対応ができないような場合は、指名願をもとに、過去の実績、伊仙町内での実績やら、両町の、隣、両町の実績等を参考にして選定を行っているところであります。

26年度からは、選定理由を指名委員会の会議録に記入するようになっていきます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

指名委員会の会議録、きちんと今、26年度からは、やっているということでもありますけども、それはそれとして、町内業者育成あるいは資格審査が受けられているかという書類上の審査等、いろいろあると思いますけれども、もう私がちょっとお尋ねしたいのは、入札執行調書を資料として持っておりますけれども、平成26年度防災安全社会資本整備交付金事業で何件か出ておりますけれども、非常に入札の結果から見て、恐らくこれ、最低限度額を80%に抑えておるとは思いますけれども、非常に執行残が大きいと、入札残が大きいということでもありますので、こういう執行残、これをどう処理したかお尋ねをいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

この執行残は、石が出たり、予定したとこの、予定外の工事が出たり、そういう場合の変更契約の金額を経費に充てたり、それから、設計とは違うような、違うというか、もうちょっとその周辺の地主等が、ここもちょっとやってくれないかとかいう話がありましたら、そういうふうな感じですね。変更契約等に使う場合が多いです。

○14番（美島盛秀君）

先ほど聞いたその指名推薦委員会の会議録等、その選定ルートを明確にしてくださいという、その会議録の内容等を尋ねたわけなんですけれども、こういう業者、こういうのが、きちんとこれだけの執行残があって、あるいは要するに、他にその執行残を使うということなんですけども、以前に、私は、この執行残を他にできないかと言ったら、答弁を控えるということでありましたけれども、今後は、その指名推薦会議録に指名された、そういうのに値する業者が、落札をしてやった場合の執行残等は、他にも使えると、予算的に使っていいという考えでよろしいですか。

○建設課長（中熊俊也君）

その事業の同じ事業内のことで、道を延ばしたりとかそういうことは可能だと思いますが、全く農業やら他の事業に使うっていうことは不可能です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひこういう入札等においては、きちんと会議録にうたって、今後、目的等をしっかりうたって、資料としても公用できるような、そういう今後の取り組みをしていただきたいと思います。

時間の都合上、ここで8番目は終わります。

9番目、お願いします。

○税務課長（益 一男君）

9番目の美島議員のご質問に対しまして答弁させていただきます。

徴収率が低いという指摘でございます。

毎年、決算審査時においても、議員の皆さん方が指摘されている問題に対しての、徴収に関する取り組みについて問うということですので、町税に関しての徴収率は、平成24年度までは検挙な伸びを示していましたが、3年続いての自然的災害、台風等の影響において、キビの不作、バレイシヨ価格の暴落等の要因により、平成25年度は前年度に比べ低くなったのが現状であります。

平成26年度も、2月末現在では、目標額に厳しい状況ではありますが、税負担の公平性の面からも、滞納性の評価等を実施し、徴収率を上げて、足元を固める対策を講じてまいりたいと思います。

その方策といたしましては、差し押さえの実施や平成27年度課税分より延滞金を科することによって、納期限内納付の確立に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今、滞納、徴収率が悪いということでありまして、今、確かに3年連続、いろんな自然災害等があつて、徴収率が悪いというふうにも思います。

これは、農家にとっては、もちろんこの自然災害も影響もあるかと思ひますが、その農家以外の人たち、関係のないような人たち、こういう人たちの徴収状況はどうでしょうか、把握しておつたらお願いいたします。

○税務課長（益一男君）

農家以外の徴収率的申しますと、農家以外といいますと、やっぱりサラリーマン、あるいは職員とか、いろんな会社勤めの方が多くて、給料収入の方がおおむねですので、この方は、事業所においては特別徴収をして、月々の給料から差し引いて納付させる、特別徴収で入っていますので、滞納等はまず少ない、あるいは月々徴収ですので、100%近いほどの徴収できております。

その他の商工業、自営業等におかれましては、農作業、農業収入によつても、経済状況においても、やはり同じような状態ではなかろうかと思ひます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

25年度の決算で、3億500万ぐらい、たしか全額、滞納金があると思ひますが、今、おっしゃるように、なかなか徴収率が伸びないということで、差し押さえ等、いろいろ行政処分等を考えてやらなければいけないということなんですけれども、やはりここらあたりも真剣に考えないと、住民との、これは払ってもらえるのは、払うものは当たり前なことなんですけれども、やはり裁判等、差し押さえ等になれば、住民とのトラブルも出てくるということになりますので、こういう差し押さえ等は極力抑えながら、徴収率を伸ばすというようなこと等も考えなければならぬと思ひますが、今後、こういう滞納金、この徴収率を上げるために、徴収ができれば、ある程度の予算上の計上ができるんじゃないかなという思ひがするんですけれども、今後、どのような策等が、差し押さえ以外に夜間徴収とかいろいろあるわけなんですけれども、そういう夜間徴収などをやったときに、町民の反応は、今、どのような反応なのか、お尋ねをいたします。

○税務課長（益一男君）

税務課におきましては、先月、26年中の所得申告を各集落において申告の受け付けを実施してまいりました。同時に夜間徴収等も実施をしましたが、手持ちに現金があるところは、できるだけ納付をしていただきましたが、要するに、今、製糖期、農繁期でありますので、ジャガイモやキビ

収入が出たらお支払いをしますということとか、あるいは保険証の切りかえ時に納付をします。

こういう形で、伊仙町の場合においては、申告時期とか保険証切り替え日とか、そういうことに今、考えて一般的にやっていますので、やはりこういうことを打開するためには、4月より実施をしたいという、延滞金を科するという、こういう対策も、納期限内納付の確立を取り組んでいって、今後、滞納を大きくしないように、今、対策を応じていきたいと、このようにも考えております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ住民とトラブルが起きないように、その4月以降は滞納金を科しているということでありますので、これは危機感を持たせるために、いいことじゃないかなと。

国民健康保険税、納期内に、納期に遅れて払うわけなんですけれども、100円の滞納金ですか、一応、ついてくるわけなんですけれども、その100円にしても、町民の皆さんは、ああ、これは早く払わなきゃいけないなという人も出るわけなんです。

ですから、そういうことをしっかりと説明をして、滞納金が出ますよと、今後は出ますよというように住民にしっかりと説明をして、理解をして、払うべきものは払ってもらいますよというように、しっかり今後、取り組んでいただきたいと思います。

次、10番目、お願いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

今回、平成26年11月19日から20日までに実施をされた財務診断でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、平成25年度の事務事業に関しまして、財務診断をいただいたという結果でございます。その中で、何千件ってある事務事業の中から、今回、診断結果ということで県のほうから参ったわけでございます。

まず、1点目は予算の状況、2点目は決算の状況、3点目は財政運営の状況、将来見通しについて、あと4点目が税外収入の状況、5番目に出納事務の状況、6番目に契約事務の状況、7番目に財産管理の状況、8番目に地方公営企業の状況、9番目に公会計整備の状況という形で、9つの全ての25年度の事務事業において、9つの視点から見ていただいたわけですが、その中で、多数、指摘事項があったということを踏まえまして、我々行政職員は、関係法令にのっとり事務処理をしていくことが求められております。

なかでも、今回の財務診断で多数の指摘があったことに対しましては検挙に受けとめ、職員の事務研修と決裁事務の指導徹底をし、より一層、図っていかなくちゃいけないと思っていることでございます。

先ほど、副町長からもあったように、その日々の決裁の中でしっかり指摘をしていかなくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

いろいろ指摘事項があって、私はいいチャンスじゃないかなと思っております。

これを、このチャンスを生かして、今後、職員の努力は、今まで以上の、200%ぐらいの努力をしなければならぬんじゃないかと思うわけであります。

まず、そういう点において、最終的に決裁をするのは町長であります。責任を持つのは町長でありますから、町長は、先ほどトップセールスと、いろんな営業とセールス活動をしているということで、庁舎内にいると、決裁を毎日するというのも難しいところだと思いますけれども、そういう観点からおいて、また、副町長から、副町長が庁舎にはいるということで、これからは決裁関係もスムーズにいくのではないかなと思いますけれども、今までのとこ、反省するところがありましたら、町長の見解をお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

いつも、美島議員の挑発的発言に乗ってしまいまして、午前中は混乱したような気がいたします。私は、全身全霊でやってきたつもりでございます。そして、職員も全身全霊で、伊仙町のことに取り組んでくる気持ちはあったと思いますので、やはりこれからも伊仙町民一体となってやれば、この大変大きな課題、財政問題、それを補完する徴収体制は、これは断固とした気持ちで、これからもやっていきたいと思っております。

○副町長（伊喜 功君）

大変貴重な議論ができたと感じておりますが、財務診断に関しまして、全体的なことを少し触れさせていただきたいと思っております。

前回の全員協議会で4年前にも受けたということを申し上げましたが、正確に調べてみますと、平成19年の3月に前回の結果が出ておりまして、したがって、恐らく平成18年度の決算をベースにして、財務診断が前回、出ていると思っております。

そういうことで、ある意味の一番大きな成果は、財務診断が出たということもございしますが、結果が出たということもございしますが、それを議員の皆様にも公開といいますか公表して、議会と一緒に考えていくという足場ができたと思っております。

大変、午前中の議論を聞いていますと、前回の診断結果のときには、もしかすれば、議会にそういったことを出せるような議会ではなかったのかなという気もいたします。そういう意味では、非常に議会と、こういったことに関して、執行部との有意義な議論の場づくりにつながるようなものだと考えております。

そして、これを今後、どうするかということでございしますが、当然、内部的な努力をいたしますけれども、この財務診断のフォローアップ的な診断を今年から、毎年といいますか、少なくとも今年、県の市町村課にお願いして、フォローアップ的な診断をしていただこうと考えておりますので、そういったことで、非常に客観的な形でこの財務診断の結果が生かせるのではないか、あるいは生かすべきではないかという具合に考えておりますので、どうか今後ともご指導よろしくお願いたします。

以上でございます。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ努力をしていただきたいと。また、我々議会のほうも、今後、今まで以上に頑張らなければいけないと、努力をしなければいけないのではないかなという思いをいたします。

次に、大きな2番目の日本マルコの誘致について、お願いいたします。

○町長（大久保明君）

この詳細については、この過疎債につきましては、企画課長のほうから答弁をしていただきます。

日本マルコは、これは、ある意味では、伊仙町にとってみたら、大きな町発展の突破口になる可能性があると思います。これをきっかけに、今は、これは壮大な夢かもしれませんが、工業団地なども、これも決して夢ではないと思っておりますので、そういうことを目指して頑張りたいと思います。

日本マルコにつきまして、この前、国交省の官僚、経産省出身の官僚の方と話したら、この航空・宇宙関係で実績がある会社というのは、これは、これからもどんなことがあっても受注していけるようなのが、このJAXA等の考えであるそうです。

といいますのは、この航空・宇宙関係に、新しい会社が参入するということは、大変なリスクを伴うことです。ですから、実績、安心・安全な形で、人工衛星が帰還するとかいうそのことが、最大の日本マルコの強みだということでしたので、今後とも、この会社は、今回、決断したことも、MRJのコネクタの受注が大きな要因でありました。

今後とも、今回、なぜ今かという質問でございますけれども、これは会社の今、MRJの受注をしたこのタイミングでないと、説得もできなかつたと思うし、また、県も産業立地課も、このことに非常に前向きな状況でしたので、あえて今回、この厳しい状況の中でやったということでございます。

財政的には、企画課長のほうが答弁していただいたら、理解していただけるとと思います。

○企画課長（池田俊博君）

美島議員の質問にお答えします。

これは、過去何回かご説明申し上げているところでございますが、企業誘致促進整備事業は、いわゆる起債事業であり、地方債のその中でも、最も有利な過疎債を活用した事業として、伊仙町としては取り組んでおります。

過疎債は、借入額の元利償還金の70%を後年度地方交付税措置化がされ、貸し工場という性質上、使用料で残りの部分を賄うことができます。ということは、実質的に町負担は、相当程度抑えられる事業であります。

誘致企業においても、平成25年に伊仙町に進出するという経営方針が示され、平成28年4月、操業開始の採用計画等体制づくりを現在推進しているところでございます。

伊仙町の将来展望においても、この事業は多大な貢献ができるものと確信しております。

今、この機会、このチャンスを逃すことなく、誘致企業の平成28年4月操業に向け、事業を推進していくところでございます。よろしく申し上げます。

○14番（美島盛秀君）

実は、私、県の産業立地課へ行って聞いたんです。というのは、新聞に記事が、去年の25年度ですかね、誘致企業の撤退、あるいは人事、それから25年度1年間で入ってきた誘致企業、この差が900人で、800何人で、900人ぐらいのという記事が載っておって、その件でちょっと県に行って、勉強してきたわけなんですけれども、そのときに、こういう過疎債を使って、こういう工場をやっているのではないと。そして、土地は町が提供したことはあったけれども、これだけの金を使って、自治体自体が誘致したところは県内にないということがありました。

これは、もう名前、申し上げませんが、確かに県の職員のほうから話を聞いております。ですから、これも町長の言う行き当たりばったりでやればええという、そういう考えじゃないかなと思いますけれども、これは言い過ぎかもしれませんけれども、それはいいことになるか悪いことになるか、結果は、あと何年後になるだろうと思います。

そして、今、起債の70%を交付税で返すということなんですけれども、例えば今までのそういう企業を交付税が返ってきた。

その交付税で経済効果があるのかどうか、有効に使えたのかどうか、そういう判断もしなければならぬと思うんですけれども、恐らくこの私の試算では、この5億を起債で使って金利を支払っていく。20年か30年かわかりませんが、返済するときには相当期間がかかる。

恐らく倍以上に返済をしなければならないと思いますけれども、そういうこと等から考えてみますと、この過疎債というのを使い勝手のいい起債でありますけれども、私にとって今後は、今の伊仙町の財政状況から見れば、あまり町民にとっての経済効果はないんじゃないかなと。

将来的に、いい企業であるということは承知をしておりますけれども、それがゆえに、この町長も言ったように優秀な企業であります。

もし、こういう企業が撤退をするということ等も何%か秘めているわけです。

そういうようなことを本当に真剣に考えて、企業誘致をしているのかどうか。

というのは、私、26年度に、たしか20名近い職員が受験をしております。

そして、12名が採用されて、研修に会社に行っています。

そして現在、この前の話では8名と言いました。

横浜で研修をしているということでありましたけれども、これは与論じゃないでしょうか。

何人か返ってきているような話を聞いたら、自分たちには向かない仕事だったということをおっしゃいます。

そういうことで、26年度、27年度、28年度で110名募集するわけなんですけれども、今、26年度で8人、そして辞めてきた人たちが何人いるのか。そういう実態調査と動向調査をしておりますか。

○町長（大久保明君）

先般、横浜の会社にお伺いいたしまして、その状況を、現時点の状況を聞いてまいりました。

13名が採用されて、与論工場のほうで働いていたんですけれども、かなりの方がやめております。

そして今、約5名、6名ですか、これは先ほど議員が言ったように、横浜に来る予定でしたけれども、まだ与論のほうで研修中でございます。

社長とも何回か話をしまして、この最初が非常に肝心であると。それは、与論工場をつくったときに、社員が多く入れかわった、ほとんど入れかわったということで、最初、徹底した形での指導をしていかなければならないということでありました。

いろんなそのやめられた方のお話もお聞きいたしました。このああいう会社、非常に細かい仕事をしますので大変な忍耐力が必要であると。そして、適正かどうかは、社長とその秘書、彼らが徹底してやっぱり指導した中での判断だと思しますので、来年、約1年後にオープンするときは、今、本社のほうでも何人か出身者、2人ですね、出身者が働いておりますので、彼らを中心にしてスタート、そうしますと応援も来ると思います。

そして今、これ県も、その次の高校生を中心とした募集をやっていききたいと、方向性でいます。ただ、島の樟南二高と徳之島高校の場合は、今、出身者は、会社のほうは地元で採用したいということですが、一旦、みんな島外に出ていきたいということ、希望が多いようですので、その方々を面接もしなければいけませんけれども、本土における会社の職員を当初は、立ち上げたときは来て、そして、そのかわり出身の高校生が横浜、名古屋等で働いていくとかいうことも、この前申し出はしておりますので、この採用された方々のやめられた理由については、それは適正の問題もあったかもしれませんし、いろんな与論工場で寂しい思いをして、やっぱり都会に行きたいという気持ちも、相当あったような気がいたしますので、今後とも、全体的な配慮をしながら、町としても対応していききたいと思っております。

それから、先ほど県でこういう事業は初めてだということで、県にとっても初めての試みだったわけですね。ですから、これは県のほうから、こういうことをやっていききたいということを私たちより先に、会社のほうと相談していたこととございますので、我々が無理やり県にこういうことをお願いしたいということではございませんので。

ただ、やっぱり財政厳しい状況の中で、一切、与論町はお金を出しておりません。

そのために、会社がどれだけの身を切ってやったかという、得々と社長にも説明を受けておりますので、私たちは、この機会に、我々、町の身を切るような気持ちでやらないと、現時点での会社の融資では、非常に厳しかったという判断をしております。

○14番（美島盛秀君）

今、町長の説明と、あるいは企画課長の説明等がありましたけれども、この問題に関しては、さっきも言いましたように、26年、27年、28年、20名、20名、20名のパートを入れて110名という計画なんですけれども、これだけの5億の金を投じて最終的に28年度に、これだけの規模のものが28年度にできるかという問題ですよね、結果的には。

今、町長の話では、6名しか残っていないと。ほで、26年度は6人ですけども、27年度の募集要項等、あるいは今、受け付けている予定は何人ぐらいいますか。

○町長（大久保明君）

それは、会社がやることですので、その辺の細かいことは、まだ何の話もしておりません。

○14番（美島盛秀君）

町が誘致をして、26年度は町の総務課にお問い合わせくださいという、企画課だったですかね。町が受けて最初はやったわけでしょう。だったら、最後まで、これだけの税金を投じるわけですから、最後まで協力して、町長も言っているように、絶対成功させなければいけないと言っているんだから、最後まで責任を持ってやるというのが、町としての役割である。

与論町は一銭も出してないから、相当何したから、そういう思いをさせたくないから、町が頑張るんだという、町長自ら言っているじゃないですか。

だったら、最終的に27年度の募集とか、あるいは28年度の開業まで、責任を持ってやるのが当たり前じゃないでしょうか。どうですか、そのあたり答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

28年度は30名で始めることは会社が決めていることですので、その後は、3年程度で100名にしたいということでありますので、29年、30年で70名を採用するということになるんじゃないかと思っております。

ですから、それを我々が何年後に何人かということは、会社の事情もいろいろあるわけですから、それはできるだけ早く、そのような採用をしていただくようには、今後とも要望していきます。

会社と3年後、100人と約束したじゃないかということなどは、それはなかなか契約書も書いてないわけですから、まだまだはっきりはしません。

もし、これが失敗する、撤退したらということは、それは、もしもと仮のということは必ずありますけども、ただ、それは全力をかけてこの工場が発展していくと、この工場こそが地方創生のモデルにつくり出していけると思います。

企業が地方に移す優遇税制ということを内閣府は言っているわけですから、それは今後とも、この採用にしても、いろんな人件費にしても、税制のことも、この総合戦略の中でしっかりと取り組んでいけると思っております。

○企画課長（池田俊博君）

町長のほうの補足を少しさせていただきたいと思います。

昨日、補正予算のほうで可決していただきましたけれど、地方創生の先行型の事業ということで200万円ほどかけまして、あと、大都市圏、鹿児島、福岡、大阪、名古屋、東京あたりを誘致企業さんと一緒になって、採用計画、採用案内等の募集案内等を計画しております。

またさらに、鹿児島県においても、地域振興事業か何かの事業等を使って、誘致企業さんと採用

の計画等を進める事業を、平成27年度事業としてやっていく予定としております。

ということで、採用関係のほうは、十分、これから賄っていけるというようなことを考えております。

○14番（美島盛秀君）

説明、答弁によりますと十分理解できます。しかし、今、全国的に、もう募集をするという町長のお話もありましたけれども、受け皿、例えば定員を募集して、28年度で30人と、その30人が住めるだけの寮、貸し家、そういうのも計画しなければいけない。

民間に力を借りるという話もありますけれども、将来的に見通しも立たないようなことに、民間や島の人たちが、やれるだけの余力があるのかどうか。

そこらあたりも早急に検討して、こういう準備もできましたよというのは、町の役目じゃないかなと思いますし、また、28年度に30名、大体年度別に10人ぐらいずっとやれば30人になるわけなんですけれども、29年、30年度にかけてやっていくということでありますので、何年後に110名程度の従業員が確保できるのか。

そういう長い目を見たときであれば、私は、その5億というのは多すぎると。年度によってやっていくのがいいんじゃないかなという考えですので、これは年度増える段階によってやらないと、28年度になって向こうが110名程度できないと、そういう大体見通しが立たなくなれば撤退しますよ。

そうしたときに、あそこにまた箱物をつくって、道路、何を利用するか。そこらあたりまで真剣に考えているのかどうか、再度、答弁をお願いいたします。

○議長（琉 理人君） しばらく休憩をします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時16分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副町長（伊喜 功君）

日本マルコに関連に関して、私の知り得る限りで、少しお答えさせていただきます。

まず、県のスタンスでございますが、先ほど町長もありましたように、非常に県としても初めてということ。それに加えて、離島における本格的な企業誘致といいますか、工場の誘致ということで、ある意味では県も大変重視、あるいは期待しているところでございまして、実は、私の県の後輩がその辺をつかさどってるんですが、少しうるさいくらいに、町は今どういうふうなことをしてるんだとか、これは大丈夫かという具合に照会をしてきておりまして、事ほどさように県としても、これは失敗させないような対応といいますか、応援をするというようなスタンスにおりますので、県との連携をしながら誘致の実現といいますか、実際の操業などに向けて全力で取り組む必要があると考えております。

それから、先ほど池田企画課長からもありましたが、地方創生の補正の事業で、今むしろ雇用の場が少ないというより、そういう働く人がいるのかというのが全国的な問題、課題になっているのでございますので、そういう人材獲得のために地方創生の事業、補正事業で県外、特に出身者の指定など、あるいは出身者がいるようなところを中心にして、そういう、いわばハンター的なことをやりたいというように考えております。

県のほうも、そういったことをやっており、基本的に県の立場でやっておるようですので、そういったところの連携をしながら、人材の確保に努めていくということが当面の課題であろうかと思っております。

それと、撤退含めて、企業にとって絶対ということは、どのビジネスでもあり得ないことですので、そういったことがないように、そういった人材獲得などについても支援し、さらに工場施設等についても応援、支援するという形で、こういう形での事業が実施されているという具合に認識していただければなと考えております。

それから、地域経済への効果でございますが、それは立地してからいろいろな効果出てくるかと思っておりますが、一つ地方財政という観点から、どういう効果が期待されるかというのを、地方創生の観点から少し制度を申し上げますと、今回の地方創生関連で、まち・ひと・しごと創生の推進ということで、地方交付税の算定基礎に用いる事業の指標というのがございまして、人口減少等特別対策事業費により地方交付税を出すと。全国枠で6,000億ということでございます。

その6,000億円をどれだけ配るかということの算定基礎として、人口について非常に7つぐらいの項目が設定されております。

取り組みの成果に応じて、指標を改善させた団体に対して割り増しで交付するというところでございまして、その指標というものが、主に申し上げますと人口増減率、それから転入者人口比率、それから若年者就業率などがございます。

したがって、今回のようなマルコが伊仙町に進出し、そうして従業員をそこに配置した場合に、恐らくこの辺の指標がかなり改善、好転するものだと考えております。

それを踏まえますと、日本マルコが伊仙町で操業開始して従業員を雇うことによって、地方交付税上、人口減少等特別対策事業費ということで、かなりの効果が出てくるのではないかと。

そういったもので、仮に地方交付税が配分されたら、そういったものを、例えば住宅などを含めて、環境整備に向けた投資というのも、非常にしやすくなるのかなあということを考えております。

いろいろ企業に関することですので、行政だけで判断できないこと、あるいは経済情勢等にいろいろ左右されるところがございまして、今、日本マルコ誘致することについての県のスタンス、それから地方創生の補正での対応、そしてこれからの地方交付税への反映といったことを考えたときに、非常に絶対落としてはならない政策、極めて有効な政策という具合に理解いただければ大変ありがたいと考えておりますし、そういったことを今後とも地方一体となって、皆さんらとも意見を交換しながら、非常に向こうが来てよかったというような環境整備に全力で取り組んでいくこと

が必要だし、そういったことを一生懸命やろうというように考えているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、今、副町長がおっしゃったようなことを、随時、我々議会でもこうして質問、質疑等でできるわけなんですけれども、流れを報告しながら、この伊仙町のために企業誘致が経済効果をもたらされるような結果になることを期待しております。

次に、3番目の業者との裁判についてお願いします。

○議長（琉理人君）

時間がなりましたが、答弁だけは全部させますので、残り5分、答弁お願いします。

○環境課長（美延治郷君）

美島議員の質問にお答えをいたします。

伊仙町が許可した一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集及び運搬業の許可の取り消しを求めて、26年の10月9日付訴状、鹿児島地方裁判所の受付が26年の10月21日付で訴状が届きました。

26年11月25日に第1回答弁書の陳述が行われ、第2回口頭弁論が27年の1月19日に行われました。

伊仙町が、一般廃棄物処理計画を定めずに新規許可を出したことが違法であるとの訴えでした。したがって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条10項、市町村長は、その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合したものであることということで、伊仙町の一般廃棄物処理計画は26年11月に作成しましたが、許可をした7月の時点では、まだ策定されていませんでしたので、27年の2月16日の判決で、伊仙町が一般廃棄物の収集運搬業の許可を出したことは違法であるということで、取り消しの判決を受けております。

以上です。

○議長（琉理人君）

今が、3番、業者との裁判についての答弁でございます。

次の4番の有機物に関しましては答弁が要らないということでしたので、5番の農業振興施策における今後の取り組みについて、1、2、3、明快に早目に答弁をお願いいたします。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の農業振興施策における今後の取り組みと進捗状況について答弁します。

農林水産輸送コスト支援事業1億3,200万円の進捗状況についてと、また今期の輸送コストに関する見通しについて問うところを答弁いたします。

現在の輸送コストの進捗状況について報告します。現在、伊仙町の輸送コスト申請団体としては、3団体でございます。2月10日現在において、対象となる出荷団体への申請額としましては、4,627万560円でございます。3月10日締めで、また最終となるわけですけど、現在、まだ請求金額が固まっていないということで、概算で約5,500万円の予算執行の申請の予定でございます。

また、27年度の概算予算としては、1億2,447万7,000円を予定しております。

以上で終わります。

②番の特産品製造販売プロジェクト事業における特産品利用される商品製造に関する計画について、進捗状況を答弁します。

現在、徳之島かんかんファーム指定管理の意向としては、今年5月にかんかんファームの出資者の皆さんと会合を持って、今後の製造品開発等を進めていくことの報告をもらっております。

やっと2期工事としては、27年度に計画概要を確定して、国のほうに申請する予定で今進めております。28年度に工事を実施し、29年度には稼働する方向で今、進めているということを報告受けております。以上です。

3番目の農業生産額50億を達成することは、農業所得向上にも直結します。

土地基盤も進み、今後は畑かん事業、土づくりに関する事業が、推進が重要となってくる。

この件について、過疎地域自立促進計画で立案し、予算措置される計画は考えられないかということですけど、土地基盤整備については畑かん事業終了後、また土層改良が終了後は、農家保護の取り組みにつながるということに、またなっております。

ただ、町としても、土づくりの重要性は、農政の最重要課題の一つであることは認識しております。平成26年度に策定した伊仙町農業振興計画においても、施策として、柱として、一つ位置づけをしております。そのための施策として、堆肥センターの有効利用や製造堆肥の質の向上を図っていきたいと考えております。

また、堆肥の利用効果を適切に把握し、それを数値データ化し、農家への適切な情報提供する等、堆肥利用の促進を図っていきたいと考えております。

さらに、今後も研修会、講演会等を開催し、さまざまな視点から土づくり支援、推進をしていきたいと思います。

また、過疎地域の促進計画での予算措置ということですけど、現在、環境に優しい農業推進事業をとということで、26年度もまた実施をしております。引き続き、27年度にも経済課であおり、また広報でも募集を行って、今随時、要望が来ております。今後も、促進計画のほうで活用ができるように、また検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（琉 理人君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了します。

次に、永岡良一君の一般質問であります。ここでしばらく休憩をします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時47分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、永岡良一君の一般質問を許します。

○11番（永岡良一君）

町民の皆様、こんにちは。11番、永岡良一でございます。ただいま議長のほうから、一般質問の許可がおりましたので、27年度の第1回定例会でこれより通告に従いまして、質問をさせていただきます。

その前に、ただいま皆さん方で黙祷を捧げたんですけど、今日3月11日で4年目を迎えます。現在も、岩手、宮城、福島の3県では、約8万1,500名の方々がプレハブで生活をしているということを新聞報道等がありました。

このような方々が一日も早くもとの生活に戻れるように願っております。

それでは、通告順に質問させていただきます。

まず、第1点目に、樟南第二高等学校の校舎建て替えに伴う支援についてお伺いをいたします。

全国離島唯一の私立高校樟南高校は昭和41年4月1日に開校し、48年の歳月を経過しております。同校は、今日まで建学の精神に立脚し、新しい時代に対応した特色ある教育を展開しており、公教育の発展に大きな経過を果たしています。

しかしながら、48年を経過した今日、校舎は塩害による鉄筋の腐食及び老朽化に伴う教室内の雨漏りや天井の崩落、亀裂等が生じ、教育現場としての安心安全な環境を確保することが困難な状況に至っております。

このことを踏まえ、現在校舎の建てかえ工事を行っておりますが、天城町では、昨年12月の定例議会におきまして、長年の地域経済、そしてまた、人材育成への貢献度から支援を検討するという方針を示しておりますが、本町において、支援策はあるのかどうかお伺いをいたします。

2点目、先ほど美島議員からも質問があったんですけども、町税等の滞納者対策についてお伺いをいたします。

徳之島町では、去る2月の11日に税金滞納者から差し押さえた物品を入札にかけて売却する購買会を実施しております。

これは、徳之島では初めての試みということですが、本町では、滞納者対策、特に悪質な滞納者について、伊仙町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例に即した制限措置等の実施を行う対策を講じているのか、また、町長は、今年の施政方針にも載っておるわけですけども、例年の施政方針において、徴収対策について、貴重な自主財源である町税等の確保が行政サービスを行う上で重要な課題であると位置づけております。

また、この課題を解決するためには、法に即して滞納処分を厳正に遂行し、町民へ税の公正・公平な負担等を周知徹底することにより、収納率を上げてくという方針を示しておりますが、具体的などのような措置を講じていくのか、これは各課でそれぞれのやり方等があると思うんですけども、その各課の答弁もまたいただきたいと思っております。

続きまして、3点目でございます。成人式に関する町民の要望と開催時期についてお伺いをいた

します。

今年、奄美群島における成人式の開催状況については、正月2日に、1月2日に喜界町、天城町、和泊町、知名町、与論町、そして、3日に瀬戸内町、5日に奄美市名瀬地区、そして、笠利地区、徳之島町、そして、私たちの伊仙町が実施している状況であります。

しかしながら、5日に開催することに関して、新成人や保護者の方々からいろんな意見が出ておりまして、ほとんど4日からは仕事初め、そして、学校等におきましては試験等あるということで、学校等の都合により出席できない新成人が出てきており、近年においては、欠席される方が数名見受けられております。

そこで、今年開催された本町の成人式でアンケート調査が行われたと思いますが、アンケート調査結果並びに来年度以降の開催時期等について伺いまして、1回目の質問を終わります。

あとは自席でさせていただきます。お願いします。

○町長（大久保明君）

永岡良一議員の質問にお答えしてまいります。

樟南第二高校は48年の歴史があり、また、この間多くの卒業生を輩出してまいりました。

全国唯一の離島の私立の高校として、今後とも存続は大変重要な意義があると思っております。

徳之島高校と徳之島農業高校が統合をしたときに、そして、今後の人口減少時代、子供が少なくなっていく時代の中で、徳之島いずれは高校が一つになるだろうというふうな予想がありました。そういった中で、いろんな努力をして、そして、子供の数もこの数年間は島全体でわずかに増えてきているという状況の中で、樟南第二高校が建て替えて今後ともやっていくということは大変大きな決断だったと思います。詳細については、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

そのときの状況は、永岡議員はPTAの役員をなさっており、そして、子供たちをみんな樟南第二高という形で、本当にこの学校に対する思いは強いと思います。

今後とも、3町でどういう形で支援をしていくかなどは検討をしていかなければならないと思っております。

天城町が12月議会で話し合いをしましたが、現在のところ伊仙町において、そのような学校側からの去年の10月6日以降はない状況でありますので、その内容等については、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

○総務課長（樺山 誠君）

永岡議員の質問にお答えいたします。

平成26年10月16日に樟南高校の学園長、学校長、学校副校長が伊仙町に来庁されまして、校舎建築に関する助成金の要望がございました。

まず、内容でございますけれども、校舎建築自体は、総額で12億7,800万程度かかりますということでございました。その中で、校舎建築に伴い9億5,000万円の銀行から借入れをすると、これは20年間の借入れということでございます。あと利息が6,600万円程度、合計で借入れ金額が10億

1,600万程度の費用がかかりますということでございます。

返済の方法に関しまして、返済の方法を書いた要望書を持ってきたんですけども、その中で、建築資金生徒（保護者）負担額として10億1,600万のうち3億4,100万円を負担すると。

あと3町からの助成金として6億7,500万を充てたいとの要望でございました。

そうすると、伊仙町の助成額は年間800万円の20年間を助成していただきたいという要望でございました。本町において、要望に対する即答ということでもなかったんですけども、今、樟南第二高校から提示された要望に関しては、困難でありますよという回答をしております。

その中で、困難ですよと回答いたしまして、今現在に至っているような状況でございます。

それと、先ほど町長がおっしゃったように、天城町のほうの12月議会のほうで、支援を検討していくという天城町の町長の答弁があったということですけども、それに関しまして、もちろん確認してございますし、あと現在、天城町のほうでは、予算措置関係はまだしっかり調べてない状況ですけども、またこれからしっかり調べていかなきゃいけないのかなと思っています。

○11番（永岡良一君）

今、天城町なんですけども、先日、樟南二高の校長と話す機会があったんですけども、天城町では、この提示したほとんど全額を持つということをお話されたら、確実にというとなんなんですけども、校長と話した上では、そういう話をしておられました。伊仙町、我々今現在、3町に対しましては本当に厳しいものと思ってる私自身もわかりますので、ぜひ徳之島町と話をさせていただいてやっていただきたい。それで、まだ徳之島町の話合い、そういうことは関しては徳之島町のほうから何も連絡等どうですか、話はないですか。

○総務課長（樺山 誠君）

この件に関しまして、樟南第二高校のほうは、徳之島3町に要望はしたと聞いていますけども、徳之島、天城町、伊仙町でこういう席を持ったということはないです。

○11番（永岡良一君）

3月の1日に副町長も行かれたんですけども、卒業式のときに、学園長のほうからのメッセージで、この学校は、継続は必ずしていくということをお話されました。継続をしていくということになりましても、やっぱり私学ですから、どうしても経済的な面等いろいろ大変な面であると思います。

やはり、この樟南第二高の場合は、専門的というんですか、自動車関係、整備関係、それと商業関係の専門的な知識を学べる学校だと思いますので、ぜひこのところをしっかりと組んでいただいております。

また、どうしてもこういうことになれば、保護者等の負担等も大分増えてくると思います。

この中で今現在、62名の伊仙町からの方々も生徒も通っております。全体の24%ということで、先ほど総務課長言われたと思うんですけども、やはり島の教育というんですか、島のこれから背負ってつやろう若い青年たちに、必ず商業とか工業、もちろん普通科もそうなんですけども、商業、

工業、特にこの自動車関係は、私たちの島の生活になくてはならないこの自動車整備関係だと思えますので、ぜひそういうところを酌んでいただきまして、助成のほうをぜひ考えていただきたいと思うんですけども、町長もう一度答弁をお願いしたいと思うんですけど。

○町長（大久保明君）

今62名の生徒さんがいらっしゃるということでございます。天城町においてこの学校を誘致してきた歴史があります。過去の徳之島農業高校の存続に関しましては、伊仙町単独での事業で、生徒さんのバスの運行等助成してきたという経緯もあります。

そしてまた、徳之島町、伊仙町と、そして、天城町、町長、副町長等含めて、今後どのような対応をしていくかということを考えていかなければなりません。

前回、学園長等が来たときに、天城町に要請したときに、まずは、伊仙町、徳之島町の状況を聞いてきてくれという話には私はびっくりしましたけれども、そういうことも含めて、今後どういう形でこの高校が維持していけるかということ、まず、徳之島高校と農業高校が統合したときの約束は、両校の伝統と文化を活かしていくということで、農業高校の跡地の活用ということでありました、県の県立高校ですから。その後のいろんな状況と、伊仙町に対する徳之島高校の配慮等も私は十分ではないと考えております。

また、樟南第二高の伊仙町に対する対応等も私は不十分であると。3町が平等な立場で対応していくのが当然だと私は考えております。

そういうことも含めて、また3町、そして、学園長、校長などとの交渉はしていく必要があると思いますので、そこまで踏み込んだ形で、島全体で樟南第二高は徳之島の学校であるという、徳之島高校も徳之島の学校であるというふうな、全島民の意識を醸成していくことは絶対に必要だと私は思っております。

今までの経緯の中から、個人的にはそういう配慮が足りなかったということは、その場で私は主張していきたいと思っております。

そして、鋭意形になるように考えていくことが、子供たちのために重要であると思うし、これから学校がいい学校であると、そして、地元の企業にも就職できるような優秀な子供たちが育っていくことは期待をしていきたいと思っております。

○11番（永岡良一君）

ぜひ町長におっしゃられたこと重々わかります。今まで天城にあるから天城だということじゃなくて、やはり、徳之島全体を見据えていけるように、これから樟南二高の校長、また、学園長、先生たちと私も話す機会があると思っておりますので、そういうところをまた重々話しながら、ぜひ県庁のほうにもお願いに上がると思っておりますので、その点をまたよろしくお願ひしたいと思っております。

2番目、お願いいたします。

○町長（大久保明君）

2番目に対しましては、先ほども答弁してはいますが、再度担当課長のほうから随時答弁を

していただきます。

○税務課長（益 一男君）

永岡議員のご質問に対して答弁をいたします。

町税等の滞納者対策についての①番目でございます。伊仙町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置等に関する条例に沿って、町税、国保税の滞納者に対しましては、町営住宅の入居、町有牛の申し込み、認可保育所の入所などのときに、全額納付もしくは分納誓約書の提出がない限り、行政サービスが受けられない対策等を講じています。2番目での質問に対しましては、税務課での収納率を上げていく具体的な措置をとということですが、先ほど美島議員の質問に対しまして答弁をしたとおりでございます。

以上です。

○議長（琉 理人君）

②について各課の答弁を求められておりますので、各課の答弁をお願いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

永岡議員の2番目の徴収対策の具体的な措置についてお答えをいたします。

耕地課におきましては、土地改良の分担金の滞納が多くございます。今、26年度で7,000万弱程度の分担金の滞納がございます。これにつきましては、従来どおり、夜間徴収などを行っているわけですが、なかなか徴収率の向上には結びついていないのが現状であります。

今後は、新たな分担金の滞納が出ないような措置としまして、区画整理が終わったところに、順次今畑地かんがい事業を進めているところであります。徳之島用水受益地に畑かん事業を進めているわけですが、その畑かん事業の実施において、区画整理の分担金の滞納がある場合は、全額納めていただくまで、新たな畑かんをしないと、そういうところも、これは県営事業にもかかわりますので、ちょっと県とも話しながらか進められないんですけど、そういうような新しい耕作等も行っていくたり、また、その工事する前、今年度工事するところにつきましては大体、畑かん事業につきましては、2万1,000円程度の反当たり分担金が生じるわけですが、あらかじめ半分程度予納いただいて工事する等、そういうところを今後検討しながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

○11番（永岡良一君）

ただいま耕地課長のほうで分担金の件で、畑地かんがいがあるから、仮に滞納があればできないというふうな具体策というんですか、これは、これをしてしまうと、今でさえ同意率がいただけない。本当に、土地改良区では、同意率がもらえるかどうかということで、四苦八苦してどういうふうになれば同意率がもらえるかということに対して、こういうことをやれば、じゃあ自分のところは要らないよという結果になるんじゃないですか。ちょっとこのやり方は、確かによくないんじゃないかと思うんですけれども、課長、どうですか。

○耕地課長（穂 浩一君）

そういうところが想定されるところでありますが、全額納付ができないにしても、分納等をして進めていけるような形にしないと、また、その畑かん部分についても滞納が出る可能性があると思いますので、その辺につきましては、いろいろその同意をとりながらちょっと検討もしていかないといけないところも、その同意率の関係であるとは思っております。

○11番（永岡良一君）

ぜひ同意率も必要でし、これだけの莫大な金をかけてやっておるわけですから、同意とりながら、そして、水がある農業をすれば、やはりそれだけの農家の方々も収益あるわけでございますので、ぜひそういうところを進めていただきたいと思います。

この分担金7,000万ですか、7,500万現在あるんですけども、この分担金等では、徳之島町では何か3月に土地の購買もあり得るということで、土地の差し押さえ等もやっておられるようなんですけども、そういうこと等は考えておるのか、また、この分担金等ではそういうことはできないのかできるのかちょっと私調べてないんですけども、お伺いをいたします。

○耕地課長（穂 浩一君）

土地改良の分担金についての法的な処分についてですが、これについては、税法上、国税と同じような扱いになっているわけでございますが、町の分担金の徴収条例のほうがそれに対応していない状況でありますので、そういう他町の滞納処分ができるような条例等を参考に、条例を改正しないと法的措置ができないというような状況であります。

○11番（永岡良一君）

こういうふうな差し押さえというのは、もう本当に先ほど美島議員も言われたんですけども、この税をやって頂かないと。そして、やはり滞納している方々とちゃんと話をして、やはり今の時期ですと、ジャガイモが今年は本当に思いもよらない値上がりをしてやっている状況でございますので、やはりそういうところを今、こういうふうなサトウキビとかジャガイモとかとれている時期にまたお願いをして、お願いするとか、それは、払うのが当たり前のことですから、やはりそのところをちゃんと話をさせていただいてやっていただきたいと思います。

○建設課長（中熊俊也君）

建設課では、公営住宅の家賃を集めているわけですが、1月現在を見ますと、去年の徴収率が96.5%だったんですが、去年のちょうど今1月段階と比べますと1%ほど伸びています。

また、滞納分におきましては、去年の約3%だったのが6.5%で2倍強になりますけども伸びています。こういう感じで建設課は頑張っていますので、よろしく願いいたします。

それと、新しい徴収の方法といたしまして、今まで保証人には請求してなかったんですが、保証人にも、この方がこのぐらい滞納がありますよということで通知を出したり、また、勤め先の支払い担当の方に、給与天引きをお願いできないかということで、そういう相談等もしております。

そういうことをしても、納付がない場合は法的機関に訴えるしかないんですけども、まず、町か

らの退居命令を出し、その後、弁護士通じて裁判等またして、強制退居の方向に進んでいくしかないと思います。

今までは、そういう文書を出すと、二、三カ月払って、その裁判を取り消しすると、またそれから滞納が始ったり、その繰り返しみたいな感じだったんですけども、今度は、意思を強くして、頑張って、本当にみんなが楽しく、楽しくというか平等に住宅を利用できるようにしていきたいと思っています。

先ほど税務課長からもあったと思いますが、徴収関係の課がたまに集まって、集まってというか、徴収対策会議なるものを行っているんですが、それでは、前回の徴収対策会議では、各町村のいろんなやり方などを発表がありまして、かなり勉強になったなと思っていますところがありますんで、そういう会に頻繁に、頻繁にというか持って頑張っていきたいと思っていますんで、よろしくお願ひします。

○11番（永岡良一君）

今、建設課長の答弁では、保証人までは請求してなかったと、びっくりしますよね。

普通、金融の関係でも何でも、保証人に、当事者に行って、あとまた保証人に行って払いなさいというぐらいのが普通だと思うんですけども、やはり、こういうものからやっていっていただかなければいけないんじゃないかと。

これだけの滞納があれば、一番多い方では大分あると思うんですけども、やはり、そういうところを追い出すわけにはいきませんので、退居命令といっても、住宅代を支払わないで退居して、じゃあ次に住むとこということになりますので、やはり、そういうふうな追い出し的なことはできないと思うんですけども、やはり、話をしていただいて、少しでも滞納がなくなるように、ぜひ滞納をさせないような体制づくりをぜひやっていただきたいと思っています。

○水道課長（喜 昭也君）

水道課です。水道課では現在、滞納分を中心に徴収率アップのために給水停止などを実施しながら頑張っているところがございますが、滞納分についてはいろいろな問題が多く徴収率がなかなか上がらないのが現実でございます。それにより、27年度からは、これ以上滞納額を増やさないためにも、現年分を中心に徴収率アップを図る予定です。

去る2月27日に水道運営審議会を開き、委員の皆さんに協議をしていただき、現年度分に対しては納期限を過ぎると即座に給水停止をする、また、同時に、口座引き落としの推進を進めていくなどとの内容でございます。

今後、これを踏まえて徴収率アップに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○11番（永岡良一君）

そうですね。また、先だつての水道審議会ではそういう話をやっております。

やはり、水道課がこういうふうに言っているように、具体的な例を出しながら、他の課の方もぜひこの徴収に関しましては本当に大変だと思います。言いにくいところもあると思うんですけども、

そういうところをしっかりと、権利を主張するだけじゃなくて、やはり義務を遂行するのが我々町民の義務というんですか、国民の義務でございますので、ぜひそのところまた町民の方々にも言っていただいて即していただきたいと思います。

それと、もう一つ、これは教育部門だと思うんですけども、これ給食に対して、給食費の未納というんですか、そういうのもあるということをお聞きしておりますけども、その点に関しましては、どないなものでですか。

○教育長（直章一郎君）

伊仙町の各学校の実態は確認していませんけども、私の今までの経験ですけども、どの学校でも大なり小なりの給食費、あるいは学級費の滞納というのはあります。

その対策として、私が実際にしてきたことですが、まず、学級担任に電話なり、あるいは連絡帳なりに、今月まだ給食費の未納がなっていますのでよろしくお願ひしますということをお聞きして、学級担任からその保護者に連絡させます。そして、二、三カ月滞納する場合は、管理職、教頭なり校長なりが実際その家に行って、こういう状態で未納になっていますのでよろしくお願ひしますというふうに言います。

それでも滞納した場合は、校長名で、その学期に1回ぐらいですか、督促状ですか、そういうもので対応をしてきましたけども、それでも出さない家庭は、もう1年たっても出してくれない家庭もありました。

以上です。

○11番（永岡良一君）

こういうふうな教育現場での給食費とか学級費とかありますけども、それは、家庭上いろんな事情で話していただけない人もいると思うんですけども、やはり、子供たちはやっぱりちょっと身の狭い思いをしないかなと、1年生だとわからないかもしれん、高学年になれば、やはりそういうものを、親を見たり、いろんな学校側からの催促等を受けたら、やはり子供たちがちょっと小さくなったり、そういうようなこともあると思いますので、ぜひそこは配慮しながら、子供たちに配慮しながら、保護者への話をさせていただいて、やはり、先ほど言ったように、払うべきものはちゃんと払いながら、呼びかけていただきたいと、そういう面でお願ひしたいと思います。

以上のことでこの税については終わりますけども、副町長、この件に関しまして、どのような、今までのような対策だと思うんですけども、今まで県におられたりして、いろいろ県のほうでもあったと思うんですけども、そのところをお願ひできますか、お願ひします。

○副町長（伊喜 功君）

税、その他料金の滞納について非常に私も思いは持っていたんですけども、なかなか遅々として進まないのが現状でございます、職員を非常にハツパはかけているんですけども、なかなか差し押さえまで、強制執行なりの手続に至らないのが現実でございます。

徳之島町が既に購買まで手掛けているわけですので、そういう意味では遅れているのかなという

気がいたしますので、とにかく先ほどの質問の中で、悪質滞納者という言葉が出ましたが、その辺につきましても、ある意味では、冷酷な対応をするということが迫れているのかなという具合に感じております。

それから、永岡議員から連帯保証人に請求してないということはびっくりということでございます。民事上はしっかりそういったことでございます。

ですから、法律上、あるいは制度上、認められている手段というのが、まだ十分には執行されていないという部分がございますし、また、そういったことを執行できるような、そういう事務处理的にもなかなか難しいのがございまして、実現には至ってない部分がありますが、ただ、特に、町営住宅に関しましては、新たにそういう連帯保証人に対する請求というものは初めて取り組んだし、そして、夜間徴収に取り組んでもらったりして、一定の前進がございますし、給水停止というのも相当に実施しましたので、そういった面では一定の進化はございましたが、そういったものをさらに加速させながら、そして、現実にはできる手段をしっかりと行使していくということについて、職員に対してさらに具体的かつ現実的な対応を求めていきたいという具合に考えております。

以上です。

○11番（永岡良一君）

ぜひそういうふうなことをやりながら、徴収対策はやっていただきたいと。

そして、やはり、この徴収対策なんですけども、各課長が頑張っていて、課長が、そしてまた、徴収の職員がやるのは当然でいえば当然なんですけども、やはりそこへ立つトップが町長なり、副町長なり、やはり行って、多い滞納者に対しての話等はできると思うんです。そこは、町長なり副町長なり行って話をさせていただき、そして、やはり、町の状態とか、やはり、みんなでこういうことをやらなければいけないんだということを、ぜひ私は、町長、副町長も出向いて徴収対策はやっていただきたいと思います。お願いします。

○議長（琉理人君）

では、3番目。

○教育長（直章一郎君）

永岡議員の質問にお答えします。成人式の開催時期については、来年成人を迎える方の意見を参考にしながら検討していきたいと思います。詳しい答弁は、社会教育課長の西課長に答弁させます。

○社会教育課長（西吉広君）

永岡議員の成人式開催時期についてのご質問にお答えをいたします。

既に、永岡議員には、27年度の集計結果をお渡ししてあります。ここでまた読み上げたいと思っております。

成人式のアンケート調査による結果について報告いたします。

今年度、113名の方からアンケートを提出していただきました。その集計結果を行いました。

実施日に関しましては次のような回答がありました。113名中、1月2日が33名、29.2%、1月3日

が22名、19.4%、1月4日が20名、17.6%、1月5日が38名、33.6%となっております。

集計を見ますと、1月2日と5日が多いようです。教育委員会としましても、2日と5日が多いようですので、話し合いを持ちまして、もう一度28年成人式を迎える方々にもう一度アンケートを取り直して、4月末までには集計をして決定をしたいと思っております。

現在、教育委員会では、発送の準備をしております。4月末には結果が出ると思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○11番（永岡良一君）

これで2日、3日に挙行している町の担当の方々との話とか意見等は聞いておられないですか。

○社会教育課長（西 吉広君）

これはまだ聞いておりません。

○11番（永岡良一君）

これは、また来年度は1月の4日が月曜日に当たるということで、仕事初めもあり、学生も、先ほど言ったように、専門学生とか、いろんな医療関係等は、特に4日からの事業の再開だといろいろ聞いておりましたので、これの質問させていただいたんですけども、ぜひ今言われたように、来年度の成人に当たる方々を対象にアンケートをして聞いていただいて、それは、それぞれ教育委員会のほうも予定等あると思っておりますので、2日なり3日なり4日なり5日なり案を出していただきたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきますけども、樟南第二の件、また税の件、今の成人式の件、これも全て町民の皆様とか学校側からの要望なり要請なりをいろいろ聞いて、質問でございますので、ぜひ皆さん前向きに考えていただきながら、よい方向性に行くようお願いしたいと思ひまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（琉 理人君）

これで永岡良一君の一般質問を終了します。

次に、美山 保君の一般質問を許します。

○5番（美山 保君）

こんにちは。5番、美山 保です。伊仙町政の発展と地域発展のために安全安心で住みよいまちづくりのために一生懸命頑張ったいと思ひます。町議会人として誇りを持って第1回目の一般質問をします。明快な答弁を期待します。

1つ目、新路線開拓に伴う主な要請活動について。徳之島全体の活性化を施策として観光客並びに帰省客の航空運賃の軽減を図ることで、島の発展に寄与することは航空各社の搭乗率で示されているとおひ、今後も大きく期待される所です。しかし、さらなる交流人口増加に資するためには、徳之島3町が連携して航空会社へ要請活動を継続的に行っていくことが重要だと考えます。

特に、奄美成田間を就航しているバニラエアについては、今後の利用率を注視しつつ、徳之島と

本土間の新路線を開拓していただき、帰省客や観光客に向けて大々的にPRすることが可能となります。

さらに世界自然遺産に登録された暁には、交流人口増加による地域経済への相乗効果が一層高まることを期待されます。

そこで、徳之島3町並びに奄美群島航空・航路運賃協議会が連携して、国、県などへ新路線開拓に伴う財政支援に関する要請活動、また、格安航空会社バニラエアに対して誘致活動を行うことは考えないか問う。

2番目、自然保護に関する施策について。徳之島林道を車両で通行すると、ノネコが繁殖して、クロウサギの死骸が見受けられ、このことが起因して、クロウサギの生息数200頭足らずとの新聞報道がなされていました。現在、そのような被害を防止するために行政が中心となってノネコの不妊手術を行っています。その後、野山に帰してしまうと、また被害を及ぼすことも懸念されます。このような悪循環を断ちつつ、住民への自然保護に対する啓発活動の一環として、希少動物の観察を行うことや、琉球・奄美群島の自然遺産など、観光客や子供たちに触れさせるための自然保護センターの建設について、地方創生にかかわる交付金を活用していく旨の国や県に要望できないか問う。

3つ目、自然災害に対する町の危機管理対策について。昨年の9月議会において、豪雨災害による集落排水路の設置について質問しましたが、その際の答弁では、建設課、耕地課で協議して対応していくと答弁されていましたが、今年も梅雨時期や台風などの影響で、奄美では、土砂が宅地に流出することが想定されるが、なぜ対策を講じないのか、今後の対応、対策についての見解を問う。

1回目の質問を終わって、2回目からは自席にて質問いたします。

○町長（大久保明君）

美山 保議員の質問にお答えしてまいります。この開拓に関しましては、今議員が話したとおり、特にバニラ効果が、奄美成田間、同年、同じ時期に比べて約2倍の100%増の状況であります。

その効果は、徳之島奄美便の中にもかなり今顕著に出ている状況でございます。

そういったことなどを含めて、今後徳之島3カ町での要請活動は続けていきたいと思っておりますけれども、詳細については、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○企画課長（池田俊博君）

美山議員の質問にお答えいたします。

奄美群島振興開発交付金事業航路・航空路運転軽減事業により、住民生活を圧迫する割高な移動コストを軽減することで、群島住民の条件不利性は大幅改善されました。しかしながら、観光客、帰省客等交流人口の拡大は、今後も重要な課題であります。

また、平成27年度奄振交付金事業では、奄美群島交流需要喚起特別対策事業として、大都市圏から奄美における移動コストの軽減、入り込み客の増大、一層の航空会社間競争促進を通じ、成長サイクルの構築を推進することとなっております。

さらに、奄美・琉球として一体の世界自然遺産登録を目指していることから、自然遺産の保全と継続的利用を考慮しながら、観光振興を促進させる奄美・琉球世界自然遺産登録観光交流事業も実施される予定となっております。

以上の観点から交流人口の増加が予想され、徳之島3町、徳之島空港利用促進協議会と連携をとり、さらに民間有志による徳之島航路運賃対策協議会とも歩調を合わせながら、飛行機のジェット化、新規路線の就航等の要請活動を既存航空会社、格安航空会社に積極的に推進してまいりたいと思います。

○5番（美山 保君）

この航空路線、結局は、神戸と徳之島のそういうところが、神戸空港が入っているということで、そういううわさを聞いております。

それと同時に、今空港にはタラップ、徳之島3町で購入して倉庫に眠っている。

そして、今使っているのが徳之島高校の修学旅行、そして、JAあまみのチャーター便、そういうのに使われている、使用しているということで、やっぱりこういうのも使いながら、効率よく、そしてまた観光客、世界遺産の観光客などがかなり多くなってくるだろうと、そういう予測もあります。そうすれば、やっぱり我が徳之島の人たちが大阪阪神方面に多く来られると、そういうことで、その人たちのお墓参りとか里帰りに必ず利用できるのではないかなと、そういう思いをしております。そういうことで、3町で協議会をつくって、そして、バニラを飛ばす、格安航空を飛ばす、そういう協議会を設置することは対応できないか問います。

○企画課長（池田俊博君）

私の先ほどの答弁にもありましており、今3町において、徳之島空港利用促進協議会というのが既存してあります。これは、徳之島の3町、また、観光連盟いろいろな方々の協力を得ながらやっている協議会でございます。この協議会の中でまた要請活動をしていきたいと思っております。

さらには、民間有志によります徳之島航路運賃対策協議会というものもございます。これは、民間有志の商工会の方々が有志でやっている協議会でございます。この方々とも歩調も合わせながら、要請活動、就航ができるように活動してまいりたいと思っております。

○5番（美山 保君）

私たち議員の皆さん14名が千葉に研修に行きました。そのとき、バニラの社長ともジェットを飛ばすことはできないかというお話をしたりしております。そうした場合には、社長は、徳之島で闘牛があるから、闘牛を行ってみたいと、そういう話を語ってございましたけども、この社長を5月の闘牛大会に招待して、そういうことで、3町でその社長と会っていろいろその対策についてお話することはできないものでしょうか。

○町長（大久保明君）

今、この前のマスコミの報道で社長のほうが、現在のところ、新規路線は考えてないということを確認に発表いたしました。いろいろ情報を集めて聞いたりしてみますと、成田奄美間は3年間の

措置で経過を見ると。その後に関しましては、状況の次第だと思います。そして、次に考えているのは、やっぱり関西から奄美に行くか、我々強く要望した徳之島という選択肢も含めて考えていける状況にはあると思います。

先ほど奄美德之島間が満席の状況にもかなり出ておりますので、そのことをどのように評価するかと。以前、徳之島と伊丹間のサブ機がありましたけど、あれは非常に搭乗率が悪くて1年ももたなかったわけですが、その辺1回就航した航路を、就航してそれがうまくいかなかった航路が再開するというのは非常に難しいという官僚の方々の話も聞きましたけれども、状況は一変しておりますので、自然遺産、そして、そのときは格安航空会社ではなかったわけでありまして、そういう状況変化の中で我々は強く要望していくことは可能であると思います。

先ほど社長が闘牛大会を見たいということであれば、これは、5月の連休に間に合うかどうかわかりませんが、私を含めて、今、航空路対策協議会の会長は天城町長、大久町長でありますので、そのことも打診をして、3町長で要望に行けたら、要望に行くということは、行かないよりはるかに違ひ、状況がどう変化するかわからないですから、前向きに考えていかなければいけないと思います。

先ほどFDMもですね、徳之島にこの前一度来ております。また、まだ確定していませんけれども、闘牛ツアーという形では、これは直接の情報じゃありませんけれども、中華航空が闘牛チャーターで来たいという情報は今入っておりますので、我々も積極的なこのセールス活動をしなればいけませんけれども、3町の航空路協議会の会長の考え方にもかなり左右される状況でありますので、協力してやっていくように進言をしていきたいと思ひます。

○5番（美山 保君）

せっかくバニラの社長が徳之島を行ってみたいという環境にありますので、それをやっぱり大いに活用して、社長とも相談してお願いをしたり、その協議会、それを大いに活用して、住民のため、阪神方面のために、みんなのために活用できるようによろしくお願ひいたします。

そして、1番目の質問は終わります。

2番目に入りたいと思ひます。

○町長（大久保明君）

2番目の自然保護に関する施策については、企画課長、環境課長のほうからまず答弁をしていただきます。

○環境課長（美延治郷君）

美山議員の質問にお答ひいたします。

最初の部分が環境課のほうで担当しておりますので、最初の部分だけ回答させていただきたいと思ひます。

昨年からは3町で旧徳之島の漁港跡地を利用して、11月に537匹、今年1月に641匹の野良猫を避妊、去勢手術を行っております。公益財団法人どうぶつ基金によるTNR事業ですが、基本

的にはトラップ、つかまえる。Tがつかまえる、N、ニュートナー、手術をする、リターン、返すです。議員のところにありますように、現在、町が行っているのは野良猫の部分で、クロウサギの生息域、山の中にノネコに関しては、現在3町のほうでは行っていません。

ですけれども、環境省のほうでその事業を持っていまして、環境省のほうでは、山の中のノネコの部分、山に返せない部分のネコは環境省のほうで担当しています。捕まえたやつは、山に返さずに、天城町のほうのクリーンセンターのほうで現在飼育を行っています。ですから、美山議員の懸念されているような山に返して、またクロウサギに被害が出るというようなことないということでご理解をしていただきたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

美山議員の後段の部分のほうの質問にお答えいたします。

自然保護センターの建設についてでございますが、環境省において、世界自然遺産地域の利用に関する拠点施設としては、世界自然遺産の価値についての普及啓発、遺産地域の保全管理、調査研究等の拠点施設として情報の収集と蓄積、発信を行う世界遺産センター、自然と密接にかかわる暮らし、文化を学ぶための案内、開設を担う施設、自然、文化自然を活用した体験プログラム展開の拠点となるビジターセンター、核心地域の森林の特徴を紹介するとともに、利用の心得、ルールを周知、事前にレクチャーを実施するなど、ゲート機能を確保した施設、ミニビジターセンター、小規模的な情報提供センター等が予想されております。

以上のようなことを鑑み、維持管理経費、国、県施設の誘致等で経済効果、交流人口の増加等さまざまな観点から検討し、どういう施設が本町にとり最善なのか、議会の皆様、町民の皆様とも検討を重ね、国、県による施設整備を要請してまいりたいと思います。

○5番（美山 保君）

先ほど環境課長から野良猫の話がありましたけども、それは、天城町のほうで、クリーンセンターのほうで一応去勢したものを全部飼育していると、町費で飼育しているということを知っております。中に、山の中に入ったって黒猫を探すということは、本当環境省においても至難のわざだと思います。そういうのを頑張って、野良猫を減らすということがやっぱり大事だろうと、そうしなければ、クロウサギは、もう200頭ぐらいいかないということで、それを減ったら、世界自然遺産にも登録が厳しいよという話を、天城の環境省で聞きました。そういうこともあって、やっぱり一番大事なことは、守って、そして、保護するように対応していただきたいと思います。

そして、今、企画課長から世界自然センターということでありましたけども、クロウサギの施設ということで、大和村の中学校で、文部省の許可をいただいてクロウサギを飼育した経験があるということで、実際、文科省に申請した方からの聞き取りをして、今一般質問をしております。

ぜひクロウサギを飼育して、そして、子供たちに、教育に役立てたり、そしてまた、世界自然遺産の観光客にも、クロウサギを見にくるといってお客さんがかなり多く出ると、そういうことで、大変必要であるということをお聞きされております。

そういうことで、企画課のほうで世界自然センターというのを設置できるなら、ぜひつくっていただきたいと、よろしくお願いします。

○企画課長（池田俊博君）

ただいまの美山議員の質問ですけど、世界遺産センター、これはもう完全に中核施設となって、伊仙町のほうではなかなか難しいところがございます。

あとビジターセンターにおいても、伊仙町には余り適してないと、核心地域に入るということは適していないということで、できるのであれば、ミニビジターセンターと、これぐらいのが義名山の森とか、そこら辺の観察に入って、あとルールの勉強とか周知的なことができるようなのが、伊仙町が取り組めるべきものだと思っています。

また、クロウサギが見られるということで、天城町のほうにクロウサギの観察ができる施設はもう既にご覧ですが、今の現在ではちょっとカメラでだけ、デジタルカメラだけで撮っているみたいで、なかなか今見られるようなところではないということで、そのところの活用等もまたこれから3町で協議しながらやっていかなければならないところと思っています。

○町長（大久保明君）

ただいまの課長の説明にちょっと補足したいと思います。

1カ月ほど前、この自然遺産の会議に生まれて、そのときにはっきりと環境省の方が申し上げたのは、環境省と県の環境保護課長が話をしたのは、これは、自然遺産になったときに、奄美群島全域がいろんな交流人口が増えるようにするためにということで、各島、喜界、奄美大島、徳之島、永良部、与論にトレッキングコースというか、遊歩道みたいなものはつくっていく。

それは、例えば、つり橋だったり、木造の遊歩道を徳之島においても、北のほうからずっと5カ所に大体5km規模でのトレッキングコースをつくっていくと。そうしたときに、伊仙にもずっと犬田布岳からずっと来るわけですけども、義名山の森、そして、鹿浦、阿権川に向けて、そういうトレッキングコースを整備するには要望していきたいとは思っております。

○5番（美山 保君）

せっかく世界自然遺産ということになりますと、やっぱりそれだけのお客さんが来るということを考えて、やっぱり伊仙町に何かのそういう集まる場所、世界遺産でお客さんが見る場所、そういうことを考えて、ぜひ積極的に動いてください。お願いします。

○町長（大久保明君）

3番目の自然災害に対する町の危機管理対策については、担当の建設課長、耕地課長のほうから答弁をしていただきます。

○建設課長（中熊俊也君）

美山議員の自然災害に対する町の危機管理対策についてにお答えします。

これ目手久地区のことだと思いますが、まず、建設課のほうからお答えします。

26年9月議会でもお答えしましたが、町内各地に排水路が整備されていない道路が数多くあり、ま

た、排水路があっても、容量が不足して、宅地や農地へ流入しているのが現状です。

この質問の目手久の件につきましては、排水路新設約250m程度が必要で、概算事業費が4,000万円ほどの工事費が必要だと思われます。また、流末の県道の下流へは側溝がありますが、70cmの大きさですので、容量的な問題も不安なところでもあります。

これらのことから、財政的な問題もあり、できるだけ事業費のかからない工法を検討し、応急的な工事で対応し、将来的に財政が安定すれば、補助事業などを検討しながら、年次的に本格的な排水路工事を行えないかと考えております。

○耕地課長（穂 浩一君）

耕地課からお答えをします。今建設課長がお話されたとおり、この美山議員のお家のほうから西側の道路のほうに水路を通して、西目手久公民館のほうまで多分新設水路をつくれなければ根本的な解決にならないと思われます。

大きな水路は、この西目手久公民館の南北ですか、こちらのほうに畑総でつくった排水路があるわけですが、ここからこれ以外に目手久地区に排水路がない状況がありまして、こういうふうな事態になっていると思っています。

これ全体にすれば250m程度の工事が必要なんですけど、もうその公民館のもう一つ北側に横断する道路がありますが、そちらを通して120m程度、事業費にして2,000万程度の事業費がかかるところであります。こういう町道にそういう水路、排水路を引き設置するにつきましては、補助事業が今のところないということで、町単独の工事になるところであります。

これらのことから、応急的な工事ができないかなということで、建設課、耕地課でちょっと現状を何回か見たところではありますが、そこのところの畑の北側、福留さんのお家の東西の道にちょっとした水が流れないようなものをつくったりした場合でも、今度はやっぱり西側の道路のほうにあふれた水が流れ出して、この畑を流す可能性があるんじゃないかなと思っています。

とりあえず、今のところ、もう少し事業費的に少なく、町の借上げ事業でしか今のところは対応ができませんので、その点の金額でできるようないい方法を引き続き、駐在員さんや、美山議員と現地でちょっと打ち合わせをしながら、何とかいい方法を探りたいと思っています。

昨年の豪雨のとき、私たちも後、その雨降った後なんですけど、見に行ったところで、相当量の水がきているのは確認しましたので、何とか石原先生のところに水が流れ込まないようにいい方法がないか引き続きちょっと検討して、早目に工事をして、梅雨時期がまた来ますので、何とかできないかなと思っています。

以上です。

○5番（美山 保君）

本当に今から5月、6月、梅雨、そしてまた、8月、9月、台風とそれが襲来するというところで、地主自体本当に恐らくそういう時期になれば、逃げることもできないんじゃないかなと、そういう思いをしております。そういう宅地でなければまあまあ少々我慢できるんですけども、やっぱり宅

地にそういう雨水や土砂が流れ込んでくると、そういうのを味わった人じゃなければわからないだろうと、そういう思いがします。

そういうことで、早いうちに計画をし、そして、そういう災害を取り除いていただけるように努力していただきたいと思います。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美山 保君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。次の議会は3月12日木曜日午後1時から開きます。

日程は一般質問であります。お疲れさまでございました。

なお、この後、総務文教厚生常任委員会を委員会室で開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

散 会 午後 4時07分

平成27年第 1 回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成27年 3 月12日

平成27年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年3月12日（木曜日） 午後1時05分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（牧 徳久議員、上木千恵造議員）2名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	當吉郎君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	西吉広君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	仲島正敏君		

△開 会（開議） 午後 1時05分

○副議長（永岡良一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。昨日、議長が諸事情により、本日の議事日程のみ欠席される旨の報告がありましたので、地方自治法第160条第1項の規定に基づき、本日の議事日程は副議長が議長の職務を行うことになりましたので、ご報告申し上げます。

△ 日程第1 一般質問

○副議長（永岡良一君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、牧 徳久君の一般質問を許します。

○3番（牧 徳久君）

町民の皆さん、こんにちは。3番、牧 徳久君でございます。

平成27年伊仙町議会第1回定例会において、ただいま議長から一般質問の許可がありましたので、一般質問通告書に従い順次質問いたします。答弁者の簡潔かつ明快なご答弁をお願いいたします。

質問に入る前に、まず一言申し上げます。

一昨日未明に発生した徳南製糖工場の火災に対しまして、この場をおかりしましてお見舞いを申し上げます。

大手の南西糖業が3年連続、年明け操業を断行する中で、農家の要望を受け年内操業を実施するなど、徳之島では唯一、昔ながらのまきをたき、キビ汁を煮詰めるという伝統を受け継ぎ、創業以来今日まで、西部地区のキビ作農家に貢献されました。時期になりますと、工場前の県道を通るとき、あの香ばしい砂糖の香りは何とも言えないものがあります。

一刻も早い復旧をご祈念申し上げます。

さて、今年は徳之島ブランドである赤土バレイショが中盤から高値で推移しまして、出荷頭数が群島一を誇る徳之島の子牛価格も上昇傾向を維持しております。農家にとっては生産意欲の増大につながるものと思います。

また、昨年7月に成田から奄美間にLCC・バニラエアが就航し、搭乗料金が格安ということもあり、首都圏からの観光客や帰省客などの交流人口が増加し、この効果によって離島間の乗り継ぎ客も増加傾向にあります。

世界自然遺産登録を目指す奄美群島にとっては、観光振興を含め、追い風が吹いています。

これを踏まえ、各島々の特色ある伝統文化や価値ある希少動植物、自然など、さらに発信していかなければならないものだと考えております。

一方、諸外国に目を転じますと、中東地域ではイスラム国の悪質なテロ行為など、その残虐さには目に余るものがあり、他人事ではないような気がいたします。

それでは、通告してあります質問に入らせていただきます。

まず1番目に、「国民文化祭・かごしま2015」闘牛フォーラム in とくのしま開催における闘牛協会との連携についてでございます。

施政方針に、鹿児島県で初めて「国民文化祭・かごしま2015」が開催され、本町では「闘牛フォーラム in とくのしま」が開催されるが、闘牛協会側との綿密な打ち合わせや協議を行い、徳之島の伝統文化をさらに発信するチャンスとあわせて、今後もこの闘牛文化を衰退させないよう行政側の支援も必要と考えるが、町長の見解をお伺いします。

2番目に、水道行政における今後の方針について。

平成29年度までに東部地区の老朽管更新事業を終える予定と思いますが、財政的にクリアできるか。また、今年度も1億5,600万円もの基金を繰り入れし、公債費も8億8,000万円と上昇している現状を踏まえ、水道料金の見直しを行うとありますが、近隣自治体との比較した結果はどうなっているのかお伺い申し上げます。

次に3番目、土木工事・畑かん工事、その他工事で発生する土砂の扱いについて。

近年、徳之島用水事業の管布設工事や県道拡幅工事、県営畑総事業スプリンクラー敷設工事などで発生する土砂や石を町外に廃棄しているが、町内で発生した建設副産物は、町内に廃棄場所を指定し、処理すべきだと考えるが、関係機関への働きかけはできないかお伺いします。

次に4番目、農業政策について。

基幹作物であるサトウキビの増産に対し、昨年度は国の増産基金事業を導入し、種苗、堆肥、肥料等を3分の2補助するという形で行った結果、サトウキビ生産農家は、生産意欲が高揚し、サトウキビ増産につながっている。この効果を踏まえて、次年度以降も農家に直接このような恩恵のある事業を継続できないかお伺いします。

次に5番目、前泊漁港の整備について。

政府が進める「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」の策定に当たっては、唯一伊仙町にある前泊漁港の未整備箇所を整備することを盛り込み、悪天候時に備えた対策として、前泊漁港を漁船の緊急避難港として指定する考えはないかお伺いします。

以上、5項目について質問いたしますが、2回目からは自席で行います。よろしく申し上げます。

○町長（大久保明君）

牧 徳久議員の質問にお答えいたします。

1番の国民文化祭が今回伊仙町で開催され、そのテーマが徳之島の誇る、世界でも唯一無二の闘牛文化を文化として、さらに発信していくための国民文化祭にしていかなければならないと思っております。後ほど担当課長のほうからも説明をしていただきますけれども、行政側の支援ということをする必要は全くないぐらい、闘牛協会のこれらの文化をもっともっと生かしていく工夫をやれば、これは相当の発展していく可能性があると思います。

例えば闘牛文化を今まで以上に情報公開して発信していくということでもあります。

こうすればあの魅力は老若男女が、そして一族郎党があのように熱狂するイベントというものは、今世界中にも余りないと思います。そういうことを発信していくと。そして、出生率が高い要因も闘牛にあるということなどを、闘牛協会も含めて、今回の国民文化祭は発信する絶好のチャンスであります。

そういった意味で、やるべきことは相当あると思いますので、これからは闘牛協会と、これ国民文化祭ですので、鹿児島県の観光課、そして国際交流課も含めて、これからも数カ月しかありませんけれども、この闘牛ある、徳之島に闘牛という世界に誇る文化があるということ発信すると。

しかも、闘牛大会、国民文化祭のその報道を、外国からも報道を呼ぶぐらいの、これ日本国民の文化祭であるわけですから、そういった取り組みをしていけば、これはこの闘牛に魅力を感じる人は物すごいたくさんいるわけです。恐らく相当数います。

それを発信しないというのは、いろんな場内にいろんな方が今来ていますけども、放映権のようなものがあって、あれを一業者に任せるといって、異常な状態です。これを解決していくというのは、闘牛協会も含めて考える余地があると思います。

これは報道の方々も、今、観光客に迎合するのではなくて、自分たちの文化をもっともっと磨いて、誰からも批判されないような文化につくり上げていけるぐらいの価値があるわけですから、そういうことをしていけば、なくさみ館も行政を含めて、牧議員が中心となって、議員も含めてみんなまでやってきたわけですから、これはこれからは独立して闘牛協会があればほどの魅力、あれだけの人を、発信して人を呼び込めるのを自ら囲い込んでいるような状況にもありますので、5月にはまた全国闘牛サミットが沖縄でありますので、そのときも含めて発信していくと。

そうすればF D Aも、前はJ A Lとも交渉しましたがけども、これは今後の闘牛を国際化という形で、中華航空が闘牛ツアーに来たいということに向こうから話をしていますので、そういうことも含めて取り組んでいければ、私はこの前、雨が降ったら横から風が吹いてくるから、また何とかしてほしいということですけども、そういうことも闘牛協会自らが解決していただく力があるわけです。

それから、牛の頭数がなぜ入れかわりが激しいか。それは牛を、負けても、これから何とかして大事に愛情持って育てていくとかいうことをやれば、相当数の牛の確保ができるし、今ナイター闘牛などやれば、毎月開催も十分な状況にまで進化してきていると思いますので、私はそういった形で、今回の国民文化祭は最大の発信のチャンスにできたらと思っています。

以上です。

○社会教育課長（西 吉広君）

ただいま牧議員からの国民文化祭についてのご質問にお答えいたします。

国民文化祭は、国内で毎年開催されている、国内最大級の文化の祭典と言われています。

教育委員会では、平成25年9月2日に実行委員会を立ち上げまして、現在まで実行委員会3回、企画委員会5回行っています。

本町での開催日は10月31日土曜日に開催いたします。午前中はほーらい館でシンポジウム、闘牛フォーラムを開催します。午後6時からではなくさみ館で中量級・ミニ軽量級の優勝旗争奪戦が行われます。

実行委員会や企画委員会の中で、シンポジウム出席していただく方々の打ち合わせを行ってきました。また、闘牛協会の方々も委員として出席され協力をいただいております。

実行委員からも闘牛協会に支援をいたします。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

この闘牛についてであります。今現在、日本全国7県9自治体でこの闘牛が開催されているわけですが、この中でも一番徳之島の闘牛がすばらしいと。なぜかという、先ほど町長がおっしゃったように、老若男女が舞いをして、牛を勝たせようと、手舞いする姿が、どの自治体にもないと。徳之島だけの取り組みであるということで、伊仙町においては昨年、町の指定文化財にも指定されましたし、これをすばらしい闘牛にこれから育てていくためには、ぜひとも行政と闘牛協会が一体となって進めなければ、これは自然と衰退していく懸念があります。

なぜかという、徳之島では全島一に目があって、負けたらすぐ沖縄、新潟、四国に売る。

最近も闘牛協会のほうでカレンダーつくっておりますが、去年の12月のつくった段階ですばらしい牛がいたのに、もうその3分の1は売ったり、負けたりして沖縄に売ったりしていないという形になっております。

まだ3カ月しかたっていない状況の中で、このように牛が減少しているということは、徳之島の方は勝ってる牛しか持たない、すばらしい闘牛が徳之島にあるという証拠であります。私ども闘牛連合会では、町の支援も要請しましたが、これも町の3町の財政が厳しいということで、今回はかなわなかったわけですが、連合会は連合会なり、それなりに自助努力をしておりますし、申し上げますと、自分たちで基金を積み立てて、この闘牛を購入する方々に無利子でこれを貸して、子牛を買って育てる方には、無利子でこれを貸したり、いろいろ各徳之島にはなくさみ館だけじゃなくて、既存の闘牛場が3町にあるわけですので、小さなミニ闘牛大会等をする場合は、利用するというのも考えられますので、そこに清掃したり、いろいろ掃除をしたり、この費用に充てようということで、基金を積み立てて今やってる状況ですが、こういったのが積み重ねて闘牛の発展につながると私は思っておりますが、今後とも町にこの点については要望してまいりたいと思っておりますが、ぜひご理解のほどお願いしたいと思います。

また、観光協会のほうでは、徳之島のメインは闘牛しかない、口では言いますが、実際観光連盟の面々の方々は闘牛場に見当たらない。観光は闘牛しかないと言いますが、実際闘牛は観戦にも来ない。

こういった状況の中で、観光連盟には分厚い資金援助もしているようですが、闘牛連合会には3町から5名ずつ、年間15万円、これだけの補助金しかいただけてない。これでは私ども事務局の役員、

会長、支部長、全て理事含めてボランティアで今やっている状況です。

このようなことを踏まえて、財政の厳しいのもわかりますが、こういった日本全国的な文化祭が当町で開催される場合は、ぜひとも昨日の観光の掘り起こし事業かな、300万円、こういったのもあるわけですが、今後は闘牛連合会にも委託するとか、こういうことも考えてみてはどうでしょうか。

○町長（大久保明君）

闘牛協会の役員会にも何回か呼ばれて、いろいろお話を聞いてきたときに、内部の改革が恐らくできるというふうに、若い人たちの話を聞いて思いました。

確かに今、牧議員の言った理屈は、要するにここの闘牛が一番いいのは、勝った牛だけを残しているということも一つの、一理あるかもしれませんが、しかし、徳之島から沖縄とかに行ったら牛が必ず復活しているわけです。

そしてまた戻ってくるとかはある中で、島で自分の愛牛だということで、子供たちも情も移っているわけです。その牛を負けたからといって、すぐ手放すのは非常にもったいない話だと思うんです。その牛が一度負けても、また必ず復活してきて強くなる牛もいるわけですから、そのことはほとんどの闘牛愛好会の方が牛を、オーナーでない方々はそう思っていると思いますので、そういった形での協会での、自由は自由ですけれども、そういうふうな運動をしていくということが大事であると思います。

この前、13連勝していました基山大宝号は、骨折をして10人中10人が復活できないと言っていました。しかし、オーナーと家族の愛情、そしてもう一度復活させたいという気持ちで2年半育てたら見事に、まだまだ全盛期の力ありませんけれども、戻ってきていると。そこに闘牛の魅力もあるわけです。

牛をどんなことがあっても手放さない。それは本当に物すごいチャンピオンですから、そう簡単には手放しませんけれども、そういった牛に対する愛情があるんだったら、粘り強く飼っていくということであれば、なおここは日本一の、世界一の闘牛の地域に今まで以上になる可能性があると思いますので、いろんな文化財に指定されて、闘牛場でのいろんな飲食、そしてごみは持ち帰り、禁煙ということが、我々も想像する以上によくなってきました。

そして、女性のファンも増えてきたと。観光客もこれからどんどん増えていくという、いろんな効果が間違いなく出ていますので、清掃などは、少年野球チームたちがやっているし、そういう動きになっていくと。

ですから、闘牛連盟だけでするんでなくて、いろんなボランティア活動も含めて、集落の人たちも含めて取り込んでいくという。そうすれば観光連盟も、観光連盟、確かに、何で関心がないのかと思うぐらい無関心です。あの方々も理事に今度初めて1人入りましたけど、入れて、そして取り組んでいくという、外向きのやり方も協会を広げていくと。そうすればいろんな役員も増えて、理事も増えていけば、その基金もまた増えていくことになるんじゃないかと思っておりますので、これ本当にやれば、いろんなことができそうな感じがします。

一つは、若い人たちが言っている公営ギャンブル、公営ギャンブルは発言しても全然問題ありませんからね。そういうことに広げていくという、発想をいま一つ変えていけば、もっともっとよくなるんじゃないかというふうに考えていますので、また若い人たちの意見も取り入れていくと。

そして、観光連盟とかが何で入ってこないか。闘牛協会という、非常に特別の協会のような意識は、外から見たらあるかもしれませんので、なぜ入ってこないかということも考えていくことも大事であると思います。

私はあちこち行って、全国で発信するときは、闘牛文化こそ子宝の要因だといつも言っているし、これは間違いない事実だと思います。

それはああいうふうな人間が、老若男女が一つの目標に向かって打ち込む、情熱的にやるということが最大の文化です。

ああいう祭りも、どこかのあちこちの祭りもあるわけですけど、闘牛という文化、祭りほど人間は熱狂するものはないし、それはその地域を引っ張っていくこと、活力を生み出して、まさに地方創生を闘牛から始めることができるだけの可能性があると思っておりますので、清掃とかそういうことは、もちろん3町で維持しなければならないかもしれませんが、観光連盟に出しているのに、闘牛には5万とかいう、そういう、もっともっと大きい気持ちでできるんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○3番（牧 徳久君）

闘牛に対する町長の熱意は重々わかります。なぜかというと、闘牛大会に3町の町長でいつもいらっしゃっているのは伊仙の大久保町長だけですから、いつも闘牛ファンは関心しております。

そういうことは全島民がわかっておりますので、ぜひ闘牛がますます衰退しないように、町長のほうで頑張ってくださいと思います。

それと、先ほど放映権について町長がお話しましたが、これについてはなくさみ館だけが町の公営の施設ということで、町のほうで撮っているんですが、あとの天城とかする場合は、主催者がこれを撮ってるわけです、ビデオ屋からということで、なくさみ館でする場合だけ、町のほうに金が入るようにしてあります。

あと県の、今度の闘牛フォーラム、県の観光課とか国際交流課、いらっしゃるということですが、以前、昨年四国で闘牛サミットが開催されたとき、四国では愛媛県が闘牛サミットに対して1,000万の補助金を出して、そういうことは事実ですので、こういうことも伊藤知事あたりに、町長、闘牛の好きな町長ですので、よその自治体のこういう状況もあるんだということを言っていたきたいし、一度、県知事が初就任したころ、県知事杯という闘牛の優勝旗を設けまして、県知事自らいらっしゃって、牛の上に飛び乗って応援したことがあるんです。それ1回で、それから全く来てない。だから、県知事にも、こういった杯はいまだに残っているんだということをお話しながら、ぜひ闘牛に関心を持たせていただけるようお願いできないでしょうか。

○町長（大久保明君）

半年ぐらい、国民文化祭でやりますから、ぜひ来てくださいとは言ってお願い、要請はしています。ただ返事はまだしなかったですけども、ぼちぼち知事杯があるということも、この前から話していますので、国民文化祭、これ同時期に40自治体ぐらいですか、やるわけで、それでも徳之島は知事杯があるから、闘牛だけ見に行くということに知事が決断できたらいいと思いますね。

○3番（牧 徳久君）

このことについては、沖縄県では沖縄県知事杯というのがありまして、いつも県知事がいらして。これ事実ですので、こういうことを示していただければ、いい方向に行くんじゃないかと思えますし、また昨年、東京陳情、議員の皆さんで行ったときに、金子先生とか、新潟の山古志村長だった長島先生にお会いしまして、国のほうでも、7県あるわけですが、県の衆議院、参議院の先生方をスクラム組んで、闘牛連盟をつくったらどうですかという要望をしました。

これについても次期、衆議院がすぐ解散になりまして、また新たに変わった先生方もいらっしますが、固まり次第、今後、こういった全国組織の衆議院、参議院の国会議員の中でも闘牛連盟をつくって、国を挙げての闘牛を盛り上げていこうという機運も盛り上がっているということをお伝え、お知らせしておきたいと思えます。

ぜひ闘牛フォーラムは成功させて、徳之島の日本一の闘牛を全国に発信していただきたいと思えます。

1番については終わります。

次に、2番目の水道行政についてお願いします。

○町長（大久保明君）

水道料金に関しましては課長のほうが答弁していきますけれども、3町の、特に西部地区、東部地区の一部の石灰の除去、そして中部地区においても台風時など、かなり混濁があるということで、そのための経費は、今後とも必要になってきますので、水道課長を中心に、また水道審議会の中で水道料については見直していかなければいけないとは考えております。

水道課長のほうから詳細について説明をしていただきます。

○水道課長（喜 昭也君）

牧議員の質問にお答えいたします。

平成20年度より西部地区の老朽管更新事業が始まりまして、26年度をもってほぼ完成となりました。また、26年度より東部地区の老朽管更新事業、浄水場建設事業が始まり、28年度には完了予定しています。

この事業は、国庫補助2分の1事業であり、残りは起債事業で賄うため、町財政は非常に厳しい状況にあります。水道事業に関しましては、最優先事業だと理解いただきましたので、29年度、上水道合併統合に向けても頑張っていきたいと思えます。

また、今後の水道料金見直しですが、水道料金は徳之島町、天城町と比較をしてみますと、ほぼ変わりはありません。しかし、伊仙町の場合には、徳之島町、天城町と違って水脈が少なく地下

水に頼りがちで、電気料、修繕費等に多額の予算が必要となっておりますので、今後水道料金の見直しが必要だと考えております。

○3番（牧 徳久君）

29年度までに上水道に合併するために、2カ年で水道事業を終えるということですが、財政的に非常に厳しいとは思いますが、水道は非常に大事なことでありますので、頑張ってくださいたいし、水道料金については、私がかねてから一般質問をしまして、電気料1億円も使うよりは、多額の投資をしても水脈を探して、電気料が要らないようにしたほうがいいんじゃないかと重々言ってきたわけですが、おかげさまで西部地区においてはヤクタ川、また八重竿の水も取り入れるなどして、電気代が幾らかは減額になったものと思いますが、この電気代は、ポンプを使っているところは、水脈を今後も考えて、ぜひとも電気代、維持管理費が上がらないように、また他町村とも比較して、大幅な水道料金がアップされた場合は、住民の方に対しても非常にいい感じがしませんので、ぜひ近隣とも連絡を取り合いながら、水道料の設定については考えていただきたいと思います。

伊仙町の水はおいしいと言われる水を配水しないと、例えば中部地区でも中部ダムに頼っている関係上、雨水、6月頃になると、梅雨時期になると濁った水が出たり、いろいろ苦情が出てるわけですが、これについてもろ過、炭、炭化かな、こういったのを条件整備して、おいしい水の供給に当てていただきたいと思います。

昔、当時の芳倉町長時代、伊仙町内全地区に地下水ポンプ、ふるさと創生、竹下内閣の1億円でしたけど、その当時、私が担当していましたが、その当時の町長が言うには、水を制する者は国を制するというのでいこうと私に言いまして、何がいいのと言ったら、地下水、伊仙町には豊富だから、これをくみ上げて農家に還元させようということで、1億円でやったわけですが、こういった大胆な考えを持って水道改革もして、おいしい水を今後とも供給していただきたいと思います。

次、3番目についてお願いします。

○町長（大久保明君）

3番目の畑かん工事、その他工事で発生する土砂の扱いにつきましては、建設課長、耕地課長のほうから答弁をしていただきます。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問いただいたので、徳之島用水の事業所のほうにと、あと県のほうにこの旨お伺いをしたところであります。お答えをいただいたんですが、用水事業関係の工事につきましては、運搬費、工事に係る運搬費の縮減のために、工事施工箇所の近隣地ということを経験しておるということで、二つ目に、その発生土を運搬するために10t大型トラックが安全に進入し得る道路の近隣地を条件としておりますということでした。このような条件に合う所を選定した上で、各工事において指定をしているというお話でありました。

県の農村整備課のほうも、おおむね同じようなご意見でございました。こういうような条件が合

えば、そのような所に搬入することも可能ではないかというようなご返事でありました。

以上であります。

○建設課長（中熊俊也君）

建設課からもお答えします。

内容的なのは、今耕地課長の話したような内容を県の建設課のほうも話していましたが、県道の拡幅工事に伴う発生土砂を、なるべく現場内で利用することを目的としていまして、搬出の抑制に努めているということでした。

そして、もし他の工区へ流用する場合は、年に2回開催される徳之島地区建設副産物対策連絡会議において、関係機関と発生土や不足土を調整した上で、流用先の選定、建設発生土の有効活用を図っているということでありました。

そういうことでありましたが、郡内にも建設の副産物置き場を設置している市町村があるということで、その点、その利用状況等をもう一回調査し、また県としての不要物が伊仙町の置き場に置けるかどうかを、建設副産物の対策連絡会議へ提案して、可能かどうかを確認したいと思います。

このときでも環境保全の関係の関係法がひっかかってくるとは思いますが、一応そういう法律等も調べてみて、検討していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

先ほど耕地課長の説明では、国営の場合は近隣地、また大型の進入いかんということですが、近隣地でありますと、我々小島のところにも、町長が前、集落説明会のとき、相当のごみがあった、うちの自宅の裏ですが、そのごみは除去したわけですが、そこにその河地集落の国営事業をしたところから、そこが近いわけですが、わざわざ西阿木名に捨てている。これは事実ですので、近隣地とは思われませんが、どうでしょうか。

○耕地課長（穂 浩一君）

前回、その時点で国営事業所に問い合わせをしたところ、10 t 大型ダンプが安全に通行できないというようなお答えをいただいたところです。

○3番（牧 徳久君）

以前、土木の、県の土木が大量に亀津から運搬して、半分ぐらい埋め立てしてあるんですが、残りあと半分ぐらいですが、いまだに、環境課も巡回してわかりますとおり、不法投棄が多いと。

ネズミが発生して、またカラスが発生し大変なことになっている。看板立てても聞かない、鉄条網をしても聞かない。こういった状況で不法投棄が多い。

早くそこを埋め立てたほうが不法投棄もなくなるし、また町道もひび割れがしてる。

町道のまた陥没した場合は、その修理に莫大な金がかかるということになりますので、そういうことも勘案の上、町で指定してはどうかという検討はできますか。

○耕地課長（穂 浩一君）

今後、県営の畑かん事業が西部にも順次入っていくわけでありましたが、それにあわせて県のほう

に協議はしてみたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

関連していいですかね。土捨て場と私が考えているところを、環境課は最近見えたことありますかね。

○環境課長（美延治郷君）

すみません。私のほうは確認していません。

○3番（牧 徳久君）

以前、何十年も昔からごみが捨てられておって、私が環境課長時代に、大々的に重機で掃除してきれいになったんです。そこがまた相当の、夜間とか、人がいないときにあちこちからごみを捨てるもんですから、匂いがしてすごいです。そういったのを巡回していただきたいんです。

これに関連して、そこを埋め立ててほしいというのを、今、副産物を入れてほしいという要望なんです。

○環境課長（美延治郷君）

牧議員のおっしゃっているその現地を、環境課として近いうちにまた視察をして、どういうふうに対処するかを検討していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

これから世界自然遺産に向けて取り組んでいる中で、集落内とか、あちこちにこういった不法投棄をさせないように、山になっているところは埋め立ててしまえば不法投棄もしないわけですので、ぜひ、役場全課で取り組んでいただきたいと思っております。

次に、4番目についてお願いします。

○町長（大久保明君）

先ほど牧議員が話したように、サトウキビは4年連続大変な被害である中で、パレイショが高騰したと、子牛の値段はずっと上がり続けているという朗報もありますけれども、全体として、サトウキビ産業は非常に厳しい状況になっております。

この前の春植え推進式においても、かなり元気がなくなっている状況でしたので、今後とも、あらゆる事業を活用していく必要があるのではないかと思っております。

詳細ついて、経済課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えします。

次年度以降も農家に直接恩恵のある増産基金事業を継続できないかということですが、近年の台風が命中したことによる被害で、生産量、生産額ともに減少し、農家の生産意欲が低下する中、増産基金事業を活用し、面積、生産量増加に向けて取り組んでいるところでございます。

特に、26年度においては、植えつけ資材、肥料等を3分の2助成し、また、経営が厳しい生産農家にとっては経営の削減が図られたのに加え、安定生産のため、引き続き平成27年度においても、

継続要望を積極的に推進していきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

この事業は、国の増産基金事業ですが、本当に農家にとっては素晴らしい事業で、去年あたりは大量に肥料を買った方は20万円とか、30万円、農協に引かれておったわけですが、今回は前払いで、3分の1で買えるわけですから、来年のキビ作から、農家は現金で買っているわけですから、もう農協に引かれるのはないわけですから、それだけ収入もあるちゅうことになりますので、本当にこの事業は継続していただきたいし、またこれは、今年の該当が去年春植えた方と、夏植えの方だけらしくて、株出しの方は該当しないということで、こういった方にも半分でも、これは3分の2ですけど、半額でも、株出しもいるわけですから、助成できるのかお伺いします。

○経済課長（上木義一君）

今回は、新しいキビを収穫した方だけということで、予算の範囲内で検討していたわけですけど、今回も2番、3番の全株出しに要望が多かったわけですけど、今後も予算の打ち合わせ、そういうヒアリング等の中では、また、そういう町からの要望も出しながら、そういう方向に向けて推進していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、今年いただいた春植え、夏植えの方も来年はもらえないわけですので、該当しないということになりますので、できるだけ、率を3分の2と高額でなくても、半額ぐらいにしても、全農家に行きわたるように予算配分していただければありがたいと思いますが、努力をしていただきたいと思います。

また、町長におかれましては、町村会長ということで、国の事業でありますので、今後、国にどしどし伊仙町についての予算措置を要望できないのか、お伺いします。

○町長（大久保明君）

確かに聞いておりまして、株出しに出さないというのはなぜなのかわかりませんが、矛盾はしているような気がいたします。

今年、春植え、夏植えをした人は来年もらえないということ、国、県がどこまで理解しているかわかりませんが、このことは、今のポイントをまたいろいろ要望書をつくったら、その中で盛り込んでいけば説得できるんじゃないかと思っております。

町村会の中においても出していくように、今度の協議の中でしていきますので、来年度の話になりますので、何とかできるように頑張っていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、先ほどからおっしゃいますとおり、株出しにも高額な補助でなくても、これを案分して、3分の2を半分にするぐらいにして、株出しの方々にも恩恵があるように努力していただきたいと思っております。

次、5番、お願いします。

○町長（大久保明君）

台風が頻繁に来るような状況になってきましたので、この緊急避難港という定義、いろんな、どういう管轄になっているかも含めて、建設課長のほうから答弁をしていただきます。

○建設課長（中熊俊也君）

前泊漁港の整備について、お答えします。

この、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略というのは、地方の人口が中央へ集中しないように抑制するために地方を活性化していこうという事業だと思います。

それで、調査をしたら、ソフト事業的なのがメインで、もし、ハード事業が採択されたとしても、それは起債事業になるということで、結局、今と同じようなやり方でしかできないということです。

それと、緊急避難港について調べたら、県内でも大泊港、古仁屋港の2港しかないということで、指定というのはいろんな条件があるということです。

前泊港のまだ整備されていない中間部分、そこは毎回、牧議員から指摘を受けていますが、今の経済状況はお分かりだと思いますので、それが順調にいくようになってから、もう一度検討していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

徳之島には、現在、漁港は、伊仙町においては、3港のうち前泊が漁港で、あと、松原漁港、山漁港、亀津漁港と4つありますが、風向きによって今ごろの季節の場合は、前泊の南側が一番、風になるんです。

そうした場合、冬場に急に風が出た場合は、この古仁屋あたりからこっちに漁礁があるんですが、来た場合、緊急に避難すると古仁屋に帰れなくて、西風が急にふいたら前泊が一番近い状況なんです。

そうした場合、亀津は東側になるし、山も東側、松原は西側にありますから、風向きによっては、前泊が緊急に飛び込んで来れる状況の中では一番いい状況に冬場はなっているんです。

そうした場合、避難港として申請すれば、今ある係留場と東側の古い係留場との間をつなげば、そこに避難船が一時避難できるちゅう考え方なんです。その間のスペースを、あまり金はかからないと思います。今現在、擁壁ありますので、そこをただ防波堤、船の係留の施設をつくれればいいわけですから。

そうした場合、そこに避難してきた船が係留できるということを要望していますので、ぜひ、どこに今避難港があるか、古仁屋とかあるような話を聞いたんですが、そうじゃなくて、漁に出かけて、例えば、奄美付近からも漁礁に、亀津からも来るんです。そうした場合、北風が急に吹いた場合は前泊に飛び込んで入れるという感じの整備をお願いできないかと。緊急避難港を指定するという話です。

○副町長（伊喜 功君）

ただいまの牧議員の質問の中の避難漁港、ちょっと私も詳細にはわかりませんが、漁港法などの定義によりますと、漁港には第1種から第4種の漁港があるようでございまして、前泊は第1種になっております。大型の漁港が第1種でありまして、第4種となりますと、群島近くでは、名瀬の大熊、笠利の宇宿、瀬戸内の古仁屋、そして、喜界の早町、そして、知名、これが第4種で、第4種漁港とういのは、離島、その他辺地にあつて、魚場の開発、または漁船の避難上特に必要なものということで県管理になっておりますので、前泊漁港がそういった条件を満たした上で緊急避難漁港になれるかということについては、まだちょっと、相当ハードルが高いのかという気はいたしますが。

特に、近くにそういう避難漁港がないということで、知名漁港があるような状況の中で、50km以内にそういう漁港がないことということもありますので、なかなかそういったところからするとハードルは高いのかもしれませんが、現実的には恐らく牧議員が常に利用されている漁港で、そういう避難的な機能を果たしているところがあると思いますので、そういうことが実現できないかということは、長期的な課題として検討する価値はあるのではないかと考えております。

○3番（牧 徳久君）

以前にも平土野の、今、副町長あたり、建設課長あたりがおっしゃっておるのは、カツオ漁船とか、大きな漁船を考えておるのではなくて、私が言っているのは、徳之島の船は小型船が、3t未満とか5t未満が多いんです。

そういった船が緊急避難できるちゅうことで、以前にも天城の平土野船が、下にグンジというところがあるんですが、そこへ行って帰り、岬のあそこを引けなくて帰れなくて、鹿浦に入ったことがあるんです。鹿浦は、この前も一般質問したとおり、底が浅いもんですから、ちょっと大きい船だと入りづららしいんです。前泊のほうがそれより入りやすいと。それもあるし、漁港ですから、鹿浦港は港湾ですから。漁港としてあそこを整備すれば、そこへ係留できるということになっておりますので、ぜひとも前向きな検討をお願いしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○副町長（伊喜 功君）

先ほどの1種から4種までの制度上の避難漁港ということとは別に、実質上、避難漁港として活用したい。したがって、そういう岸壁などのインフラ整備をするという流れであれば、そういう社会資本整備というのは、今後、絶対ないということではありませんので、そんな形で実現できるかと思えます。

先ほども申し上げましたように、大きいとかというより、既に県管理の避難漁港という制度で現存しておりますので、そういったところがある中では、こういう法律上の避難漁港ということは、なかなかハードルは高いのかということではございますが、いずれにしろ、実際の活用でそういう避難漁港としての活用をなされていることを踏まえた形で、長期的な整備を検討する余地はあるのではないかと考えております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、地方創生事業に組み入れはできなくても、漁業発展のためにも、天城の漁民、徳之島町の漁民、例えば、沖永良部と徳之島の間沖にチュウソウという漁礁があるわけですが、そこまで行ったりした場合、帰るときは、急に風ちゅうのは変わるんです。そうした場合、帰れなくなった場合は、その近くの港に1晩泊まるとかするわけですので、副町長がおっしゃった県単位の避難港じゃなくて、徳之島3町でもそういったのを指定して、例えば、亀津の沖に伊仙の船が行った場合は亀津の漁港にすぐ飛びこめるといった話し合いも必要かと今後思います。

海へ船で出た場合は危険が一番伴うことがありますので、ぜひ、ここを整備して、避難港として活用してもらえればと思っております。

以上です。

○副議長（永岡良一君）

これで、牧 徳久君の一般質問を終了いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。5分間程度休憩したいと思います。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時19分

○副議長（永岡良一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、上木千恵造君の一般質問を許します。

○4番（上木千恵造君）

町民の皆様、こんにちは。議席番号4番、上木千恵造です。平成27年3月定例議会において一般質問の許可がありましたので、通告書に従い、質問をいたします。

集落の環境浄化と安全対策の観点から、町道西朝戸具線の排水路整備について、お尋ねいたします。

町道西朝戸具線は、役場南側駐車場から町道古里西伊仙線に通じる集落の主要道路の1つであり、また、児童生徒の通学路にもなっており、中伊仙集落にとっては極めて重要な生活道路であります。

当路線の排水路は、道路改良と同時に昭和50年ごろに建設され、築40年近くが経過し、老朽化がひどく、一部区間ではコンクリート壁が決壊し使用不能寸前のところもあり、大変危険な状況にあります。

それに、排水路には外板が設置されていないため、衛生状態も非常に悪く、早急な改善が必要だと思われま。

本年度から始まる第5次総合計画では、平成30年度に事業計画がなされていますが、危険度を再確認の上、前倒しで事業を実施して、地域住民の不安解消はできないものか、お伺いします。

地方創生戦略ビジョン作成や世界遺産登録に向けて、町長を先頭に、全職員が多忙を極めている中、また、財政状況も厳しい今日、このような質問をしてもいかなものかと大変迷うところもあ

りましたが、地域の声を役場に届けるのも我々の仕事であり、あえて質問をさせていただきました。

どうかよろしく願いいたします。これで、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

上木議員の質問にお答えしてまいります。

早速、建設課長と2人で、昨日現地に行ってみました。そのときは側溝がしてあって、中のほうがよくわかりませんでしたけれども、先ほど上木議員から側溝を除いた写真を拝見させていただきました。

建設課長と相談をしながら、今、町全体の計画の中で緊急性を再度見直して、あえて早急に対応できるような状況にしていかなければならないというふうには、昨日見て、先ほどの写真ではそのように思いましたので、詳細については、担当課長のほうから説明をしていただきます。

○建設課長（中熊俊也君）

上木議員の質問にお答えします。

この件は、去年あたりからも何回か要望等、上木議員からありましたが、去年の19号の大雨で、この下流のほうにちょっと下っていくと、左のほうに曲がっていく側溝なんですが、そこにある家が床下浸水をしていまして、かなり上のほうから先、大きい側溝に変えると、その被害がもっと広がるんじゃないかと思っているところでありまして、流末のほうから考えてこないといけないんじゃないかということで、建設課内では検討しているところではありますが、次期5カ年計画の30年度ということで、財政的に少しは余裕が出るころじゃないかということで、計画してあるんですが、前倒しとなると財務のほうから答えていただきますが、前倒しというのはちょっと厳しいんじゃないかと思っています。

額的にいい金額になると思いますので、よろしく申し上げます。

それと、今、役場の下のほうに過疎債を利用した大きい側溝を1本、下のほうからやってきているんですけども、側溝を入れるだけでもかなりかかっていまして、あと2年市内と県道まで届かないということで、それも大変なことでありまして、県道より上の水が一斉に流れてきて、下のほうでどうしようか、小さい側溝だらけでどうしようもない状態で、大規模な、抜本的な改良が必要だと感じています。

とりあえず、過疎債で伊仙小学校の前はやっているんですが、そのあとは、先ほど話しましたように、第5次総合計画をもとに進めていくしかないのではないかと、今思っているところであります。

○4番（上木千恵造君）

説明のあった下流のほうと、この水路のはけ口は全然別なルートですので、施行するルートが全然違います。下のほうも立派な通路がありますので、私が今質問したルート、そこはまた再度現場を確認して見ていただけないですか。見ればわかりますので。

ちょっと、課長は向こうとこっちを勘違いしているようです。再度調整していただきたいと思い

ます。

それで、今の答弁では、今の計画どおり、平成30年度しかできないと、先ほど写真もちょっとお渡ししましたけれども、それは緊急整備をするのは、現地に行って見てみればすぐわかると思いますので、また現地で再度確認していただいて、本当に前向きに検討していただきたいと思います。

そんなに金のかかるあれではありません。五、六十万円もあれば、応急的にもできると思いますので、そここのところをまた勘案していただいて、地域住民の声ですので、何とか少しでもお願いしたいと思いますので、総務課長、どうですか。

○総務課長（樺山 誠君）

お答えします。

第5次総合計画におきましては、10年間の計画を立てているわけでございますけれども、初年度から3年間、あるいは4年、3年という形で、見直し作業をまず実証しますけれども、今、上木議員から指摘のあった場所に関しては、事業的に、しっかり事業として組んでやらなきゃいけないのか、あるいは追計程度の、賃金だとか、残留だとか、そういうものでできるものなのか、しっかり調査をしまして、どう対応をしていくか、庁舎内で決定をしていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○4番（上木千恵造君）

現地に行って見ればわかると思いますので、危険度が高いところだけでも応急的に処理していただいて、地域住民の声を何とか吸い取っていただきたいと思っております。

また、地域住民の声を届けるのも我々の仕事のうちですので、経済的に厳しい状況にありますので、そここのところをぜひ考えていただいて、我々、議員としての立場も少しだけでも考えていただければと思います。

よろしく申し上げます。終わります。

○副議長（永岡良一君）

これで、上木千恵造君の一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全部終了いたしました。

散 会 午後 2時31分

平成27年第 1 回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成27年 3 月16日

平成27年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

平成27年3月16日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）平成27年度伊仙町一般会計予算他6特別会計当初予算審査特別委員会（現地調査）

○日程第1 委員の派遣について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君

事務局書記 荻田恭平君

～平成27年度伊仙町一般会計予算他6特別会計当初予算審査特別委員会（現地調査）～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

おはようございます。ただいまから平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、平成27年3月10日の本会議において付託されました平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算の審査を目的としており、委員会の会期は本日3月16日から18日までの3日間を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。

また、委員の皆様におかれましては、同当初予算審議において慎重に審査を行った上で、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最初に、委員派遣についての派遣要求書の詳細説明を事務局のほうからさせていただきますのでよろしいでしょうか。

○議会事務局長（佐平勝秀君）

おはようございます。皆さんのお手元に配付してあります議事日程をご確認いただきたいと思います。本日、議事日程を行うに当たって、皆さんのほうに、次のページ、2ページ目をお願いいたします。委員派遣書に要求書ということで、ただいまから委員長のほうで、この件について皆さんのほうにお諮りしますのでご検討いただきたいと思います。

次のページをお願いします。あらかじめ現地視察を行うということで、伊仙町長、大久保明町長宛てに現地調査の実施についてということで、伊仙町議会会議規則第74条の規定により要求をしております。

次のページをお願いいたします。説明委員の委員会出席要求書ということで、本日の現地視察に伴う説明委員のほう、外部からの説明委員が1名いらっしゃいますので、その方へ出席要求をしております。

そして、それから2ページめくっていただいて、3月13日付で参考人の委員会出席要請書ということで、これもJAあまみ徳之島事業本部農畜産物出荷貯蔵施設において、バレイショ選果場なんですけども、今回の視察に関係する件について、3点ほどあらかじめ要求しております。

それについての説明委員をJAあまみ側のほうに依頼をしております。それもあらかじめ申し添えておきます。

そこからまた2ページめくっていただいて、行程表のほうがありますけども、そちらのほうをお目通しいただきたいと思います。

本日、現地調査の行程表といたしまして、この室内でのお諮りしていただいた件を了承した後、10時半までに有機物供給センター管理運営費の予算額一致1,120万7,000円計上されていますけども、その件から農林水産物輸送コスト支援事業、そして県営畑総で午前中を終了していきたいと思いま

す。

午後の部においては、過疎対策事業費の中で予算配当額が760万円計上されていますけども、そこから始まりまして、基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金、かん水関係の基幹改良事業費、そして今回廃目になっていますけども、前年度当初予算に計上されていました馬根団地住宅建設の事業費についての入居審査状況、そして駐在員からの説明委員の要請、次のページお願いします。

これは建設課のほうから話がありましたけども、犬田布岬入り口の道路について、仮設道路が今つくられていますけどもその件についての大島支庁徳之島事務所より説明委員の方がいらっしまし説明をしていただきます。

その後、生活改善センター運営費ということで計上されていますその件も踏まえて、最終目的地は犬田布岬のほうで観光連携整備事業を行っておりますけども、その件で本日の日程としております。

その中での現地調査に伴う詳細説明については、次のページをお願いします。

これについては、その各課予算担当、今の行程表に関連することで、あらかじめ説明していただきたい内容を詳細に分けて課別に記載してありますので、この件について皆さんのほうで集中的に質疑、もしくは調査をしていただいて、不足する分に関しては委員長の許可を得た上で質疑を行っていただきたいと思います。

以上で資料の説明を終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

これで資料の説明を終わります。

日程第1 委員の派遣について議題とします。

お諮りします。平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査に関する現地調査を実施するために、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づきお手元に配付してある委員派遣要求書案のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣についてはお手元に配付してあります委員派遣承認要求書案のとおり、委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明日は午前10時より本議事堂において、平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査を行いますので、午前9時30分までに議会委員会室へご参集ください。

なお、この後役場正面玄関に車両を準備してありますので、至急お集まりください。

以上です。

散 会 午前10時20分

平成27年第 1 回伊仙町議会定例会

第 5 日

平成27年 3 月17日

平成27年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第5号）

平成27年3月17日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第5号）平成27年度伊仙町一般会計予算他6特別会計当初予算審査特別委員会（室内審議）

○日程第1 議案第24号 平成27年度伊仙町一般会計予算

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	欠席	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	西吉広君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	仲島正敏君		

～平成27年度伊仙町一般会計予算他 6 特別会計当初予算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

6 特別会計当初予算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、委員並びに説明員の皆様にお知らせいたします。

質疑並びに説明する際は、各会計予算書、施政方針、歳入歳出、事業費明細書のページ数を提示した上で、各自進めていただきたいと思います。

また、質疑や答弁をされる場合は、予算書に提示されている件について、簡潔明瞭に発言されることを心がけていただき、質疑においては、1項目3回までの質疑を許可いたします。

それ以上の質疑は、当初予算における審議能率が低下する恐れがある関係上、ご配慮いただきますよう、あらかじめ申し添えておきます。

日程第1、議案第24号、平成27年度伊仙町一般会計予算について、議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

予算書をお開きください。1 ページ目をお願いいたします。平成27年度伊仙町一般会計予算の1 ページ目をお開きください。

それでは、平成27年度伊仙町一般会計予算について、補足説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56億2,397万4,000円と定めるものであります。

11ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

1 款町税 2 億9,264万8,000円を計上してございます。前年度比820万円の増額となっております。町民税、固定資産税、軽自動車税の増額を見込んでございます。

2 款地方譲与税7,267万3,000円を計上してございます。前年度比238万9,000円の減額となっております。地方揮発油譲与税の減額を見込んでございます。

3 款利子割交付金36万8,000円を計上してございます。

4 款配当割交付金29万3,000円を計上してございます。前年度比5万円の増額となっております。

5 款株式等譲与所得割交付金1,000円を計上してございます。

6 款地方消費税交付金4,720万9,000円を計上してございます。前年度比279万7,000円の増額となっております。地方消費税交付金の増額を見込んでございます。

7 款自動車取得税交付金560万円を計上してございます。前年度比50万円の減額となっております。

8 款地方特例交付金22万1,000円を計上してございます。前年度比22万円の増額となっております。

9 款地方交付税29億3,095万8,000円を計上してございます。前年度比408万3,000円の減額となっております。

10 款交通安全対策特別交付金160万円を計上してございます。

11 款分担金及び負担金5,811万5,000円を計上してございます。前年度比345万5,000円の増額とな

っております。農林水産業費の分担金の増額によるものでございます。

12款使用料及び手数料5,071万3,000円を計上してございます。前年度比58万8,000円の増額となっております。

13款国庫支出金5億906万1,000円を計上してございます。前年度比2,638万6,000円の減額となっております。民生費国庫補助金の減額によるものでございます。

14款県支出金5億5,390万7,000円を計上してございます。前年度比6,097万8,000円の増額となっております。民生費負担金、衛生費県補助金、農林水産業費県補助金の増額によるものでございます。

15款財産収入914万8,000円を計上してございます。前年度比12万8,000円の減額となっております。

16款寄附金10万2,000円を計上してございます。

17款繰入金1億5,659万3,000円を計上してございます。前年度比2,727万6,000円の増額となっております。財政調整基金からの繰入金の増額によるものでございます。

18款繰越金1,000円を計上してございます。

19款諸収入4,946万3,000円を計上してございます。前年度比505万円の増額となっております。

雑入関係の増額によるものでございます。

20款町債8億8,530万円を計上してございます。前年度比4億490万円の増額となっております。過疎対策事業債の増額によるものでございます。

以上、歳入合計56億2,397万4,000円となっております。

13ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

1款議会費9,372万5,000円を計上してございます。前年度比11万4,000円の増額となっております。

2款総務費11億5,313万5,000円を計上してございます。前年度比4億6,219万2,000円の増額となっております。財産管理費の公共施設等総合管理計画委託料と企業誘致促進整備対策事業の増額によるものでございます。

3款民生費13億3,859万4,000円を計上してございます。前年比2,896万9,000円の減額となっております。臨時福祉給付金事業費の減額によるものでございます。

4款衛生費5億8,607万1,000円を計上してございます。前年度比3,735万8,000円の増額となっております。再生可能エネルギー等導入推進基金事業費の増額によるものでございます。

5款農林水産業費5億8,304万円を計上してございます。前年度比7,260万2,000円の増額となっております。機構集積支援事業費、農地中間管理事業費、鳥獣被害対策事業費、特定地域振興生産基盤整備事業費の増額によるものでございます。

6款商工費5,868万4,000円を計上してございます。前年度比4,340万1,000円の減額となっております。観光拠点連携整備事業費の減額によるものでございます。

7款土木費3億3,303万3,000円を計上してございます。前年度比4,674万8,000円の減額となっております。道路維持管理費並びに馬根団地住宅建設の完了によるものでございます。

8 款消防費 1 億8,746万6,000円を計上してございます。前年度比1,456万9,000円の増額となっております。徳之島地区消防組合負担金、公債費の増額によるものでございます。

9 款教育費 3 億9,557万円を計上してございます。前年度比220万円の増額となっております。遺跡等発掘調査事業費の増額によるものでございます。

10 款災害復旧費160万6,000円を計上してございます。前年度比13万2,000円の減額となっております。

11 款公債費 8 億8,804万9,000円を計上してございます。前年度比1,024万3,000円の増額となっております。償還金の増額によるものでございます。

12 款諸支出金1,000円を計上してございます。

13 款予備費500万円を計上してございます。

以上、歳出合計56億2,397万4,000円とするものでございます。

8 ページをお開きください。第2表、債務負担行為についてご説明をいたします。

事項、有機物供給センターの指定管理者委託料、期間、平成27年から平成31年までの5年間、限度額4,965万円でございます。

9 ページをお目通しください。第3表、債務負担行為の変更についてご説明いたします。

事項、国営徳之島用水事業（徳之島用水1期地区）の町負担金の債務負担は、変更前の期間、平成27年から平成43年を、平成29年から平成45年に変更することと、変更前の限度額5億5,934万5,000円を5億1,797万7,000円に変更するものでございます。

下のほうで、国営徳之島用水事業、（徳之島用水2期地区）の町負担金の債務負担行為は、変更前の期間、平成28年から平成44年を、平成29年から平成45年へ変更することと、変更前の限度額4億3,706万円を4億1,231万4,000円に変更するものです。

10ページ目をお開きください。第4表、地方債についてご説明をいたします。

起債の目的、（1）過疎対策事業債、限度額7億2,220万円でございます。

起債の方法、証書借入れまたは証券発行となっております。利率については5%以内、ただし利率見直し方式で借りられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。

償還の方法、政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰上償還することがある。

（2）辺地対策事業債、限度額2,610万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、先ほどご説明したとおりでございます。

（3）公営住宅施設整備事業債、限度額700万でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、先ほどご説明したとおりでございます。

（4）臨時財政対策債、限度額1億3,000万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、先ほどご説明したとおりでございます。

合計8億8,530万円でございます。

1ページにお戻りください。1ページの第5条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高限度額は10億円と定めます。

第6条、歳出予算の流用、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(2)各項に計上した給料、職員の手当等及び共済費(賃金にかかわる共済費を除く)にかかわる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○当初予算審査特別委員長(樺山 一君)

補足説明を終わります。

議案第24号、平成27年度伊仙町一般会計予算の歳入に関する質疑を行います。

○3番(牧 徳久君)

平成27年度一般会計予算書について、歳入のほうについての質疑をいたします。

まず、9ページをお願いします。第3表の債務負担行為の変更についてであります。以前の27年度から29年度に返済がなされるようになったと思いますが、まず、用水事業についても、5億5,930万5,000円から5億1,797万7,000円、これについても、4,000万ぐらいの減額となっている。

その下においても、4億3,706万円から4億1,231万4,000円と、これについても2,000万ぐらいの減額となっておりますが、これ、面積で軽減になったのか、国の方針で予算が、返還分が膨らむ町の返す分と思いますが、どうでしょうか。

○耕地課長(穂 浩一君)

牧議員のご質問にお答えをいたします。

徳之島用水事業の限度額の減額分でございますが、これは現時点で国のほうで試算したところの額でありまして、事業費、今までの工事費が、当初考えていたより、それ以上はかからなかったということで、現時点で再計算したところの事業費の減であります。

また、最終年度は28年度になりますので、若干これ以上も、例えばパイプラインの試験がうまくいかなくて、再度何か手直しがあったり、そういうことがあれば、若干変わる数字でありまして、これは26年度現在で総事業費をある程度の精査したところの数字で、面積等の変更はございません。

○3番(牧 徳久君)

そうしますと、町が29年度に償還する負担金については、今後もこれら減額となる可能性があるということですか。

○耕地課長(穂 浩一君)

この金額につきましては、現時点でこのままいけばという数字でございますので、今お話をしたとおり、今年から来年にかけて、引き続き通水試験等あります。また、完成、事業完了まで災害等、ダム周辺の災害やらパイプラインの災害があった場合は、若干の事業費の増は考えられると思いま

す。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、10ページをお願いします。第4表の地方債について、公債費が8億8,530万円、このように増加している。年々増えているんですが、一般質問でもしましたが、この実質公債費率は今、現在、伊仙町でどれぐらいになっているんですか。

○総務課長（樺山 誠君）

25年度の実質公債費率に関しましては、13.4%となっております。

○3番（牧 徳久君）

これから先もこのようにして企業誘致、今年4億余り過疎債利用するわけですが、今後も増加傾向にあると思いますが、公債費率が18%を超えますと、県の指導が入るということですので、今後もこの数値までは余裕があるのか。

○総務課長（樺山 誠君）

パーセントだけで余裕があるとは言い切れないと思っております。ですから、しっかりした財政運営をしなければ、よくないというふうに感じておるところです。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、今総務課長が答弁のように、財政が厳しいわけでありまして、この実質公債費率があと3%ぐらいは余裕があるわけですが、実際、中身は財政が厳しいわけですので、今後も計画的に事業執行、優先順位を選別して、事業を考えていただきたいと思っております。以上です。

それから12ページをお願いします。12ページの歳入のほうの17繰入金、昨年は1億2,931万7,000円の繰り入れでありましたが、今年はさらに厳しくなって、1億5,659万3,000円の基金を取り崩して、一般会計に充てているんですが、基金のほうについて一般質問でも質問しましたが、今後このようにして崩していった場合、29年度のダムの償還時には、この基金が枯渇した場合は、ダムの償還金は、どのようにして捻出するんですか。

○総務課長（樺山 誠君）

23ページを開いていただけますでしょうか。繰入金の総額が1億5,659万2,000円繰り入れをしているわけでございますけれども、その説明に関しましては、財政調整基金のほうから1億4,000万円、あときばらでえで、伊仙応援基金のほうから738万3,000円、肉用牛に関しましては920万9,000円でございますけれども、これは国への返納する金額ということで、1億4,000万円を財政調整基金のほうから繰り入れをしているわけでございますけれども、その中で、現在の状況ですと、4億2,000万円程度の基金が残っているわけでございます。

その中で、ダムの償還が29年度に元金分6億209万2,000円、先ほど耕地課長が言いましたように、現時点の6億200万程度を返さなきゃいけないという形になります。

その中で、まずは、予算執行については、しっかりした予算執行をするということの節約の意味を含めて、まずしっかりやっていくという中で、最終的には、過疎債だとか、一般単独の関係で、

利用しなきゃいけないかなということになります。

ですけども、ここまでいかないうちにしっかりとめるという方向は、目標を持ってやらなきゃいけないと思っております。

○3番（牧 徳久君）

今年、27年度、28年度、あと2カ年余裕があるわけですが、この2カ年で来年また取り崩したら、また足らなくなる。こういうことの繰り越しですので、27年度と28年度予算に限っては、歳出については極力節約しないと、この不足分の2億は補えないという、またこの過疎債を借りる、また借金が増える。2億借りると、今8億8,000万の公債費が、また10億になる。上がる一方ですので、ぜひ今年の27年度と28年度の歳出については、極力抑制して、鉛筆1本でも節約するぐらいの気持ちで、頑張っていたかかないと、大変な状況に陥ると思いますので、歳出については、極力2カ年間は頑張っていたかかないと思います。

そして、どうもできない場合は、過疎債に頼るということではありますが、過疎債については、今後限度額等は大丈夫なんでしょうか、お伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

限度額等に関しましては、県といろいろ協議をして決定していくわけですけども、結局は、幾ら協議しても、返済できるというのが前提ですから、それも踏まえて、幾ら借りられるからといって借りるという方式じゃなくて、やらなきゃいけないと。

27年度においては、組織的なものを変えるだとか、町有財産の売却すべきものは売却するだとか、そういうものもやりながら、28年度の予算編成に沿えていかなきゃいけないと。

だから非常に、27年度が正念場の年になるのかなというふうに思っております。

○3番（牧 徳久君）

例えば小さいお金を積み立てれば、何千円、何百万となるわけですので、一般質問でもいろいろ質問しましたが、例えば瀬田海の夏場なんかバーベキューをする為に、いっぱいお客さんが町外からも来ます。電気代使って、難儀しているわけ、町はその分、損をしているわけですので、1卓500円ぐらい、誰でも払いますので、そういう小さいところからの積み立てでこういう財政を今からいけたらなと思いますので、ぜひこういうことは、小さなことですけど、実行していただきたいと思っています。

次に歳入の中身についてお伺いしていきたいと思っております。14ページをお願いします。

14ページの中の固定資産税とか軽自動車税については、前年度と比較して増額になっているわけですが、たばこ税については、同じ金額が計上されておりますが、今年からコンビニエンスストア、東伊仙のほうにオープン、またAコープ等を企業誘致がされたことで、この分伸びは考えられないのか、お伺いしたいと思います。

○税務課長（益 一男君）

お答えいたします。議員がおっしゃるとおり、昨年度におきまして、大型店舗の進出、Aコープ

とあるいはエブリワン等が営業しておりますので、その分は増える可能性はあるかと思えます。

また、健康上の問題で、たばこを慎む、やめられるという方も勘案して、前年度予算で同じにした次第であります。

今後、増加の傾向を見ながら、補正等でやって、行いたいと思えます。

○3番（牧 徳久君）

このたばこ税も非常に貴重な財源でございますので、以前、前税務課長が、広報誌あたりに、たばこは町内で買いましょうとか載せたことがあります、今後もこういったアピールを大々的に宣伝して、ぜひ町内でたばこを買われるように、広報なりで宣伝していただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○税務課長（益 一男君）

お答えいたします。町財政難を見通して、やはり自主財源の確保という観点から、足元を固めて、自主財源の確保ということ、今後は広報等を折り込んで、住民の方に町内でたばこを買って町外に出ていく、あるいは出張とかそういうあれで、町内のお店でたばこは供用していただくように、広報等で周知をしていきたいと思えます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、20ページをお願いしたいと思えます。

3衛生費補助金県補助金の環境衛生補助金、歳出のほうでもしたかったんですが、歳入でよろしいかと思えますが、地域クリーンニューディール基金事業補助金2,260万とありますが、これは100%事業なんですが、何をされるのか、お伺いします。

○環境課長（美延治郷君）

お答えいたします。

ほーらい館の太陽光パネルを設置する予定で進めています。

○3番（牧 徳久君）

この太陽光については、福島原発あたりで非常に問題になって、国が進めて、徳之島島内でもあちこちに学校含めて、最近は上晴入口とか大々的に各町でも始まっているんですが、ほーらい館の電気代は売電するぐらいの賄う容量があるわけですか。

○環境課長（美延治郷君）

今回の事業の目的が、災害時避難所としての最低限必要な電力という条件がついています。

ですから、もし災害が起きて、電気の供給ができなくなったときに、非常用の電灯がつくとか、ある程度の照明がつくという、非常に小さなやつなんです。今回、国から出ているのが。

最低限の量で、金額的にも2,000万という、鹿児島県全体でも4億ぐらいの事業費しかなくて、伊仙に確保できたのが2,260万円ということで、10.5kWという容量的には、物すごいあちらこちらの照明の電気をつけるぐらいです。

年間の予算にしまして、20何万かの予算削減になるんですけども、売電が今ほとんどできないような状態です。ですから、蓄電池を持っています。蓄電池に貯めて、蓄電池で使えるようになります。どちらかという、売電よりも自分のほうの消費でも全然足りないぐらいですので、少しでも電気代が安くなればということ、100%補助であるということをお勧めして、投入を予定しているところでは。

○3番（牧 徳久君）

そうしますと、このほーらい館の交流ひろばあたりは、夜間7時、8時になると、相当な照明がついているような気がします、これを全部賄えるということですか。

○環境課長（美延治郷君）

照明というのが、避難所としてありますので、ほーらい館の中の避難施設、この部屋とこの部屋とこの部屋を、災害時には人が入りますよ、何人ぐらいの人間が入りますよという形で計算してという、ほーらい館で240名の計算を出しています。その部屋に入る最低限の電源ですから、周りの電源は、電気は入ってないです。

○3番（牧 徳久君）

ほーらい館については、非常に運営が厳しいわけですので、今後、こういう、4億鹿児島県にあるとおっしゃいましたが、大きな事業は交渉できないものではないでしょうか。ほーらい館の電気になるぐらい。

○環境課長（美延治郷君）

おっしゃるとおり、私のほうも、できるだけ事業費を多く確保しようということで、一番小さいのから、大きいのは5,000万ぐらいまでの事業計画書を出したんですけども、鹿児島県の採択のほうが一番小さい10.5kWという小さいやつで採択がもらえました。本当はもっと全体を回せるぐらいの大きな容量で欲しいということで、実際には5,000何百万円ぐらいの金額まで、4段階ぐらいの案を出したんですけども、小さいのが通ったということです。

○3番（牧 徳久君）

副町長にお伺いします。ほーらい館の運営のトップと聞いたんですが、今後ほーらい館に運営は町でずっとするわけですが、この今環境課長が言った電気、県を通じて、大島支庁長の経験上、こういった交渉はできないのか、お伺いします。

○副町長（伊喜 功君）

この事業については、実は県のほうから、私あてに、こういった取り組みをしませんかという打診がありまして、100%事業ということで、26年度から事業が始まっているようでございます。

先ほど環境課長のほうが、枠の中で、こういう採択になったということございまして、恐らくこれは蓄電池つきでございますので、ほーらい館のためというより、本来はそういう避難施設なんですけど、蓄電でございますので、常時電気が貯まっている。したがって、それを何らかの形で活用すれば、ほーらい館の電気代の節約にはつながるということございまして。

あと、ほーらい館を運営する上において、郡なり県なりから、そういう支援策ということ、直接的には恐らく難しいんでしょうけど、今回の地方創生絡みで何らかの事業を取り込むとか、あるいは今後、地方創生の総合戦略を策定する中で、ほーらい館は健康増進施設でございますので、そういう健康増進事業を推進する中で、ほーらい館の活用、ひいてはほーらい館の経過図につながるような取り組みを進めれば、どうだろうかというふうに考えておりますので、来年度の戦略策定において、そういった対策をいろいろ検討してみたいという具合に考えているところでございます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ地方創生の中に、こういった自前の一般財源を使っている電気代、こういうのを節約できるように、地方創生の中に組み入れてほーらい館運営が、今後も町でするわけですので、ぴしっと赤字にならないように頑張ってくださいと思います。

20ページの下のほうの鳥獣対策防止の補助金について、479万5,000円がありますが、歳出のほうにも一般質問であったとおり、イノシシの侵入防止柵の補助金と思いますが、これは延長にして、まず、国営犬田布団地はどれぐらいしますか。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問に答えます。本年度は、侵入防止柵として、約3,000m計画しております。

あと、4月に入って、また各組織の説明会をして、その中で趣旨等説明をし、ちゃんと維持管理等できる旨を伝えながら、実施に向けてやっていきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

防止柵の設置に当たっては、猟友会の経験上では、川だけは網ができないということで、どこの町においても、川には網は設置してないんですが、川から侵入してきて、また川から帰るといって、繰り返している、天城町辺りで現実にあるわけですので、こういった点も今後検討協議して、どういう方法があるのかを伊仙町は、余り徳之島に比べて先進地だと見せるぐらい、こういった方策も検討できないのか、お伺いします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。牧議員のほうも、猟友会のメンバーですので、まずは猟友会の皆さんの現地で実施しているわけですので、その辺もいろんな情報を聞き取りしながら、また天城町、徳之島町は、今進んでいるわけですので、その辺も踏まえて、情報を収集しながら、あとまた、県のほうに指導を仰ぎながら、農産物が、生産者の皆さんが、低下しないような方法で、進めていきたいと考えています。

○3番（牧 徳久君）

今年は3kmということですが、今後の可能性としては、天城町境にいたしますと、徳之島町境だけは今後進めていく考えはあるのか、お伺いします。

○経済課長（上木義一君）

順次継続していきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、24ページ、お願いします。

雑入のほうの説明のところの駐車場の職員負担金150万とありますが、職員から、今年からまた駐車場料金を徴収するということですか。

○総務課長（樺山 誠君）

職員125名分で予算を措置してございますけれども、12カ月掛ける1,000円ということで徴収をしたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

以前もこのようにして、徴収を500円からしておったんですが、これを1,000円に値上がりして徴収するということですか。

○総務課長（樺山 誠君）

値上がりというよりも、職員の駐車に関しては職員で持つというような考え方です。

○3番（牧 徳久君）

この料金を取るからには、駐車場を職員の125名分、これを区割りして指定すべきだと思いますが、どうですか。

○総務課長（樺山 誠君）

駐車場を指定しないで、今の状況で使う予定です。

○3番（牧 徳久君）

例えばそこへ地重さんから借りているわけですから、そこを区割りもせず、いっぱいお客をとめていっぱいになったら、職員がとめられないでいる、ご飯食べて帰ってきて、とめられない場合は、その1,000円は返還するんですか。職員の車とか外部の車がいっぱいになって、職員が昼ごはん食べに行って、帰った場合、とめられない場合は、総務課が責任を持つわけですか。

料金を取るからには。

○総務課長（樺山 誠君）

郡内、各市町村調べてみますと、県も含めて、職員の駐車場というのは、行政が責任を持って駐車場を作ってというところはそんなにないんです。ですから、職員の駐車場に関しては、職員間で、結局町で借り上げはしているんですけども、その負担金として職員に払っていただくという趣旨でございます。あとは、それぞれ工夫してしっかりとめてくれると思っています。

○町長（大久保明君）

毎朝あそこを通過して、朝夕通っていますけども、あそこはあと50人、100人増えても、満杯にならないと思います。しっかり詰めていって、近いところからやっていますから、満杯になって、職員がそこにとめられないということは、現時点では絶対ないと思います。ですから、そういう心配は要らないと思います。

ただ、区割りをするかどうかも、地権者との話ですから、また考えていきたいと思うし、きのうも美島委員から、そこの前のほうは、私有地があいています。

あそこも交渉していただきたいということで、交渉してきたいと思いますので、その、思い過ごしといえますか、杞憂だというふうにも思いますので。

○3番（牧 徳久君）

職員からお金を取る以上、縄でもロープでもくぎで打ちつけて、停めているようにするのが筋と思いますけど、徳之島町でもこれを徴収しているんですか。聞いたことはありますか。

○総務課長（樺山 誠君）

天城町、徳之島町は取っているか取っていないかは、しっかり調査してございません。

しかし、区割りをすると、くぎで打つとか、結局は前も何回かやったんですけど、やっただらすぐだめになっちゃうんです。それで、あとパンクをしたりだとか、そういうこともありますので、それぞれ職員の間で良識をもってしっかりとめている状況ですので、それ以上は介入する予定はございません。

○3番（牧 徳久君）

近くの役場、近隣の職員は、お金を徴収すると、歩いてくると思いますが、そうした場合、この125名は、それを差し引いた職員の数ですか。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

委員、もう3回超えていますので、次に移ってください。

○3番（牧 徳久君）

歳入については以上です。

○総務課長（樺山 誠君）

全職員、結局は出向している職員だとか、そういう職員は外して、全職員の予定でやっています。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

ほかに質疑、ございませんでしょうか。

○9番（明石秀雄君）

非常に、この予算については危惧をしているところですが、私は個別にしません。

全部総括でします。

25年度の決算当時から、非常に財政が厳しいということで、我々も補助金とか負担金等には、なるべく手を入れて、廃止すべきもの、または縮小するものなどについての要望もしてきたわけですが、また、総務課長も先ほど来、12月議会に入って、予算編成のことについてもお伺いしてみますと、各課20%減の要請をしてきたということですが、この予算書を見る限り、その効果が見えません、我々には。事業見直しをしたもの、負担金等の見直しをしたもの、また新しく出てきたものなどもあるとは思いますが、それについて、詳しくご説明ができますか。

これは、歳入にも歳出にも関連することなんですが、56億2,300万、本年度予算総額、前年度と比

較しますと、4億8,000万増であります。財政が非常に厳しいと言いながらも、前年度対比が増額をしている。そして28年度あたりから、非常にまた基金等もなくなりそうな話も出ておりますが、本当にこれでやっていけるのかなと危惧しているところです。

そこで、財政の硬直化を防ぐと申しますか、その比率を見るのは経常収支だと思いますが、今年度、どれぐらいまで上がっていますか。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

ここで休憩をします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明員の答弁を求めます。

○総務課長（樺山 誠君）

26年度と27年度の予算を比較しますと、今伸びている状況のものが、普通建設事業費の単独事業費のほうが、26年度と比べると伸びている状況でございます。これは企業誘致の建設事業に使う部分が伸びているという状況です。

あと、扶助費が5,000万ぐらい伸びているような状況です。ですから、この辺も含めて27年度に我々がすべきことに関しては、しっかり財政の健全化に向けて、しっかり取り組むと。

あと、今、予算として作成している部分に関しましても、しっかり精査しながら、執行していくということを常に心がけてやっていくというふうに、実行していきたいと思っています。

○9番（明石秀雄君）

私も、予算が多くなることは、非常にいいことだと思っています。それは町民のためになる。

そのお金が全て町民に還元されるわけですから、いいことだと思っております。

しかし、近年の財政事情を鑑みますと、非常に危惧しているところですが、これも事業執行していく中で、節約等しながら、来年度以降の財政運営に支障を来さないように努力していただきたいと思っております。

これで終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

ほかに質疑はございませんか。

○5番（美山 保君）

平成27年度当初予算書歳入歳出事業費の明細書、4ページをお開きください。

科目別歳入状況円グラフ、歳入総額56億2,397万4,000円、そのうちで町税29億3,095万8,000円、これは地方交付税の間違いではないですか。

○総務課長（樺山 誠君）

非常に申しわけございません。今議員の指摘のとおりでございます。地方交付税に改めていただきたいと思っております。歳出も歳入にかえてください。右側。

○5番（美山 保君）

地方交付税、これを訂正していただきたいと。そして、右側のグラフ、歳入総額と書いてあるけれども、歳出総額に、またこれも訂正してください。

そして、27年度の町債8億8,530万円ですが、26年度は4億8,040万円、これはプラス4億490万円となっておりますけれども、これは先ほど明石議員からも説明があったとおりです。

もう少し詳しく内容を示してください。そして、町債が13.4%に現在なっていると。

そして限度額が18%だということですが、本当に今後、このように増額して、町債を増やしているものでしょうか。

よろしく申し上げます。

○総務課長（樺山 誠君）

それぞれ一般質問等でもお答えしたとおり、26年度、4億8,000万円の町債から27年度に8億8,500万に膨れている状況でございますけれども、これに関しましては、企業誘致関係で借りられるお金でございます。その中で、70%交付税として返ってくるような状況でございます。その中で、確かに我々、町の考え方として、最後の大きな事業だと、あとは水道の関係の事業が大きな事業になってくるんじゃないかなと、28年以降は思っております。その中で、今、指摘のあるとおり、しっかりした財政運営に努めていかなきゃいけないと。

あと、企業誘致に関しましては、将来的にしっかり投資をしていくという意味合いを込めて、厳しい中でありまして、27年度に実施をしたということでございます。

○5番（美山 保君）

今、町債を増やすと、そして一応昨日現地視察した経済課の有機物供合センターについても、本当に早く措置をしなければならぬと。そして向こうでも4億円ぐらいの借金になる、そういうことになろうかと、そうした場合、かなり大きな借金がかさんでくるという思いもします。

そういうことにならないように、その時、その時、きちんと財政計画を立てて、見通しのあるような計画をきちんとやって、町民の負担のないように、対応をお願いいたします。

歳入については、これぐらいにしておいて、歳出でまた質問させていただきます。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

ほかに質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

一般会計予算について質疑を行います。

まず、関連して、歳入歳出事業費の明細書についてお尋ねをいたします。

まず1ページ目、現在27年1月1日現在で143人という職員数でありますけれども、職員定数条例

を見ますと、152名だと思えますけれども、間違いはないでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

職員定数上は、条例上、150名になっております。

○14番（美島盛秀君）

私が条例を確認したところで、152名というふうになっていると思えますけれども、それはそれとして、町長は以前に、私の一般質問で、人件費がかさむから140人程度まで削減するという答弁がありましたけれども、今後、この定数においては、どういう考えを持たれているのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

職員採用に関しましては、いろんな世代間の問題などを含めて、毎年採用するということを予定いたしました。去年は3名の採用ということでございました。

職員の今後の退職等を勘案しながら、私も現時点では、139名ですので、それ以上増えないような形で、今後とも採用もしていくし、また財政が非常に厳しい状況の中で、職員も、今後、いろんな地方分権の中で、仕事量が増えていくということもありますけれども、事務分掌をさらに綿密に配分をしていけば、一人一人個々の能力を広げていくことを推進していけば、この事務分掌で限られたのをはるかに超すように、あらゆる仕事に対応できる能力がますます必要になってくると思います。

そういった形での職員の意識の変化と、それからずっと課題になっておりました職員の資質向上に関して、評価制度を今回は、思い切って単純化していけると考えております。

そうした場合に、職員の定数は150名ですけれども、140名以上になるようなことは、今後ならぬと思っています。

また、いろんな職種、特別職とか技能職、設計とかいろんな形、保育士とか保健師とか、そういう方々をふやしていくということも重要であると思っています。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この明細書の1月1日付の143人の根拠、これは3月に退職者が出るから、現在は129人ということになるのでしょうか。

それと、定数条例、152名なのか、150名なのか、こういう数字的なものをしっかりと確認をして、また答弁をお願いしたいと思いますけれども、今、町長の職員採用等における答弁がありましたけれども、先ほど同僚議員のほうから指摘がありました。こういう議案をこの議会に提案をした、提案をする前に、再度確認等をして、誤字脱字、数字の間違い、そういうのがないかなどをしっかりと精査するという、そういう資質向上に町長は努力するということでありますけれども、私が見た場合に、全く職員の危機管理がないと私は考えます。

こうして、議会から指摘をされるようなことが出るということは、先日私が一般質問で言いまし

た。町長は計画をしてやるよりも、行き当たりばつたりのほうがいいと答弁をした。

私はこれには本当にあきれました。町のトップである町長の答弁が行き当たりばつたりでいいと、いいかげんでいいと、そういういいかげんでいいというなれ合い的なことをやってきたから、職員もなれ合い的になって、行き当たりばつたりで、適当になってしまった。その結果が、こういう書類上、あらわれている。もっと町長、しっかりしてもらわんと困る。その行き当たりばつたりということに対して、撤回する考えはないですか、お尋ねします。

○町長（大久保明君）

非常に節制のないような表現だったとは反省をしております。慎重さが足りなかったと、緊張感も足りなかった中での発言でありました。

弁明するのであれば、一つだけ言わせていただきたいのは、私が言いたかったことは、計画を立てて、議論して議論して、いつまでも結論が出ないようなことはよくないということを言いたかったつもりでございます。

これは、深く反省をしております。

○14番（美島盛秀君）

それでは、歳入の予算書のほうに移りたいと思います。14ページ、各町税において、徴収率を97%と、明細書にありますけど、明細書の6ページ、7ページ、97%あるいは94%、93%に設定した理由はなぜなのか、お尋ねをいたします。

○税務課長（益一男君）

お答えいたします。

やはりこの97%の措置というのは、町財政の難を見通しの今後の自主財源の確保に向けて、徴収率アップを目指して、徴収目標を増額して、財政難をクリアするための予算措置ということで捉えております。ご理解ください。

○14番（美島盛秀君）

財政難を乗り越えるための数字合わせというふうに私は受けとめるんですけども、では財政担当、総務課にお尋ねいたします。全体的な予算を計画するときにおいて、こういうようなパーセンテージを示して、予算を計画するということは、正しいやり方なのか、あるいは普通でしたら100%という予算計上、あるいは余裕を見て、留保的な予算計上と考えられるわけですけども、この97%、94%、93%という数字において、どう判断されておりますか。

○総務課長（樺山誠君）

まず、予算を編成するときに、努力ではいかんともしがたい歳入というのがあります。

結局はたばこ税だとか、そういうものに関しては、現年度並みに持っていくというような予算措置の仕方をしていきます。

あと、努力する部分に関しましては、努力という、足かせというんでしょうか、努力を入れている部分もあります。

あと、年度別の収入未済額調べというのがございまして、町民税が24年度に95%の徴収だとか、徴収率が上がっておりますので、この辺を見越して、頑張っていたきたいということでも予算を上げていると、徴収率を上げているというような状況もあります。

ですから、先ほどおっしゃったように、自分の手ではどうしようもできないような状況のものに関しましては、現年度並みに持っていくと。ちょっと努力をしていただきたいなというところに関しては、少し数字を上げている状況はあります。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、この町税の徴収率を上げる。100%が目標だとは思いますが、頭からこの数字を出して、これが目標だということじゃなくて、100%の予算計上をして、これだけのものに対してこうだよという説明ができるぐらいの数字的、今後示していただきたいと思います。

予算書の15ページ、目1の自動車重量税です。地方揮発油譲与税、自動車重量税これについては、町道による配分ということですが、例えばこの前、阿権川の調査をしました、公園指定ということで。そしたら阿権から木之香に渡るあそこは町道になっていると聞いておりますけれども、もう足も踏み入れられないよう状況です。あともって答弁はいいですけども、阿権から木之香に渡る昔の旧道なんですけども、そこは町道になっているのか。もし町道になっておって、こういう譲与税等があれば、私はあそこもきれいに、今後国定公園に指定されますので、あそこもきちんと下の谷場までおられますので、きちんと整備をして、公園内に入れる観察、視察ができるという環境整備をしていただきたいわけなんですけども、この答弁はあとでもって調べて、今できれば今やっつて、調べて、町道に認定されているのかどうか、報告をして、答弁していただきたいと思います。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

どうですか。できますか。後ほど説明していただきます。

○14番（美島盛秀君）

17ページ、使用料及び手数料の目2土木費使用料の説明で、公営住宅使用料293戸とありますけれども、このうち、住宅の使用料を最高額は幾らで、そのときの月額が幾らで、何年ぐらい払われていないのか、お尋ねいたします。

明細書の9ページから10ページ。

○建設課長（中熊俊也君）

今、資料を持ち合わせていませんので、後ほど、さっきのと一緒に答えたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

同じく17ページの国庫負担金、目1の民生費国庫負担金、明細書の11ページです。

節の2、児童福祉費負担金1億1,221万3,000円、これは、私立保育所3保育所への負担金と思われそうですが、明細書にそれぞれの負担金があるわけなんですけども、これは、その年齢と、あるいは人数と、それから職員の数の試算で割り当てられるものではないかと、お尋ねいたします。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまのにお答えいたします。

私立保育所の措置事業費ですけど、3保育所の児童の人数と、あと年齢及び職員数の全部をして、各月ごとにして、これ、1年分になります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今、国の地方創生ということで、子供を育てていく、こういうような補助金、負担金も出てくるわけでありませうけれども、この私立保育所においては、やはり保育料は町が徴収するというものになっているかと思っておりますけれども、私立保育所と、それから役場との連携をきちんと今後やって、これからの子供たちの児童福祉、あるいは子供を育てるという意味では、子宝の町を宣言しておりますので、町としてしっかりと今後取り組む必要があると思っておりますので、町と私立保育所の連携を強めていただきたいと思います。

その下の18ページの国庫支出金の目、民生国庫補助金の説明の臨時福祉給付金、明細書の11ページ、これは消費税引き上げによる福祉給付金臨時福祉給付金事業費ということになって、引き上げ分ということでありませうけれども、この福祉給付金の使い道、どのようなところに使われるでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

この臨時福祉給付金については、消費税が5%から8%に上がったのに伴って、26年度については、1年半分ということで、従来でいけば、今年の10月から消費税上がる予定だったんですけども、この分が、前回の分でお支払いしている1万円ということと、年金等をもっている方たちの5,000円の加算分があって、支給してきました。

今年度、27年度については、消費税の導入が延びたということで、今年の10月から来年の9月分までの1年間について、臨時福祉給付金を低所得者等に支給するというものになっております。

これは、使い道については、自由ということで指定はされておられません。

今回、歳出のほうでも説明しようと思ったんですけども、今回のほうについては、加算分の5,000円が廃止されました。それと、前回の1万円だった支給金が、前は1年半だったんですけど、今回、1年間の対象ということで、その分が減額になって6,000円ということになりました、1人当たり。大体、3,000名弱、対象者を見込んでおります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

低所得者に対しての補助金と、助成金ということでありませうけれども、これは4,652万1,000円、減額になっております。前年度と比べて。これだけこの補助金を申請がなくて、もらえなかったというわけですか。そういうふうな受け取ってよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今書いている4,652万1,000円というのは、平成26年度に対しての予算対比ですので、先ほど申し

上げたとおり、もらえる人は、1万5,000円もらっていたわけです。結局今回は、対象者が低所得者等で、その中で、障害年金とかいろんな年金、各種年金もらっている方たちには、加算分がございません。その分が減ったということで、これは補助金の減というものではなくて、あくまでも27年度で消費税の還付ということでの対象者への支給ということで、前回のほうが5,000円を超えたんですけど、今回については、対象者がそういったふうな対象支給要件が変わったということでございます。

○14番（美島盛秀君）

わかりました。

予算書の21ページの目7の節1です。消防費県補助金の2,400万、この奄美群島防災災害緊急地域整備事業補助金なんですけども、内容の説明をお願いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

これは、毎年度実施をしております防災無線の屋外局があります。マイク放送している。

あそこの整備です。大体今年7カ所する予定です。

○14番（美島盛秀君）

この補助金なんですけれども、例えば徳之島ビジョン、委託をするかと思えますけど、台風被害による、そういう防災関連の補助金でよろしいですか。

○総務課長（樺山 誠君）

これは、毎年度、委託を入札によって決定していくんですけども、今、委員の言っている事業とは全く違いまして、防災無線のデジタル化ということで、各集落のほうに防災無線の屋外のマイク放送する電柱があります。あれをリニューアルして、スピーカーだとか、あの辺をしっかりと新しいものに取りかえていくというような事業です。

○14番（美島盛秀君）

わかりました。その下の、節3の国勢調査費について、この国勢調査については、どのような調査をするのか、予算書の24ページの一番下のほう、456万円の、どういう人が、どのような調査をするのか、お尋ねいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この事業は、国の統計局の事業で、5年に1度の国の基礎調査に関する事業で、町の人口、あとは勤務先等々を調べる事業であります。

○14番（美島盛秀君）

この国勢調査によって、その町の人口に対する交付税等が決まると思うんですけども、今までの国勢調査等を見ますと、きちんとできているのかどうか。行っても調査がきちんとできたのかどうか、あいまいな点があると思うんですけども、その調査員は、役場の職員がやるのか、この事業で委託をしてやるのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この事業は調査員を委託して、報酬を支払って支出しています。ちゃんとした調査をしていると信じております。

○14番（美島盛秀君）

ちゃんとした調査ですから、国勢調査ですから、やるのが当たり前なんですけど、過去見てみますと、いたりしなかったりするような、差が開いているんですけども、5年前の調査で6,600何人、都会に行ったり、旅行に行ったり、いなかったり、住所が定まらなかったり、いろんな問題があると思うんですけど、ここらあたり、きちんとした調査ができるのか、問題があると思うんですけど、そこあたりどう調査を進める予定といいますか、もっと詳しく説明をお願いします。

○企画課長（池田俊博君）

確かにこの国勢調査は、10月1日を基準としております。10月1日に入院をしていた場合は、入院先のところで、調査の対象となってきます。また、仕事等で出稼ぎ等に行っているときは、出稼ぎ先とか、あと学生で、住民票がまだこっちにある人は、学校のほうに行っているところは、その学校で現在住んでいるところの生活の根拠のあるところで、その数値が換算される仕組みになっていきますので、住民基本台帳の人口と、実際に伊仙町に10月1日に住んでいる人の数ということで、数字的に違ってくるところがございます。

そういうところがありまして、10月1日現在に住んでいる人を全て対象として調査しているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

これは、5年間の町の交付税を決定するようなわけでありますので、ぜひ一人でも多く町内に住んで、一人でも多く人口を増やすのが人口増加の事業等でもいろいろやっておりますけれども、これもあともってでいいですけど、今、人口1人当たりに対する交付税が幾らなのかわかっていたらお願いをいたしまして、また今後この国勢調査においては、1人でも多く、伊仙町に人口を増やせるような調査方法について知恵を出していただきたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

調査自体では増やせる方法というのはないですけど、地方創生関係の事業等で、ふるさと留学制度とか、そういうような事業関係で住民を伊仙町のほうに呼び戻す、そういった事業ではやっていきたいと思っています。

また、交付税の関係のほうは、総務のほうでお願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

本町の1人当たりのどれぐらい交付されているかというのは、後ほどしっかりした数字を、記憶的には28万ぐらいなんですけど、しっかりした金額を提示いたしますので、よろしくをお願いします。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

これで、歳入に関する質疑を終了します。

ここでしばらく休憩します。1時から開会します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時03分

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の答弁漏れを答弁してください。

○総務課長（樺山 誠君）

平成26年度の交付税の人口1人当たりに対する交付額でございますけども、1人当たり、平成26年度においては25万5,548円ということになっております。人口は、国勢調査の人口で6,844人ということでございます。

○建設課長（中熊俊也君）

町道かどうかというお話でしたが、町道でありまして、名前が阿権島権線、総延長が2,924.5mであります。

続きまして、滞納の件ですが、最高額が222万1,500円。これは今年の2月末時点です。

人数が76名。そして、期間が平成12年から27年までで、その最高額の方の滞納年月です。

以上です。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

平成27年度伊仙町一般会計予算歳出についての質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（牧 徳久君）

27年度一般会計歳出について質疑をいたします。

まず、30ページをお願いします。30ページの委託料651万円。その中で、公共施設等総合管理計画委託料となっておりますが、これは公共施設のどこを委託するのか。

○副町長（伊喜 功君）

公共施設最適化事業というのが、これは総務省ですかね、のほうで準備されておりまして、いわば各自治体のあらゆる公共施設、まあ公共施設等となっておりますが、箱物に限らずインフラを含めて、こういったものを今後人口減が進む中で、いわば維持更新しなければいけない、そういうストックマネジメントが必要だというようなのが国全体の方向性でございます。そういう意味で、じゃあ実際どういう方向でその維持更新するかということを決めるわけですけども、そのための最低期間の計画策定というのがございまして、国が2分の1の交付金で補填していただくんですが、そういったのを伊仙町としても27年度において計画を策定して、そして、どういう、どの施設、どのインフラをどういう具合にストックマネジメントするかという調査を実施するという事業でござ

ざいます。

これによりまして、いろいろ起債上有利な面もあるとか、或いは、特に公共施設等の基本的には縮小というような中で、起債を有利な形にしているような制度になっておりまして、そのための計画策定の調査費用ということでございます。

○3番（牧 徳久君）

今の事業は、非常に今後、有効活用できる事業と思いますので、なるべくすばらしい計画書を作ってくださいと思います。

あと、31ページ、5番のきばらでえ伊仙応援基金事業費。今いろいろテレビ等でも話題になって、こうしてふるさと納税が20%に国のほうで上げていただいて、昨年とは桁違いの、倍の額がふるさと納税としてできるということになったということですが、昨年は町の職員を募集して、各集落募集をかけた、いろいろ努力の結果があらわれていると思いますが、今後もこの20%になったということを大きく郷友会あたりにアピールして、この簡素化もできやすくなったというお話も聞いておりますが、こういったのを郷友会あたりに、また文書あたりでご連絡することはできないのかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

具体的に今、牧議員がおっしゃったようなことに関しては、確実にやっていかなきゃいけないということと、あと、今、担当職員というのがいるんですけども、結局ふるさと納税に対するウエートを大きくした担当職務を配置をしながら、このふるさと納税に関してさらに取り組んでまいりたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

財政が非常に厳しいということは、先ほどから予算的にもわかっておりますし、貴重な財源でありますので、大いに活用して町の財源として取り入れていただきたいなと思います。

次に、34ページ、10の徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営費ですが、今年も3,700万、前年度は4,900万、ちょっとだけ1,000万ぐらい下がっているような気がします。毎年このように多額の繰り入れをしている。この後、国保とか水道課、いろいろ介護とか繰り入れが多いわけですが、以前にも質問したと思いますが、なるべく一般財源をあれしないと、今後の一般財源も緊縮財政で大変と見ますので、このほーらい館含めて、他の会計でも努力することはできないのかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

総合的にお答えしてまいりたいと思います。

これからいろんな水道課、あるいは、いろんな特別会計があるわけでございますけども、まずは、大きくは滞納を増やさないという措置。ということは、現年度分をしっかりと集めていくという方向を取りたいと思っております。その中で、ほーらい館においては、昨年度に1,100万程度の圧縮になっているんですけども、これに関しましても同様、サービスに見合う料金の設定だとかその辺も含めながら、27年度にはしっかりと回答を出して、28年度の予算編成事業をしっかりと取り組

んでまいりたいと思っているところです。

○3番（牧 徳久君）

ほーらい館長にお尋ねします。

この一千何百万減額、去年の繰り出し、少なくなっているわけですが、これは、努力してほーらい館の運営が向上したのかお伺いします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

先月の議案第15でも説明いたしましたが、嘱託職員については、現在、運転の免許を取っておりまして、27年度からは3名体制から2名体制にし、さらに赤字を少なくするように努力をいたします。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、11の企業誘致促進事業対策事業費についてお伺い申し上げます。

公有財産購入費として350万計上してございますが、今現在購入している土地と別に、また下に、隣に購入するものと思いますが、今後もこの用地を購入した暁には、他の企業とか誘致する考えはないのかお伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

質問にお答えします。

この企業誘致促進整備事業は、企業団地、工業団地を建設するという形で計画してございます。それで、残りの用地を取得して、さらにまた企業を誘致していけるように努力してまいりたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、今の糸木名地区は空港にも近いし、港にも近い。非常に交通アクセスとしてはこの島の中心になり得る場所でございますので、どしどし他の企業も誘致して、西部地区の発展のために頑張っていたきたいと思います。

それから、41ページをお願いします。民生費の中の社会福祉総務費のシルバー人材センターの運営補助金、これは毎年拠出しているわけですが、今後自活することは考えられないのか。

いつも町の補助金で、たしか今年度は20%カットでいったと思いますが、次年度あたりから自活ということは考えられないのかお伺いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

シルバー人材センターについては、今年度で4年目となるわけで、とりあえず当初目的であった3年間の間では、運営が固められるということで助成してきておりました。

ただ、決算書なんか今見ると、やっぱり運営がなかなか厳しい状況にあるということで、今年度については減額したわけですけれども、やっぱり何がしかの助成が必要ではないのかなということ考えております。

さらに、今後は自主運営に向けた努力をしていただくということで、今年度は頑張っていたく

として、来年度以降についての運営についてはまだ結論は出ておりませんが、もうそろそろ自主運営にしていればよろしいかなとは思っております。高齢者の働き手の場ということでもありますので、その様子を見ながら、今後の運営については、受託をするかどうかのことについては、今後やっぱり検討課題になっていくかなと思っております。

○3番（牧 徳久君）

非常に財政が29年度に向けて厳しくなっている一方ですので、ぜひ努力していただきたいと思えます。

あと、下の繰出金3億1,000万、それから42ページの交付事業の1億4,600万、こうした繰出金は、先ほど申しあげましたとおり、ほーらい館と一緒に、水道課も一緒ですから、なるべく一般財源を圧縮しないように努力していただきたいと思えます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

おっしゃるとおり、各会計の運営については、特別会計の運営上、やっぱり収支はその会計でやるのが本来でありますけれども、なかなか高齢化、所得の低いところということで難しいところがございます。その中で、運営に向けてはいろいろ、27年度からはその滞納についての延滞金とか、徴収についての税のアップとか、そういったことも考えながら、なるべく繰出金、一般会計におんぶにだっこという形はなるべく避けてみようということでは取り組んでおりますので、議会の皆様のご理解をお願いしたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

49ページをお願いします。49ページの5の海岸漂着物地域対策推進事業費の中の14の使用料及び賃借料、重機借り上げ料として573万2,000円を計上してございますが、これは予算書の明細書を見ますと、これ、明細書の37ページ、軽トラックの借り上げと書いてありますが、5,500円の246日掛ける2台、そしたら270万6,000円が計上されているわけですが、2台にしても130万。

今、軽トラックが中古だと五、六十万、新車でも100万内外で買えると思うんですが、この根拠はどうなのかお伺いします。

○環境課長（美延治郷君）

お答えいたします。

軽のダンプで新車を買いますと150万はすると思えますけれども、でなくて、環境課では買い取りができませんので、リースの契約しかできないということで、リースという形を計上しております。

○3番（牧 徳久君）

その上に、タイヤショベル3万2,000円掛ける30にしてありますが、タイヤショベルは環境課にあると思えますが、節約はできないのかお伺いします。

○環境課長（美延治郷君）

お答えいたします。

今、うちの環境課が持っているやつは小さいやつですけども、大きいやつを使うときがあるんで

すけども、そういったときに使えるように、ちょっとタイヤショベルのほうもリースをしています。

○3番（牧 徳久君）

これは補助事業であります、ぜひ節約できるのならして、他のほうに回して、例えば、賃金に組み入れると、一般財源で出している賃金はカットできるような状況にもありますので、こういった無駄なのは落として賃金に回したら、他の一般財源の賃金をこっからここに回すとか、こういうことも可能であると思いますので、努力していただきたいと思います。

次に、52ページ水道課ですが、先ほど、ほーらい館、保健福祉課と申し上げましたが、繰出金7,400万、下の簡易水道においても7,300万繰り入れしておりますが、これも一般会計を圧迫しているということもありますし、今後また徴収とか努力できないのかお伺い申し上げます。

○水道課長（喜 昭也君）

徴収に関するの努力ですが、先日、一般質問でも、説明したとおりでございますが、本年度4月からは、現年度に向けて一生懸命頑張るということでございます。

それで徴収率アップを図る予定でございます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、先ほど、その総務課長が総合的にもお話しましたが、この繰入金を各特別会計においては極力抑えるように、自前で努力してほしいなと思っているところであります。

あと、54ページの農業総務費の中の工事請負費305万2,000円、これはどこをされるのか、まず。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えします。

昨日も現地調査ということで、液肥有機物供合で説明しましたけど、堆肥センターにおいても高圧電気から低圧自電に変更するというので、その工事の請負金でございます。

○3番（牧 徳久君）

昨日の説明では、液肥有機物供合では、この電圧にすれば電気料が安くなるというお話でありましたが、この堆肥センターにおいても同じ条件になるわけですか。

○経済課長（上木義一君）

一緒でございます。

○3番（牧 徳久君）

続きまして、55ページ、直売所百菜、これは農業総務費の中の21貸付金、直売所百菜に500万、毎年無利子で貸付して、1年後また歳入として返していただいているわけですが、これも先ほどシルバー人材センターと同じく自前で自立はできないのか、今後も財政が厳しい中であってもこれを続けるのかお伺い申し上げます。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えいたします。

直売所百菜においては、平成21年度の4月にオープン以来、右肩上がりで順調に推移ってきて、

25年度売り上げとしては、1億6,000万円売り上げはしましたけど、また、雇用としても職員と臨時あわせて25人を雇った中での、やっぱ加工と農家、また特産品興行者への5年間6,000万円の、25年度これは実績でございますけど、所得還元をしてきました。

しかしながら、利益と売り上げは乖離してきまして、売り上げしたが上がる分、また経費も増加してまいりました。

また、百菜としても、従業員全職員一同現状を踏まえて今改善計画を作成しながら、27年度またこの貸し付け500万円が承認された中で、また人員削減とか、それと、今年度においては、予定としては農業生産法人を設立をしながら、またいろんな事業等も導入するという今計画をしているということで、また報告を今受けております。それで、またちょっと改善はできるかと思っています。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

以前、議会のほうで出張の折に行きました南大隅町かな。あそこの唐船峡のそうめん流しの隣でやっておったところでは、やっぱ自前で、補助金を頼らず自活しているわけですので、そういった努力も促していただきたいと思いますが、今後そういったところも資料を取りそろえまして、百菜に示した上で努力するよう指導していただきたいと思っております。

あと、57ページ、23の償還金利子及び割引料で、肉用牛特別導入基金事業国庫金返納金としまして921万返納となっているわけですが、これを返納しますと、今後、子牛価格には今毎回5万円ずつ上昇していい傾向に上がりつつある中で、町有牛の貸し付けとか影響はないのかお伺い申し上げます。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

今高騰している中で、そのせり市でのやっぱ購入をして保留するということに関しては、若干高値ですので、その資金面では若干影響は出ております。

それに関して、また優良素牛、56ページに優良素保留牛補助金、これは、前は一部5万円を助成しておったわけですけど、今年度は倍の600万円に予算を増やして、その中で贈答目的として、これはまたちゃんと測尺はしながら品質の良い牛を残しつつ、その辺でまたカバーをしていきたいと考えております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、徳之島のブランドでありますし、基幹産業でもありますので、子牛に対しては毎月せりも行われておりますし、一般質問でもありましたとおり、群島一の出荷頭数があるわけですので、この徳之島の肉牛は育てていかなければならないわけですので、今後この事業に対しては極力努力していただきたいと思っております。

続きまして、58ページ、鳥獣被害対策事業費の中の報償費であります、147万円。

以前も一般質問でもお話したとおり、3町値段が、報償費がばらばらという形になっておりまし

て、徳之島町では3万円、天城町で2万円、伊仙町だけが1万円という形になっております。

これは、この明細書を見ますと1万8,000円となっておりますが、値段が上がったわけですか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

これは、26年度も金額は一緒です。内訳としては、1万8,000円、イノシシの場合8,000円は県のほうから補助、1万円が町ということです。あわせて1万8,000円です。

○3番（牧 徳久君）

そうすれば、やはり他町との比較は出てくるということでもありますので、こういったことも今後は、国の補助金が鳥獣被害に対してはすごく出てると思いますが、その予算獲得を努力していただきたいと思います。町費ではもう財政上無理だと思いますので、この国庫補助金をどしどし活用してほしいと思います。

あと、60ページお願いします。農地総務費の中の負担金補助及び交付金、多面的機能支払交付金、町負担金、これについては、各県営畑総の完了地区に維持管理のために各地域が組織してつくっているところへの補助金と思いますが、1,600万出しているわけですが、以前もお話したとおり、これは一般質問して変動がないわけですが、それ、どうなっているのか。

例えば、小島河池地区、上晴地区、西部地区の完了地区があるわけですが、こういったところを取り入れてないというのが前もお伺いしたんですが、これが進捗はどうなっているのかお伺いします。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員のご質問にお答えします。

多目的交付金の件であります。これにつきましては、現在も7地区のままではありますが、平成19年度からこの制度が始まりまして、また新たな5年計画となったわけですが、この新たになったところで、報告書が非常に詳細に厳しいものになりまして、組織の役員ではちょっと手に負えないような報告書が必要というところと、その交付金の使い方によりましては、補助金返納も本土のほうでは出ていると、何にでも使っていいというようなお金ではございませんので、そういったところで補助金返納等もありますので、町職員のかかなり詳細なチェックとかが必要な状況になっておりまして、今現在、この7地区を各職員7名でやっておるわけですが、1月から3月まではこの事務にはまっているような状態になっております。

これにつきましては、また町の自主財源も25%必要になってくるものですから、そういうところも勘案しながら、もう少し時間をいただきながら、終わる地区が小島河池とか、上晴とか、目手久地区とかあるわけですが、順次取り組みたいとは思っているんですが、その事務的などところで今ちょっと危惧しているところであります。

○3番（牧 徳久君）

お伺いすれば、三崎地区あたりでは、住居を借りて沈砂池の土砂除去とか活発に取り組んでいる

わけですので、今後、二次災害も起こらないためにも、こういった事業を獲得して、その地区を守るのがその受益者でありますので、役場の職員がこれで出向いてするわけじゃないので、ただ手続上の事務処理が今お話のとおり難しいちゅうことだけであって、実際にこれを交付すれば、この集落の地主の方ですわけですので、これをぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、62ページをお願いします。委託料の中で、マツクイムシの駆除委託料、科目存置の支援だけ予算組まれておりますが、今年、天城町のほうから伝染しまして、小島地区に侵入し、今そこを工事ちゅうか伐採をしていると思いますが、今後これで完全に断ち切れるわけですが、今年はしないわけですか。

○経済課長（上木義一君）

牧議員にお答えします。

引き続き、これ、まだマツクイの樹木が発生しておりませんので、法制等で対応するように今考えております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、天城町あたりはもう全滅状態に近いわけですので、これを伊仙町の侵入防止に対しても努力をしていただきたいと思います。

次に、64ページをお願いします。19の負担金補助及び交付金の中で、わずか5万円ですが、徳之島闘牛「キョウ」連合会となっている。この「キョウ」は要るのか、要らない。

これどうですかね。要らないんじゃないんですか。闘牛連合会じゃないんですか。

○企画課長（池田俊博君）

大変申しわけございませんでした。「キョウ」は必要ございません。徳之島連合会の補助金でございます。

○3番（牧 徳久君）

わずか5万円の負担金ですので、よろしいでしょう。

66ページをお願いします。過疎対策事業費の中の工事請負費、この工事請負はどこをするのかお伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

事業明細書の53ページの一番下のほうを見ていただきたいんですけども、それを見ればおわかりだと思いますが、一昨年から続いていますその中伊仙線の側溝の敷設替え工事と、あと、昨日見ました県道・Aコープ間の道路拡幅工事、それだけです。

○3番（牧 徳久君）

うちの小島集落では、非常に伊仙町の中でも33集落中一番道が悪いと通る人もおっしゃいますし、10人中9人がそう言いますので、ぜひこの一度だけ、昨年あるいは一昨年、バス停のほうから西阿格に向かってやるまねだけして、土地は相当道悪いのにほったらかしているんですけど、それどうなっているんですか。お伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

そのときは、暗川に行く道と2カ所やりました、そのときは。

それと、県道から入ってきてからの道も悪かったんですけど、そこは土地改良関係の事業でできるっていうことで、それが600mぐらい県のほうがやりまして、あと、今、やるまねっていう話ですけども、それは東部、中部、西部、予算を割り振って順次やっていきたいと思いますんで、よろしくご理解をしていただきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

順割り振ってやるとおっしゃいますけど、その予算はどこに組まれていますか。

○建設課長（中熊俊也君）

予算書の67ページの防災安全社会資本整備交付金事業の中に組まれていますけど、これ、9,100万が鹿浦の橋のかけかえ工事費と、あと、5,000万なんですけども、こんだけしかちょっと財政的に組めなくて、それは、架け替えミノハナ線以下5路線の悪い部分だけをとりあえず直していこうということで、こういう感じのやり方で、この財政難を乗り切った後に、計画的に補修していこうということで計画しています。

○3番（牧 徳久君）

町道が非常に小島集落では凸凹して、雨天時あたりはもうオートバイなんか怖くて走れないように凹んでいるんですね。だから、何箇所もあるわけですが、その区間だけ10mとかそういういった方法もあるかと思いますが、相当に悪い箇所だけを削って、そこだけ10mぐらいにするとか、こういう考えもできるのかお伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

そういった箇所の対応としましては、その66ページの道路維持費等で材料費、重機借り上げ、人夫賃金等で対応していけるかと思っています。

○3番（牧 徳久君）

じゃ、12月議会でのお正月前、帰省客が来るので、みっともないから、その凹んでいるところを補修していただきたいと。帰省客が正月で大都会から帰ってきた人がおった場合、町が笑われるから、見苦しいからということでやってくれって言ったら、卵焼きみたいな、片方だけやってほったらかして、その先はまたやってない、こういった状態になりますので、なるべくしばらくは本当に深夜はできるように、その区間だったらその区間、10mなら10m、道の半分だけやって半分はそのままほったらかして、そういう状態じゃなくて、しっかりと、課長自ら出向いて、見て指導していただきたいと思いますが、どうですか。

○建設課長（中熊俊也君）

仰せのとおりで、あちこち簡単な緊急的な感じでみんな年末補修したんですけども、材料費とかそういうのを使ってやったんですけども、何せ財政的に、まあそればかり言ったらまた怒られるんですけども、皆さんご存じのように厳しいもんですから、1個1個でもそういったしっかりした

補修工事をやっていくように気をつけていきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ小島地区にも町の予算の光を当てていただきたいものだと思っておりますので、ご努力をお願いしたいと思います。

69ページ、公営住宅建設事業費の中の設計委託料とありますが、以前これも質問があったとおり、小島地区には、伊仙町内に33集落中5カ所かな、住宅がない集落はあるとかお話があったんですが、いまだに小島集落では住宅が一つもない。これを町長は集落の説明会で、小島地区に真っ先につくるとか言ったんですけど、これはうそですか。町長、お願いします。

○町長（大久保明君）

小島の道が一番悪いということは、課長にも何回も説明をしていますので、恐らく今3カ所やったあの事業の、暗川に行くところは一時しましたけど、あの延長とか、いろいろ最優先でやらなければいけないと思っております。住宅もおおむね糸木名小学校の存続のためにということで、河地と糸木名の間にできた住宅は、将来的には何人か糸木名小学校に来ますけども、即効性はなかったわけでありませぬ。

小島の集落に以前、これは、老人会か新年会かのときの場で真っ先につくると言ったことが覚えていませんけども、という要望が強かったのははっきり覚えております。

ですから、そのときなぜできなかったかは、土地は確保するということを明言いたしましたので、そしたら、それはもう真っ先にしますよと言ったと思っております。あとで聞いてみたら、それは土地がなかったわけです。

そういうことで頓挫しましたけれども、昨日も馬根団地を見て、予想以上に、議員がいろいろ危惧しているような状況じゃなかったわけです。この小島集落に作ったら、間違いなく糸木名小学校に行きますので、それは今27年度が喜念の設計、その次は鹿浦高校区になると思っております。

ですから、厳しい財政状況の中で、いかに細やかな事業を継続してやっていくかということをお優先した場合に、学校の新校舎はしばらくの間我慢していただくか、例えば、鹿浦小学校の場合は存続を決めて、この前ある方から痛烈な批判をいただいたことは、学校の規模が大きすぎるという批判を受けました。存続は存続でよろしいけれども、やはりこの数年間の学校の規模は、あれほどの規模は必要なかったというにも今考えたりしていますので、小規模校をどのような形で、どのような教室の数でやっていくかということをしつかりと精査して、将来の状況を見据えながら考えていくこととなります。ですから、学校のほうの問題は今しばらく我慢していただいて、住宅政策を再優先にやっていくことが必要じゃないかと思っております。いろいろ会社が来たときに、民間の方々いろいろな住宅誘致もやっていかなければなりませんので、そういった総合的に方向性を一緒にしてやっていくときに、今は亡き盛議員からも言われっぱなしでしたので、その思いを、小島の5つの集落だけに住宅がないという、小島ほどの大きな集落にないというのはやっぱり間違いでございますので、庁舎内、課長とも、またみんなともしっかり考えて、前向きにやっていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

昨日、馬根住宅の新築の一戸建ての5棟の視察もしたわけですが、今あそこに、馬根集落を批判するわけじゃないですが、馬根集落だけに5戸というだけじゃなくて、例えば、鹿浦は生徒が少なくなったら鹿浦、阿権が少なくなったら阿権小規模校に、あれを2棟ずつ分けてやったらいいんですよ。馬根だけに一度で5棟するんじゃないくて、小島に例えば2棟、阿権に1棟、鹿浦に1棟とか、それを分けて、一戸建てですのでできるわけですので、そういう考えはないのかお伺いします。

○建設課長（中熊俊也君）

先ほど設計委託料の下に公営住宅等長寿命化計画策定委託料とありますが、町営住宅は10年間の計画を立てられてまして、これが長寿命化計画っていうものなんですけども、それが今5年たったから見直していくことで、その見直しの段階に来て、今度また策定の委託料組んでいるわけですが、その段階で、そういう2、3戸ずつ分けてできるのかどうかっていうのを県とかに問い合わせしながら、こういう策定、見直し等をしていきたいと思っています。

○3番（牧 徳久君）

例えば、天城町あたりに聞いてみればわかると思いますが、天城町ではあちこちに1戸ずつ作っているんです、瀬滝とか大津川のあたりに。馬根に5をつくっているんですが、これを1戸ずつ分散してできるわけですので、ぜひ、最優先は、一番住宅の一つもない小島集落とかそういったのを最優先にしないと、今ある、長寿命化計画であるところにだけまた新しいものを作ってやったら、ないところはいつまでもない。町長が今4期目ですが、1期目からしきりに言っている、盛議員がいるときから言っているんですが、十何年たってもできない、永久にできないということになりますので、こういった方法をまず考えていただきたいと思います。

○建設課長（中熊俊也君）

この長寿命化計画を新たに見直しするときに、やっぱそういう議会でこういう意見もありましたよということで、それも反映させていきたいと思っています。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○5番（美山 保君）

歳入歳出事業費の明細書4ページ。この4ページの中で一応歳入と書いているんだけど、これは歳出ですけども、訂正よろしくをお願いします。

そして、一応その最終節の中で、総務費、27年度が11億5,313万5,000円で、26年度は8億9,094万3,000円に対して2億6,239万2,000円の増額になっていますが、これは、増えたのはどういうのが増えたのか説明をしてください。

○総務課長（樺山 誠君）

27年度が総務費11億5,313万5,000円と、26年度が6億9,094万3,000円ということになって、4億

6,200万程度増えているということでございますけども、これの大きな理由としては、予算書の34ページの目の11企業誘致促進整備対策事業費、これが増えたのが主な原因でございます。

○5番（美山 保君）

29ページ、2の1目一般管理費、職員派遣、県職員の給与負担金、これは19節負担補助1,100万計上してありますけれども、これはどこの課に配属され、どういう仕事をするのか説明してください。

○総務課長（樺山 誠君）

負担金の派遣職員給与等負担金1,100万でございますけども、今、経済課に県から派遣されている職員の負担分でございます。

○5番（美山 保君）

先ほどの4ページの歳出、公債費、27年度8億8,804万9,000円、26年度が8億7,780万6,000円に対して1,024万3,000円増額されていますが、何が増額されたか、その内訳を説明してください。

○総務課長（樺山 誠君）

公営住宅事業債と過疎債の増額分でございます。

○5番（美山 保君）

それじゃ、一般会計予算書、地方債の件について、一般会計100ページ。26年度地方債82億6,268万5,000円で、27年度は83億7,205万9,000円となっている。プラス1億937万4,000円の増額になっているが、このように借金を増やしていいもののでしょうか。27年度の1年間の借り入れ利息は幾らになるのか教えてください。

○総務課長（樺山 誠君）

100ページをお開きください。100ページの前年度末現在高見込額（平成26年度）のほうの合計金額が82億6,268万5,000円ありまして、その右側が、当該年度中の起債の見込額が8億8,530万円でございます。当該年度中の元金の償還見込額が7億7,592万6,000円です。これから7億7,592万6,000円を償還した後に、また再度8億8,530万円を借りるということで、差額が1億1,000万程度になると思いますけども、一応1,000万を足した金額が27年度末に残る公債費の残額ということで、83億7,200万というようなことでございます。これに関しましては、今期大きな事業でありますその企業誘致関係が含まれてきた段階の中で、26年度末と27年度末を比較すると1億ぐらい増えるのかなという感じです。

利息は、まだ借り入れをしてない状況ですから、発生はしてないという状況です。

○5番（美山 保君）

25年度の利子は幾らですか。

○総務課長（樺山 誠君）

92ページ開けていただけないでしょうか。今まで年度の利息がちょっとしつかり後で報告しますけども、7億7,592万6,000円が元金です。今年27年度に返す分です。

大体7億7,592万6,000円を元金として返します。それと、あと利息として1億1,212万3,000円を

返しますと。

合計で8億8,804万9,000円を償還するという計画でございます。

○5番（美山 保君）

今、人口割で一応1人頭120万の借り入れ借金、そして2人で240万、3人で360万、4人で480万と、個人個人借金を持っている、生まれてすぐ借金を背負うということになります。

本当にそういうことを考えながら、やっぱり借金を少しでも減らすような計画、そういう返済計画はないですか。

○総務課長（樺山 誠君）

起債をした分に関しまして、いろんな起債項目によって返す方法等があるわけですが、それに関しましては、最初、徳之島用水事業等が大きく取り上げられるんですけども、ああいう大きな返済に関して、やはりしっかり償還ができるように節約をしながらしなきゃいけないと。

ですから、今ある部分に関しましては、年度ごとにどれぐらい、何年後には幾らの元金が発生して、幾らの利子が発生しているというものはつくってございますけども、それに関して、後ほどまた、この事業に関しては何年度から返し始めるだとか、そういうのもつくって、しっかり起債関係が上がらないように、公債費が上がらないようにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○5番（美山 保君）

今、各事業によって借り入れ、いろいろあると思いますけども、そういう財政計画をきちっと立てて、そして、町民に負担のかからないように対応をしていただきたいと思います。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

29ページをお願いします。29ページの派遣職員給与賦課金について、少しだけお聞きします。

これ、県から町に派遣される場合は、町が負担していますよね、このように。

例えば、逆に、町から県に派遣、委嘱をする場合は費用はどうなりますか。

○総務課長（樺山 誠君）

27年度に県の割愛制度という制度を使いまして、3名の職員が大島支庁と徳之島事務所のほうに行くわけでございますけども、これに関しましては、県のほうで全て対応するというところでございます。

○4番（上木千恵造君）

48ページ、19負担金の合併浄化槽補助金。先般の一般質問では、今年から60基に増やすと。

去年までは50基だったけど、今年から60基に増やすということですけど、これ、60基分と理解してよろしいでしょうか。

○環境課長（美延治郷君）

60期の分です。

○4番（上木千恵造君）

9ページをお願いします。公営住宅建設事業費、17の公有財産購入費。

これは喜念地区のことだと思いますけれど、今年購入する面積は何m²ぐらいを計画しているのかお尋ねします。

○建設課長（中熊俊也君）

一旦1,500m²から2,000m²を計画しています。

○4番（上木千恵造君）

計画戸数は何戸ぐらいを計画していますか。

○建設課長（中熊俊也君）

6戸を予定しています。

○4番（上木千恵造君）

設計だけを今年でして、施工は28年度ということでもいいですか。

○建設課長（中熊俊也君）

土地購入と設計までして、28年度建築です。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

一般会計歳出について質疑をいたします。

歳出の27ページ、総務費目1節4の共済費ですけれども、その中の特別職退職手当総合組合負担金ですけれども、先ほどから財政に対して本当に厳しい指摘がされております。

そういう中で、先般の条例の中で3役の20%の給料報酬カットということなどで、財政に対する危機感が見られているわけですけれども、ここでこれだけ厳しい財政であるということで、この退職金を一時凍結するか、廃止するかというような考え等はないのか。また、どこかで退職金制度を廃止したというところがあったんですけれども、そういう考えはないのかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

今、美島議員からある地域で廃止したという話は、調査してみたいと思います。

これから次の世代のことも考えたら、伊仙町は特にそうですけれども、いろんな社会保障をどうしていくかなど、消費税をどうしていくかなどを、こういう大変の状況の中で、こういう退職金だけでなく、いろんな年金問題なども改革していかざるを得ない状況であることは、ほとんどの国民が理解をしていると思います。

しかし、制度上それを今決断するかとなると、みんなできないわけで、次に後送りという形になるわけであります。これは、世代間のいろんな問題を、団塊の世代の方々は、ある意味においては厳しい時代に本当に歯車のように働いてきて、そして、その報賞というか褒美といいますか、今い

い状況の中で年金生活ができますけれども、そこまでやっぱりメスを入れていかなければならないということは避けて通れない状況であるわけですので、そういったことを国はいろんな年金とか、それから国保の問題もマクロスライド制度という形でだんだん減らしていこうというふうに言っていますけれども、自治体でそういうことを先進して取り組めるかどうかなどは、高齢者の方々にお願いをして祝い金はもう徐々に減らしていくと。そのことは、理解をいただいていると思います。ですから、退職するの方々に対して、そういうこともやはり次の世代、次の将来のことを考えていったら、お願いをしていくことも重要ではないかと思っはいます。

以上でございます。

○14番（美島盛秀君）

我々議会としても、年金制度が廃止されて報酬だけということになっておりますので、ぜひ報酬審議委員会等に答申をして、みんなで今後議論をしていただきたいと思います。

続いて、30ページ、節の14使用料及び賃借料。国有林借り上げ賃借料の55万ですけれども、これ、昨日の水道課の説明のあの国有林だと考えられますけれども、場所と、それから、この借り上げ料55万の面積、 m^2 当たりの単価、お願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

これに関しましては、水道だけじゃなくて、社会教育課のカムィヤキの国有林だとか、農道だとか、その辺のものも含まれてますんで、今データを精査して提出したいと思います。

よろしいですか。

○14番（美島盛秀君）

昨日のあの調査で、東部ダムあのあたりの国有林を借りるという説明があったんですけども、その国有林はこの中にはまだ入っていないわけですか。

○水道課長（喜 昭也君）

国有林の借り上げについては、水道課のそこはまだ入っていません。国有林にはまだその借り上げ料には入っていません、これには。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、こういう町が貸す場合とか、あるいは県や国から借りる場合に、そういう借りる賃借料当たりを平均して、同じような目線で単価を決定していただきたいと思いますので、ぜひこれをよろしくお願いします。

次に、34ページ、目11企業誘致促進整備事業対策費ですけれども、明細書の27ページです。

この工事について、前に一般質問でもありましたけれども、貸し工場で年間の40万円程度で貸したいという以前話がありましたけれども、その賃貸料について、相手方との話し合い等、計画の進捗状況どうなっているのかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この貸し工場の計画ですけど、今年度の7月に、貸し工場の整備をする条例等を策定する予定で

ございます。その前段階で、誘致企業関係者ともどういった方向がよいかというのをまたやっていきたいと思っています。今のところ、まだどのぐらいになるのかは、はっきりとした金額的なのは、まだいただいております。

○14番（美島盛秀君）

条例制定が今年いっぱい中であるということでもありますので、その中に賃貸料が出てくると思いますけれども、いかにしてこの予算は、全体額で4億8,950万、起債で事業を起こしているわけなんですけれども、何年の償還で起債利息はどれだけかかるのか、そして、最終的に元金、利息を含めた額はどれだけなのかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この事業は、過疎債で借り入れする事業でありまして、まだ今それほどの計算はしてないんですけども、借り入れの年限は14年で、3年据え置きで返していく予定としております。

この中で、今4月で経常収支の見込みということでこの工場のほうをやっていますけど、その中では相対で4億3,700万ほどを起債で当て、そのうちの3億600万ほどが交付税で返ってくると。

あと残り1億3,100万ほどが町の単独の事業という計算上で今は進んでいるところですが、これは前のほうの計算ですので、これからまた少し変わってくると思いますが、一応こういうので試算ではしてあります。

○14番（美島盛秀君）

今の説明で、70%の交付税の返りで、3億円余りの返りがあると見積もれるということでありましてけれども、この70%の交付税が全額これの返済とか、あるいは、その交付税措置で経済効果があるものかどうか、今後そこらあたりをしっかりと推測をしながら、ぜひこの事業における、今14年間ですか、3年据え置きの14年間返済ということの詳しい計画をあとをもって提出をしていただきたいと思いますが、できるでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

計画をつかさどるのができるといはいはしますが、実質の金額とはまた少し数字が違うところが出てくると思います。計画と実績とはまた違いますので。

あと、また、この交付税の関係での経済効果ということは、普通考えられないところがございます。交付税措置の関係では、起債の償還の元金に当てられるということがございます。

また、この事業を起こす関係上で、経済効果ということで前にも議会のほうで報告したことがございますが、この誘致企業のほうが法人町民税で年間40万円、それと固定資産税が償却資産分ということで、大体償却分の固定資産が1億程度ということを目安にしているみたいで、そのうちの1.4%ほどで大体100万ぐらいはなってくるものだと思います。

それと、あと、個人の住民税です。これが大体年間給与で300万円ほどを所得として、その所得の標準課税で1人当たり100万として、100に掛ける1億の6%で600万ほど。あと、これに交付税措置として110名が入ってくる、住民が増加するというところで、110名ほどの増、先ほどの28万掛ける110

名ほどの金額が出てくると。あと、これと地方消費税関係が事業者数で入ってくるということで、あと、それにプラスして、今考えているところが、この建物が1,200m²ということで、m²単価300円ということで430万円ほどの賃料を計画しているということで、相当程度の経済効果は得られるものだと思っております。

○14番（美島盛秀君）

これ、予算も計上されているわけでありまして、今までのこういう事業を起こす経緯等から見てみますと、これも過疎対策自立促進事業なんですけれども、5年、10年計画に入っているけど、途中で変わって、変更してやるということで、その計画自体がしっかりと立てられてこなかったという私は危惧をします。そういう事業に対する、億円単位のこういう事業を起こすのに、すぐ事業変更して計画を立てるとか、そうして、その後は何か問題を残している。今までのこの過去の例からしてみますと、何か問題が起きている。だから、この事業に対してはそういうことがないように、せっかくの企業誘致でありますので、きちっとした計画書、そういうのを提出していただきますようお願いしておきます。

○企画課長（池田俊博君）

この企業誘致の整備促進事業を、緻密に精密にしっかりと持した計画を立てて進めていきたいと思っておりますので、そこら辺のご理解よろしくをお願いします。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

ここで10分ほど休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

41ページ、予算書の40ページ、節19のシルバー人材センターの運営補助金ですけど、先ほどありましたけれども、よその聞いてみますと、よその町よりも、その賃金が高いと使用料高いという話を聞きます。そこらあたり、運営上、見直すべき点が多々あるかと思っておりますけれども、シルバーですので、65歳以上と考えられますけれども、65歳以上、80歳になる人も元気な人は登録されているでしょうし、やはりシルバー人材センターの意義、年をとっても年金の足しになるとか、あるいは健康管理のためにもなるとか、いろいろ意義もあると思っておりますけれども、やはり、そのお願いをする側にとってみれば、やはり少しは仕事も手伝えるというようなことが、希望があると思っておりますので、これ259万2,000円ですか、でありますけれども、もっともっと増やしても、私は農家に還元できるような、費用対効果があるような運営をしていただきたいと。そのために、地方創生交付金事業などを使って予算化して、65歳あるいは60歳前後、こういう働き盛りといたらあれですけど

も、農家応援隊、こういうのをここにおいて、忙しいときには、猫の手も借りたいということになりますので、ぜひ、そこらあたりを考えて、この運営のあり方、今後検討していただきたいと思えますけれども、こういう予算増額にして、そういう考えはあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今、何項目かあるということですが、他の市町村では、例えば隣まちなんか、あるまちなんか500万から600万とか、補助はしております。ただ、この要件というのが、加入者が常時160名ぐらいいて、年間の稼働時間が1,500時間とかそういった要件を満たせば、全国のシルバー人材センターのほうに、登録さえすれば、そこからか、それに見合う分の補助金が流れてくるというシステムにはなっております。

現在、伊仙町のシルバー人材においては、会員が大体90名ぐらいで、稼働時間数も、まだその採択要件になるような時間数を満たしておりません。そういった意味で、今後、自助努力しながら加入者を募集して、登録していただければと思って、常日頃、それはシルバー人材のほうに言っています。

それと、他の予算使っても、やるべきってことでありますけれども、NPOの趣旨からいって、確かにそうです。町の財源頼らずに、自助努力で、運営して行って、地域に貢献するというのがNPOの本来の目的でありますので、それも、決算の中では指摘事項とかそういったもので、私たちもオブザーバーと呼ばれているわけですので、その席上、そういった趣旨については、申し上げております。

あと、高齢者の健康づくりとか、働く場とか、最近の認知症の方を予防するためには、社会に引きずり出して、言葉悪いですけども、社会のほうに、中に入って、そういった地域活動にいそめれば、体の健康づくりも持続していけるというデータもありますので、今、委員のおっしゃった、この項目について、行政としてこういった指導にも入っておりますので、さらに、自助努力しながら、健全なる運営と、本来の高齢者の働く場としての場を、NPOの自体が作っていただければと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、これシルバーですので、お年寄りが働く場所みたいに受けられるんですけど、この名称変更といったら、また語弊がありますけども、もうちょっと年齢を下げて、若い人になるべくここに登録されて、普段は仕事、定職ない人たちいっぱいいると思うんです。だけど、そういうこういう組織に登録しておけば、お願いをすれば、それはその人たちが派遣してくれるわけですので、こうして、農家1番今忙しいとき、ジャガイモもあるサトウキビもある他のもあるという忙しいときとか、夏植えや春植えそういう推進をしているときには、ほんとに猫の手も借りたいというぐらいの人がたくさんいますので、そういうところにこう、応援隊として派遣できるという、そういうこともぜひ考えて、努力をしていただきたいと思えます。

次に、ページ45ページ、先ほどもちょっと聞いたんですけども、歳入でも聞いたんですけども、

児童福祉、節の20扶助費なんですけれども、3歳未満、明細書の35ページになりますけれども、3歳未満が2,000人、3歳以上小学校終了までが6,650人、中学終了前が1万9,100人というふうに数字的に出ておりますけれども、何カ月に1度ぐらいこれ給付されているのでしょうか。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

お答えいたします。

支給日が、2月と6月と10月の3回です。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

せっかく、こういう扶助費が、福祉費が出ておりますので、義務教育における学校、またこういう国や県の補助金あるいは町の補助金でありますので、義務教育における学校、小中学校あるいは家庭、地域との連携強化が必要と思われましてけれども、こういうような措置等が、一般的に認識されているのかどうか、あるいはこういうことが、子供たちもいろんな助成金、補助金などをいただいて、教育を受けられているんだよってというようなことが、小学校、中学校の義務教育の課程においては、こういうような連携がとられているのでしょうか。遅れて来られましたけれども、わかっていたらお願いいたします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

美島委員のご質問にお答えします。

児童手当の件なんです、児童手当の本来の趣旨が、義務教育、例えば給食費とか、そういうのに使うような目的で定められております。それに沿って、保護者がそういうふうに使っていると、私は思っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、学校側でもこういう大切な子供たちのための児童福祉費でありますので、正当な使い道をされるような、そういうようなPTAとの連携強化も図っていただきたいと思います。

次に、45ページの節7賃金、明細書で、へき地保育所の賃金と思われまして、国の2分の1補助ということでありまして、東部、へき地保育所の統合も視野に入れているという町長の考えがありましたけれども、この東部へき地保育所を統合したときのメリット、デメリットがありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○副町長（伊喜 功君）

へき地保育所5カ所ございますが町内に、統合して認可保育所にするということも検討課題かなということで、前の議会で答弁したことがございます。

保育所制度、いろいろ国のほう充実強化が図られておりまして、その中でどうも、今のへき地保育所は5年後ぐらいには、小規模保育所制度という形態に移行するというようなのが、国のほうでは想定されているようでございます。ですから、そういう小規模保育所制度に移行するのか、ある

いは統合して認可保育所にするのか、こういう2つの選択肢があろうかと思いますが、今振り返りますと、伊仙町が子宝ということで、非常に子供大切に、そして子供が、比較的特殊出生率が高いという背景は、私考えるに、このへき地保育所が伊仙町には、非常にこのかつても多かったし、今でも5カ所というのは非常に多いわけで、事実上、無料の保育が受けられるわけです。

こういったのが、この伊仙町の子宝というのを、長年支えてきた1つの政策的な成果があったのではないかということで、どうもそのへき地保育所を現在のへき地保育所を単純に統合するというよりは、むしろその今のへき地保育所の利点を生かしながら、しばらくは運営して、その後、国のほうで、そういう小規模保育所制度への移行ということが必須になったときに、それが認可保育所に行くべきか、あるいは小規模保育所に行くべきか、そういったことを検討する時期ではないだろうか。したがって、今の段階ではむしろ、このへき地保育所が活用されている現状踏まえ、この制度を当面は伊仙町としては維持していったほうが、町民の皆さんの保育事由に的確に応えられる環境が継続されるのではないかという具合に考えているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

結果的には、維持して今までの子育て、そういう子供たちの育成に役立ってきたということが言えると思います。

しかし、これ話をいろいろ聞いてみますと、認可保育所とその指導っていうんですか、教え方っていうんですか、そういうのに差があると、やっぱり私立保育所は一生懸命やって、私立保育所に行かせたほうが良いという一般の保護者の方が多いという話を聞きます。

しかし、給与所得とか関係とか、そういう事情で行かせられないから、仕方なくへき地保育所に行かせているというような、いろんな話などを聞きます。

ですから、ここらあたりを、やはり私立保育所とそれからへき地保育所と、隔てなく平等ということで、何かこう連携をした政策というんですか、そういうことができないのか、あるいは学習子供たちの発表会とか、いろんな行事を合同でやるとか、そして一緒に学ばせる場をつくるとか、家に帰ったら隣近所という子供たちの和は広がっていると思いますけれども、そういう認可保育所とへき地保育所の運営方法ですか、そこらあたりも、しっかり行政としてアドバイスできることはアドバイスをさせていただきたいと思っております。

ぜひ、ここらあたりも認可保育所にしたほうがいいのかどうか、財政、行政審議委員会ですか、そこらあたりになって真剣に取り組んでいただきたいと思います。

48ページ、目4の美しい村づくり総合整備事業費ですけれども、第3次町議、年12回やるわけなんですけれども、その度に燃料代とかあるいはジュース出してもらえるんですけども、これ予算的に42万円、これどのような配当といたしましょうか、人口割とか、あるいは集落別にやっているか、どのような割り当てで配当してるのか、お尋ねします。

○環境課長（美延治郷君）

お答えいたします。

集落の規模に応じて、大きな集落と小さな集落で金額的に少し差がありますが、全集落のほうに協力費として支払いをしているというところです。

○14番（美島盛秀君）

阿権集落では、多目的支援協力活動資金ですか、というのがあって、草刈機の刃とかその予算を燃料費とかもある程度補填できます。その活動費の中でね。

ところが、そういうところがないところ、あるいは燃料代とか、あるいはそういう消耗品、ボランティア的な活動でやっておりますので、ぜひ、ここらあたりも年12回あるんですけども、以前は町長よく回って、みんな励ましたり、いろいろやっていたんですけど、最近なんか、回ってくるのもしなくて、どの集落がどのくらい頑張っているのか、掌握してないと思うんですけども、私やったら阿権の集落では子供からPTAからお年寄りまで、普通30人から40人は毎月参加してくれます。

ですから、そこらあたりもやはり広報あたり、マイクあたり、防災無線あたり、流して、ある程度のこういうボランティア精神を養うというんですか、そこらあたりも気づかっただきたいと思いますけども、今後の推進における考え方を執行部としてお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

クリーン作戦は、就任当初から始めまして、そして小学生にいろんな表を2回にわたってつくっていただきました。確かに、そのころに比べて、町長自身が関わりにくくなったということは、また反省をしております。

いろんな集落によって違うと、それから、いろんなまちづくり事業を土地改良の水土里ネットでやっていけた地域と、そうでない地域などもありますので、町として、どういった形で助成していくかということと、住民自身の中を含めて、例えばいろんな会費等、集落で、燃料費は町が負担しますけども、いろんな会合をやるコミュニケーションの場でもあるわけですから、ある集落は、午前中頑張って昼間はみんなで味噌汁でも食べるというふうなことを定期的に来てきたことが、伊仙町の地域力を発展させてきたこともあると思いますので、いつも駐在員会で苦情が出るのは、職員が参加しないといつも、毎回大体言われます。集落担当職員です。これ先ほど美島議員が農家応援隊っていう案あれば非常にいいアイデアだと思いますけれども、職員がいかにリーダーシップをとっていかってということを、今後とも指導していきたいと思います。

以前、集落、職員が多いところと少ないところあったんですけど、分散したけれども、クリーン作戦だけは、もう自分の集落でやっというふうなことに決定しましたけれども、これは私がまた頻繁に参加すると、考えてみたら第3日曜日大体いないような感じがして、今考えてみたら、なぜかと思ったら、そういうことも1つの要因にありますけども、オール伊仙町で取り組んでいくと、それはまさに職員も住民ですから、住民自治ということで理解していただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、このクリーン作戦については、町内の美化、あるいはボランティア精神、そういう養ういろいろな面で効果があると思いますので、例えば教育委員会あたり、こういう美化コンクール、作文コンクールとか絵画コンクールとかいうのがあるんですけども、こういうことに関連したのも現在行われているでしょうか、お尋ねいたします。

○社会教育課長（西 吉広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

クリーン作戦に関しましては、事前にマイク放送でお願い等しております。

そして、先ほどもありましたように、標語の件ですけど、昨年度3町の地域女性連絡会の中で、その標語をつくる看板自体がごみになるというご意見等もいただきまして、そこらあたり今教育委員会でも、いろんな精査をして、ごみにならない方法、今検討しとる次第であります。

○14番（美島盛秀君）

ぜひいろいろと、今後工夫をしていただきたいと思います。

次に、49ページ、衛生費目5海岸物漂着物対策推進事業費、先ほどもありましたけども、明細書の37ページなんですけども、見たら、それぞれ単価がちよっと今の単価と比較すれば、予算の有効な活動になってないんじゃないかなと思うんですけど、例えば、ガソリンが180円が百五十何円ですかね、180円というのはもう何か月か前のお金だと思いますけども、これもう相当下がっていますし、それからユンボの4万1,000円というの、これユンボのコンマ7で1万8,000円かそこらあたりと思うんですけども、そういうところもぜひ検討していただきたいと思いますんですけども、見直す余地があるのかどうかお尋ねいたします。

○環境課長（美延治郷君）

ガソリンの単価につきましては、予算当初のとき昨年の12月ごろに予算計画を立てていますので、そのときの単価が、総務課で統一された単価で計算されています。

あと、重機の借り上げに関しても、建設課のほうで、重機借り上げ一覧表という冊子を作っています、この中に機械だけを借りたら幾ら、オペレーターがついたら幾らというふうな単価表があります。その単価表にしたがった町の基準の単価で、予算要求をしております。

○14番（美島盛秀君）

今、基準単価表が確かにあると思うんですけども、やはり徴収料あるいは税金等も厳しいような状況でありますので、出すほうも厳しく精査をして、なるべく予算縮減に努力していただきたいと思います。

52ページ、目19の負担金補助及び交付金の産科医確保支援事業の補助金の600万、これは3町での取り組みの負担金だろうと思うんですけども、これいつまで続ける予定ですか。

ずっと600万を続けるのか、今の厳しい、3町とも厳しい財政であると思うんですけども、今後の見通しについてお尋ねをおたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

この事業については、平成26年度から各町600万の3町1,800万ということで、この組んだ理由は、産科医が不在という可能性があったということで、なかなか呼びかけをしても医療機関だけでは医師が来ないという現状がありました。

その中で、お産がなくなる島になったら大変だということで、じゃあどうすればいいかということで、医療機関と行政福祉関係で話し合っただけの金額は、この金額をもっていけばということで、全国の医療機関の候補を募集する機関に呼びかけをして、そしたら産科で優秀なドクターが来たという流れがありました。

ここの機関というのは、今鹿児島大学のほうでも助産関係の結局は、産婦人科医を若い方たちが研修をして、そういった人材による支援体制ができるまでということで、行政としては考えておりますけれども、今の状況で行政は苦しいというところもありますけれども、今段階いつまでということは決定しておりません。あとは後継者が育った段階で判断すべきものだと思って、今、これから、この事業から手を引くと、間違いなくかえって不在の島になる可能性があるかと危惧されております。

今、これを後継者ができるまでということで、いつまでということは申し上げられませんが、その中でまた3町で取り組む課題だとは思っております。今この中でも、町長としても、過疎債使ってはいるんですけども、何らかのいい手立てがあれば、例えば創生事業の中でも取り入れるものができたら、財源替えでもして、こういった対応をすればいいのかなと思っております。

あと、専門ですので、町長のほうからまたご答弁があれば、また助かりますけれども。

○町長（大久保明君）

今課長が述べたように、産科医がいなくなるという形で、徳之島の医療と福祉を考える会を設立いたしました。これ県の保健福祉部の指導でもあります。そして、今産科医が2人ということで、里帰り分娩も再開され、分娩数も増えてきている状況です。

当初の3年間、私が会長をいたしまして、去年からは徳之島町長が会長という形で話をしている中で、これは1つうまくいくと、今度は他の小児科医という話、また出てきて、麻酔科医という話も出てきて、それは、そこまではまだ難しいだろうという話です。

この1人当たりの補填額が、見直すことができるならしていきたいと、病院側にも今話はしていますので、ただ、今お2人です。そして市立病院からも時々応援に来ているという状況で、これはある意味充実しています。これを継続していくということなど含めて、これから子宝の島であると、そして長寿の島で、健康増進の島であるということなどを打ち出していくというふうに政策的、戦略的に考えていけば、逆にここに安心して住もうという人たちが出てくるまで、そういう期待をしながら、この事業はこれからも継続はしていく、それだけの費用対効果ははるかにあると思っております。

ですから、今これ事業を中断するという事は、また非常に厳しい状況になりますので、ただ1人当たりの負担、補填している額に関しては、各先生方と交渉はしていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

非常に大事な予算であるということは認識をしております。ただ、それぞれの病院、その病院で

の医師の給料報酬ですか、では間に合わないから、足りないからその差の手当、そういう医療関係に携わって、少ないから3町の600万、補填をしてあげるとのことだと思わなければならないわけなんですか。

それぞれ、町長医者でもありますし、病院経営詳しいわけですから、ぜひ聞かせてください。

○町長（大久保明君）

今、医療問題は、医師の偏在、地域的な偏在、東京都か都会にいっぱいいるわけです。

ともう1つは、専門医の偏在です。専門志向になっていくと。それじゃあ、加速度的にそういう専門志向に進んだ結果、この病気は診るけれども、他は全然診ないという形で、例えば整形外科でも、股関節だとか、脊柱とか、膝関節とかに、もうどんどん分かれていったために、そういう先生はそこしか見ないという、ある意味では弊害が出てきて、ですから、産婦人科の問題、もう1つ重要な問題は、訴訟問題です。ほとんど産婦人科の先生方が訴訟問題を抱えていますので、成り手が少なくなった。大学の医局の産婦人科医も、ほとんどもう入局しないような状況になってきたわけです。

今、産婦人科医で、訴訟問題抱えてない人ほとんどいないぐらい、しかも徳島県で1度、お産で亡くなったということで、その優秀な若い先生、まじめな先生が、福島外来中対逮捕されてたという、非常にショッキングなことがあったりして、産婦人科、小児科っていうのは非常に少ない状況ですので、それをどう変えていくかということは、地域医療では、離島では、総合医っていうのを要請することが非常に可能ですので、総合医の要請っていうことが、これから、これはちょっと話長くなりましたけども、このこれから、この前課長が言っていましたけども、2025年に約700万人の認知症が出てくると、もうほぼ言われております。

それに対応する、医療体制っていうの、全くできてない状況だと思うんです。あれだったら、総合医の要請っていうこと、それは離島でできるという、そういうことをこの徳之島では、逆に先取りしてやっていくということなども考えております。これは、ちょっと今ちょっと蛇足でしたけども、そういう状況にはありますので、離島医療は重要だということです。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、大切な大事な医療でありますし、大事な子供産ませる技術的な、高度な技術が必要ということでありますので、こういう予算が有効に、そしてみんなが怪我等、そういう事故等が起こらないようなそういう医療システムを構築していただきたいと思います。

次に、54ページ、これも目4の農業総務費、節15の工事請負なんですけれども、これも先ほど説明がありましたけれども、堆肥センターの電気の高圧から低圧に下げるという説明でありましたけれども、例えば、ここ運営費が九百何十万ですか、が計上されておりますけれども、この運営状況が去年よりは上がっていると。そういう中で、これ非常に今農協やあるいはニシムタあたりで、良質の堆肥が販売、価格を安く販売されているということで、堆肥の質等も問われているというような話などもあるんですけれども、そういう中で、堆肥がどんどん出さずれば、この堆肥セン

ターは有効に稼働して運営できるわけなんですけれども、以前に運営資金が使い込みがあって、運営ができなくて民間委託というようなことになった経緯がありますけれども、今この使い込んだお金が、恐らく1,000ぐらい、まだ残ってると思いますけれども、支払いがされているのかどうか。そして以前の答弁で、この支払い、振り込まれた代金で、屋根の補修とかしたという答弁がありましたけれども、ぜひこういう予算の有効活用という観点からすれば、そういうとれるもののはとって、それを予算に使うということが大事だと思いますので、今その振り込み状況どうなっているかお尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

今現在、連絡、電話等は入れているんですけど、つながらない、今状態であります。

○14番（美島盛秀君）

その本人と連絡がとれないということなんですけれども、以前、一般質問でも質問しましたけど、ちょうどこれは町長が堆肥センター組合長というときに、町長が責任を持ってこれは処理することでありましたけれども、町長は連絡をとって指導、振り込みをさせるようにできるのかどうかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

前経済課長と間接的な形で連絡をとって、振り込む状況になっていました。

再度、また現在連絡できる方を、早急に連絡とれるようにして、促していきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

厳しいようですけれども、ぜひとれるもののはとって、もちろん徴収税とか税金もそうなんですけれども、もうこれはとれないんじゃなく、とれるもののはとって、ぜひ予算、有効に活用していただきたい。もしこれが回収できない場合は、私はこれ町長の責任でもあると思うんですけれども、その部分について町長は、報酬を減額して最終的に支払うというお考えなどないのかどうかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

早急に連絡をとる体制をとって、全力で対応していきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

早急にとるということでありますので、ぜひ次の予算計上時には、このお金が計上できるように、努力をしていただきたいと思います。

次、55ページの農林水産業費の節の21、貸付金、これも先ほどありましたけれども、25年度決算で1億6,200万の売り上げがあった、これだけの売り上げをして、まだ運営ができないと。

施設もただで作ってもらい、あるいは何もかも自分の経費は使っていないというようなところで、運営がきちとなされないとするのは、その運営に問題があると思いますので、先ほどもちよつとありましたけれども、その運営方法見直す考えはないか、再度確認をいたします。

○経済課長（上木義一君）

先ほど、牧議員のほうにも答弁しましたように、今百菜のほうから今後の予定ということで、今報告を受けてる件といたしましては、今年度に農業法人を設立し、各種事業等そういうのを導入しながら、改善そして運営していきたいという報告が入っております。

○14番（美島盛秀君）

次に、56ページ目7節19負担金補助及び交付金の環境に優しい農業総合推進事業、明細書で県50%、町50%で5haの2カ所というふうにありますけれども、これ反当たりどれだけの計算でしょうか。

○経済課長（上木義一君）

26年の実績としましては、2万1,000円ほどかかっております。

○14番（美島盛秀君）

これも、さっきの堆肥センターの堆肥を恐らく使っていると思うんですけども、やはりこの土づくりについては、やっぱり農家の生産性を上げるための、所得向上においては土づくりが大事でありますので、もっともっと堆肥センターと競合して、有効に活用できるように努力をしていただきたいと思います。

次の、有機物センターは説明があったからいいでしょう。それからその下の目10畜産振興費の優良素牛保留補助金、今まで5万円出していたということなんですけれども、他町では10万円出しているということなんですけれども、この600万は何頭で計上してありますか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

200頭で本年度は計上しております。

○14番（美島盛秀君）

これ200頭ということは、3万円ですか。

○経済課長（上木義一君）

3万円。

○14番（美島盛秀君）

これ、天城町、徳之島町聞いたんですけども、10万円出しているというんです。

天城町、徳之島町に比較しても、伊仙町はこの畜産は盛んなわけでありましてけれども、もっと努力をして、優良素手を導入して、若い後継者を育てる必要があると思うんですけども、これ200頭じゃなくて頭数を減らして、もっと1頭当たりの単価を上げるというようなことは考えられないのか。

また、200頭以上の予定をしているのかどうか、そこらあたりの考えをお尋ねいたします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

26年までは、先ほども牧議員に答弁しましたように、5万円で予算計上しとったんだけど、増頭、

今年度は軽油高騰しとるということで、保留する、若い方々も基金面でないと保留するとなれば、60万から70万しますので、あと町負担、個人負担としては、差額を町有牛の場合30万町で補助しますけど、あとの差額分は個人負担でなりますので、一括で収めるということで、その資金面として非常に厳しいといういろんなセリ市場上での話が多くて、それで今年度は、全員に農家、これちゃんとした牛にですけど、みんなに回るように保留基金がということで、今回5万円から3万円に下げて、あと1万円がJAの負担、4万円を個人で購入した方、また現金で個人の買った方には補助すると、そういう受け取った方には該当しないという、補助金がダブりますので、そういう形で今回は一応200頭という形で是正をしております。

ちなみに天城町さんが、町として7万円です、5万円が、徳之島町が5万円出している、各町それぞれ財政面でいろいろやっばありますので、そういうのも財務と検討しながら、今回の予算計上をしております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、農業振興の観点からも、こういう減らすんじゃなくて予算は増額をして、期待の持てる後継者育成につながると思いますので、ぜひ今後努力していただきたいと思います。

次、58ページ、57ページです。目13の青年就農給付金事業600万、4人分の600万、補正費で300万減額があつて説明があつたんですけども、この減額された2人分について、今後、この希望者を今年度も条件のそろわなかった部分で精査して、この26年度の事業に予算化したのかどうかお尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

4名で計上しておりますから、2名は継続、その2名は議員おっしゃったとおり、その2名を該当できるように、一緒にまた不備部分に対応していつて給付したいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

せっかくの国の100%補助金が300万ですので、2人、ぜひまた書類審査の中で合格させるように、そして就農できるように努力をしていただきたいと思います。

そしてまた、28年度にもつなげるような準備等も計画等もきちんとして、こういう予算をとってきて、農業振興に努力していただきたいと思います。

58ページの農地中間管理事業、明細の47ページです、これは一般質問等でもやったんですけども、これからの畑かん事業に、非常に影響を及ぼすんじゃないかなという懸念をいたしております。

人農地プランの推進で、今後農業振興につなげなければならぬわけでありまして、この伊仙町の農業振興計画の実現のためにも、この予算は有効活用というのは、大事な予算でありますけれども、その事業の内容について、どのような予算を実行していくのかお尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

節の19負担金1,000万農地集積協力交付金で計上してありますけど、この予算は、経営転換、または離農とそして全ての自作地を機構に貸し出す場合、経営転換協力基金といたしまして、面積で予算振り割りをしております。0.5ha以下が、事業明細書の47ページをお開きください。

30万円の5戸150万円、これが0.5ha以下が5戸でございます。0.5ha以上、2ha以下が50万円の10戸、200ha以上が70万円の5戸で、今農業委員会、そして耕地課と連携を取りながら、議員さんもご承知のとおり、一番の登記名義人が今問題になっておりますので、その辺は相続関係は、農業委員会の農業委員の皆さん、各集落に調査をした中で、そして今後、今農業委員会のほうにも予算計上してありますので、相続調査です、それが挙がってきたときに、我々は経済課とまた各個々の審査をしながら、そして規約まで整った場合に、機構のほうに申請をして、貸し出すという流れになっています。

今、借り手のほうは、非常に多いんですけど、まだ貸し手のほうが今少ない状況が、今問題になっているのが、今登記名義人で今ストップしてるような状態であります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今の説明だと、5反以下が30万円、5反以上が50万円、1町歩以上が70万ということになりますけども、その中間管理機構に申請するためには、農業委員会を通さないと、本人名義じゃないと農業委員会を通さないとという条件あると思うんですけども、その農業委員会を通る農家戸数、あるいは、その段取り、段階的な手続等、これはどこがやるんですか。

○経済課長（上木義一君）

先ほどもお答えしましたように、調査関係、登記関係、相続関係、登記名義人の調査のほうは、農業委員会の農業委員の方々がするようになっています。

○農委事務局長（益岡 稔君）

現在、まだ調査中でありまして、調査対象農家が何戸あるかは、まだ集計挙がっておりませんが、恐らく今度の農業委員会までには、報告をしてくださいということをお願いはしてあるところですが、まだ集計には至っていないような状況です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、経済課あるいは農業委員会、畑かん事業の推進においては、耕地課も関連すると思いますので、ぜひ3人だけでなく、3課だけでなく、他の全課で、こういう事業推進協力をしていただきたいと思います。

○経済課長（上木義一君）

ちょっとお願いですけど、非常に説明会と経済課通信や広報と各駐在員の方々を通した中で、放送で呼びかけはしているんですけど、なかなか集まりが悪くて、その説明いうか、なかなか浸透できてないのが今現状ですので、先生方にも各集落であるときには、声かけをしながら、ほとんどが参加できるような、出席できるように体制に27年度ももっていきたいと考えておりますので、ひ

とつご理解とご協力をお願いしたと思います。

○14番（美島盛秀君）

私たちが阿権地区の果たす事業が100ha近くありまして、畑かん事業を今後進めていかなければなりませんので、全面的に取り組んでいるところですのでそので、協力したいと思っております。

続きまして、61ページ農地費のこれに関連して、目2の担い手支援型畑かん町負担金の、61ページの2,000万阿権地区、木之香地区、モデル地区ということで、今同意書あるいは今後の事業推進に受けて取り組んでいるところなんですけれども、これそうだと思うんですけれども、間違いはないでしょうか。もし、進捗状況がわかればお尋ねをいたします。

○耕地課長（穂 浩一君）

今度、担い手支援型畑総、畑かん町負担金につきましては、木之香、阿権郡地区と崎原地区1,000万円ずつ合算してあるであります。木之香、阿権地区も1,000万、崎原地区も1,000万であります。木之香、阿権地区につきましては、今年から説明会をしながら、調査の推進委員の選定をしているところであります。

推進委員を細かく、今、前回のそういう推進委員の説明会の中で、さらにローテーションブロックごとぐらいで、推進委員を選定したらどうかっていうことでしたので、一応その計画図面を作って、そのローテーションごとに一応名前を拾い出して、今それをもとに推進委員をお願いする段取りで今進めているところであります。

崎原地区につきましては、27年度採択でございますので、当面は、区画整理等もありますので、それぞれの調査、設計等を進めていきたいと思っております。

阿権地区につきましては、引き続き、集落の議員であります美島議員等々の皆さんの協力を得ながら、早目に同意をいただいて、再来年度からの補助内工事に結びつけたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

職員の皆さんも忙しいとは思いますが、ぜひ連携をしながら、この事業が完成できることを努力していただきたいと思っております。

次に65ページ、商工費の目4徳之島地域文化情報発信施設運営費、一般財源で人件費が入っているわけなんですけれども、その他の財源として、興業、闘牛大会、あるいは広告代等が入っていると思っておりますけれども、この情報文化発信施設、これを町がやるんじゃなくて、今後、闘牛協会に委託をしたほうが、私は有効に運営ができると思うんですけれども、牧議員が一生懸命頑張っていますので、闘牛協会に委託をしたほうがいいと思うんですけれども、そういう考え等はないかお尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

今現在でどうのこうのという考えは持っていないんですが、これからも検討の価値はあるのかなという気はいたします。

また、これが闘牛連合会が受けてくれるかどうかというのも、またこれから検討していきたいと思っています。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、闘牛協会としっかり話し合いをして、伊仙町の闘牛協会、恐らく協会費もだいぶあると思います。そういうことで、今後協会に委託をしたほうが、私は有利に運営ができるのではないかなという気がいたします。

私も、過去七、八、十年ぐらい前までは、副会長という役もしておりました。

しかし、努力すれば努力するほど、この闘牛協会というのは、何か溝ができるというような不思議な協会でありまして、興業に走りがちになるということで、ほんとの闘牛文化が情報発信施設として、その効果が発揮できているのかなということ等も私は懸念をいたしております。

そういうことで、4年ほど私も副会長ということをやりましたけれども、私たちの考えとちょっと考えの差がありまして、私はもうやめましたけれども、しかし闘牛というのは、この島のほんとの文化だということは変わりのないことですので、闘牛協会あたりとしっかりと話し合いをして、興業で金もうけをするということだけを先行しないで、もっと知恵を出して闘牛文化を傳承していただけたらいいなと考えているところです。

やはり、真剣に取り組まればほんとに知恵が出ます。ですから、真剣に話し合いをする機会等の場をつくっていただきたいということをお願いいたします。

次に、教育委員会たくさん蓄積されておりますので、76ページの小学校費目9の節8報償費でありますけれども、特別支援教育支援委員謝金というのがありますけれども、小学校、次の78ページの中学校もあわせて、特別支援学級等それから生徒数何人いるのかお尋ねをいたします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

この8報償費の特別支援教育支援員賃金なのですが、これ学校のほうには校内指導委員会とか町の就学指導委員会ってあるんですが、要するにちょっと授業が支援の必要がある方、集中力がないとか、何名とかでも学年1人程度ということで、伊仙小学校は、面縄小学校、喜念小、糸木名小というような状況であります。

○14番（美島盛秀君）

今、何校か上げられましたけれども、そういう特別支援教育、特別支援学級というんですか、そういうクラスをつくってそのクラスに支援員を派遣して、支援員の謝金と受けとめてよろしいでしょうか。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

委員がおっしゃっているのは、支援学級ですよね。町内では、伊仙小学校のみです。

○14番（美島盛秀君）

私は、その支援学級のことを聞きたかったんですけども、ぜひこういう特別支援がしなければならぬという教育もあるわけですので、そこらあたりもしっかりと把握しながら、今後子供たちが

すくすく成長過程の中で教育が受けられるように、努力をして頑張っていたきたいと思います。

これで、質疑を終わりますけれども、その他特別会計等もありますけれども、本年度の予算総額が56億2,397万4,000円と、非常に去年よりも増額をいたしております。厳しい財政の中ですので、ぜひ、この予算執行におかれては、しっかりと今後見直ししながら、執行部の皆さんも努力していただきたいと。また、私もしっかりとチェックをしながら、この予算が健全な財政運営になることを期待して、質疑を終えたいと思います。終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に、質疑はございませんか。

○2番（岡林剛也君）

予算書の8ページと56ページの有機物供給センター管理運営委託料なんですけれども、昨日実地調査していたんですが、1年間で993万円、これを5年間にわたって払っていくみたいなんです、この金額の試算、どうやってこの金額が出てきたのかというのを説明をお願いします。

○経済課長（上木義一君）

岡林議員の質問にお答えします。

前回の指定管理のほう、契約の877万9,000円のほうはその当時は10tダンプのとか、そういった人件費が、人員が1名ということで予算計上をしたということと、今回は10t車のほうが廃車になったということで、2t車と4t車でその分現場の回数が、往復が多くなったということで、燃料費とか、人件費のほうも1名で当初は、前は1名で計上、今回は2名です、議員の皆さん方も現地で視察したように、もう人力で全部対応するというので、その分の100万ちょっとですか、15万ぐらい増額なっているということです。

○2番（岡林剛也君）

昨日の現地説明では、ポンプも動いてなくて、攪拌もできない、曝気もできないということで、今はただ単にこしてタンクに貯蔵しているだけだと思うんですが、あれはもうそういう管理の仕方なら町が事務職員を2人ぐらい雇って、管理したほうが全然安くつくと思いますけどもどうですか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

その件に関しては、やっぱり指定管理公募とかでは、やっぱり経験とかいろんな免許とかそういうのが関連しますので、町の臨時職員とは、やっぱりいろんな危険も伴うわけですので、ちょっと厳しいんじゃないかと思います。

○2番（岡林剛也君）

それやったら、し尿を他町、徳之島町にし尿処理施設がありますけども、あそこに持って行って処理してもらうことはないんですか。

○経済課長（上木義一君）

その件に関しましては、また今聞いた話ですので、また徳之島町さんにも、ちょっと話はしてい

きたいと思います。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

環境課長どうですか。

○環境課長（美延治郷君）

お答えいたします。徳之島町のほうで、今し尿処理をしているんですけども、多分建設当時が、町としては自分のところの町のやつを引き受けるという目的で建設をしていますので、他町の量というのは入っていないと思います。

だけど、今徳之島町が下水道処理まで始めていますので、もしかしたら余力が出てくるかもしれないというところでは、経済課長が言ったみたいに、話し合いをもって3町で例えば共同で運営していくような形がもし相談ができれば、やっていくのもまた1つの手かとは思っていますので、今後話を詰めていけたらなと思います。

○2番（岡林剛也君）

昨日の説明では、治すより、もう新しくつくったほうが良いという説明がありましたが、し尿はまだまだこれからも、ずっと出続けるわけで、何とかし尿処理センターを作るか、また同じようなセンターをつくるかという考えは、計画とかはないですか。

○経済課長（上木義一君）

昨日もお答えしましたように、今現在は新規で導入する事業がないということですので、今後また関係機関のいろいろな情報とか指導を得ながら、前向きに検討して、農業振興につなげていけるようにしていきたいと考えております。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に、質疑ございませんか。

○8番（前 徹志君）

予算書の64ページ、商工費の中の目2節19の奄美群島観光物産協会負担金というのがありますけど、これはどこに事務局があって、どういう活動をしているのかお伺いいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この奄美群島観光物産協会というところは、名瀬のほうに本社があります。

これは大島郡の12市町村の観光協会を統一した形で、大島郡で1つの事業をしていこうっていう形で設立されたものでございます。

○8番（前 徹志君）

結局観光協会と同様なものですか。物産という名前がついているんですけど。

○企画課長（池田俊博君）

現在の徳之島のほうにおいても、観光連盟のほうは観光部門と物産の部門も両方やっておりますので、この奄美群島の観光物産協会も、同時に同じような仕事内容でございます。

○8番（前 徹志君）

わかりました。次に、9款教育費、小学校管理費が今年の11月に鹿浦小学校の90周年記念があります。その中で卒業生、校区民から寄附金を相談して、予算枠が550万から600万を予定しておりますが、その中で、学校の教育に関するタブレットの寄附金の中からタブレットとか、勉学に使う物を購入という、学校側とPTA側の予定がありますが、こういうのは教育委員会のほうで、教育に、結局昔は鉛筆とノートがあればできよったんですけど、今はこういったパソコンやらタブレットがなければ、将来的にできないということで、こういうのがもう最低限、必要だという気がしますが、こういうのは教育委員会のほうで、やはり子供たち勉学のためですので、できないものか、予算措置してできないものかお伺いをいたします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

前委員のご質問にお答えします。

26年度までで書く学校のパソコン整備は、終わったところですが、タブレットにつきましては、私たち教育委員会としては、8つの小学校ありますので、全ての共通する備品当であれば、今後検討していてもよろしいかなと思います。

○8番（前 徹志君）

鹿浦小学校が必要ですから、他の小学校も必要と思うんですけど、そういう調査をして、教育委員会のほうでするようにしたら、この寄附金ではPTA側は基金を貯めて、将来的に小学校の何かのときに使おうというあれでいますので、そういうのにこの寄附金が使えれば大変助かるような気がしてるんですけど、それはもう小学校全体のことでですから、平等にしないといけないのですが、そういうことができないのかお伺いします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

前委員のおっしゃるのもよくわかりますが、やっぱり今後は、教育委員会としては、学校側に意向調査等して、財政のほうとも協議しながら、必要なものは購入してそろえていったほうがいいと思います。検討していきたいと思います。

○8番（前 徹志君）

お願いします。終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に、質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号平成27年度伊仙町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、議案第24号平成27年度伊仙町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。伊仙町議会会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日は、午前10時より特別会計の審査を行います。お疲れさまでした。

延 会 午後 4時04分

平成27年第 1 回伊仙町議会定例会

第 6 日

平成27年 3 月18日

平成27年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第6号）

平成27年3月18日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第6号）平成27年度伊仙町一般会計予算他6特別会計当初予算審査特別委員会（室内審議）

- 日程第2 議案第25号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第26号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第27号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算
- 日程第6 議案第29号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算
- 日程第7 議案第30号 平成27年度伊仙町上水道事業会計予算

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	欠席	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	学給センター所長	永島均君
社会教育課長	西吉広君	学給センター次長	水本斉君
ほーらい館長	仲武美君	教委総務課長	欠席
総務課長補佐	田島輝久君		
総務課長補佐	仲島正敏君		

～平成27年度伊仙町一般会計予算他 6 特別会計当初予算審査特別委員会（室内審議）～

△開 会（開議） 午前10時00分

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

昨日に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2、議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について議題とします。

補足説明があれば補足説明を許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第25号、伊仙町国民健康保険特別会計予算（案）について、補足説明いたします。

まず、国保の運営状況は、施政方針に掲げたとおり、経済の低迷や急激な少子高齢化、疾病構造の変化などに伴う医療費の増加に加え、低所得者や高齢者の加入割合が高いという構造的な問題を抱えております。

国民健康保険特別会計予算（案）の編成に当たっては、医療費の動向や事業実施に基づいた予算案となっております。6ページをお開きください。

平成27年度歳入歳出の予算案総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比14.43%、1億6,977万4,000円の増額となる13億4,584万2,000円となっております。事業明細書は1ページのほうであります。

歳入につきまして、県の徴収目標、現年度分92%、滞納分13%、県のほうでは目標値を15%と定めてはございます。過去の実績に基づく滞納分の目標ということで、13%ですけれども、これに捉われずなるべく高いほうを目指して実施していきたいと思っております。

対前年度の増減の主なものといたしましては、4款国庫支出金5.73%増となる4億7,240万3,000円、5款県支出金79.6%増となる1億986万3,000円、6款療養給付費の20.26%減の4,064万3,000円、7款前期高齢者交付金18.35%減の9,530万7,000円、今回、大きな増額となる公共事業交付金は対前年度比79%、金額して1億5,399万7,000円増額となる3億4,887万6,000円となっております。

事業明細書は4ページに記載してございますが、保険財政共同安定化事業交付金はレセプト1件30万円を超える医療費のうち80万円までの分が対象であったが、市町村国庫の財政運営の都道府県単位化促進のため平成27年度、4月からですけれども、平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象がレセプト1件1円以上の、そして80万円以下の医療費に拡大されたためです。

従来は30万円から80万円の分が安定化事業ということで来ておりましたけど、国の通知によりまして全ての80万円以下のレセプト体験がこの共同安定化事業交付金として見るということでございます。

予算書は11ページから12ページにかけてですが、事業費明細は4ページであります。

11ページのほうを、予算書11ページをお開きください。

その項目、最初の行でございますけれども、10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の大きな現額は、法定外繰入金の9,142万6,000円、対前年度比1,658万6,000円、率にして15.4%減となっておりますが、国保の運営は厳しい状況下であり、国保運営が県に移る平成30年度まで税率改

正など、課題解決が求められておりますが、順次課題解決に取り組んでいきたいと思っております。

歳出についてですが、大きな項目についてご説明いたします。予算書は16ページをお開きください。事業明細書は9ページであります。

対前年度の増減の主なものとしたしましては、一般被保険者療養給付費、医療費でございますけれども2,223万円、率にして4.1%増額となる5億7,000万円であります。

予算書の18ページをお開きください。事業明細書は10ページでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金、対前年度1,594万4,000円の減額は、平成25年度特定健診65%の国の目標を達成した市町村への減算対象保険者に該当し、平成26年12月15日付厚生労働省保健局長通達によるものであり、鹿児島県下においてはさつま町と伊仙町の2団体が減算対象保険者への該当となったことによるもので、保健センターの取り組みが町財政への負担を軽減したものであります。引き続き特定健診受診率アップと特定保健指導へ邁進していきたいと存じます。

予算書の19ページをお開きください。事業明細書は同じく10ページに書いてございます。

7款1項4目保険財政共同安定化事業拠出金で、対前年度比で1億6,342万9,000円の増加の3億2,672万6,000円で大幅な増加です。先ほど保険財政共同安定化事業交付金については歳入で説明したとおりでございます。平成27年度から保険財政共同安定化事業の対象レセプト1件1円以上の医療について拡大されたためであります。

以上で、昨年度と大きな変わったところだけ要点としてご説明いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

国民健康保険特別会計予算について質疑をいたします。予算書の9ページ歳入目1一般被保険者国民健康保険税、それから目2の退職被保険者等国民健康保険税、合わせてお願いいたします。

明細書の1ページ、国民健康保険税、節の2、4、6の保険税滞納分なんですけれども、国民健康保険税滞納分の平成25年度から以前の滞納分4,271万9,393の15%と、その下の節4介護保険給付金、それから6の後期高齢者支援金分滞納繰越分、この額を合わせると5,910万円になるわけなんですけれども、これの13%、まだ徴収率です、を計算しますと、768万円。これから徴収がこれだけされて、残った分が大体5,200万と。これがこの保険税の滞納分と考えてよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

すいません。町税については税務課ですけれども、私のほうからお答えします。

今、おっしゃった滞納分については、そのとおりでございます。その中に退職者の分も入ってくるわけですので、そこの合算ということになります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

目2のその退職者分については77万6,839円になると思いますけども、この13%、この退職者というのは恐らく役場とか、あるいは県の職員とか、あるいは大きな企業等ですかね、大きな企業等のそういう前年度に収めた税額のものを対象にしたこの税率だと思うんですけども、そういう退職者、特に役場の職員、OB等のこういう退職者もいるというわけですか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今おっしゃったとおりで、役場のOBも一期間を過ぎますと国保のほうに入ってくるということで、役場の職員のOBも入っております。会社のOBも入っているということで、対象者ということで取り扱っております。

○14番（美島盛秀君）

もちろん、一般の被保険者もそうなんですけれども、こういう退職者被保険者におかれてもこういう滞納者があるということは、もっともっと徴収率を上げるためには努力が必要と考えられるわけなんですけれども、そういう徴収率対策、税金徴収率対策等対策本部を設置して努力をしているわけでありましてけれども、26年度もあと残すところわずかなんですけれども、6月の出納閉鎖まで、5月31日の出納閉鎖までにもっともっと努力する必要があると思うんですけども、現状の徴収対策、どういうふうに取り組んでいるのかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

退職者については滞納もいくらかありますけれども、一般の滞納関係の人と比べると少ないと思います。

それで、滞納の徴収率なんですけれども、県が設定している15%を26年度においてはクリアしてはおります。ただ、クリアしても取るべきものは取らなきゃいけないんですけども、今、副町長を中心とした徴収対策の中で、夜間徴収とまた、明日から国民健康保険証の交付が各集落でありますけれども、それに合わせて介護保険料、後期高齢者、国保、一般の町税等については徴収する予定でおります。

それと、4月、5月にかけて各班体制をして、対策室でも考慮しながら対応して徴収に取り組む体制を今、進めておりますので、極力全職員にもまたお願いする機会もあるかもわかりませんが、その中で徴収を進めたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

あとは国や県の負担金補助金等で大概が賄われているこの保険事業でありますので、健全な国保運営に努めていただきたいと思います。

先ほど保健センターの努力があったということで、うれしいことじゃないかなと思いますので、また職員の皆さんの今後の努力をお願いいたして、終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○3番（牧 徳久君）

1件だけお尋ねします。今、美島委員もおっしゃったとおり、滞納がすごくあるわけですが、25年度以前と書いてありますが、それ以前のこれ、期間が過ぎたのは相当の額、残っているんですが、行方不明者とか死亡者とかもいると思いますが、これはこの不納欠損にする考えはないのか、お伺いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

国保の中では5年以前さかのぼって取ることはできませんけれども、今の町の中においては、5年以前の分は全てにおいて不納欠損処理をしております。

この対策についても、財産調査とか、そういったものについても順次進めていくということで、税務課のほうでは進めているようであります。

あと、結局は差し押さえとか、そういった体制も進めながら徴収については方向を定めているということでございます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、このような多額の滞納として残らないように、ぜひとも取れないのは不納欠損として予算書に上がらないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3、議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

次に、議案第26号、伊仙町介護保険特別会計予算（案）について補足説明いたします。

まず冒頭に、介護保険特別会計予算（案）の編成に当たっては、第5期介護保険事業計画を踏襲し、第6期介護保険事業計画への移行を踏まえ、介護給付適正化や介護予防の強化に取り組むため事業実績などに基づいた予算案となっております。

また、第6期介護保険事業計画においては、団塊世代の方々が介護保険に加入する2025年への対応を視野に入れながら、平成27年度から29年度、さらに平成32年、37年度事業料見込みを推計し、本会議初日の3月10日第5期介護保険事業計画を報告し、さらには議案第13号、介護保険条例の一部改正で原案のとおり可決いただきました。ありがとうございます。

予算書は4ページをお開きください。平成27年度歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ対前年度比3.9%、3,656万4,000円増額となる9億7,235万6,000円となっております。

予算書6ページをお開きください。事業明細書は1ページでございます。

歳入につきましては、対前年度の増減の主なものといたしましては、1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料1節現年度分保険料で10.7%942万3,000円増の9,770万6,000円でございます。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節介護給付費負担金限度分として、施設サービス費が対前年度比300万円増加し5,058万円となっており、居宅介護サービス費の増加に比べ約10倍対前年度比伸びております。

2款2項国庫補助金3目地域支援事業交付金、日常生活支援総合事業が始まるわけでございますけれども、地域支援事業交付金が今年度からスタートする新規事業で、鹿児島県下では徳之島3カ町、西之表市など県内6市町村がこの事業を取り入れて活動をするようになりました。

この事業は介護保険計画書概要版、皆さんに配付してございますけれども、概要版の4ページに記載してあるとおり、介護保険法に介護予防日常生活支援総合事業が創設され、要支援1、2の対象者への予防給付サービス、2次予防事業対象者への介護予防事業を総合的かつ一体的に行うことができるよう、市町村の判断で実施できる事業であり、これまで保険給付外で行われていた地域支援事業のサービス、主な項目は介護予防事業、生活支援サービス、権利擁護や社会参加などのサービスを市町村が主催となり、総合的で多様なサービスとして提供することが可能となり、住民の方々がサービスの選択はできます。窓口は包括支援センターであり、管理体制を強化していきます。

従来サービスを受けてる方たちについても従来と変わらずに、予算の出どころが変わったということのの違いだけであります。

歳出につきましては、対前年度の増減の主なものといたしまして、予算の9ページをお開きください。事業明細書は1ページでございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費において、事務賃金など129万6,000円削減いたしました。事業明細書は5ページです。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費においては、平成26年度予算でも減額でしたが、本年度においても6.2%減の2億9,000万円であります。各集落における介護予防教室やほーらい館での健康づくりが功を奏しているのではないかと推測されます。

予算書の10ページをお開きください。事業明細書6ページでございます。

5 目施設介護サービス給付費対前年度比7.1%増の3億円で、年々増加しております。

施設の分の重症化に伴う給付費がずっとやっばり上がっていくということでございます。

予算書13ページをお開きください。事業明細書は11ページでございます。

3 款地域支援事業 1 項介護予防生活支援サービス事業費 1 目サービス事業費19節通所介護負担金349万4,000円、訪問介護負担金281万円については、介護予防日常生活支援事業としての総合事業、新規事業でございます。サービスを受けていた方々は先ほど申したとおり、従来どおりのサービスを受けることはできます。下の段の地域介護予防活動支援事業がサービス事業に変わったわけであります。

予算書の14ページをお開きください。事業明細書は12ページでございます。

3 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業 4 目任意事業費は、新たな事業実施に伴う課目外であります。総合事業に組んでいた家族介護用品扶助事業が4目任意事業へ変更、2目権利擁護事業費が4目任意事業費以降や次ページの5目の在宅医療介護推進事業、6目生活支援体制整備事業へと移り、新たな事業導入に伴う事業とされております。

主な項目を説明いたしましたけれども、今、包括のほうでは新規事業の日常生活総合事業を取り入れるためということで、3町連携を組む中で高齢者へのサービスをどういった体制にするのか、健康づくりかということで、包括支援センターがますます重要さを増してくるのではないかなと思っております。

介護保険料についても若干、400円ほど上がりましたがけれども、各団体と比べると上げ幅は少ないものだと思って、後の公表があるときに出てくると思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。ご審議のほどお願ひ申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

介護保険特別会計予算書についての質疑なんですけれども、この介護保険特別会計というのは老人福祉サービスにおいては欠かせない事業でありまして、数字的にこの予算書と別にお願ひしたいことがありまして、実は、これ、私の身内に来た文書なんですけれども、これは最近の振り込め詐欺だと私は思ひまして、私のところに相談に来ましたので、これ、住所もそれから電話番号も、住所ありますけれども、電話番号等もないということで、私がちょっとおかしいなと思ひ、役場の消費生活苦情処理の担当に聞いて調べさせたところ、こういう会社は全く存在しないということで、

もう2日も3日も電話が来たらしいんです。それで、もう夜も寝れないということで、もうノイローゼ気味と言いましょか、になって、非常に、80ぐらいなんですけれども、こういう老人に対して、もう、何かこう、詐欺行為っていうんですか、詐欺のその手法が巧妙化してきているという感じがしたんですけれども。

この介護保険特別会計予算書の中に、いろいろサービスがあるわけなんですけれども、今、各地域で行われているサロン教室、こういう辺りでこういうのを徹底して老人の皆さんにも説明をして、こういう電話等、誘い等に乗らないようにということ等も必要だと思いますけれども。

こういう介護サービス、そういうのができるのかどうか、この事業の中で、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

サロンの中でいろんな相談事業もやっぱりあります。その中で、日常とかそういった伴った方からもし出てきた場合は、権利擁護ということで法テラスのほうを紹介して、そこで後見人関係も対象ができるということでもあります。すべからく包括の中では家族の関係のもめごととか、いろんなものが来ております。その中で一応、保健福祉士と社会福祉士、看護師はいないんですけれども、社会福祉士、保健福祉士のほうで相談相手になっておりますし、これは高齢者の場合は包括なんですけれども、65歳以下とか75歳以下の方についてはまたそういった事例が出たら、保健センターのほうともタイアップ取りながら順次、対応はしております。

包括の中では一応、情報を共有するというので連絡取っておりますので、全てにおいて対応は一応聞くだけ聞いて、あとどうつなげていくかということでも頑張っておりますので、サロンも通じながらその中で大丈夫だと思います、相談事業も。

それと、社会福祉協議会がございますので、その中でも相談が、包括のほうから呼びかけて相談に乗っていただくという体制も取っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ年寄りには年を取っていくといろんな思考力が低下してまいりますので、こういう事業等、あるいは行政等が手を差し伸べて、高齢化介護福祉サービスに努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○7番（福留達也君）

3年ごとに見直されるその介護保険事業計画、3年前に策定されたときに上げ幅が大きくて1,000円近く上がって5,800円になったんです。そのときには県内でも上位から4番目ぐらいの高さになったと、介護保険の基準額が。今度は6,200円、プラス400円で6,200円になっているんですけれども、上げ幅がそれほど他の市町村と比べて高くなかったからあれなんですけれども、これ、このままいくと平成30年以降は8,000円ぐらい維持していかないとできないんじゃないかということ、聞いたこ

とがあるんですけども、その予測というんですか、どんなふうになっていくと思われませんか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

福留委員のほうからあったとおり、今は400円の上げ幅で結局は抑えたんですけども、この中で通したのが、基金を約4,000万円近くあったものですから、それを入れて抑えたんですけども、今後6,200でも3年間の中でぎりぎりの運営だと思います。

平成30年度に8,000円と予測はしておりますけれども、私たちサイドから言えばもっと上がるという気がします。その理由は、重症化になって介護施設のほうに入ったり、そういったのに使ったりしている方がおりますので、なるべく重症化になる前で対応していただいて、介護予防に健康づくりにその事業をつぎ込んでいけば給付費が抑えられて、保険料が安くて済むのではないかと考えております。一時期上がってまた下がるというような人口予測もありますけれども、この平成30年、37年、団塊世代が来る2025年度まではもしかしたら9,000円前後という予測もあります。

以上です。

○7番（福留達也君）

人口のその構造的な問題もあって、団塊の世代が入ってくるとか、大変だろうなと思いがします。

5期の策定計画のときにも要介護に移行する前の要支援状態の方、この人たちが要介護に行かないように、なるべく地域サロンだのそんなのを使って、介護給付費を抑制しようという話でありましたけれども、懸命に地域包括の皆さん、頑張っていて取り組んでいると思うんですけども、先ほど課長から説明があった総合支援事業です、これは役場に認定申請というのが来るんですか。

来るとしたらどれくらい今、認定申請が行われているんですか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

今、サービス受けている方、要支援の方が7名で、要支援2のほうが37名、合計で44名おりますけれども、この方たちを介護等の給付に行く手前で、結局健康づくりするということで各集落サロンをつくってやって、その中で地域の方をボランティアとして引き込んで、今、やっております。町内のほうでも28集落のうち22、23くらいの集落で健康づくりの対応をしているということですので、このまま行けば要支援の1、2の方もこれも認定がなくなってくるというのがありますし、またサービスは従来どおり受けられるわけですので、これはその健康な状態に持ってくればいいなと思っております。

あと今後の4月以降の窓口ということは、地域包括のほうで全て窓口の中で受けて、そのコンセンサスをいわゆる申請してもらって、3カ月おきにまたそれを更新するというような段取りになっております。

今は4月以降については全ての方について要支援1、2について退所される方も、新たに希望される方についても、包括のほうで窓口となって、その中で事情を聞きながら介護が必要であれば必要だという判定に持って行くというような体制になっております。

従来の訪問介護です、そういったものについても今回、総合事業の中で取り入れていきますので、

紛らわしいのもう総括的に包括支援センターのほうで窓口となって、そこのほうで一応選り分けしていくという体制になります。

○7番（福留達也君）

ちょっとわかりづらいんですけども、要するに今度は、日常生活総合支援事業、これを利用することによって要介護状態に行かないような、そういった対策を取るということでありますよね、65歳以上の人の。

これが、これに該当しそうな人が800人から900人いるんじゃないかと、そういう話を聞いて、それに対応している役場の体制がケアマネジャー、社会福祉士、あと保健福祉士とかいると思うんですけども、800名から900名に対してその3名程度の体制できめ細やかなというのかな、適切なサービス利用というのかな、そういったのができるのかなと。そこが心配なんです。これをきちんとすることによって介護保険料の抑制にもつながるし、今、先ほどもあったように特定健診の受診率を高めることによって、その医療費を抑制できたとか、そういった効果があると思うんですけども、果たしてこの3名程度の体制で大丈夫なのかなと。そこら辺り伺いたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

先ほどサービス、まず1つサービスについて説明します。

昨年整備した地域医療介護総合確保推進に基づいて、4月から介護保険制度が大きく変わることになります。これが介護保険改革で、今回、総合事業が入ったものの大きな目的が、目的と言いましょか事業内容が、これまで全国5つだった要支援1、2の人向けの訪問介護と通所介護、デイサービスです、を市町村事業に移すのが柱ということで介護保険の大きな改革になっておりまして、この分についての住民が、対象者が選択できるという事業であります。

従来は1になった場合は、施設関係もいろいろありますけれども、1つは住民の方たちが要支援1、2にかかわらずに包括支援センターのほうと相談をして、事業推進に取り組めるというのが大きな項目でもあります。

その中で、今おっしゃった実際に今、3名程度の、職員としたら2名なんですけれども、今おっしゃったとおり人員的には総合事業を取れる中で、人員的にはちょっと厳しさがあります。

今でも結局は相談事業とかいろんな電話あるごとに対応はしております。空席が、相談に来たときになるべく1人は庁舎内に残して対応するようにしておりますけれども、いかんせん月曜日になると一気に相談が増えてきて、中の体制も十分とは言えないんですけども、そういったものがあります。その中で今、執行部のほうにも包括の専門職を入れてほしいということも今後課題として要望しております。

今、保健師と社会福祉士はいるんですけども、あとほしいのがやっぱり看護師とか、そういったケアマネジャーは今、臨時の方がいるんですけども、ケアマネジャーです、生活支援の計画をつくるケアマネジャーと看護師がやっぱり、今後は、将来的にはどうしても出てくるのかなと思っております。そこは人員配置の中で国の事業でもそういったのを見ながら、事業を導入して対応せ

ざるを得ないのかなという思いがあります。

以上です。

○7番（福留達也君）

昨日の一般会計の中に出てきた障害者福祉士っていうのもあるんですけども、これは障害者福祉士は国県の手厚い措置っていうのか、お金が下りてくるので賄われているんですけども、この障害を持った方たち、身体にしる精神にしる、そういった人たちが65歳以上になって、介護保険の射程内っていうのか、介護保険を利用できるという、そういった状況になると、介護保険のほうが優先されてくると思うんです。そのためにもこの障害者福祉の分野でも、きちんとした予防的っていうのか、相談、適切なその指導なり相談なり、きめ細やかな対応をして、こういう障がいを持った方たちが障がいを持った状況で、その介護保険のそこに入ってくる、そこを防ぐようにきちんとした対策を取りながら、特別会計とかもそうなんですけれども、特別会計のいろんな経費の抑制を図っていただきたいと思います。

以上です。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4、議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、議案第27号、伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明申し上げます。

後期高齢者特別会計予算の編成に当たっては、被保険者に対するきめ細かな対応などを重視し、県後期高齢者医療広域連合等との連携を図りながら制度の円滑な運営に努めていくとともに、今後

の医療制度を取り巻くさまざまな動向などを踏まえ、制度運営に必要な経費を計上した予算案となっております。

予算書の4ページをお開きください。

平成27年度歳入歳出予算案総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比1.16%211万5,000円増で1億8,369万9,000円となっております。

予算書の6ページをお開きください。事業明細書は2ページでございます。

歳入につきましては、対前年度比の増減の主なものといたしましては、3款繰入金1項一般会計繰入金3目療養給付費繰入金、対前年度比3.7%、346万8,000円増の9,747万7,000円であります。

高齢化、重症化に伴う医療費の増加分と推測されます。

予算書の8ページをお開きください。事業明細書は3ページでございます。

歳出につきましては、対前年度の増減の主なものといたしましては、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の賃金97万2,000円の削減であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金において大きな増減は、療養給付費346万9,000円、率にして3.7%増の9,747万8,000円であります。先ほど申し上げた医療費の増加によるものと思っております。さほど大きな対前年度の伸びというのはございませんけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩をします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の説明をいたします。

規定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,837万6,000円と定めるものです。

4ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料については、予算額5,093万5,000円で、主なものといたしましては、会員の月会員、スイミング会員活動使用料、文化施設使用料等であります。

2款繰入金については3,794万3,000円で、運営繰入金の3,000万円、職員の給与繰入金で794万3,000円です。

3款繰越金については1,000円。

4款諸収入については949万7,000円で、主なものといたしましては、ショップ売り上げ収入や保険事業収入等であります。

8ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の節の1の報酬については、嘱託職員9名分です。

7の賃金については運転手賃金2名、スタッフ賃金については3名分です。

8の報償費のフリーインストラクターについては2名分で、子供のキッズダンスやヨガ等を行っております。

9旅費については運動指導者養成員の講習や水泳大会の引率等です。

11需用費の主なものについては燃料費、光熱費または給水施設消耗品費、この給水施設消耗品費については塩代等、衛生消耗品費については薬品代等であります。

9ページをお願いします。

13委託料の運転管理業務委託料については、電気工作物保安管理委託料設備管理業務委託料であります。

次に、放課後わくわくクラブ推進事業については平成25年度より補助事業ではなく、ほーらい館の有料教室として行われているため、一般管理費に統合してあります。

健康増進事業についても総務費の一般管理費に統合してあります。

以上です。よろしく申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について質疑を行います。

○1番（平 博人君）

前回、運営委員会的时候にも少しお話させていただいたんですが、先ほどのお話で一般会計のほうからの3,700万ほどの繰り入れをしてるということで、本当にちょっと運営状況がしんどい中で、職員の皆様も、これも会のほうで言わせていただいたんですけど、やっぱり職員の皆様にもぜひフル活用していただきたいと、このように思う中で、今現在、職員の方が何人ほど利用されているのかをまずお聞きしたいと思います。

○ほーらい館長（仲 武美君）

職員については30名から35名だと思っております。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

30名の方が利用するというので、会費のほうで確か6,000円だったと思います。

ロッカーを使っても7,000円、それで30人の方だったら金額は知れているんですけど、これ本当150人の職員の方々、皆さんが入れば年間1,000万近くの売り上げにつながると思います。

また本当に福利厚生を利用して、各団体に呼びかけをするような、こういったことも必要じゃないかと考えているんですが、本当に給料の、職員の皆さんも結構太った方とかいらっしゃいますので、そういったジムで運動してもらうため給料から天引きするような形でされて、強制的にでも利用していただくような考えは、取れるか取れないのか、そういったこともちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

町職員の利用促進という形で今、おっしゃられている強制的にということはずはまず不可能だと思っております。

あと、やはり職員が30から35名程度いらっしゃるということですので、これをやはり増やす方法を、職員の理解を得ながらやっていかなきゃいけないと思っております。

○1番（平 博人君）

本当に私も毎日通わせていただいているんですけど、本当に1回行ってしまえば、通えば、家の風呂、入りたくなくなるような、そういう状況もあります。まず利用していただいて、町全体でPRをぜひしていただきたいと思います。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について質疑をいたします。

予算書の6ページ、歳入、目1の使用料ですけれども、現時点での会員数は何人いるのか。

それと、スイミング教室は非常に盛んで、使用料が970万4,000円と非常に高額に上がっているんですけれども、スイミングクラブ会員等合わせて両方の会員が何人いるのか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

会員については現在、870名から80名が現在の会員数であります。また、スイミング教室等については297名だったかと思います。

○14番（美島盛秀君）

以前に比べて会員数も増えているようでありますし、またこのスイミング会員が290人と、こういうことで非常に使用料等で増額が見込めているわけなんですけれども、この予算書を提出するときには、この説明の辺りに現時点の会員数とかこういうのを入れて説明すれば、こういう質疑等も余計な時間が省かれますので、今後そういうこと、明細書にでも入れてくれるようお願い（「明細書に会員」と呼ぶ者あり）入っている。ちょっと見てないから。

それから、次は下の繰入金です、さっきもありましたけれども1,179万4,000円、1,000万円以上の減額で非常に努力が見られると思います。

今後の運営の方法として、以前から言っていましたけれども、燃料費です。今までずっと燃料費が高騰して非常に経費が、コストが高くなっていただけなんですけど、燃料費が今、ちょうど安くなっています。そういう関係で、町外から来る入館者です、バスを利用している人たちにも片道50円でも、大体天城から、あるいは徳之島町から入ってくるそういうバスの燃料代ぐらいを大体積算してみても、何%か、3%でも5%でも試算してみても、お願いするところはお願いをして、もっともコストを落とすという努力をできると思うんですけれども、その町外の燃料代、どういうふうなことでお願いできるのか、今後どう考えているのか、お尋ねいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

町外のバスについてですが、町外のバスの送迎については先般の運営審議会のほうでも話し合われておりまして、今後利用者に説明をし、業者からも両町のほうにお願いをしてくだささいということで、させまして、7月ごろまでにはこのことは決定いたしますということで、運営審議会のほうで協議を行っております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

運営委員会等でしっかりと今後、努力をして、もっとこの繰出金が、繰入金が町の一般財源をあまり活用しないような努力をしていただきたいと思います。

それと、その下の4の諸収入の雑入ですけれども、電気代、収入が非常に369万6,000円と高額になっているんですけれども、この雑収入に入っているわけで、どのような関係の収入なのか、お尋ねします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

電気代について、収入については、法務局の電気代、または百菜の電気代等です。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、健康増進施設全体の電気代の中に、この369万6,000円は含まれていると。

そうすると、その健康増進施設全体の電気代というのはいくらぐらいでしょうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

1,728万円になります、全体では。この中に百菜等の法務局が含まれます。

○14番（美島盛秀君）

今後、1,700ですか、これだけの電気代がかかるわけですので、ソーラーシステム、自然エネルギーを活用するようなことは考えられないのか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

今後、予算等、財務の予算等、考慮しながら話し合いたいと思います。

○副町長（伊喜 功君）

先日のこの場で、環境課の事業で申し上げまして、正式には再生可能エネルギー等導入推進基金事業ということで、環境省の補助事業で、県を通じて交付金として、補助事業として実施され、結果として国庫100%の事業なんでございますが、一応、避難施設ということで日常的利用するということは前提ではありますが、年中台風が来るわけでもないですし、そういう時期はある程度限られてきます。

一方で、このエネルギー太陽光ソーラーでは発電して蓄電池に貯めますので、その蓄電池が稼働している間は、できるだけほーらい館の一般的な電力としても活用が可能だというふうに考えておりますので、できるだけそういったものも活用しながら、ほーらい館の電気代の一部支援と言いますか、電気代削減につなげるような形で運用していきたいという具合に考えております。

本格的に例えばソーラーでやるかどうかについて、またマイペットの観点から検討はすべきかもしれませんが、とりあえずのところは国庫100%事業を導入して一部電気代削減につながるような事業を導入、20周年年度に導入するというところであります。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、ほーらい館は本庁とちょっと距離があって、ちょっと連携が難しい点もあると思いますけれども、ぜひ本庁の環境課、あるいは総務あたりと連携をして、こういう100%事業を取り入れて電気代の削減に努めるように努力されるようお願いして、終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○3番（牧 徳久君）

1点だけお尋ねします。この前の質問でもいたしました。今回、太陽光の100%事業を取って室内灯ぐらいつくということですが、以前、非常用の発電機も大型の後ろのほうに小屋を作って入れ

たと思いますが、これと併用はできるということですか。今のソーラーのあれと非常発電が入れたと思いますが、台風時の予備に。併用はできるということですか。

○環境課長（美延治郷君）

併用は可能です。室内で発電をする分です、蓄電以外のやつはもう全て、ほーらい館の使用する電気の中につながっていきますので、常に発電をしている部分についてはつながる、使っていけるというところですよ。

○3番（牧 徳久君）

わかりました。発電機は発電機として稼働して、それは蓄電池に入れていくということですよ。わかりました。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○2番（岡林剛也君）

繰入金で職員給与800万近くありますけれども、これは今、2人いるんで800万になっていると思うんですが、1人400万として、あそこは職員は1人では対応はできないんでしょうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

これについては1名分の計画です。

○2番（岡林剛也君）

ということは今、館長1人で賄っているということですか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

26年度においては2名となっております。27年度は1人ですということですよ。

○2番（岡林剛也君）

バスは今、何台稼働させるつもりですか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

現在3台ありますが、1台については予備ということで修繕等、検査等のために行っておりまして、また学校のこのプール事業等についても使用されております。

○2番（岡林剛也君）

ということは、車検も受けてそのまま予備として、またいつでも使用できるように、こういったことですよ。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○11番（永岡良一君）

私、直接予算には関係ないんですけど、お願いというんですか、なんですけど、本当にほーらい館のほうでは繰り入れが1,100万も減ということで頑張っておられると思います。

また、ほーらい館の指導と言いますと、私も何年も行っているんですけども、職員の指導って

うんですか、そういうもの、すごくよくなされていると思いますけども、やはり私たち、この温浴、このほーらい館は徳之島3町の方々を使うということでございます。特に温浴システム、温浴場におきまして、いろんな苦情っていうんですか、聞くんですけども、これはモラルになるんですけども、場所取りっていうんですか、そういうものが非常に、男性のところでたまに見受けられるんですけども、特に女性の温浴場ではこれは見受けられるということで、すごく苦情っていうんですか、話をよく聞くんですけども、こういうものを徹底的に来られる方々等にも指導等、お願いできないかなと思うんですけども。そういうとこ、どうでしょうか、館長。

○ほーらい館長（仲 武美君）

温浴施設等の場所取りについては、マイク放送等で毎日2回ほど注意をいたしております。

また今後とも徹底して行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○11番（永岡良一君）

また全島の方が来られますし、また帰省客も前から盆や正月にかけてよく来られて使うのは、すごく便利でいいなというんですけど、やはりそういうところが別に島の方じゃないんですけど、全体的にモラル的なものをよくしていけば、やはりほーらい館を使って来られる方が多いと思いますので、ぜひそのところ、お願いしまして終わります。

以上です。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

それでは、議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算（案）について説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,214万3,000円とするものであります。

5ページをお願いします。

歳入からご説明いたします。1款使用料及び手数料4,683万9,000円。

2款国庫支出金1億9,600万円、これは3億9,200万円の東部地区の簡易水道の補助事業2分の1でございます。

3款繰入金、一般会計からの繰り入れでございます。7,340万1,000円を繰り入れさせていただきました。

4款繰越金1,000円。

5款諸収入、これは科目の存置でございます。

6款町債、2億3,000万590万、合計が5億5,214万3,000円、前年度比1億7,395万6,000円の増額でございます。

続きまして歳出、6ページをお願いします。

1款の水道事業費といたしまして5億1,117万8,000円。

2款の公債費といたしまして4,096万5,000円、合計が5億5,214万3,000円、前年度比較1億7,395万6,000円の増額となっております。

簡易水道特別会計予算に関しましては以上でございます。よろしくをお願いします。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算について、質疑をいたします。

先般の調査のときにも説明をいただきましたけれども、それにちなんで予算書の11ページ、目2の西部地区基幹改良事業費の工事費なんですけれども、これで西部の地区の水道関係の工事は完了すると思いますけれども、完了した後の水質について、杉原川の水で今、河地、緑名、小島辺り水質がよくなったという話を聞いているんですけれども、最近また川底のポンプの水を利用しているということで、非常に水質がまた悪くなったという話を聞いて、相談がされたわけなんですけれども、今後のその杉原川の水量、あるいはこの川底のポンプの今後の使用の見通しについて、お尋ねをいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

西部地区に関しましては、工事のほうは来年度この1,700万ぐらいで終わりなんですけど、それと水質が悪い点ですが、26年度において原水がちゃんと検査をされ、最近までちょっと水の量が少なくて貯水を使っていたんですが、最近の雨でまた水量も増えたと思いますので、その原水を利用し、地下水をなるべくというか、もう全然使わないようにこれから頑張っていきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

まず、この飲料水については生活の源でありますので、よく注視をして、この水量等、あるいは水質等には管理を徹底していただきたいと思います。

終わります。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算について議題とします。

補足説明があればこれを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

それでは、議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算（案）について説明いたします。

3ページをお願いします。

まず、収益的収入及び支出でございます。まず収入のほうから説明いたします。

1款水道事業収益1項営業収益と2項営業外収益の合計で1億474万1,000円を予定しております。

続きまして、支出の説明いたします。

1款水道事業費1項営業費用と2項の営業外費用の合計で1億474万1,000円を予定しております。

続きまして、4ページお願いします。

資本的収入及び支出について、まず収入のほうから説明をいたします。

1款資本的収入1項企業債等2項他会計出資金の合計で3,120万円を予定しております。

これは一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、支出について説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費等2項の企業債償還金の合計で3,520万円を予定しております。

上水道事業会計予算に関しましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました7会計当初予算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました7会計当初予算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会はこれをもって解散することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

異議なしと認めます。したがって、平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計当初予算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定しました。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時42分

平成27年第 1 回伊仙町議会定例会

第 7 日

平成27年 3 月20日

平成27年第1回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

平成27年3月20日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第7号）

- 追加日程第1 議案第31号 徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の変更
- 追加日程第2 議案第32号 平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第1 議案第14号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第24号 平成27年度伊仙町一般会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第25号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第26号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第27号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第28号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第29号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第30号 平成27年度伊仙町上水道事業会計予算（質疑～討論～採決）
- 日程第9 議員の派遣
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	伊喜功君
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	益一男君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
選管書記長	當吉郎君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	西吉広君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君	総務課長補佐	田島輝久君
総務課長補佐	仲島正敏君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 議案第31号 徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の変更

○議長（琉 理人君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から議案第31号、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の変更が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議案にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。議案第31号、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の変更を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第31号徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成27年第1回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第31号は、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法の変更に伴い、同広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容は、事務の効率化のため、職員の給与事務を所属町へ移管したいので、規約の一部改正を行うものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第31号、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の変更について、補足説明をいたします。

徳之島愛ランド広域連合規約第17条第2項の経費の支弁の方法の別表第1の出向職員給与等を連合長、副連合長報酬に改め、出向町より100%を所属町100%に改めるものです。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の変更を採決します。

お諮りします。本件は、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号、徳之島愛ランド広域連合規約の経費の支弁の方法に係る同広域連合規約の変更は可決されました。

△ 追加日程第2 議案第32号 平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）

○議長（琉 理人君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から議案第32号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議案にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。議案第32号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 議案第32号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第32号は、平成26年度伊仙町一般会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

何とぞご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第32号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額54億9,490万6,000円に歳入歳出それぞれ367万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を54億9,858万2,000円とするものです。

3 ページ目をお開きください。事項別明細書の歳入のほうからご説明をいたします。

9 款地方交付税29億8,378万8,000円に50万円を増額補正し、29万8,428万8,000円とするものです。

13款国庫支出金、補正前の額6億9,334万8,000円に100万円を増額補正し、6億9,434万8,000円とするものです。主な理由といたしましては、障害者自立支援給付費等負担金の増額によるものでございます。

14款県支出金、補正前の額5億2,290万円に217万6,000円を増額補正し、5億2,507万6,000円とするものです。主な理由といたしましては、障害者自立支援給付費等負担金、青年就農給付金事業補助金、農林業センサス費の増額によるものでございます。

歳入合計補正前の額54億9,490万6,000円に367万6,000円を増額補正し、54億9,858万2,000円とするものです。

次ページお開きください。歳出について、ご説明をいたします。

2 款総務費、補正前の額8億1,747万5,000円に17万6,000円を増額補正し、8億1,765万1,000円とするものです。主な理由といたしましては、農林業センサス費の増額によるものでございます。

3 款民生費、補正前の額13億8,169万7,000円に200万円を増額補正し、13億8,369万7,000円とするものです。主な理由といたしましては、障害者福祉費の増額によるものでございます。

5 款農林水産業費、補正前の額5億3,568万3,000円に150万円を増額補正し、5億3,718万3,000円とするものです。主な理由といたしましては、青年就農給付金事業費の増額によるものです。

歳出合計補正前の額54億9,490万6,000円に367万6,000円を増額補正し、54億9,858万2,000円とするものです。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号、平成26年度伊仙町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第1 議案第14号 伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第1 議案第14号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第14号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号、伊仙町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第24号 平成27年度伊仙町一般会計予算

△ 日程第3 議案第25号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算

△ 日程第4 議案第26号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算

△ 日程第5 議案第27号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算

△ 日程第6 議案第28号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算

△ 日程第7 議案第29号 平成27年度伊仙町簡易水道事業会計予算

△ 日程第8 議案第30号 平成27年度伊仙町上水道事業会計予算

○議長（琉 理人君）

日程第2 議案第24号、平成27年度伊仙町一般会計予算、日程第3 議案第25号、平成27年度伊

仙町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算、日程第5 議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算、日程第7 議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道事業特別会計予算、日程第8 議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算の7件を一括して議題とします。

本件について、当初予算審査特別委員長の報告を求めます。

○当初予算審査特別委員長（樺山 一君）

平成27年度伊仙町一般会計予算他6特別会計予算審査特別委員会審査報告を行います。

去る3月10日の本会議において、当初予算特別審査委員会が設置され、平成27年度伊仙町一般会計他6特別会計予算を付託し、3月16日から18日の3日間集中審議いたしました。

今回の当初予算審議において、特に焦点となったのは、今後10年間を見通した第5次伊仙町総合計画並びに財政計画との整合性が図られているかを前提とし、さらに昨年度の委員長報告においては、常に弾力性のある予算執行を強く望む旨の要望をいたしておりました。そのことを踏まえ、当初予算に関する審査並びに現地調査を行いましたので、順次報告いたします。

まず、3月16日に行われた現地調査について、委員並びに議長を含む14名、さらに執行部より大久保町長、伊喜副町長も同行され、当初予算に関して、主に現地調査を要する箇所をあらかじめ選定し、各会計に応じて、担当課長を初め、職員から詳細な説明をいただきました。

1件目は、5款1項8目の有機物供給センター管理運営費、予算額1,120万7,000円について、老朽化している有機物供給センターを改めて指定管理者へ委託するに当たり、施設内におけるシステム等が正常に稼働するかについて、主に質疑が集中しました。

その件について、当該施設のシステムの保守点検を行っている技術者より、電気関係に携わる立場として、一部の修繕を施したとしても、他の部分で不具合を次々に生じる可能性があり、さらに現状のシステムでは、においや成分など一定の基準を満たした有機物を生成することは不可能である。

また、その問題を解決するためには、完全に設備自体を一新したほうがコスト的にも格段に割安であるとのこと。

しかしながら、経済課長より今後の有機物供給センターとしての役割を考慮して、補助事業に関する情報を収集しつつ、今後検討していきたいとの説明がありました。

この件については、町民が生活を送る上で欠かせない重要な環境衛生にかかわる業務であることから、今後の修繕並びに施設を新設した場合の見積もり書等を徴収し、補助事業等の獲得を視野に、環境課と合同で協議されることを要請します。

2件目は5款1項12目農林水産輸送コスト支援事業費、予算額1億2,447万7,000円について、JAあまみ徳之島事業本部より、専務理事並びに園芸課長が説明員として出席し、現課のばれいしょの集荷状況と価格の動向について説明をいただきました。

その中で、3月14日現在のJAあまみ徳之島事業本部管内における集荷状況は、目標トン数6,172トンに対して2,523トンであり、進捗率として40.8%とばれいしょ集荷が最盛期を迎えている状況を勘案すると、非常に低率でありました。

また、階級割合について、L級26.35%を初め、全体的に降雨不足が影響し、例年と比較して小玉が目立つ状況であり、今期の輸送コストについては、概算でキログラム当たり8円が農家に還元されるということでありました。

さらに、今期の価格高騰に関してJA側の見解は、北海道産の残量が少なく、長崎県産、早春ものが小玉傾向である上に、2月中旬には終了し、鹿児島いずみ、長島産についても減収であり、2月下旬には終了するなど、他の産地においても、天候等が大きく影響を及ぼしたことが価格高騰の原因であるとの見解でありました。

しかしながら、徳之島産においても、同じ条件の中にありながら、市場やスーパー量販店に対して、2週間前に予約販売しており、このような高単価な状況が続けば、差額を負担している市場並びに仲卸の経営に影響を及ぼし、ばれいしょ産地としての信頼を失墜しかねず、来季の相場に悪影響を及ぼす可能性があるかと危惧されていました。

この件については、農家所得向上を初め、市場に対する信用を担保するためにも、契約栽培などを試みて、生産段階で集荷目標を達成できるよう、品質管理も含めて、農家と積極的に協議されるよう、町執行部並びにJA側へ要請いたしました。

3件目は、9款5項12目県営畑地内遺跡等発掘調査事業費、予算額2,300万1,000円について、発掘調査に関する概要を社会教育課長、並びに歴史民俗資料館の学芸員より説明をいただきました。

今回の発掘調査については、地権者から事前に公地化が同意を取得するなど、事業推進に当たって、関係省庁並びに部署において連携し、円滑に事務手続きを進められているとのことでしたが、今回の第3貝塚を初め、調査済みの貝塚についての啓発活動を積極的に行うよう、要請いたしました。

4件目は、7款2項1目過疎対策事業費、予算配当額760万円についてAコープ伊仙店のオープンに伴い、交通量が大幅に増加したことから、近隣住民の安全を確保するためにも、道路拡幅及び歩道の設置が計画されていることについて、建設課長並びに担当課職員から詳細な説明がありました。

計画の詳細については、車道を現状より0.5m拡幅し、歩道については1.5m確保されることにより、交通量の増加に対して通行人の安全性が確保されるとのことでありました。

この件については、歩道の設置に当たって、さまざまな危険要因を回避するために、再度協議をされるよう、担当課への要請をいたしました。

5件目は、5款2項2目19節基幹水利処理施設ストックマネジメント事業費、予算配当額780万円について、伊仙中部地区におけるパイプライン改修を27年度から2カ年を要し、事業を実施するという概要でありました。

この件については、管の破損に伴う漏水等で近年においては、8カ所の破損が生じ、1カ所当た

りの修繕に多額の費用を要するため、同事業を活用し、施設の維持、管理及び安定した農業用水を供給するなど、早急に改修が必要とされるところであります。

さらに、他の幹線水路も破損が生じており、ファームポンドに引き上げるポンプの修繕を含め、県営事業を活用し、今後の農業振興の妨げにならないよう、県と折衝した上で町が負担する財源を確保し、綿密な計画をもとに改善されるよう要請いたしました。

6件目は、簡易水道特別会計内の1款3項3目東部地区基幹改良事業費、予算額4億1,220万円について、27年度事業の実施理由について、水道課長並びに担当職員より説明がありました。

近年当該地区、簡易水道施設は、第1、第2水源ともに河川水、周辺の環境悪化、農地整備等に伴って、工事に赤土が流出されることに伴う原水の濁度が上昇し、水質悪化を期している状況である。

さらに、渇水期間中は、計画水量の確保が困難であることも重なり、今回年間を通して、計画取水量を確実に取水できる水源を新設し、その他の設備投資を今事業で実施することにより、地域住民の生活用水に対する不安等を解消することを目的とした事業であるとのことであります。

この件については、新設予定である浄水場の維持、管理を行う際の安全確保や取水に伴う他の水源への影響を勘案するなど、事業の実施に当たって、慎重に実施していただくよう、担当課へ要請いたしました。

7件目は、平成27年度予算において、廃目となっていましたが、町の重要施策の一環である小規模校区を中心とした住宅建設に伴う費用対効果を追跡調査するために、馬根団地住宅建設事業費について、建設課並びに地元駐在員より説明をいただきました。

同事業においては、一戸建て3LDKの住宅が計画どおり5棟建設されており、また、完成に伴う入居申請状況については昨年度の事業実施前の説明において、町外より若い子育て世代を中心に7名の希望があるとのことでありましたが、現在は町内外より8件の申し込みがあるとのことであります。

特に、小規模校区への住宅建設がもたらす費用対効果について懸案事項であった多子世帯の入居申し込みもあり、当初の目的を達成する見込みでありました。

今後は、厳選なる入居選考会を経て、事業の効果を最大限に発揮し、他の小規模校区のモデル地区になれるよう、担当課並びに駐在員へ要請いたしました。

8件目は、5款1項11目生活改善センター運営費、予算額104万5,000円について、施設の概要並びに利用状況について、経済課長並びに伊仙町特産品加工組合の代表者より説明をいただきました。

まず、施設の状況については、立地上、塩害を受ける箇所であることから、施設の修繕箇所を昨年の第2回定例会において、議決された修繕費で優先順位が高い部分から順次回収が施され、施設利用に当たって支障を来さないよう、担当課並びに関係者の創意工夫が施されておりました。

さらに、施設内部においては、平成27年度における施政方針でもうたわれている6次産業の活性化に向け、貴重な設備が備わっており、設備を利用し、農産物へ付加価値を高めるための特産品加

工組合によって行われているところでありました。

この件について、今後施設管理並びに6次産業化に向けて、さらなる啓発活動や清掃活動を加工組合によって、計画されるところでありましたが、町としても積極的に支援し、特にばれいしょセンターの際に、廃棄処理されているB級品を加工するための施策を展開していただくよう要請します。

現地調査の最終地として、6款1項5目観光拠点連携整備事業費、予算額4,200万円について、平成25年度より実施されている事業の平成27年度において最終となり、島内有数の景勝地である犬布岬公園の再開発について、企画課長並びに担当職員より説明をいただきました。

当該事業においては、国定公園としての役割を担っていることや、戦艦大和を旗艦とする戦没将士慰霊祭が全国的に認知されつつある中で、交流人口増加に資するための重要な整備事業として位置づけられていることから、今後の事業推進に当たっては、生活改善センター同様、塩害を受けやすいことを勘案し、設計の段階から維持管理や使用する材料等を精査するなど徹底した工事監理を強く要請いたします。

以上が、3月16日に実施された現地調査の内容であります。

次に、3月17日から18日の2日間は、本議事堂内で実施された7会計当初予算審査の詳細について、会計別にご報告をいたします。

まず、平成27年度伊仙町一般会計予算については、歳入総額56億2,397万4,000円のうち52.1%の割合を占める地方交付税を初め、他の国、県による支出金、町債を含め、実に86.8%を依存財源に頼る状況となっている。

一方で、町税や分担金、使用料などの自主財源については、全体の13.2%となっており、平成29年度の国営徳之島用水事業に対する償還を勘案し、平成27年度から28年度までの2カ年の財政運営については、徹底した歳入確保、特に町税、分担金、使用料等の徴収強化に努めるべく、強く要請いたしました。

また、町税等の徴収以外に歳入を確保する方策として、平成27年度に実施される国勢調査において、平成26年度の資産で一人当たり25万5,548円の交付税措置をされていることを鑑み、安定財源を確保する観点から調査基準になる10月1日までに人口増加に資する事業を町執行部と議会で立案し、町民の皆様にご理解を得られた上で早急に取り組む必要がありました。

次に、町債について、前年度4億8,040万円に対し、27年度においては、8億8,530万円と前年度より4億490万円増額されていることについて、町の重要施策の一環である企業誘致促進整備対策事業費による増額分であるとのことですが、企業誘致により得られる費用対効果の面を検証すると、所得税や固定資産税、法人税などさまざまな税収が安定して見込めることや、昨年度から取り組んでいる地方創生に関しても、他の自治体のモデルとなることが期待されます。

しかしながら、今後の企業誘致との協議の中で、懸案事項となることが予想されるインフラ整備や貸し工場の賃貸料の設定などについては、綿密な協議を行い、特に過疎対策事業債の借り入れに

伴う町負担分を税込並びに賃貸料で確実に補填できるよう、財務担当と財政シミュレーションを行い、計画的かつ効率的な財政運営を行うことを強く要請したところであります。

次に、町民の皆様が生活する上で欠かせない有機物供給センター運営管理については、さきの現地調査報告でも述べたとおり、施設の老朽化による施設の再建計画が急務であり、特にし尿処理の面で昨年度より人件費を初めとする運営費がかさむなど、当委員会といたしましては、問題解決に向けて協議すべき最優先事項とであると考えます。

さらに、施設の機能が低下した場合、リスクマネジメントについても他町へ受け入れ要請を行うなどを想定したマニュアルを作成する必要性が感じられました。

次に、子宝政策の根幹をなす産科医確保について、本町負担分として600万円の予算配分がなされてきました。

産科医確保は、全国の自治体においても、大変苦慮されている状況であります。離島医療を支える病院側の経営状況を勘案しつつ、離島においても、安心して子供が産める環境を構築し、島内外へアピールすることで移住、定住を決断するきっかけとなることが期待されることから、今後徳之島の将来の医療福祉を考える会を初め、各協議会で子宝政策の情報発信の部分について、協議すべき事項として上げられました。

次に、農業政策について、基幹作物のサトウキビ増産に向けて、県より優良種苗供給確保事業や増産強化対策事業補助金等を活用して、農家の所得向上に寄与すべく、財源を確保されてきましたが、近年の天候等や有害鳥獣による被害が災いして、農家所得は下降の一途をたどっており、塗炭の苦しみにあえいでいることを考慮し、園芸や畜産関係も同様に、今後国や県による高い補助率の事業を模索し、農家負担を軽減できるよう鋭意努力されることを強く望むものであります。

さらに、気候変動などの不可抗力に対して、六次産業化の推進はますます重要となっていることから、直売所百菜を初め、各種団体に向けて、補助金、貸付金を交付される際は、必須条件として、6次産業の推進を促されるよう、強く要請いたします。

次に、教育政策については、大規模事業は計画されていませんが、鹿浦小学校が今年で創立90周年を迎える節目の年であり、同小学校のOBから社会進出を想定した教育として、ICTタブレットを活用した事業を実施されるべく要請がありますが、教育委員会において、タブレット等を活用した事業の導入について検証されるよう要請いたしました。

以上の主な審査状況、並びに現地調査結果を踏まえ、議案第24号、平成27年度伊仙町一般会計予算については、全会一致で原案可決することに決定しました。

次に、議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算について、平成25年度以前滞納分総額が5,978万3,516円となっており、滞納分に対する徴収を徹底することが強く要請されました。

また、議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算についても、86万2,000円の滞納額があり、今後年金受給者を中心に徴収することを勘案して、滞納が増加しない方策について、徴収対策会議において、事前に検証することを要請いたします。

さらに今後、介護保険給付の増額が危惧されている中で、現状より増額された場合の介護保険事業運営に関するシミュレーションを行い、要介護度がさらに上がることがないように、障害者福祉政策を含めて包括支援センター並びに保健センターにおいて、介護サービスの充実を図られるよう要請いたします。

次に、議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算についても、国保介護特別会計予算と同様に、滞納分の徴収に鋭意努力されることを要請し、議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算、議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算、議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算の3つの会計については、全会一致で原案可決することに決定しました。

次に、議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算について、会員の加入促進のため、町職員並びに町内事業所の福利厚生施設として活用していただくよう、広報活動を積極的に実施するよう求め、町としても利用促進を働きかける旨の答弁をいただきました。

また、ほーらい館の運営に当たって、光熱費や燃料代、人件費等の節減についても、さらなる改善を求め、両町にも利用者のための財政支援を要請する旨の答弁があったことなど踏まえ、議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算については、全会一致で原案可決することに決定しました。

次に、議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道事業会計予算、議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算についても、他特別会計同様に、多額の滞納が散見させることや安心、安全な水質を確保するなど、健全かつ徹底した水道事業運営に努められることを要請いたしました。

以上を踏まえ、議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道事業会計予算、議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算の2件については、全会一致で原案可決することに決定しました。

以上で、当委員会に付託されました平成27年度一般会計予算他6特別会計予算についての審査結果の報告を終わります。

平成27年3月20日。

伊仙町議会当初予算審査特別委員会。

○議長（琉 理人君）

これから議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第24号、平成27年度伊仙町一般会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第24号、平成27年度伊仙町一般会計予算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第24号、平成27年度伊仙町一般会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第25号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第25号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第26号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第27号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第27号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第28号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第28号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第29号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第29号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

これから議案第30号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第30号、平成27年度伊仙町上水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

△ 日程第9 議員の派遣

○議長（琉 理人君）

日程第9 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付してあります議員派遣予定表のとおり、議員の派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、議員派遣予定表のとおり、議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本議会の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第11 常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（琉 理人君）

日程第11 常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました継続審査の事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長並びに経済建設常任委員会から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回伊仙町定例議会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 上 木 千恵造

伊仙町議会議員 美 山 保

